

平成26年度

公民館に関する基礎資料



文部科学省
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

公民館に関する基礎資料

目 次

I 公民館関係法令及び施行通達等

1	教育基本法（平18.12.22 法律第120号）	3
2	地方自治法（抄）（昭22.4.17 法律第67号）	7
3	社会教育法（抄）（昭24.6.10 法律第207号）	9
4	社会教育法施行令（抄）（昭24.7.22 政令第280号）	13
5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭31.6.30 法律第162号）	14
6	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）（昭34.4.30 各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達）	15
7	社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）（昭34.4.30 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達）	16
8	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平2.6.29 法律第71号）	17
9	学校教育法施行規則の一部を改正する省令について（昭22.5.23 文部省令第11号及び平10.3.27 文部省告示第41号）	20
10	社会教育法の一部を改正する法律について（抄）（平13.7.11 各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事等あて 文部科学事務次官通知）	21
11	公民館の設置及び運営に関する基準（平15.6.6 文部科学省告示第112号）	24
12	「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示について（平15.6.6 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	25
	（参考）公民館の設置及び運営に関する基準（昭34.12.28 文部省告示第98号）	28
	（参考）「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について（昭35.2.4 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達）	30
13	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平20.6.11 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、国立国会図書館長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	33
	（参考）社会教育法等の一部を改正する法律・改正省令・改正告示 関連資料	39
	（参考）通知を行う文部科学省が所管する関係独立行政法人	39
14	教育振興基本計画（抄）（平25.6.14 閣議決定）	40
	（参考）教育振興基本計画の概要	44
15	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）（昭37.9.6 法律第150号）	47
16	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）（昭37.10.10 政令第403号）	48
17	文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領（昭45.12.7 文体体第221号）	49

II 公民館の設置・運営に関する通知・通達

1	公民館の設置運営について（昭21.7.5 各地方長官あて 文部次官）	59
---	------------------------------------	----

	(参考) 公民館の設置運営の促進に関し協力方依頼の件	
	(昭21. 8. 16 都道府県農業会会長あて 文部省社会教育局長) ……………	65
	(参考) 公民館経営と生活保護法施行の保護施設との関連について	
	(昭21. 12. 18 各地方局長あて 文部省社会教育局長, 厚生省社会局長) ……………	65
2	労働者教育に関する労働省(労政局), 文部省(社会教育局) 了解事項について	
	(昭23. 7. 28 労働省労政局長, 文部省社会教育局長) ……………	67
3	公民館と興行場法との関係等について(昭25. 6. 16 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達) ……………	67
4	市町村立公民館の役職員について(昭26. 3. 30 各都道府県教育委員会, 各都道府県知事あて 文部省社会教育局長, 地方自治庁次長) ……………	69
5	社会教育法令の解釈指導について(昭26. 6. 29 高知市長あて 文部省社会教育局長回答) ……………	70
6	公民館長(非常勤)の立候補制限について(昭27. 9. 26 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長回答) ……………	72
7	公立公民館の備品の管理について(昭28. 10. 13 各都道府県教育委員会委員長あて 文部省社会教育局長) ……………	73
8	公民館の分館に関する疑義の照会について(抄)(昭29. 3. 15 大分県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答) ……………	74
9	公民館と公職の選挙について(昭30. 1. 13 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通達) ……………	74
10	社会教育法第23条の解釈について(昭30. 2. 10 千葉県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答) ……………	76
11	社会教育法第23条第1項第1号の解釈について(平25. 3. 26 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知) ……………	77
12	公立公民館の設置及び管理について(抄)(昭30. 2. 19 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通知) ……………	79
13	公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について(昭30. 4. 14 愛媛県教育委員会社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答) ……………	81
14	公民館に関する疑義について(昭30. 5. 13 熊本県教育庁社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答) ……………	82
15	公民館長の身分取扱について(昭30. 6. 22 山形県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答) ……………	84
16	公民館と興行場法との関係について(昭30. 8. 8 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知) ……………	85
17	憲法第89条にいう教育の事業について(昭32. 2. 22 文部省社会教育局長あて 法制局第一部長回答) ……………	87
18	市議会議員を非常勤の公民館長に任命することについて(昭41. 11. 25 福岡県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答) ……………	89
19	許可, 認可等の整理に関する法律の施行について(昭42. 8. 14 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知) ……………	89

20	公民館の管理運営等の適正化について（昭63.1.19 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知）	90
21	社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（平7.9.22 各都道 府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知）	91
	（参考）公民館施設の民間営利社会教育事業者による利用について	93
22	家庭教育学習の拠点としての公民館の充実について（平12.4.14 各都道府県教育委員 会教育長あて 文部省生涯学習局長依頼）	94
23	社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進について （平17.7.1 各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政 策局長・法務省刑事局長・最高裁判所事務総局総務局長通知）	96
24	地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について （平17.9.27 各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習 政策局長通知）	97
25	地域における防災に係る教育・啓発活動の推進について （平17.10.24 各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 内閣府政策統括官 （防災担当）・文部科学省生涯学習政策局長・国土交通省河川局長通知）	99
26	地域におけるエネルギー教育・啓発活動の推進について （平17.11.29 各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習 政策局長・経済産業省資源エネルギー庁長官通知）	100
27	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について（通知） （平20.7.25 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	101
	〈参考〉	
	優良公民館表彰要綱（昭46.8.26 社会教育局長裁定）	116
	第67回優良公民館被表彰公民館一覧（平成26年度）	118

Ⅲ 公民館関連施策

1	平成27年度公民館関係予算一覧	129
2	学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	130
3	社会教育を推進するための指導者の資質向上等	133
4	学校を核とした地域力強化プラン（学校・家庭・地域の連携協力推進事業）	136
5	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	138

Ⅳ 公民館の設置・運営に関する答申・建議等

1	社会教育振興方策について（抄）（昭23.4.12 教育刷新委員会建議）	143
2	社会教育施設の整備について（抄）（昭29.2.16 社会教育審議会建議）	143
3	社会教育施設振興の方策はいかにすべきか（抄）（昭31.3.28 社会教育審議会答申）	144
4	公民館の充実振興方策について（昭32.12.10 社会教育審議会答申）	145
5	公民館の設置及び運営上必要な基準について（昭34.12.19 社会教育審議会答申）	147

6	進展する社会と公民館の運営（昭38.3 文部省社会教育局作成資料）	148
7	公民館の充実振興方策について（昭42.6.23 社会教育審議会建議）	157
8	急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（抄） （昭46.4.30 社会教育審議会答申）	158
9	在学青少年に対する社会教育の在り方について（抄） （昭49.4.26 社会教育審議会建議）	162
10	市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について（抄） （昭49.6.24 社会教育審議会答申）	162
11	生涯教育について（抄）（昭56.6.11 中央教育審議会答申）	164
12	社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（抄） （昭61.12.3 社会教育審議会社会教育施設分科会報告）	165
13	生涯学習基盤整備の課題－民間教育・文化・スポーツ事業との連携の在り方－ （中間まとめ）（抄）（昭63.6.17 文部省教育改革実施本部生涯学習専門部会）	166
14	生涯学習推進のためのネットワーク形成について（中間まとめ）（抄） （昭63.7.7 生涯学習関連施設のネットワーク形成に関する懇談会）	167
15	文教施設のインテリジェント化について（抄） －21世紀に向けた新たな学習環境の創造－ （平2.3 文教施設のインテリジェント化に関する調査研究協力者会議）	168
16	公民館の整備・運営の在り方について（平3.6 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会）	168
17	今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄） （平4.7.29 生涯学習審議会答申）	176
18	学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について（抄） －新たな連携・協力システムの構築を目指して－ （平6.9.20 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告）	179
19	地域における生涯学習機会の充実方策について（抄） （平8.4.24 生涯学習審議会答申）	181
20	社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について （平8.4.24 生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）	190
21	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄） （平8.7.19 中央教育審議会第一次答申）	198
22	教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について（報告） （平10.3.26 教育行政機関と民間教育事業者との連携方策に関する調査研究協力者会議）	203
23	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について （平10.9.17 生涯学習審議会答申）	217
24	生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ（抄） （平11.6.9 生涯学習審議会答申）	238
25	学習の成果を幅広く生かす（抄）－生涯学習の成果を生かすための方策について－ （平11.6.9 生涯学習審議会答申）	240

26	新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について（要旨） －情報化で広がる生涯学習の展望－（平12.11.28 生涯学習審議会答申）	242
27	新しい時代における教養教育の在り方について（抄） （平14.2.21 中央教育審議会答申）	243
28	青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（抄） （平14.7.29 中央教育審議会答申）	244
29	「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）の概要 （平16.3.29 中央教育審議会生涯学習分科会）	249
30	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中間報告） （平19.1.30 中央教育審議会生涯学習分科会）	254
31	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（抄） （平20.2.19 中央教育審議会答申）	266

V 民間団体が行った公民館に関する提言等

1	公民館のあるべき姿と今日的指標（抄）（昭42.7 全国公民館連合会）	283
2	都市化に対応する公民館のあり方（抄） （昭45.5.18 全国公民館連合会第二次専門委員会報告書）	286
3	生涯教育時代に即応した公民館のあり方（抄） （昭59.3.31 全国公民館連合会第五次専門委員会答申）	288

VI 基礎データ（平成23年度 社会教育調査）

1	公民館数及び設置率の推移	297
2	公民館職員数の推移	297
3	利用状況	297
4	設置者別公民館数（都道府県別）	298
5	市（区）町村立公民館の設置状況	299
6	公民館職員数（都道府県別）	300
7	公民館の利用状況	301
8	公民館における諸集会の実施状況（都道府県別）	302
9	公民館における学級講座の実施状況（都道府県別）	304
10	公民館運営審議会等の設置館数	306

I 公民館関係法令及び施行通達等

1 教育基本法

〔平成18年12月22日〕
〔法律第120号〕

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目次
前文
第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）
第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）
第3章 教育行政（第16条・第17条）
第4章 法令の制定（第18条）
附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。

一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第1条

二 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第1条

三 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)第1条

六 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)第9条第2項」を「教育基本法(平成18年法律第120号)第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第18条

二 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第17項

2 地方自治法（抄）

〔昭和22年 4月17日 法律第67号
最近改正
平成20年 6月18日 法律第82号〕

第10章 公の施設

（昭38法99・追加）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（昭38法99・追加，平15法81・一部改正）

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必

要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭38法99・追加, 平3法24・平6法48・平11法87・平15法81・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭38法99・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

- 6 公の施設を利用する権利の関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(昭38法99・追加, 平11法160・平15法81・一部改正)

3 社会教育法（抄）

昭和24年 6月10日 法律第207号
最近改正
平成20年 6月11日 法律第 59号

第1章 総 則

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（平13法106・平20法59・一部改正）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 十九 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

(昭28法211・昭34法158・平11法87・平13法106・平20法59・一部改正)

(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関する事。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関する事。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(昭28法211・昭36法166・昭42法120・平11法87・平20法59・一部改正)

第5章 公民館

(昭26法17・旧第4章繰下)

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(昭34法158・一部改正)

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(昭28法211・平11法87・一部改正)

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務(「営利事業」とすべきものと思われる。)に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(昭34法158・追加、平11法160・一部改正)

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(昭31法163・一部改正)

第25条及び第26条 削除

(昭42法120)

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

(昭34法158・一部改正)

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(昭34法158・平11法87・一部改正)

(公民館の職員の研修)

第29条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(昭34法158・追加)

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議す

るものとする。

(昭34法158・平11法87・一部改正)

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(昭31法163・平11法87・平13法106・一部改正)

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(平11法87・一部改正)

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(昭38年法99・一部改正)

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(昭31法163・一部改正)

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭34法158・全改)

第36条 削除（昭34法158）

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

(昭38法99・平11法160・一部改正)

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(昭31法163・平11法160・一部改正)

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(昭28法211・昭60法90・昭61法109・一部改正)

(罰 則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(昭28法211・昭60法90・昭61法109・一部改正)

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

4 社会教育法施行令（抄）

昭和24年7月22日 政令第280号
最近改正
平成12年6月7日 政令第308号

(公民館の施設、設備に要する経費の範囲)

第2条 法第35条第1項に規定する公民館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 公民館に備え付ける図書及び社会教育のための器材器具の購入に要する経費

(昭34政157・全改，昭59政229・旧第2条繰下，平2政195・旧第3条繰上)

(公民館に対する都道府県補助についての報告)

第3条 都道府県が法第37条に規定する補助をする場合には、文部科学大臣は、同条の規定により、当該都道府県の教育委員会に対して、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

- 一 公民館の設置運営の概況
- 二 公民館運営費補助額の明細
- 三 公民館運営費補助に関する都道府県の条例又は補助の方法

(昭34政157・旧第4条繰上・一部改正, 昭59政229・旧第3条繰下, 平2政195・旧第4条繰上, 平12政308・一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和31年6月30日 法律第162号
最近改正
平成12年6月9日 法律第91号

第4章 教育機関

第1節 通則

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する

事項は、この法律及び法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

6 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社第283号〕
〔各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達〕

このたび、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）が第31回国会（通常会）において成立し、4月30日公布、既実施行されました。また、この法律の制定に伴い、社会教育法施行令等の一部を改正する政令等が同日付で、それぞれ公布、施行されました。

改正法令の意図する社会教育の充実振興を図るためには、国、都道府県、市町村の関係諸機関が改正法令を適正に運用することが必要であると考えます。

ついては、下記事項に留意の上、社会教育の充実、振興を図るため格段の努力を払われるようお願いいたします。

なお、管下各市町村の教育委員会その他関係方面に対して、すみやかにこのことの周知徹底を図られるとともに、御指導下さるようお願いいたします。

記

- 1 社会教育主事及び社会教育主事補に関する事項（略）
- 2 社会教育関係団体に対する補助に関する事項（略）
- 3 公民館に関する事項

公民館活動の一層の充実、振興とその運営の適正を図るため、公民館の設置及び運営の基準が設定されることとなり、また公民館主事の職務及び分館設置の根拠が法で明示されるとともに2以上の公民館に共通の公民館運営審議会を置くことが認められた。

公民館の基準では、その設置及び運営上必要な施設、設備及び人員配置等が定められるが、公民館の設置者がこの基準に従って公民館を設置し運営するよう、都道府県の教育委員会は積極的にその指導、助言、援助にあたられたい。また、公民館の主事については、その重要性にかんがみ、法において職務を明確にすることとされたのであり、管下市町村にその地位の確立、待遇の改善等を図るよう特に指導されたい。

なお、公民館の職員の研修については、一の(4)と同様に任命権者のほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会もこれを行うこととされたので、貴委員会においても、その実施に努力されたい。

- 4 その他の事項（略）

7 社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このたび、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行に伴い、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）、図書館法施行令（昭和34年政令第158号）、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（昭和34年文部省令第13号）並びに「社会教育に関係のある職及び教育に関する職の指定」（昭和34年文部省告示第53号）が公布、施行になりました。

これらの改正法令につきましては、文部事務次官より（昭和34年4月30日文社社第283号）で通達されましたが、なお細部につきましては、下記事項に留意の上管下各市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに、適切に指導されるようお願いいたします。

記

- 1 社会教育主事について（略）
- 2 補助金の対象となる社会教育関係団体の事業について（略）
- 3 委員の報酬について

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員に報酬を支給することとする改正に伴い、地方公共団体においては、地方自治法第203条第3項の規定により、すみやかに条例で、その報酬の額および支給方法を定めるとともに、所要の財源措置等必要な措置を講じなければならないが、その際、社会教育委員等の職務の重要性について十分に配慮するとともに、地方公共団体の他の諮問機関の委員等と均衡を失しないように留意すること。

なお、社会教育委員の報酬支給に伴う財源措置は、地方交付税において措置することとしている。

- 4 公民館の主事及び運営審議会について

- (1) 公民館の主事は専任職員として任命することが望ましいが、当分の間は、実情に応じて社会教育主事等に兼任させる等の方法により、公民館の事業の積極的な振興をはかるよう措置されたい。
- (2) 法第27条に新たに公民館の主事の職務を明記し、その地位の確立と待遇の向上を図ることとなったので、市町村においては、定数条例、給与規則等に公民館主事を明確にすること。
- (3) 同一市町村の公民館における公民館運営審議会委員の重複を避け、市町村内の公民館の有機的連繋と能率的運営を図るため、市町村が2以上の公民館を設置する場合には、条例で定めるところにより、その2以上の公民館に共通の公民館運営審議会を置き、それぞれの公民館の館長の諮問に必ず応ずるものとするのが認められた。

これによって公民館活動の能率的運営が期待されるのであるが、その実施に当つては実情に即した運用を図るようになされたい。

- 5 公民館、図書館及び博物館の補助について

公民館、図書館及び博物館の補助の補助対象経費の範囲は、社会教育法施行令及び博物館法施行令において、従前の補助金等の臨時特例等に関する法律施行令第2条及び第3条の規定とほぼ同様の内容が規定されているが、従前、施設の新築にあたって認められることになっていた施設費補助は、今

後、施設の建築にあたって補助することができるように改められた。

8 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

〔平成2年6月29日 法律第71号〕
最近改正
〔平成14年3月31日 法律第15号〕

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(平成11法160・一部改正)

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規

定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下も同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（平成11法160・一部改正）

（地域生涯学習振興基本構想）

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

- 二 前項に規定する地区の区域に関する事項

- 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

- 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

- 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

- 3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

- 4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

- 5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

- 一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

- 二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

- 三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

- 6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

- 7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更

を除く。)について準用する。

(平11法87・平11法160・一部改正)

(判断基準)

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
 - 二 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
 - 五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第4条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、判断基準の変更について準用する。

(平11法87・平11法160・一部改正)

第7条 削除(平11法87)

(基本構想の実施等)

第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(平11法87・平11法160・一部改正)

第9条 削除(平14法15)

(都道府県生涯学習審議会)

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は

知事に建議することができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
(平11法102・旧第11条繰上)
(市町村の連携協力体制)

第11条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(平11法102・旧第12条繰上)

9 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について

○学校教育法施行規則(抄)

昭和22年5月23日 文部省令第11号
最近改正
平成16年3月31日 文部科学省令第22号

第63条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(平10文令3・全改, 平12文令53・一部改正)

○学校教育法施行規則第63条の4の規定により、別に定めることとされた学修について定める件

平成10年3月27日 文部省告示第41号
最近改正
平成12年12月11日 文部省告示第181号

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「省令」という。)第63条の4の規定に基づき、次のように定め、平成10年4月1日から施行する。

なお、学校教育法施行規則第63条の4の規定により、別に定めることとされた学修について定める件(平成5年文部省告示第24号)及び学校教育法施行規則第63条の5の規定により、知識及び技能に関する審査で別に定めることとされたものについて定める件(平成5年文部省告示第25号)は廃止する。

- 1 省令第63条の4第一号の別に定める学修は、次に掲げる学修(第四号に掲げる学修にあっては、高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものに限る。)とする。
 - 一 大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

- 二 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修
 - 三 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
 - 四 大学において開設する公開講座における学修，公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
- 2 省令第63条の4第二号の知識及び技能に関する審査で別に定めるものは，次に掲げる審査とする。
- 一 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）により文部科学大臣が認定した技能審査で，当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
 - 二 前号に掲げるもののほか，次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査で，当該審査の合格に係る学修が高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の実施に関し，十分な社会的信用を得ていること。
 - ハ 審査が全国的な規模において，毎年1回以上おこなわれるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が，適切かつ公正であること。
- 3 省令第63条の4第三号の別に定める学修は，次に掲げる活動に係る学修で高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたものとする。
- 一 ボランティア活動，就業体験その他これらに類する活動
 - 二 スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたもの

10 社会教育法の一部を改正する法律について（抄）

〔平成13年7月11日 13文科生第279号〕
〔各都道府県教育委員会教育長，各都道府県知事等あて 文部科学事務次官通知〕

先の第151回国会において「社会教育法の一部を改正する法律」が成立し，別添のとおり，平成13年7月11日付けをもって，法律第106号として公布され，同日から施行されました。

今回の改正は，家庭教育の向上のため，家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるようにするものであります。また，青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の体験活動を促進するため，様々な体験活動の機会の提供等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育行政の活性化を図るため，社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和する等，所要の改正を行なうものであります。

その概要等は下記のとおりですので，十分に御了知の上，適切に御対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町村長等に対しても、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いいたします。

なお、今回の改正事項に係る社会教育主事の実務経験に関する告示の制定については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、予め御承知おき下さい。

記

1 家庭教育に関する学習機会の充実等（第5条第七号関係）

(1) 改正内容の概要

家庭教育に関する学習機会の充実を図るため、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定したこと。

(2) 基本的な留意点

- ① 今回の改正の趣旨は、家庭教育の向上を図るため、教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら講座や集会を開催すること、及び民間の社会教育団体等が開催する講座や集会を奨励することを教育委員会の事務として規定するものであること。
- ② 「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催」については、各教育委員会において、従前より、家庭教育学級・講座の開設などにより取り組まれてきたところであるが、今後、就学時健康診断や乳幼児健康診断のほか、学校説明会や学校への体験入学、PTAの会合など、できる限り多くの親が集まる機会に講座等を開設することや、企業等の職場内で講座を開設することなど、参加者の学習要求や地域の実情に応じた多様な学習機会がより多く提供されるよう、一層の充実を図ること。
- ③ PTAや子育てサークル等が行う家庭教育に関する学習機会の提供について、公民館等の社会教育施設や学校施設の利用に当たって便宜を図ること、指導者の養成を図ること、日頃から情報交換を密に行うことなどにより、これらの団体等が実施する家庭教育の講座や集会の奨励に努めること。
- ④ 各教育委員会における家庭教育に関する学習機会の提供に当たっては、事業の円滑な実施が図られるよう、学校、母子保健部局、PTAをはじめとする関係機関・団体等との連携協力を努めるとともに、乳幼児を持つ親や仕事を持つ親なども参加しやすいものとなるよう、託児への対応や講座等の実施日・時間帯などに配慮すること。

2 ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実（第5条第十二号関係）

(1) 改正内容の概要

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、「青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」を教育委員会の事務をして規定したこと。

(2) 基本的な留意点

- ① 今回の改正の趣旨は、教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること、及び民間の社会教育団体等が実施する事業を奨励することを教育委員会の

事務として規定するものであること。

- ② 併せて学校教育法を改正し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、児童生徒の「体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」とともに、「社会教育団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としており、これは、学校教育と社会教育とがあいまって体験活動を促進していく趣旨であること。
- ③ 体験活動の実施に当たってのその他の留意点については、別途通知する予定であること。

3 社会教育主事の資格要件の緩和（第9条の4関係）（略）

4 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱範囲の拡大（第15条第1項及び第30条第1項関係）

(1) 改正内容の概要

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を委嘱できるようにしたこと。

(2) 基本的な留意点

① 今回の改正の趣旨は、従来の「学校教育及び社会教育の関係者」及び「学識経験のある者」に加えて、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を、社会教育委員や公民館運営審議会の委員に委嘱できることにより、家庭教育の向上のための施策の一層の充実を図るものであること。

② 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、例えば、以下のような者を指すものであること。

ア 子育てサークル（子育て中の親が任意に集まり、親子のふれあいや仲間づくり等を目的に活動を行うサークル）のリーダー

イ 子育てサポーター等、自らの子育て経験を活かすことなどにより、家庭教育に関する悩みや不安を抱く親からの相談に対応したり、情報提供を行う者

ウ 家庭教育に関する相談員や児童福祉司等、子育てに関する親からの相談に対応している者

③ 各教育委員会においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱し、これらの者の意見を積極的に家庭教育の向上のための諸施策に反映させるよう努めること。そのためにも、社会教育委員の会議等を活性化し、各種審議、提言活動、調査研究等をこれまで以上に積極的に行っていくよう努めること。

5 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条第2項関係）（略）

11 公民館の設置及び運営に関する基準

[平成15年6月6日 文部科学省告示第112号]

社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34年文部省告示第98号）の全部を次のように改正する。

（趣 旨）

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（対象区域）

第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

（地域の学習拠点としての機能の発揮）

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

（奉仕活動・体験活動の推進）

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

（地域の実情を踏まえた運営）

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものと

する。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

12 「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示について

〔平成15年6月6日 15文科生第343号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

このたび、別添のとおり、平成15年6月6日付けをもって、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2に基づく、「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部科学省告示第112号）が告示され、同日から施行されました。

本告示は、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ、従来の「公民館の設置及び運営に関する基準」（昭和34年12月28日文部省告示第98号）の全部を改正したものです。

貴教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び各公民館に対して本基準について周知を図るとともに、別紙の各事項に十分御留意の上、適切な指導をお願いします。

(別 紙)

「公民館の設置及び運営に関する基準」について

1 第1条関係（趣 旨）

- (1) この基準は、社会教育法第23条の2に基づき、公民館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上必要な基準として定めたものであり、公民館及びその設置者は、この基準に基づき、それぞれの公民館の水準の維持、向上に努めるものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、この基準を踏まえ、公民館を設置する市町村への適切な指導、助言等に努められたいこと。

2 第2条関係（対象区域）

- (1) 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、地域の諸条件を勘案し、事業の主たる対象となる区域を定めるものとする。
- (2) 学習ニーズの多様化、高度化や生活圏の広域化に伴い、地域の実情に応じて、対象区域にこだわらない広域的、体系的な学習サービスの一層の充実についても期待されること。
- (3) 市町村合併などに際し、公民館の配置が見直されるような場合には、地域住民の利用上の便宜を損うなど、公民館活動の進展が妨げられることのないよう十分に留意願いたいこと。

3 第3条関係（地域の学習拠点としての機能の発揮）

- (1) 公民館は地域の学習拠点として、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応できるよう、幅広い関係機関等と共催で事業を実施することなどにより、多様な学習機会の提供に努めるものとする。
- (2) 地域住民の学習活動に資するよう、インターネットを通じた情報提供、衛星通信を活用した大学の公開講座や子どもたちへの体験活動に関する情報の収集・提供などにより、幅広い学習情報の提供に努めるものとする。
- (3) 地域の実情に応じて、教育・学習活動のネットワークの拠点となるよう、地域の様々な機関、団体間の連絡・調整の役割などについても期待されること。

4 第4条関係（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の事務として家庭教育に関する学習機会の提供等が法律に明記され、各地方公共団体における取組みの一層の充実が求められていることから、地域の実情に応じて、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、託児室の整備等による託児サービスの充実、子育て支援ボランティアや地域の指導者の情報の収集・提供、子育てグループやそのネットワーク等の育成やこれらのグループ等に対する配慮などにより、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

5 第5条関係（奉仕活動・体験活動の推進）

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の事務として青少年への社会奉仕体験活動・自然体験活動等の機会の提供などが明記され、各地方公共団体における取組みの一層の充実が求

められていることから、地域の実情に応じて、公民館においても青少年の体験活動事業、ボランティアの養成研修、セミナーの開催、ボランティアコーディネーターによる情報の収集・提供などにより、奉仕活動・体験活動に関する学習機会や学習情報の提供の充実に努めるものとする。

6 第6条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

- (1) 平成13年7月の社会教育法の一部改正により、地方公共団体が任務を遂行するに当たっては、学校教育との連携確保や家庭教育の向上への必要な配慮が求められていることから、公民館においても、事業を実施するに当たっては、関係機関・団体との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進に努めるものとする。
- (2) 地域住民の多様な学習ニーズに適切に対処するため、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、情報の収集・提供、事業の共同施設などにより、必要な協力及び支援に努めるものとする。
- (3) 事業を実施するに当たっては、参加体験型事業の実施、大活字本や点字の資料の活用、託児サービスの充実などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加が促進されるよう努めるものとする。
- (4) 事業を実施するに当たっては、講師、ボランティア等としての受け入れなどにより、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

7 第7条関係（地域の実情を踏まえた運営）

- (1) 公民館の設置者は、地域の実情に応じて、公民館運営審議会を十分に活用することなどにより、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営に努めるものとする。
- (2) その際、人々の生活様式の多様化に対応し、例えば、各公民館ごとに異なった曜日を休館日としたり、夜間開館により昼間は利用できない人の利用や、夜間の事業準備などについて配慮するなど、それぞれの地域の実情を踏まえた開館日及び開館時間の設定の工夫を行い、地域住民の便宜を最大限に図るよう努めるものとする。

8 第8条関係（職員）

- (1) 公民館には、館長を置くほか、その規模及び活動状況に応じて、求められる役割を十分に果たすことができるよう、適正な数の公民館主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。
- (2) 館長及び公民館主事については、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるため、社会教育に関する識見と経験を有し、事業に関する専門的な知識及び技術を有するものをもって充てるよう努めるものとする。
- (3) 公民館の設置者は、職員の資質及び能力の向上を図るため、国際化、情報化等の進展など現代的課題への対応に配慮しつつ、継続的、計画的な研修の機会の充実に努めるものとする。

また、職員自らも、公民館の運営上支障がない限り、種々の研修機会を積極的に利用することなどにより、専門性のある職員としての資質及び能力の向上を図ることが期待されること。

9 第9条関係（施設及び設備）

- (1) 公民館は、地域の実情に応じ、例えば、多目的に利用できるオープンスペース等を整備するなど、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- (2) 施設及び設備の整備に当たっては、地域の実情に応じて、例えば、パソコンや視聴覚機器の整備、スロープや車椅子用トイレの整備、託児室の整備を図るなど、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

10 第10条関係（事業の自己評価等）

- (1) 公民館は、事業の水準の向上を図り、公民館の目的を達成することができるよう、日頃の運営方法の工夫、改善に努めるとともに、事業の成果等について自己点検・自己評価を行い、その結果を地域の住民に公表するよう努めるものとする。
- (2) その際、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、公民館運営審議会を十分に活用することが望ましいこと。なお、必要に応じて、外部評価を導入することについての検討も期待されること。

11 その他

- (1) 公民館やその分館の設置に当たっては、地域住民の利用上の便宜等の観点から、地域の実情に応じて、学校の余裕教室や民間施設などを活用することについても考えられること。
- (2) 「公民館」の呼称については、必要に応じて、利用者である地域住民に親しまれるような呼称を付けることについても考えられること。

（参考）公民館の設置及び運営に関する基準

[昭和34年12月28日 文部省告示第98号]

（趣 旨）

第1条 この規程に定める基準は、公民館を設置し、及び運営するのに必要な基準を示すものであるから、公民館の設置者は、この基準に従い、公民館の水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

（対象区域）

第2条 公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、当該市町村の小学校又は中学校の通学区域（児童又は生徒の就学すべき学校の指定の基準とされている区域をいう。）人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）を定めるものとする。

（施 設）

第3条 公民館の建物の面積は、330平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は、230平方メートルを下らないものとする。

2 公民館には、少くとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 会議及び集会に必要な施設（講堂又は会議室等）
- 二 資料の保管及びその利用に必要な施設（図書館、児童室又は展示室等）
- 三 学習に必要な施設（講義室又は実験・実習室等）

四 事務管理に必要な施設（事務室、宿直室又は倉庫等）

3 公民館には、前2項に規定するもののほか、体育及びレクリエーションに必要な広場等を備えるように努めるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する施設は、公民館の専用の施設として備えるように努めるものとする。
（設 備）

第4条 公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。

一 机、椅子、黒板及びその他の教具

二 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音機、テレビジョン受像機、幻灯機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具

三 ピアノ又はオルガン及びその他の楽器

四 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具

五 実験・実習に関する器材器具

六 体育及びレクリエーションに関する器材器具

（職 員）

第5条 公民館には、館長及び主事を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増加するように努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるように努めるものとする。

（他の施設等との連絡協力）

第6条 公民館は、その事業の実施にあたっては、他の公民館、図書館、博物館、学校その他の教育機関及び社会教育関係団体等と緊密に連絡し、協力するものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力と援助を与えるように努めるものとする。

（連絡等にあたる公民館）

第7条 2以上の公民館を設置する市町村は、その設置する公民館のうち、1の公民館を定めて、当該公民館の事業のほか、市町村の全地域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業、その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施させることができる。

2 前項に規定する公民館の講堂以外の建物の面積は、330平方メートル以上とするように努めるものとする。

3 第1項に規定する公民館は、第4条に規定する設備のほか、当該公民館の館外活動及び第1項の事業の実施に必要な自動車その他の設備を備えるものとする。

（公民館運営審議会）

第8条 市町村は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項ただし書の規定により、2以上の公民館について1の公民館運営審議会をおくときは、これを前条に規定する公民館に置くようにするものとする。

（分 館）

第9条 公民館の事業の円滑な実施を図るため、必要がある場合には、公民館に分館を設け、当該公民館の対象区域内における第2条の条件又は当該公民館の事業の内容に応じて分館の事業を定めるものとする。

(参考)「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いについて

〔昭和35年2月4日 文社施第54号〕
〔各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

さきに告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和34年文部省告示第98号)は1月20日付で送付いたしました。この基準の取扱いにあたっては別紙の各事項を十分留意の上、周知徹底をはかり、基準施行に遺憾のないよう適切な指導をお願いします。

別 紙

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いについて

1 趣 旨

この基準は、現段階において公民館の事業の達成と遂行上少なくとも必要とする内容を示したもので理想的水準を規定したものではない。したがって設置者はその設置する公民館の内容が、この基準に達するように計画を立てて、その実現に努めることはもとより、すすんで水準の向上を図るように努められたい。

なお、都道府県の教育委員会は、この基準に基づいて都道府県の実情に適した基準を設置し、適切な指導援助を行うなど具体的で有効な措置を講ぜられたい。

2 公民館の対象区域

(1) 公民館は市町村その他一定区域内の住民に対してその事業のしん透を図らなければならない。そのためには、基準に示したもののほか集落の形態、生活様式、産業構造などの諸条件を十分考慮して事業の主たる対象となる区域を定め住民の利用度を高めるとともにその便宜を図る必要がある。

公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば、市にあっては中学校の通学区域、町村にあっては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。しかし市にあっては農村地帯などについては小学校の通学区域とし、市街地などについては人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い区域とするなど他の諸条件をも勘案し実情に即して定めることが望ましい。

なお、いままでの公民館活動の実績によれば、公民館を中心として対象区域の面積が16平方キロメートル以内の場合に利用上の効率が最も高くなっている。

(2) 新市町村建設などに当り、公民館の統廃合が行われる場合には、住民の利用上の便宜をそこない公民館活動の進展を妨げるような統廃合を行わないよう十分に留意されたい。

3 公民館の施設

(1) 設置者は、公民館の事業および住民の要望に応じて専ら公民館の用に供する施設を整備することが必要である。しかし、他の施設を転用する場合には必要な増改築、補修等を行い、公民館の活動に適応するようにされたい。

(2) 公民館の施設の内容は、各種の教育活動のできるもので、少なくとも基準に示されているような

ものでなければならない。

なお、基準第3条第2項各号の括弧内はいずれも代表的な施設の例示であって、例えば「講堂または会議室」は、講堂または会議室のいずれか一つがあればよいことを意味したものではない。

- (3) 「資料の保管およびその利用に必要な施設」とは、図書館、展示室、資料室等を意味し、図書、雑誌を閲覧に供し、図表、絵画、実物、模型、標本等を展示し、保管する施設をいう。

「児童室」とは、主として児童向の資料を整備して児童の利用に供するものをいう。

「学習に必要な施設」とは、青年学級、婦人学級、各種の定期講座等の開設とこれに伴う実験実習に必要な施設をいう。

- (4) 公民館の事業の遂行上最低必要とみなされる専用の建物の面積は330平方メートル以上であるが、利用者の増大等に応じて面積を拡大することが望ましい。

なお、この最低の面積によって基準に示されている必要な施設を備えようとする場合には例えば廊下を展示場とし、図書室と児童室を兼ねさせ、講堂を間仕切りすることによって講義室として使えるようにするなど設計に十分工夫されたい。

また、講堂の面積については地域の人口数を対象として定めることが適当と認められるが、近くに学校の講堂、公会堂、体育館等の施設がある場合にはそれらの利用状況、設備状況などを勘案して、その面積を定めるようにされたい。

- (5) 公民館は上記の施設のほか、体育及びレクリエーションの用に供する広場とその他実験実習に必要な農場、農園等の野外施設を備えるかまたは借用等によって利用できるように配慮されたい。

4 公民館の設備

- (1) 公民館は各種の必要な施設を備えるとともに、基準に例示されている設備を充実するように努めなければならない。ただし、実験実習に関する器材器具、体育及びレクリエーションに関する器材器具その他の設備及び、各種の設備の数量については、地域の実情、公民館の施設の内容ならびに公民館の事業に応じて充実をはかることが必要である。

- (2) 基準第4条四号のうち「その他の資料」とは、郷土資料、実物、模型、参考品等をいう。

5 連絡等にあたる公民館

市町村内に公民館が2以上ありその何れもが市町村の一定区域を対象とする場合には、そのうちの1に、その公民館の事業に加えて展覧会、講演会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業、色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業その他公民館の事業の実施に関し相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。

なお、連絡調整にあたる公民館が上記の事業に応ずるためにはその施設ならびに設備についておよそ次のような配慮が必要である。

- (イ) 建物の面積は講堂を除いて330平方メートル以上とし、講堂については、市町村の学校の講堂、公会堂、体育館など利用可能な施設の状況を勘案し市町村全体の人口数に応じた規模のものを設けること。
- (ロ) 設備は、基準第4条に示すもののほか、図書、資料、視聴覚教材、搬出できる各種の実験実習用具等各公民館において共通に利用できるもの、または運搬、連絡に用いられる自動車、その他個々の公民館の特性を損うことなくその各々に設置することが適当でないと思われるものを整備すること。

6 公民館運営審議会

市町村が社会教育法第29条第1項ただし書の規定により共通の公民館運営審議会を置く場合には、条例で共通の公民館運営審議会を置く公民館名、公民館運営審議会を共有する公民館名等を定めるものとする。また、審議事項については、公民館運営審議会を共有する公民館の問題が平等に扱われるよう留意するとともに住民の意志が十分反映されるようその運営はもとより、委員の選出、任命に慎重な考慮を払うようにされたい。

7 分館

- (1) 公民館の対象区域が広範囲にわたる場合等には、分館を設けるようにされたい。ここにいう「分館」とは、条例等で市町村立の公民館の分館として定め市町村によって維持管理されるものを意味する。
- (2) 分館の施設は、公民館の対象区域の状況と本館の事業との関係に応じてその面積と施設の内容を定めることが望ましい。

なお、いままでの実績によれば、すぐれた成果をあげている公民館には、いくつかの分館を設置しているものが多く、公民館までの距離が2キロメートルに満たない場合でも分館の設置によって利用上の効率を増大している事例が数多くみられる。
- (3) 部落、町内等対象区域内に設けられた公民館類似施設の取扱については、なるべく市町村立とするよう努めることが望ましい。ただし、このことは公民館類似施設を排除することを意味するものではない。したがって、公民館は公民館類似施設に対し、その運営について必要な協力と援助を与え、対象区域内の公民館活動の普及徹底を図るとともに住民の利便に寄与するようとくに配慮されたい。

8 職員

公民館の施設、設備を有効に運用して公民館活動の成果を挙げるには専任の館長、専任の主事、その他専任の事務職員、技術職員等の職員を充実することが必要であるがとくに次の事項について留意されたい。

- (1) 館長、主事は公民館運営の中心となる職員であるから、その採用に当つては、慎重を期することはもとより、公民館の事業についての専門的知識、技術、経験を有する等必要な資質を備えた者のうちから任用するよう努めること。
- (2) 都道府県の教育委員会は館長、主事について十分研修できる機会を作り、市町村はこれに参加させるなど便宜を供与するよう努めること。

9 その他

以上のほか次の諸点について留意されたい。

(1) 公民館の呼称

公民館の呼称は異なる内容のものをも同一の呼称を用いているなど様々で、調査等に不便なことが多いので今後は、なるべく次のようなものを用いること。

(イ) 市町村の全地域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市（市立）公民館

または

〇〇市（市立）中央公民館

(ロ) 一定区域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市（市立） 〇 〇公民館

（地区名）

ただし、基準第7条の公民館は(イ)の呼称を用いてもさしつかえない。

(ハ) 分館の場合

(イ)の公民館に所属する場合

〇〇市（市立）公民館〇〇分館

または

〇〇市（市立）中央公民館〇〇分館

(ロ)の公民館に所属する場合

〇〇市（市立） 〇 〇公民館〇〇分館

（地区名）

なお、従来の支館、分室等の名称はなるべく避けるようにされたい。

(2) 報 告（略）

(3) 運 営

公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効率を増大するよう努めなければならない。

(イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮するとともに公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施するようにすること。

(ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によるように努めること。

(ハ) 同一市町村にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するように努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けるとともにすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること。

13 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

〔平成20年6月11日 20文科生第167号

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、国立国会図書館長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知

〕

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、別添1のとおり、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、一部を除き、同日より施行されました。なお、改正法附則第1項により、大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については、平成22年4月1日より施行されることとなります。

また、この改正法の公布及び施行に伴い、関係する省令及び告示について、同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は、改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。
改正の概要、主な改正条文の趣旨及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理を願います。
なお、改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

第二 改正の内容

I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

1 社会教育法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。
- ③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。
 - (i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務
 - (ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務
 - (iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務
 - (iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務
 - (v) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2関係）

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって、これに代えることができることとする。

エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4関係）

社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職を加えること。

オ その他（第9条の3関係）

① 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする。

2 図書館法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）

① 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。

② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）

① 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。

② 図書館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）

① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。

② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

③ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする。

④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。

エ その他（第3条関係）

① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について、「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

① 博物館が行う事業として、2のアの①と同様の改正を行うこと。

② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第9条及び第9条の2関係）

博物館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上

（第5条及び第7条関係）

① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

② 学芸員及び学芸員補の研修について、2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について、2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のウの①に定める事項については、平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して、法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い、司書講習の受講資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第5条関係）

4 施行期日等

ア この省令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

III 改正告示の概要

1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係（平成20年告示第89号）

ア 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。（一関係）

① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。

② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。
(二関係)

① アの②と同様の改正を行うこと。

② アの③と同様の改正を行うこと。

ウ 施行期日等

① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)

② その他所要の改正を行うこと。

2 司書補の職と同等以上の職の指定関係(平成20年告示第90号)

ア 図書館法第5条第1項第3号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 独立行政法人大学入試センター, 独立行政法人国立女性教育会館, 独立行政法人国立科学博物館, 独立行政法人国立美術館, 独立行政法人国立文化財機構, 独立行政法人科学技術振興機構, 独立行政法人宇宙航空研究開発機構, 独立行政法人日本スポーツ振興センター, 独立行政法人日本芸術文化振興会, 独立行政法人大学評価・学位授与機構, 独立行政法人国立大学財務・経営センター, 独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

⑤ 社会教育主事の職

⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)

② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係(平成20年告示第91号)

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する

職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。（附則関係）
- ② その他所要の改正を行うこと。

- 4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係（平成20年告示第92号）
所要の改正を行うこと。

第三 留意事項

- 1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について（社会教育法第5条第15号，図書館法第3条第8号，博物館法第3条第1項第9号）

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」（※）として行われるボランティア等による支援活動，図書館における子どもへの読み聞かせ活動，博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については，社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から，最終的には教育委員会が，学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ，判断するものである。したがって，学校，社会教育施設及び教育委員会は，このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても，これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業で，例えば，地域住民等の協力を得て，授業や部活動指導，校内環境整備，学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

- 2 公民館，図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について（社会教育法第32条，図書館法第7条の3，博物館法第9条）

公民館，図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については，第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが，その際，利用者である地域住民等の意向が適切に反映され，評価の透明性・客観性が確保されるよう，例えば公民館運営審議会や図書館協議会，博物館協議会等を活用するなど，外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

- 3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって，引き続き各地方公共団体においては，社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言，指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

- 4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条，博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は，地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり，地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。な

お、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

（参考）社会教育法等の一部を改正する法律・改正省令・改正告示 関連資料

※ http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

別紙1 改正法律概要1枚紙

別紙2 官報

別紙3 附帯決議（衆議院・参議院）

（参考）通知を行う文部科学省が所管する関係独立行政法人

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人国立美術館

独立行政法人国立文化財機構

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人日本芸術文化振興会

独立行政法人国立高等専門学校機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人国立大学財務・経営センター

独立行政法人メディア教育開発センター

独立行政法人国立青少年教育振興機構

14 教育振興基本計画 [関係部分]

[平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定]

第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策 ～四つの基本的方向性に基づく、8 の成果目標と 30 の基本施策～

(基本的な考え方)

- 国が行う教育政策の意義・狙いを国民一般、関係者等に分かりやすく伝え、共有するとともに、政策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCA サイクル）の実践が重要である。
- この点を踏まえ、本計画においては、第 1 部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における、①成果目標、②成果指標、③その目標を達成するために必要な具体的施策を示すこととする。
- なお、本計画に掲げる成果目標等は、教育の実施の多くを民間や地方公共団体が自律的に担うものであることに留意し、国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策を整理したものである。各実情に即した具体的な教育の在り方、目標については、国全体の方向性も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが望ましく、そのような自発的取組を国として促すこととする。

(注 1 :成果目標の考え方)

- 成果目標は、政策の事業の量ではなく、教育政策の受益者（学習者、社会全体）に対していかなる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標である。
- その内容として、最終的には、経済指標の向上など社会全体への波及効果を目指すべきであるが、これらの効果の発現に当たっては長期間を要し教育政策以外の様々な要因が介在するため、教育政策との因果関係の立証は必ずしも容易ではない。このため、本計画では、社会全体への波及効果を目指しつつ「どのような知識・能力が身に付くことを目指すのか」、あるいは「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」といったような教育政策による寄与が比較的大きいと考えられる成果目標を設定。
- また、教育政策のアウトカムによる目標設定が困難である場合には、例えば、全国的な取組数の増加など教育政策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定。

(注 2: 成果指標の考え方)

- 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標として、本計画においては、特に重要と考える指標を例示。その際、客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が困難である指標については経年において増減を把握できる内容とする。
- また、達成度の評価に当たっては、本計画に記載しなかった様々な指標の活用や新たな指標の開発、様々な事例の収集等も考慮することが重要。

(注 3: 基本施策の考え方)

- 施策は、本計画に定める成果目標の達成に向けて、5年間に於いて実施する取組（インプット）であり、いつどのように行うのかといった工程（インプット目標）を極力明記。

4. ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
 - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
 - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
 - ・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加
- ④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
 - ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
 - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

<高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上

< 5 年間における具体的方策 >

基本施策 20 きずな 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

【基本的な考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

【主な取組】

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・ 「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成 29 年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。

あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。

- ・ 学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。

あわせて、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進する。さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- ・ 大学等の高等教育機関は、本来、地域における生涯学習の拠点としての機能を有しており、その自主的な判断の下、生涯学習センター等も活用しながら、地域支援人材等を養成する人材認証制度の整備や学び直しの場としての公開講座の充実等、機能強化を促進する。
- ・ また、テレビ・ラジオ放送による授業を実施し、各都道府県に学習センターを設置している等の特性を有する放送大学が、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目や公開講演会等の充実を図り、社会人等が学びやすい学習環境を整備することを促進する。

基本施策 21 地域社会の中核となる高等教育機構（COC 構想）の推進

【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在（Center of Community）である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

【主な取組】

21-1 COC 構想を推進する高等教育機関への支援

- ・ 大学等は、教育研究を行うとともに、これらの成果を基にした公開講座の開催や産学官連携による産業振興、スポーツの推進、防災や環境保全、地域医療・公衆衛生、健康増進、過疎対策など、社会や地域における様々な課題解決に取り組んでおり、地域の再生・活性化に貢献している。

今後、地域の実情に応じて、学部学科や専門分野の枠を越えて、地域の高等教育機関が全学的に連携し、様々な資源を活用しながら地域を志向した教育・研究・社会貢献活動を行うことを支援することで、解決困難な地域の諸課題に対して、学生が課題解決に参画したりするなど、地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC, Center of Community）としての機能強化を図る。

基本施策 22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策 20 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育がおこなわれるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験学習プログラムの開発・普及を促進する。

さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。

また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

教育行政の4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人¹⁴⁶の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
 → 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化¹⁴⁶や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
 → 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
 → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
 → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機的状況

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

<p>○少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・経費増額縮小、負担減、社会保障費の拡大 → 社会全体の活力低下 	<p>○地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会等のつばまりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・価値観・ライフスタイルの多様化 → 個々人の孤立化、規範意識の低下
<p>○グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・モノ・金・情報等の流動化 ・知識基盤社会の本格的到来 ・新興国の台頭等による国際競争の激化 ・生産拠点の海外移転による産業空洞化 → 我が国の国際的な存在感の低下 	<p>○格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済格差の再生産→教育格差→教育格差の再生産、固定化(同一世代内、世代間) → 一人一人の意欲減退、社会の不安定化
<p>○雇用環境の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終身雇用・年功序列等の変容 ・企業内教育による人材育成機能の低下 → 失業率、非正規雇用の増加 	<p>○地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのようにならぬ物議を醸すかきさの追求と、より焦点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方、...

【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

- (共通理念)
- ◆ 教育における多様性の尊重
 - ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
 - ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
 - ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働
- (教育投資の在り方)
- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・案計における教育費負担の軽減
 - ◆ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
 - ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国における公財政支出など教育投資の状況や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸ば)
- 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
- 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

創造

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創出していくことのできる生涯学習社会

自立

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

協働

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

第2期教育振興基本計画 第2部 各論 概要 ～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～
 (基本指標の例) (基本目標) (基本指針)

1 社会を生き抜く力の養成

(★成果指標の例) ◆基本施策の例)

1 生きる力の確実な育成(幼稚園～高校)

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ★新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進(心のノート)の充実・配布、道徳の教科化の検討
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修の一体的な改革)
- ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

2 課題探求能力の修得(大学～)

⇒ どのような環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加(欧米並みの水準) など
- ◆学生の主体的な学びが確立による大学教育の質的転換(アカデミック・エデュケーション・リポート等)
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続(専攻段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換) など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進(評価・情報公開の仕組みの構築、普及、教育支援人材の認証制度の推進など) など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分業別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更) ◆社会人(キャリアアップ)を目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性などの学び直し機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上 ◆英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学人数・外国人留学生数の増加 など ◆外国人教育の強化や双方方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての者に留学機会を実現等)・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 高度ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
- ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減(幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実) ◆挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会を充実 など

4 絆つくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築 ◆コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ◆全学校等で評価、情報提供 など
- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンター・オープンコミュニティ構想(COC構想)の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革 ◆きめ細かくて質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

<p>I 4つの基本的方向性に基づく方策 (1) 社会を生き抜く力の養成</p>	<p>教育内容・方法、 教職員(質)</p>	<p>成果目標1: 生きる力の確実な育成</p>	<p>【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、後継教育等 【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ、暴力行為、防犯等への取組徹底、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】種やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育・スポーツ等 【施策4】教員の質・能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供等 【施策6】特別なニーズに対応した教育 各都府県との連携による関係整備、海外で学ぶ子ども、帰国児童生徒・外国人子どもへの教育環境の整備等 【施策7】後継改善サイクルの確立 全庁的な学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策9】教員の質保証 大学出願の奨励、大学進路改善等 【施策10】柔軟な教育システムの構築 学校段階間の連携・接続、学習の在り方の検討、活かすプロフェッショナルによる質保証(入試改革等)等</p>	<p>成果目標2: 課題探求能力の修得</p> <p>【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの成熟(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、学修支援体制の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向授業、図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等</p> <p>【施策11】現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画教育、人権・環境・消費者・防災に関する学習、自立した運動期を送るための学習、持続可能な開発のための教育(ESD)、体験活動、読書活動等</p> <p>【施策12】学習の質の保証 学習成果の評価・活用</p>	<p>成果目標3: 自立・協働 創造に向けた力の修得</p>
<p>(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成</p>	<p>キャリア・職業教育、 就職支援</p>	<p>成果目標4: 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等</p>	<p>新たな価値を創造する 人材</p>	<p>【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校段階別の職業教育の推進、社会人の学び直しや学習システムの構築、学生への就職支援体制強化等 【施策14】多様な高度な学習機会等の確保 高等機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等 【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学生に臨む関係整備を含む大学等の国際化に向けた支援等</p>	<p>成果目標5: 社会全体の進化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成</p> <p>【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等</p>
<p>(3) 学びのセーフティネットの構築</p>	<p>教育費負担軽減 学習支援・再チャレンジ 安全・安心</p>	<p>成果目標6: 意欲ある全ての者への学習機会の確保</p>	<p>学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援 家庭教育支援</p>	<p>【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の進学支援の充実、高等学校等への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免等 【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 一歩地や疎離地域等の学習環境整備、学校・ローワーク・地域若者サポートステーションの連携等 【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進等</p>	<p>成果目標7: 安全・安心な教育研究環境の確保</p> <p>成果目標8: 互助・共助による活力あるコミュニティの形成</p> <p>【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・風通後子ども教室、学校・公民館等を拠点とした地域コミュニティ形成、地域にもとめる学びづくり(コミュニティカール等)、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化等 【施策22】豊かな学びが育ちあがる中での家庭教育支援 コミュニティの風通による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等</p>
<p>II 4つの基本的方向性を支える環境整備</p>	<p>ガバナンス 基盤整備</p>	<p>成果目標9: 社会教育推進体制の強化</p>	<p>東日本大震災からの復旧・復興支援</p>	<p>【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職団体の適正化等 【施策25】良好な学びを支える教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等</p>	<p>※成果目標1～8の全体に関する</p> <p>【施策30】社会教育推進体制の強化 各主体との連携・協働による地域課題解決への支援</p>

15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

昭和37年9月6日 法律第150号
最近改正
平成19年7月6日 法律第111号

（趣 旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

16 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

昭和37年10月10日 政令第403号
最近改正
平成20年9月19日 政令第297号

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第三十三条 法第十六条第一項の政令で定める施設は、法第三条第一項の特定地方公共団体である都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設（以下次条、第三十五条及び別表第一において「公立社会教育施設」という。）とする。

第三十四条 法第十六条第一項の規定による国の補助は、公立社会教育施設の建物等（同項に規定する建物等をいう。以下第三十六条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する経費（以下この条、次条、第三十七条及び第三十八条において「復旧事業費」という。）の額が一の公立社会教育施設ごとに六十万円以上のものについて行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

2 法第十六条第一項の規定により国が補助する公立社会教育施設の復旧事業費のうち事務費の額は、法第十六条第一項に規定する工事費（以下第三十六条及び第三十七条において同じ。）に百分の一を乗じて算定した額とする。

3 公立社会教育施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第一上欄に掲げる公立社会教育施設の種類に応じて同表下欄に掲げる建物一坪当たりの基準額に、当該施設の別表第二上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗じて算定するものとする。

4 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不相当であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

（都道府県の事務費）

第三十五条 法第十六条第三項の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に存する市町村が当該年度中に行なう公立社会教育施設の災害の復旧に係る復旧事業費の総額、当該災害の復旧を行なう市町村の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。

17 文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領

昭和45年12月7日 文体体第221号
最終改正
平成23年5月10日 23文科生第124号

第1 趣 旨

文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに被災施設の原形および被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

法第2条第1項の規定による「激甚災害」の被害を受けた公立社会教育施設（都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場及び生涯学習センターで当該設置者の所有に係るもの）で次に掲げるものとする。

1 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（当該建物に附属する電気、機械、ガス、給排水衛生等の附帯設備を含む。以下「建物」という。）とする。

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

3 土 地

公立社会教育施設の敷地、屋外運動場（陸上競技場、庭球場、バレーボール場、野球場、球技場、運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

4 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）机・椅子等の備品とする。ただし、消耗品を除く。

第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(一) 原形の判定が可能な場合

(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかき上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

(二) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流出又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘察し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事。

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又は、その施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し著しく材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

(一) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事。

(2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、施行する必要最小限度の工事。

(3) 被災施設が立地条件の悪化等により過去3回以上浸水、被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事。

(4) その他前各号に掲げるものに類する工事。

(二) 土地の場合

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、または材質を改良して施行する必要最小限度の工事、排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための土砂止等を設けて施行する工事。

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事。

第5 復旧費算出の基準

復旧工事費算出は一つの社会教育施設ごとに行なう。

1 建 物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合には、復旧費の算定は全壊又は半壊の面積に要領第8の3に定める1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない場合には、当該補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。なお、再使用可能な残材があるときは、これを使用することとして、復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合には、その新築又は補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

3 土 地

土地が被災した場合には、その復旧に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

4 設 備

(1) 令第34条第3項により算定するものとする。ただし、同項により算定した額が実被害額（調査時の購入価格）より上回るときは実被害額とする。

(2) 設備の被害が令第34条第4項に該当すると認められる場合には、設備の実被害額（調査時の購入価格）および建物の被害程度その他参考となる書類を添付して本省あて報告する。

第6 建物の被害区分

建物復旧算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全 壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの。

2 半 壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

3 補 修（大破以外）

(1) 大 破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

第7 調査前施行工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については、その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査方法

- (1) 文部科学省の調査に対して財務局、福岡財務局支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。
- (2) 調査は原則として実地にて行うものとするがやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地教育事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費、附帯工事費及び設備費）及び事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料ならびに機械器具、損料、営繕損料のほか諸経費（諸経費率は別表とする）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）、机、椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第34条第2項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な経費とする。

3 単 価

(1) 建築の新築復旧の単価

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領のうち小学校、中学校、幼稚園の校舎の単価を準用する。

ただし、体育館、運動場、水泳プール、柔剣道場、相撲場及び漕艇場については、小学校及び中学校の屋内運動場並びに教員住宅の単価を準用する。

(2) (1)以外の復旧の単価

労務及び資材単価は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する単価による。ただし、その単価に定めのない資材については現地適正単価による。

4 歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領を準用する。

5 調査結果の報告

別紙報告書様式1により調査終了後5日以内に本省あて報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 災害復旧事業の採否については事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合。
- (2) 1施設当たりの調査額が1億円以上となる場合。

第9 適用除外

次の各号に掲げるものは、適用除外とする。

- 1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被災事業の確認できないもの。
- 2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては、着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

第10 附 則

この要領は、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用する。

別 表

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0%
建 物 補 修 復 旧	15%
土地復旧（土地、コート類含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	15%
設 備 復 旧	0%

公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領

1 趣 旨

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「法」という。）第2条第1項の規定による「激甚災害」を受けた公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助は、法第16条、同法施行令（昭和37年政令第403号）第33条及び34条に定めるほか、この申請要領による。

2 補助対象となる施設

補助の対象となる施設は、公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場及び生涯学習センターとする。

3 補助事業に要する経費

A 工事費

上記施設で次に掲げるアからエのうち、国の査定を受けた後の復旧費（査定工事費）とする。ただし、次の条件により国の査定後に内容が変更されたものは、査定工事費と変更後の工事費のいずれか少ない額とする。

- 1) 現地調査時には被害の確認が不可能であったこと。
- 2) 工事施工中に、予測できない事態が発生したことによること。

ア 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（（当該建物に附属する電気、機械、ガス、給排水衛生等の附帯設備を含む。）以下「建物」という。）とする。

イ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

ウ 土 地

公立社会教育施設の敷地、屋外運動場（陸上競技場、庭球場、バレーボール場、野球場、球技場、運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

エ 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）、机・椅子等の備品とする。ただし、消耗品を除く。

B 事務費

災害復旧事業の施行に必要な事務に要する経費で上記Aの工事費の100分の1を限度とする。

4 補助金の額

各施設ごとに上記3-A及びBの合計額に3分の2を乗じて得た額とする（ただし、各施設ごとに1,000円未満の端数は切り捨てる）。

5 申請の手続き

公立社会教育施設災害復旧費交付申請書の様式は別紙様式とし、次の書類を添付すること。

- ア 災害復旧事業施設別表（別紙1）
- イ 国庫補助事業対象工事費積算内訳書（別紙2～5）
- ウ 復旧配置図
国庫補助対象とする建物、建物以外の工作物及び土地の復旧箇所、数量を記入すること。
- エ 復旧図
設備復旧の場合は、添付を要しない。
- オ 特例理由書（別紙6）
- カ 契約書本文の写
未契約の場合は、工事施工確約書とする。
- キ 収支予算書の写
当該復旧事業に関する議会の議決した収支予算書の関係部分の写とし、未決の場合は、議決確約書とする。

6 都道府県教育委員会の事務

国庫補助金の内定通知に基づいて域内市町村から国庫補助金申請書が提出されたときは、その内容を検討し、文部科学大臣に提出すること。

Ⅱ 公民館の設置・運営に関する通知・通達

1 公民館の設置運営について

昭和21年7月5日 発社第122号
〔各地方長官あて 文部次官〕

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中核機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することゝなったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

別 紙

公民館設置運営の要綱

1 公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れ変わることである。その為には教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象するのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのでなく、真に町村民の自主的な要望と努力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想である。

2 公民館運営上の方針

- (1) 公民館は町村民が相集って教え合い導き合い互の教養文化を高める為の民主的な社会教育機関であるから、町村民が進んで教えを受け楽しんで之を利用する様に、努めて図書や機械類等の設備を充実し町村民にとって有難い便利な施設として感謝される様に運営されねばならない。
- (2) 公民館は同時に町村民の親睦交流を深め、相互の協力和合を培い、以て町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所でなく、明朗な楽しい場所となる様に運営されねばならない。
- (3) 公民館は亦町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動を振り興す原動力となる機関であるから、

町村内に於ける政治，教育及産業関係の諸機関が一致協力して其の運営に参加しかくして教化活動と産業指導の活動が総合的に推進されねばならない。

- (4) 公民館は謂はゞ町村民の民主主義的な訓練の実習所であるから，館内に於ては性別や老若貧富等で差別待遇することなく，お互いの人格を尊重し合って自由に討議談論するに自分の意見を率直に表明し，又他人の意見は率直に傾聴する習慣が養われる場所となる様に運営されねばならない。
- (5) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから，進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じて貰い，日本中の人々が仲良く理解し合って日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。
- (6) 公民館は全町村民のものであり，全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから，此の施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。
- (7) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であって，郷土の実情や町村民の生活状態等に最も適合した弾力性のある運営が為されるべきで，決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならない。

3 公民館の設置及管理

- (1) 公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを建前とすること。
- (2) 公民館の為に新に建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物例えば青年学校又は国民学校の校舎或は既存の道場，公会堂，寺院，工場宿舎，その他適当な既設建物を選んで施設すること。学校以外に図書館，博物館，郷土館があれば之を公民館に併合し，又は之を公民館の分館として活用すること。私立に係る各種の施設で協議の上公民館に併合し得るものは併合すること。
- (3) 公民館は町村に各一ヶ所設ける外，出来得れば各部落に適当な建物を見付けて分館を設けること。
- (4) 公民館は町村立の営造物として町村に於て管理すること。

4 公民館の維持及運営

- (1) 公民館は町村民全体の自主的な要望と協力によって自治的に設置すべきものであるから，公民館維持経理の財源も一般町村費及寄附金に依るのを原則とすること。農業会，農事実行組合其の他の産業団体等の資金で公民館運営上活用し得るものがあれば，協議の上補助金として之を受け有用に活用する道を講ずること。但し財政的援助をなすことによって特定の団体が公民館の運営を独善的に切りまわす様なことがない様に注意すること。
- (2) 公民館の経費を一般町村費で賄い難い場合は別に公民館維持会の組織を作り，公民館の設置運営に熱意のある篤志者の支持によって円滑な維持経理を図ること。
- (3) 公民館事業の運営は公民館委員会が主体となって之を行うこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること。但し其の町村の実情によっては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思われる各方面の代表者（町村会議員，学務委員，学校教職員，各種産業団体及文化団体の幹部，其の他の民間有力者の中から7の(2)に記した公民館設置準備委員会等に於て適宜話合の上選んでもよいこと。其の人数は凡そ3人乃至8人位が適

当と思われ、其の中に教育者及婦人が含まれていることが望ましいこと。

- (4) 公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当るものであること。
- (5) 公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によって町村長が嘱託すること。公民館長の任期は凡そ1年位と定め、教育に理解あり、且衆望のある最適者を選任することに努めること。適任者の重任は差支えないこと。
- (6) 公民館には専属又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依って選定し、町村長が之を嘱託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼任させるのはよいが、財政に余裕がある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力のある人材を専任に嘱託する様にすること。
- (7) 公民館の運営には、町村民全体の支持と協力とが必要であるのは勿論であるが、公民館主事の外に広く町村内各方面の幹部や有識者を講師嘱託に委嘱し又特に帰省している大学高等専門学校の学生や旅行滞在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機会に相提携して相互の啓蒙に努めること。

5 公民館の編成及設備

公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に応じ、又資金や資材の充足事情に依って、必ずしも画一的にする必要はなく、努めて弾力性のあるものとすべきであるが、以下に掲げる所を一応公民館編成の参考とせられたい。

- (1) 公民館の下の部を置き、各部に主事を配属して其の活発な運営を担当せしむること。
 - 1 教養部 2 図書部 3 産業部 4 集会部上の各部の外必要に応じて例えば体育部、社会事業部、保健部などを設けてもよい。
- (2) 公民館には其の規模に応じ成るべく下の施設を為すこと。
 - 1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室
 - 7 娯楽室 8 講師控室 9 運動場これらの施設は公民館を併設した建物（学校、公会堂其の他）のこれらの施設を共用するものとする。
- (3) 公民館には成るべく下の器具及図書を備えること。
 - 1 映写機 2 幻燈機 3 ラジオ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具、修理器具其の他産業指導に必要な器具（農村、山村、漁村、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具）
 - 5 各種教養図書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、楽器其の他の娯楽器具
 - 8 各種運動器具

6 公民館の事業

- (1) 教養部
 - 1 教養部には常時下の学級を置き教養を求めている男女受講生を募集して一般教養に必要な学科を授け、社会生活の実際に則し、善良な社会人としての資質を養成せしめること。
 - イ 成人学級
 - ロ 婦人学級（又は母親学級）

- 2 成人学級は青年学校卒業者其の他一般成人の受講生を以て編成し下の教育を為すこと。
 - イ 時事問題，公民常識，社会道德に関する教育
 - ロ 産業指導の基礎となるべき科学教育
- 3 婦人学級は女子青年学校卒業者其の他一般成人女子の受講生を以て編成し，下の教育を為すこと。
 - イ 婦人に必要なる時事問題，公民常識，社会道德に関する教育
 - ロ 家庭生活の科学化に必要な教育
 - ハ 家政，育児，家庭衛生，裁縫等に関する教育
- 4 成人学級と婦人学級は必ずしも之を二つに分けて教育する必要はなく，男女共学の学級とするなり又は学科によって両者を合併して教育する等適当に運営すること。
- 5 教養部の教育に於ては社会人としての相互啓発の為，常に研究会，討論会，懇談会等を開催し，又健全な娯楽（映画，演劇，音楽）等を与え楽しみつゝ学ぶ様な方法で智識教養の向上を図ること。
- 6 教養部の講座は選任主事に於て公民館委員会の承認を経た上日程及講座予定を定め，恒久的に開講することとし，其の教育は専任主事が之を担当する外，町村内の各方面の指導者，各団体幹部，中央招聘講師等適当な部外講師の協力を求めること。
- 7 教養部を中心に毎月1回公民館関係者の総会を開くこと。

(2) 図書部

- 1 図書部に於ては教養図書，各種科学雑誌等を購入し，閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。
- 2 図書部の図書は之を積極的に貸出を行い又読書会を開催して，部落に出張指導を行うこと。
- 3 郷土生活の向上に必要な郷土史料，町村政治，産業教育に関する各種図表，図書，時事解説資料等を陳列し閲覧に供すること。之らの資料によって眼に訴える教育に資する様にし，町村民が常に町村政の現状や産業状態に通暁している様指導すること。
- 4 国民学校や青年学校にある適当な教育図書は公民館の図書部と共用して一般の閲覧に供する様に取計ふこと。
- 5 図書部専任主事は図書の購入，保管，貸出，読書指導を担当すること。

(3) 産業部

- 1 産業部に於ては町村民に対する各種産業の科学的指導を担当するものとし，之に必要な各種器具機械に依り実物教育を行ふと共に，一般町村民の利用に供すること。
- 2 産業指導の為め必要ある場合は各種の副業設備例へば製粉事業，食糧品加工，ホームスパン，鞣皮，薬工品，肥料生産，民芸品製造，農具修理，自転車修理等の作業場を設けて各種の団体に利用させ，又個人の申出によって農具の修理に応ずるなどの便宜を与えること。
- 3 町村生活の科学化，合理化の為出張指導を行ふこと。
- 4 産業指導についても図其の他各種の資料の陳列によって眼に訴える教育に努めること。
- 5 産業部専任主事は科学的知識技能者が之に当り，下各項の指導を担当すること。

(4) 集会部

- 1 集会部は常に町村民の為に下の様な会合を計画開催して、其の集会の指導幹旋に当ること。
イ 講演会 ロ 講習会 ハ 討論会 ニ 懇談会 ホ 文化講座 ヘ 映写会
ト 演劇会 チ 音楽会 リ ラジオ聴取会 ヌ 運動競技会 ル 町村政懇談会
ヲ 各種展覧会，展示会，博覧会
- 2 特に討論会については正しい討論の方法を指導し討論の為に感情的な敵対関係を醸し出すことのない様に当時の訓練を施すこと。
- 3 集会部専任主事は常に上集会の為に講師幹旋及会の進行等を担当すること。

(5) 其の他の事業

- 1 上各部の活動の外下の事業も行ふこと。
イ 学生，一般青壮年の研究修養に便宜を与えること。
ロ 農村実態調査及研究をなすこと。
ハ 啓蒙の新聞，パンフレット等を作製頒布すること。
ニ 託児所，共同炊事場，共同作業所等の経営を指導すること。
ホ 簡易な医学，衛生事業及其の指導をなすこと。
- 2 公民館には青年団，女子青年団，婦人団体，少年団其の他文化団体本部を置き事業の企画指導及団体相互の事業調整に当ること。
- 3 公民館に於ては農村又は其の他の社会事業，慈善事業団体の委託を受け又は之等と緊密な連絡の下に之に協力する様な事業を行って差支へないこと。
- 4 公民館に於ては冠婚葬祭等に関する設備を充実し，町村民にも努めて之を利用せしめるよう奨励すること。

(6) 運営上の注意

公民館の運営に付ては町村内に於ける各種文化団体，各種産業団体との協力聯繫を保つ必要があるのは勿論であるが，尚中央に於ける下の如き各種文化団体，産業関係諸団体と緊密に連絡し其の協力を受けること。

イ 財団法人社会教育联合会 ロ 恩賜財団母子愛育会 ハ 中央社会事業協会 ニ 全国農業会 ホ 社団法人農山漁村文化協会 ヘ 大日本教育会 ト 財団法人社会教育協会
チ 財団法人日本女子社会教育会 リ 財団法人農村青年協会 ヌ 財団法人大日本生活協会
ル 財団法人中央報徳会 ヲ 財団法人大日本報徳社 ヱ 財団法人報徳会 カ 財団法人修養団 コ 日本文化協会 タ 財団法人日本青年館 レ 財団法人大日本図書館協会
ソ 財団法人日本博物館協会 ツ 財団法人大日本映画教育会 ネ 日本移動映写聯盟
ナ 財団法人日本移動演劇聯盟 ラ 日本紙芝居協会 ム 日本レコード協会 ウ 日本音楽聯盟 キ 教育音楽家協会 ノ 財団法人大日本音楽振興会 オ 財団法人日本国民禁酒同盟 ク 財団法人大日本職業指導協会 ヤ 当該都道府県社会教育協会 マ 其の他

7 公民館設置の手續

公民館設置の手續としては，別に法定上の正式手續がある訳ではないが，円滑に之を運ぶ方法として，大体下の如き方法が考えられる。

- (1) 公民館の設置に付ては先ず町村内部(町内会)常会、町村政懇談会に於いて、之に関する話題を提供して、町村内に於ける公民館設置要望に関する輿論の喚起に努めること。
- (2) 公民館設置要望の輿論が高まるのを俟って、町村内政治、産業、教育、文化等の関係幹部を網羅した、公民館設置基準委員会を結成し、公民館設置実現に関する協議懇談を為すこととし、特に町村長、青年学校長、国民学校長及青年団長に於て其の中核的推進力となつて、其の実現の準備を整へること。
- (3) 公民館設置準備委員会に於ては凡そ下の事項に付て協議し、町村会の決議を経て、之を実行に移す様にする事。
 - 1 公民館設置の規模及一般計画
 - 2 公民館設置に要する経費予算及経費調達方法
 - 3 公民館委員会設置の方法(委員選任の方法等の決定)
 - 4 其の他必要な事項
- (4) 公民館設置準備委員会の任務が終了すればこの委員会が中心となつて4の(3)に掲げた正式の公民館委員を選出して事業を進めること。
- (5) 公民館の設置及管理に關しては町村体制第10条の規定に基き町村条例を設けること。
- (6) 公民館を設置したときには(3)に掲げた事項概要及公民館設置及管理に關する条例を都道府県に報告すると共に、開館式を挙げる様に取計ふこと。
- (7) 公民館設置を見た時は、公民館設置の趣旨をよく町村民に諒解させ、常時公民館に會合して、其の設備を利用する習慣を得させる様に勧めること。

8 公民館の指導

- (1) 公民館の運営に即応し、中央及都道府県に公民館指導講師の組織を作り、公民館長の要請に応じ、随時適当な指導講師を派遣する様に努めること。
- (2) 図書や機械器具類の供給に付いても、努めて中央及都道府県に於いて出来る限りの斡旋を為すこと。
- (3) 随時に公民館の職員の講習会、研究会等を開催して極力其の素質向上に努力すること。
- (4) 公民館の指導に付ては努めて大学、専門学校の協力を求めること。
- (5) 公民館の運営に付ては都道府県当局は町村当局者の要請に基いて適当な援助を与えることとし、みに町村民に對し監督がましい指示をしないこと。

9 備考

- (1) 以上の公民館の要綱は一の構想を示したものであるから、飽くまで其の町村の具体的実情即ち町村の氣質、負担力、町村財政の事情等から見ても、最も郷土に適した公民館の設置の実現を図ること。
- (2) 公民館の整備は資材資金等の關係から直に万全の施設を為すことは頗る困難と思はれるが、漸次町村当局の努力と国及都道府県の斡旋助成により、其の充実を図るようになりたいこと。国及び都道府県に於ても予算の許す範囲内に於て出来る限りの助成をなすこととしたいと考へてゐるが、財政窮乏の折柄直に多額を期待することは困難な状況にあるので、町村自治財政力によつて極力自主的な維持運営を考へ、どうしても成り兼ねる点について都道府県なり国なりの援助を求める様に考へること。

- (3) 公民館は町村民にとって「われわれ自身の施設」であるから其の関係者特に役職員はこの事業を成功させるために無償奉仕する心構へで公民館の運営に力を尽くすべきこと。
- (4) 町村以外の都市で市立図書館、博物館、公民館等のある所は、極力之ら施設の固有機能を充実發揮せしむる様にし、特に別個の公民館の施設は必ずしも考へる必要がないと思はれるが図書館、博物館、公会堂等に於て其の附帯事業として図書資料の貸出を行ひ又各種の会合を開催し努めて公民館的な経営を行ふことについては、大いに考慮すること。
- (5) 大都市の外郭地区で農村に準ずる様なところは、本要綱による公民館の設置を考へるべきであり、又図書館等がある都市でも、別に町内単位で公民館を作る要望と財政力があれば大いに之を促進することは必要であること。

(参考) 公民館の設置運営の促進に関し協力方依頼の件

昭和21年 8月16日 発社第154号
〔都道府県農業会会長あて 文部省社会教育局長〕

町村民の教養を高め、その社会的訓練の徹底を図ることは、今日町村民民主化の上よりみて、特に大切なことと思ひますが、今般文部省に於ては、町村に於ける社会教育の中核機関として、別紙要項の様な公民館の設置運営を勧奨することとなり、既に地方長官に対して文部次官より通牒が発せられましたに付ては、上の計画が政治、産業、教育のあらゆる分野の各機関の協力支持によって推進せられる性質のものである趣旨に鑑み、貴会に於かれても、地方庁との緊密な連絡の下に、その系統組織を通じてこれが設置運営の促進に関して適切なる協力を加へられるやう御依頼申します。尚社団法人農山漁村文化協会に於て、部落単位の農民クラブの設立を勧奨して居りますが、この施設は公民館と一体的に運営されることが望ましく、又、さうしてこそはじめて十分な効果を期待することが出来るものと考へられるのでありまして、また事実、両者一体となって、地方文化並に産業の振興の全面的に協力することとなって居りますから、この趣意を御了承の上、両施設の設置運営に関し、一段の御高配を煩したいと存じます。

別 紙 (省 略)

(参考) 公民館経営と生活保護法施行の保護施設との関連について

昭和21年12月18日 発社第122号
〔各地方局長あて 文部省社会教育局長，厚生省社会局長〕

昭和21年7月5日附発社122号文部次官通牒をもって、公民館の設置運営促進方を通牒した。ついては、町村民の道徳的知識並びに政治的水準の向上及び町村自治振興のため、夫々御尽力されつつあるこ

と思うが、一方生活の保護を要する状態にある者を保護し、社会の福祉を増進するため、昭和21年10月1日より生活保護法が施行されているのであるが、各町村に於ては本法律施行に伴う各種保護施設と公民館の事業とを緊密なる関聯に於て考慮することが出来、これにより其の施設内容の充実を図ることも適当な方法と認められるので、下記事項御留意の上上の事業を公民館の計画に取り入れるならば、町村振興の中枢機関たる公民館の機能を一層發揮しうることを、各町村に示唆するよう格段の配慮をせられたい。

記

- 1 生活保護法に基く保護の種類は同法第11条の規定により下の通りであること。
(1) 生活扶助 (2) 医療 (3) 助産 (4) 生業扶助 (5) 葬祭扶助
- 2 上の保護を目的とする施設の外に、上の保護をうける者を援護するために行う下の施設も同法の保護施設となりうるものであること。
イ 宿所を提供する事業
ロ 託児事業
ハ 授産事業
- 3 公民館において1.の保護又は2.の援護を行わんとするときは、公民館の中に生活保護法による保護施設を含みうること。町村は公民館に於て此等の事業を為すか否かを決定すべきであること。
- 4 上の保護施設が生活保護によって、設置されるときは生活保護法第7条に基き地方長官の認可を受けなければならないこと。
- 5 町村は上の保護施設に、その事業のために必要な器材、例えば保護児童その他要保護者の生活を指導するため必要な文化器材等の整備を考慮すること。
- 6 上の保護施設経営のための事務費（人件費を含む）及施設費については、生活保護法第5章の規定に基き下の通りであること。
(1) 市町村の保護施設の設備に要する費用については、都道府県よりその4分の1、国庫よりその2分の1の補助があること。（第27条及第31条）
(2) 保護施設の事務費は、その施設で保護又は援助を受けているものの保護に要する費用を、負担している市町村が負担するのであるが、その負担に対して都道府県よりその10分の1、国庫よりその10分の8の補助があること。（第28条及第29条）
- 7 公民館運営委員と民生委員とは協力して社会事業と社会教育との緊密な関聯を図るよう配慮すること。
- 8 関係部課においては、常に緊密なる連絡を保持して関係法令の運用に遺憾なきを期すると共に、両者の費用関係については夫々の事業分野に従って費用区分を明確にし経理上両者の混淆を来さないよう留意すること。因みに生活保護法により施設の設備に対して補助がなされるのは、その施設が都道府県又は市町村立のものである場合に限るのであって、公金は国費であると地方費であるとを問わず、私設社会事業施設の設立のために支出してはならないものであること。（昭和21年11月17日附厚生次官通牒都道府県及び市町村以外の者の設置する社会事業施設に対する補助に関する件参照）

2 労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局） 了解事項について

〔昭和23年7月28日
労働省労政局長、文部省社会教育局長〕

労働者の教育に関する労働省（労政局）及び文部省（社会教育局）の行政事務所管の限界について疑義があり、そのために地方庁における右に関する事務執行上円滑を欠くおそれがあるように思われるので、両局において協議の結果左記のとおり了解を得たので、左記御了承の上当該教育行政の振興に努められたい。

記

1 労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のようにその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的平和的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環としての社会の一員たる労働者が健全なる社会人ないし公民として必要とする教養の向上、知識のかん養、人格の陶やに資する。

内容甲 1 労働関係諸法令の普及徹底に関する事項。2 内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項。3 その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

乙 1 一般公民として必要な知識の向上に関する事項。2 科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行われる技術訓練を除く）。3 情操陶やに関する事項（芸術、文学、音楽に関する教育、視覚教育等を含む）。4 その他公民としての資質向上に必要な事項。

2 右のように甲と乙はその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画することは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり臨時必要な調整をなすよう努めなければならない。

3 公民館と興行場法との関係等について

〔昭和25年6月16日 支社施第265号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このことについては、昭和25年5月8日附、厚生省、建設省及び文部省共同通達、衛発第29号「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」（別紙写添付）において、

公民館に対しても興行場法が適用される場合が規定されましたが、これに関し、今後下記により措置せられるよう御依頼します。

なお、これについては厚生省及び建設省と了解済みですから念のため申し添えます。

記

- 1 上記衛発29号の第5項により、公民館に対して興行場法が適用される場合とは、公民館の施設において、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を行い、これを公衆に見せ又は聞かせることを主眼とする場合を指すのであって、この場合その事業が、対価を取る取らないにかかわらず、連続し又は連続しないで月平均5日間以上に及ぶ時は、興行場法第2条による許可を必要とし、許可を受け際には、その事業を行う施設に対し同法第3条による措置を講じなければならないこと、その他同法の各規定に従う必要があること。
- 2 公民館が社会教育法第22条に基いて行う事業の中、映画、幻燈、音楽等を見せ又聞かせることを主眼とするものでなく、他に主眼をおく事業に際して、教材あるいはレクリエーションとして補助的に映画、幻燈、音楽等を行う場合においては、これらの回数は、興行場法の適用と何ら関連のないものであること。
- 3 公民館に興行場法が適用し得るようになった趣旨は、公衆衛生の維持確保を図るにあるのであるから、各公民館においては、興行場法の適用を受けると否にかかわらず、換気、証明、防湿清潔その他公衆の衛生に必要な措置は、常にでき得る限り行なうよう奨励されたいこと。
- 4 最近公民館が、映画、演劇その他を営利興行的に行い、社会教育法第23条の趣旨を逸脱しつつある事例が、全国的にあるやに聞き及ぶが、興行場法適用の有無を問わず、かかる行為は公民館として禁じられているところであるから、これに対し、貴教育委員会は、よく実情を調査の上、同法第40条により嚴重に取締るよう、留意せられたいこと。
- 5 公民館を映画館、劇場等の純然たる興行場に用途変更しようとする事例も最近あるやに聞くが、公民館の重要性にかんがみ、みだりにかかることが起こらないよう、公民館の健全な発展を御促進ねがいたいこと。

なお建設省の方針としても、公民館として許可された建物に関しては、原則として他の用途へ変更を認めない意向の由であるから、念のため。

(別 紙)

集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について

昭和25年5月8日 衛発第29号
都道府県知事あて 厚生省公衆衛生局長
建設省住宅局長、文部省社会教育局長

最近集会場及び各種会館その他の施設を興行場として利用する場合が非常に増加して来たようであるが、これについては興行場法及び臨時建築制限規則の施行上、下記のように扱われたい。

記

- 1 集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合毎月平均約4日間位であれば興行場法の許可を受けなくとも差し支えない。
- 2 臨時建築制限規則では集会場及び各種会館等を興行のため使用してもその用途違反と看做されない期間は毎月の使用日数が約10日間以内の場合である。
従って毎月5日ないし10日間使用する場合、その施設が現状のまま興行場法に基く興行場としての基準に合致しているものに限り臨時建築制限規則による用途変更の許可を受けなくても興行場法による許可を与えても差し支えないが、その際は申請者に対し特に期間（月10日間以内）を厳守するように指示されたい。
- 3 前号により許可を受けても月10日間以上使用する場合は臨時建築制限規則により興行場としての用途変更の許可を受けなければならない。
- 4 施設が現状のままでは興行場としての基準に合致していない時には興行場法による許可を与えることはできないし、5日間程度以上興行のため使用することはできない。
- 5 なお公民館においても、月およそ5日間以上興行場において行う興行に準ずるような方法、内容で行事を行うものについては興行場法を適用する。但し適用に際しては都道府県教育委員会と連絡をとること。

4 市町村立公民館の役職員について

昭和26年3月30日 委社第45号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて
文部省社会教育局長，地方自治庁次長

このことにつき、地方公務員法、公職選挙法の解釈とも関連して、その取扱上種々疑義を生じている向きがありますが、これに関しては下記のような解釈をとることになっていますから、この旨御了承の上、貴管下関係者により周知徹底させて下さい。

記

A 公民館の職員について

公民館の職員については、これを画一的な解釈の下に取扱わず、その具体的な任命の態様に応じて次のように取扱う。

1 公民館長について

- (1) 常勤の館長は、一般職に属し、且つ「有給の職員」であること。
- (2) 非常勤の館長は、地方公務員法第3条第3項第三号に該当する特別職に属し、従って地方公務員法の全面適用を受けず、また「有給職員」ではないこと。
- (3) 市町村長、助役、地方議会議員が公民館長を兼務することは、その館長の職が上記(2)に該当す

る場合は認められること。(地方自治法第141条第2項, 第166条第2項, 及び第92条第2項参照)

2 その他の職員について

- (1) 常勤の職員は1の(1)の場合と同様一般職に属するものであること。
- (2) 非常勤の職員も, 原則として, 一般職に属する訳であるが特に地方の実情で, 館長に準ずる職(たとえば副館長, 分館長等に相当するもの)及び部長(これに準ずるものを含む)等を嘱託員で置く場合には1の(2)の場合と同様特別職に属するものであること。

B 公民館運営審議会委員について

- (1) 公民館運営審議会委員はすべて地方公務員法第3条第3項第二号に該当する特別職に属すること。

C 公民館役職員の公職選挙立候補について

本年3月20日改正の公職選挙法第89条第1項第三号によれば専任として臨時又は非常勤の委員, 嘱託員またはこれらに準ずる職にある者は現職のまま立候補できることになっているので, 公民館役職員については下記のように取扱う。

- (1) 公民館長以外の職員は, 特別職のものに限り, 現職のまま立候補できること。
- (2) 公民館運営審議会委員はすべて現職のまま立候補できること。

(注) 公民館職員の立候補制限の取扱については, 「公民館長(非常勤)の立候補制限について」及び「公民館と公職の選挙について」によることとなっている。

5 社会教育法令の解釈指導について

〔昭和26年6月29日 地社第16号
高知市長あて 文部省社会教育局長回答〕

このことについて4月13日付公第30号をもって御照会の件に関し, 下記のとおり御回答します。

記

社会教育法第5条の事務と同法第22条の事業の字句の関係について

- (1) 事務とは事業を行うに当ってなす個々の行為を指すとともに, 広く国, 地方公共団体その他の組織体において, その組織のためになす行為全般(権力的非権力的すべてを含む)を差すと解せられる。

社会教育法第5条は市町村教育委員会が市町村のためになすあらゆる行為のうち, 社会教育に関する事項を例示したものであるから「事務」という字句を使用したものであること。

- (2) 「事業」とは一定の目的の下に同種の行為を反覆継続的に行い, その行為が権力の行使を本体としない場合を指すと解せられる。社会教育法第22条は同法第20条の公民館の目的を達成するために公民館が反覆継続的に行うべき行為を例示したものであるから事業という字句を用いたものである

こと。

- (3) 以上のように「事務」の方が幅の広い内容を指しているので、「事務」の中いわゆる事業も含まれているとともに、それ以外の行為（たとえば社会教育法第5条の社会教育委員会の委嘱に関すること等）も含まれていること。

市町村の社会教育担当課と公民館との関係について

1 事務的な関係について

このことについては、土地の実情により具体的には種々相違があると思われるが、次の諸点に留意されたい。

(1) 課長と館長との関係について

(イ) 課長は教育委員会事務局（または市町村の補助機関）の社会教育主管責任者として教育委員会（または市長村長）の命に基き、社会教育法第5条の実施につき責任を持つものであるから、公民館運営の実情を常に把握してこれの充実につとめる必要があること。

(ロ) 館長は教育委員会（または市長村長）から公民館運営の責任者として任命され、社会教育法第22条の実施に伴う事務その他運営上必要な事務につき直接の責任を持つものであって、特に公民館の性格上公民館運営審議会等を通じて世論に基いた運営を行うことを最大の眼目とするとともに、その運営が市町村行政当局の全市町村的社會教育行政計画に矛盾しないよう配慮することが必要であること。

(ハ) 両者の関連については、社会教育法の規定に基く公民館の職員や任命や、公民館運営審議会委員の委嘱等の人事、あるいは予算の調整等は、教育委員会（または市町村長）の責任において、社会教育担当課長が直接の事務的手続をとることになるが、その他の事務については下記二つの条件を接合調整することを眼目として両者の関係を保つべきこと。

(A) 公民館における事業の実施についてはできるだけ公民館の主体性を尊重すべきで、行政当局の意志を一方向的に住民に押しつける結果に陥らないようにすること。

(B) 公民館と行政当局とは二元的に運営されるべきものでなく全市町村的立場から総合的に運営されるべきこと。

(ニ) このためには課長は館長の事務に対して、公民館がその本来の性格を逸脱しないよう適切な指導助言を行うとともに、全体的社会教育行政計画につき常に連絡し、同時に館長は住民の意志や動向並びにそれに伴う公民館の運営計画を随時課長に連絡し、両者常に緊密に協調連携しつつそれぞれの責任を果たすべきこと。

(2) 予算経理部面について

(イ) 予算案の編成に関しては公民館及び社会教育担当課は、それぞれの立場において原案を作成し、その後の調整や折衝その他の事務的手続きは、社会教育担当課を通じて総合的に行うのがたてまえであること。

(ロ) 予算執行については公民館と社会教育担当課とはそれぞれの事業計画に基き実施し、その間常に密接に連絡し合うことが望ましいこと、なお社会教育法第34条において公民館に特別会計を設けることを認めているのは、予算経理に関して公民館の特異性を尊重する趣旨であって、この趣旨は一般会計の場合にも十分考慮されるべきであること。

(3) 事業計画、実施について

- (イ) 事業計画の作成及び実施については、公民館と社会教育担当課とはそれぞれの立場において行うべきこと。
- (ロ) ただし事業計画の内容、日取等または実施に際しての協力関係等について、両者密接な連携をもって協議調整すべきこと。

2 事業について社会教育法第5条と同法第22条において重複している部面の関連について

- (1) 社会教育法第5条の規定は市町村教育委員会（または市町村長）の社会教育に関するすべての事務を規定したものであって、公民館の事業も法的にはその管理者たる市町村教育委員会（または市町村長）の事務の一環として考えられるので、第22条が第5条と重複する部分のあることは当然に予想されるものであること。
- (2) 以上のように社会教育法第5条は包括的な規定であって、列記した事項すべてを市町村社会教育担当課が必ず行うよう強制するものでなく、公民館を有する市町村の場合、公民館において現に行い得る事業で既に十分効果のあがっているものについて、しいて市町村社会教育担当課において重ねて行うべきことを規定したのではないこと。
- (3) 市町村が公民館を設置した場合は、公民館で行い得る事業は、その事業に住民の世論を積極的に反映せしめると上からいっても、できる限り公民館の事業として行い、公民館を100%に活用することをたてまえとすべきであること。
- (4) ただし、公民館で行い得る事業の限界は画一的に定めるべきでなく、土地の事情や公民館の現存の実力等を勘案して、それぞれの市町村において具体的に決定すべきものであること。
- (5) 従って公民館と市町村社会教育担当課との事業分担は、両者の当事者をして市町村全体の立場に立って、実情に応十分協議させた上、市町村のため最も効果あるように決定されたいこと。

6 公民館長（非常勤）の立候補制限について

〔昭和27年9月26日 委社第208号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長回答〕

このことにつき福島県教育委員会からの照会に対し、下記のとおり回答しましたので御参考のために送付します。

1 公民館長について

このことについては自治庁とも打合せの結果次のようにとりあつかうこととする。

- (1) 非常勤の公務員館長のうち、辞令形式が委嘱又は嘱託になっているものに限り、在職のまま公職の候補者となることができること。
- (2) 上記のことは公職選挙法第89条（公務員の立候補制限）の規定に根拠をもつものであること。すなわち同条第1項第三号の規定によれば、国又は地方公共団体の公務員のうち「専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定

するもの」は在職中公職の候補者となることが認められており、この規定をうけて同法施行令第90条第3項第三号では「地方公共団体の嘱託員」が指定されているからである。

- (3) 従って、公民館長のうち、非常勤のものであって辞令形式上委嘱または嘱託でないものは、在職のまま公職に立候補できないからこの旨念のためお含み願いたいこと。

2 図書館長、博物館長について

このことについては前記公民館長の場合と同様にとりあつかう。

7 公立公民館の備品の管理について

〔昭和28年10月13日 文社施第444号
各都道府県教育委員会委員長あて 文部省社会教育局長〕

近時公民館の施設の充実に伴って備品も整備されてくる気運にあることは、社会教育の振興のためよろこばしいことでありますが、これが管理についてまだ十分でない点も認められますので、各種国庫補助金の交付にも伴って、その備品の管理について、下記により、貴教育委員会の所轄区域内の市町村の教育委員会に対して指導の万全を期せられるようお願いします。

記

- (1) 公民館の備品たる物品の出納並びに保管に関する事務については、当該公民館を設置する市町村の物品会計に関する規則の定めるところにより、収入役又はその委任を受けたその他の出納職員の権限に属するところであるが、公民館において現実に行政の用に供せられている備品等教育財産については、当該公民館の管理機関たる市長村の教育委員会においても管理の権限を有するものであること。
- (2) 公民館には、備品に関する諸帳簿（備品台帳並びにその貸出に関する帳簿等）を備え付け、常時備品の状況を明らかにするよう努めること。その措置として、公民館の管理に関する教育委員会規則に所要の規定を設けることが適当であること。
- (3) 上記の帳簿は一般備品に関するものと、図書に関するものとを区別するのが適当であり、また、本館と分館とについてそれぞれその備品を明確にできるよう記帳することが適当であること。なお、分館にも当該分館の備品について上記に準じた帳簿を備え付けることが望ましいこと。
- (4) 青年学級のための教材のうち、公民館に備え付けるべき備品については、上記の帳簿において、その旨が明記させるよう措置することが適当であること。
- (5) 私人の贈与に係る備品については、当該市町村の財産管理及び物品会計に関する条例及び規則の定めるところにより、公民館に備え付けるべき備品としての所定の手続をとること。

8 公民館の分館に関する疑義の照会について（抄）

〔昭和29年3月15日
大分県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和29年2月10付教委社第26号をもって貴県大分市教育委員会から表記の事について別紙のような照会がありましたので、下記のとおり回答しますから貴職から通知願います。

記

問1 分館設置の法的根拠について

答 社会教育法の中には、公民館の分館の設置に関する直接明文の規定はないが、公民館の附属施設としての分館は、それが附属施設であることから当然に社会教育法第21条第1項の規定により設置することができること。

問2 分館の性格及び本館と分館との関係について

答 現在各地に設置されている分館は、公民館の附属施設たる性格を備えているが、同じく公民館の附属設置した市町村は、当該分館を社会教育法の定めるところにより適正に運営する義務があるのであるが（地方自治法第3条第5項、同法別表第2の2の(29)社会教育法第3条参照）、当該地方公共団体の教育事務の執行機関たる教育委員会は、当然に当該分館の管理及び運営に関する経費を当該市町村の予算に計上すべく所要の措置をとり（教育委員会法第49条第2号、第6号、第7号、第9号等及び同法第56条乃至第58条の2参照）、且つ当該予算の執行の責に任ずべきものであること（教育委員会法第59条第60条参照）

9 公民館と公職の選挙について

〔昭和30年1月13日 文社施第14号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通達〕

本年は衆議院議員の選挙その他多くの公職の選挙がわれることとなっておりますが、このことに関し、公民館についてとるべき措置その他配慮を要すべきことも多いので、下記の事項について遺憾のないよう、管下市町村の教育委員会に対し、御指導願います。なおこのことについては、自治庁と了解済みであることを念のため申し添えます。

記

1 公民館の事業と選挙について

- (1) 公民館が住民の政治的教養の向上を図ることは常時においてもきわめて重要なことであるが、特に選挙を控え住民の政治的意欲の向上した機会をとらえ民主政治の健全な発達を期し、選挙の意

義、目的及びその重要性を理解させ、一般の政治的教養の向上を図るために各種の事業を行うことは、望ましいことである。ただし、その際社会教育法第23条第1項第二号および青年学級振興法11条第二号の規定に留意を要すること。

- (2) 公民館が住民の政治的教養の向上を目的として、社会教育の見地からする場合においても、公職の候補者の合同演説会を開催することは、公職選挙法（以下「法」という。）第164条の3第1項および第2項の規定により、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選出の場合を除いては、さしつかえない。

しかしながら、その開催にあたっては、期日および手続ならびに会場の秩序保持等について、一般の公営立会演説会の場合の規定（法第155条から第159条まで）の趣旨に即応するよう措置し、かつ当該市町村の選挙管理委員会にあらかじめ連絡協議し、慎重に行う配慮が必要であること。

なお、公民館が社会教育の見地から政党の立会演説会をまたは政党の合同政談演説会を開催することは、上述(2)の制限をうけないが、この場合にあっては開催にあたって上述(2)の趣旨に即応するよう配慮することが望ましく、なお選挙運動期間外におけるものについては、選挙のための事前運動にならないよう十分考慮を要すること。

- (3) 公民館が社会教育の見地から公明選挙運動に協力し、またはその運動の一部を実施する場合においては、市町村の選挙管理委員会にあらかじめ十分連絡し、協調を保つことが望まれること。

2 公民館職員と公務員の立候補制限について

公立公民館職員のうち、在職中公職の候補者となることができる者は、法第89条1項第二号および第三号の規定により、次の各号の一に該当するものであること。

- (1) 守衛、給仕、小使等で法施行令（以下「令」という。）第90条第2項の規定に該当する者
- (2) 公民館運営審議会委員の職に在る者、その他令第90条第3項第一号の規定に該当する者
- (3) 専門調査員、審査員等の名称を有する職に在る者および統計調査員その他令第90条第3項第二号の規定に該当する者
- (4) 前各号に該当する者以外の嘱託員

なお、上記(4)の嘱託員とは、公民館長、副館長、分館長、主事等の事務を嘱託または委嘱された者をいい、いずれも任命辞令の面において嘱託または委嘱となっていることを要するものであること。

（なお、昭和27年9月26日委社第208号参照のこと。）

3 公民館の施設使用の個人演説会について

従来このことについては、法第161条第1項第三号の規定によることとなっていたが、先般の公職選挙法の一部を改正する法律（昭和29年12月8日法律第207号）により、同項第一号が改正され、学校のほかに公民館が加えられた。従って、公私立を問わず公民館の施設を使用する個人演説会が今後大に行われることとなるが、当該演説会の開催については、開催の手続、開催のための設備および使用料等について多くの法令の規定が定められており特に下記の事項に留意する必要があること。

- (1) 開催の申出は、候補者から市町村の選挙管理委員会に対して行われ、選挙管理委員会から当該公民館の施設の管理者（公立公民館にあっては当該公民館を設置する市町村の教育委員会、私立公民館にあっては当該公民館を設置する法人）に通知される。管理者はこれを使用することができないかどうかを決定し、直ちにその旨を選挙管理委員会および候補者に通知しなければならない。この点普通の施設使用の手続と異なるものであること。（法第163条、令第112条から第118条まで。）

なお、管理者が上記の決定をするにあたっては、令第117条第2項の規定の趣旨に準じてあらかじめ館長の意見をきくこと。

- (2) 管理者は、個人演説会開催のために必要な設備（だん房の設備を除く。）をしなければならないがその設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを市長村の選挙管理委員会の承諾をえて設け、あらかじめこれを公表しなければならないこと。（法第161条第2項，令第119条）
- (3) 個人演説会開催のための公民館の施設（設備を含む。）の使用については、候補者一人について同一施設（設備を含む。）ごとに一回を限り、無料とされているが（法第164条），その他の場合において徴収すべき費用の額については、管理者は、一般の使用料条例等における使用料の額と同額の公営費用額を別個の手続（令第121条）によって市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、使用料条例等がない場合においては、別に市長村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめこれを公表しなければならないこと。

10 社会教育法第23条の解釈について

〔昭和30年2月10日 委社第20号〕
千葉県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答

照 会

公民館の施設を特定政党の利害に関する事業のために当該特定政党に貸すことは、社会教育法第23条第1項第二号の規定に該当するか。

回 答

設問の如く特定政党に貸すという事実のみをもって直ちに社会教育法第23条第1項第二号に該当するとはいえないが、当該事業の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって社会教育の施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合、又はこれに該当しないものであっても当該使用が一般の利用とは異なった特恵的な利用若しくは特別に不利益な利用にわたるものである場合、若しくは以上の場合に該当しないものであっても特定の政党にその利用が偏するものである場合には、いずれも社会教育法第23条第2号の規定に該当すると解せられるから注意を要する。

なお、衆議院議員の総選挙その他公職選挙法第14章の3に定める特定の選挙においては、同法の定めるところにより、その選挙活動の期間中及び選挙の当日に限り、政党その他の政治団体が行う政治活動のうち政談演説会等について、その開催が禁止又は規制されていることに留意を要するから念のため申し添える。

11 社会教育法第23条第1項第1号の解釈について（通知）

〔平成 25年 3月 26 日 24文科生第779号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

平成25年3月12日に「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定されました。その中に「公民館の運営方針（23条1項1号）については、施設命名権の売却を禁止するものではないこと等について各地方公共団体に通知する。」という記載があります。

これは、全国市長会から、公民館において「ネーミングライツを実施することや、個展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある」（「さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】」（平成24年7月24日））との指摘がなされたことを受け、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第23条第1項第1号の解釈について、改めて周知を図ることを定めたものです。

法第23条第1項第1号の解釈は下記のとおりですので、貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に対し、本件について周知徹底を図られるとともに、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動がいつそう活性化されるよう、適切な指導をお願いします。

記

1 法第23条第1項第1号の趣旨について

法第23条第1項第1号では、公民館が「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

2 全国市長会からの指摘による具体的事例について

(1) 施設命名権（ネーミングライツ）の売却

施設命名権の売却が、入札等の方法を通じて公正に行われるものであれば、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

(2) 地域の芸術振興のための個展における作品の販売

① 公民館が個展を主催する場合

公民館が専ら営利のみを追求することは禁止されているところであるが、法第20条に掲げる目的のために実施する事業であれば、その一環として作品の販売を行うことは、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

ただし、特定の者に特別の利益を与える意図をもって事業を実施することは、同号における「営利事業を援助すること」に当たるため禁止されている。また、作品の販売を営利事業者に委託する場合は、当該事業者が公正に選定されるよう留意する必要がある。

② 個展を行う事業に対して公民館の施設を供与する場合

公民館が、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることは禁止されているところであるが、公民館の施設を供与する事業が作品の販売を伴うものであっても、公正に施設の供与を行うのであれば、法第23条第1項第1号で禁止される行為には当たらない。

(参考)

○ 社会教育法（昭和24年法律第207号）

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 (略)

2 (略)

12 公立公民館の設置及び管理について（抄）

昭和30年2月19日 文社施第48号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通知

近時公民館の施設、設備が漸次整備充実されてくる気運にあることはよろこばしいことでありますが、これが設置に伴う措置及び管理については、未だ十分でない点が多く適正なる行政の運営に支障を生ずるおそれもあるから、このことに関し、特に下記により、市町村の教育委員会が所要の措置を講ずるよう指導の万全を期せられたい。なお、貴委員会においても関係事項につき所要の措置を講ずるよう努められたい。

記

1 公民館の施設

(2) 分館の設置及び管理

- (イ) 分館の設置については、公民館の設置に関する条例若しくは教育委員会規則により、その名称及び位置等を明確に規定すること。なお、その管理についても、公民館一般の管理に関する規定のほか、更に特殊な管理規定を必要とするものについては、条例若しくは教育委員会規則で明確にその旨を規定をすること。
- (ロ) 公民館の設置と同時に、分館を設置する場合の設置報告については、上記(1)の(イ)のとおりであるが、公民館設置後において、分館を設置する場合については、上記(1)の(イ)の事項を記して、別に分館の設置報告を行うこととする。

2 管理について

(1) 公民館の施設財産の所有関係を明確にする措置

- (イ) 公民館の施設のうち建物、建物以外の主たる工作物及び土地について、市町村が所有権を有するものについては、所定の財産台帳に登載し常に正確に台帳を整備することを要すること。
- (ロ) 従来分館の建物のうちには、すでにその所有者から寄附の願い出があったもの若しくはその所有者において寄附の願い出があったもの若しくはその所有者において寄附の意思を有しているものであり、市町村においてその寄附をうけるに別段の支障がないものであるにかかわらず、寄附採納の手続、台帳への登載その他寄附を受ける措置を怠っているものが多いが、これらの財産については、すみやかに所要の手続その他の措置を講じてその所有関係及び維持管理の責任を明確にすることが必要であること。
- (ハ) 建物及び土地のうち、借用のものについては、教育委員会において当該財産の所有者と貸借契約を結びその貸借関係を明確にすること。なお、当該貸借関係において、市町村が負うものであり所有者において将来その返還を要求する別段の意思のないようなものについては、適宜市町村に寄附を求めるよう措置することが望ましいこと。

公民館台帳記載様式

市 町
(設置者) 郡 ・ 村

館名	設置期日	位置	設置区域	摘要	建物坪数			建物使用態様			建物取得事由	報告受理年月日
					所有	借用	計	専用	共用	小計		
(A公民館)	(26.4.1)	(大字00) (1658番地)	(大字00) (大字00 及び大字 △△)	(2911 △△村編 入による)	(65) (90)		(65) (90)	(65) (80)	(65) (10) (90)	(65) (90)	(所属替) (増築)	(26.4.20) (30.5.1) (30.5.1)
(A ₁ 分館)	(26.4.1)	(大字00) (298番地)			(30) (50)	(30)	(30) (30) (50)	(30) (30) (50)	(30) (30) (50)	(30) (30) (50)	(寄付) (増築)	(26.4.28) (30.5.1) (30.7.10)
(A ₂ 分館)	(27.9.1)	(大字00) (1256番地)			(20)		(20)	(20)	(20)	(20)	(新築)	(30.5.1)

(注) 1. ()内は記載例である。

2. 記載事項については、必要に応じて適宜加えてもよい。

3. 各公民館の欄には適宜余白を設けて、将来変更があった場合の記載に備えること。

4. 報告受理年月日は従前すでに報告のあった事項については、当該報告受理年月日を記載するが、新しく報告することによって、あらためて報告された事項については、当該報告受理年月日を記載すること。

13 公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について

〔昭和30年4月14日
愛媛県教育委員会社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和30年4月7日付愛教社第155号をもって照会がありましたことについて下記のように回答いたします。

記

問1～4 「公民館と公職の選挙について」（昭和30年1月13日付文社施第14号）の記1の(2)前段の公民館が社会教育の見地から行う合同演説会の適法性について。

答 公民館が住民の政治的教養の向上を目的として社会教育の見地から行う公職の候補者の合同演説会は、公職選挙法第164条の3第2項に規定する場合を除き、本来選挙運動のためにする演説会とはみなされないはずのものであることにより了知願います。

問5 この種の合同演説会の具体的方法如何

答 上記通達の記1の(2)を参照されたい。

なお、各候補者の演説内容が純粹に政見及び政策の発表たるに止まり、いやしくも自己に投票することを要請する意思表示にわたらないことを要すること。

問6 候補者中に参加を拒否する者のある場合における実施の適否如何

答 一般には、適当でないと解する。なお、社会教育法第23条第1第2項の規定にもふれないよう留意を要するから念のため申し添える。

別 紙

愛教社第155号

昭和34年4月7日

愛媛県教育委員会社会教育課長

文部省社会教育局社会教育施設課長殿

公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について（照会）

標記に関しましては、1月13日付文社施第14号「公民館と公職の選挙について」により「公民館が住民の政治的教養の向上の目的として社会教育の見地からする場合においても、公職の候補者の合同演説会を開催することは公職選挙法第164条の3第1項および第2項の規定により、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選挙の場合を除いては、さしつかえない」旨の通知がありました。合同演説会は公民館が社会教育の見地から開催するものであっても、各候補者のためには選挙活動のためにする演説と解されることからこれが実施に関し下記1乃至4の如き疑義が生じていますので照会いたします。なるべく速かに御教示下さるようお願いいたします。

記

- 1 この合同演説会では公民館建物は使えないことになるのではないか。(公職選挙法……以下法と略称……第166条の禁止規定との関係如何)
- 2 よって本合同演説会を地方公共団体の所有し又は管理する建物で行う場合は法第161条の個人演説会として取扱わなければならぬが如何。
- 3 もし前項の如くなれば、本合同演説会の実施に関し法第163条、法第164条との関係如何。
- 4 なお本合同演説会の実施に要する一切の経費について、これを主催たる公民館が負担し、又は各候補者が負担するの如何を問わず、法第14章「選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附」の諸規定との関係如何。
さらに
- 5 本合同説明会の具体的方法如何。
- 6 万一、候補者中に参加を拒否する者（参加することになっている不参加となる者ではないこと）のある場合その実施の適否如何。

14 公民館に関する疑義について

〔昭和30年5月13日
熊本県教育庁社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和30年4月30日付教社号外をもって照会がありましたことについて、下記のように回答します。

記

問(1) 公民館は営造物かどうか。

答 設問の趣旨が明らかではないが、公民館が営造物かどうかということについては、お見込みのとおり。

問(2) 公民館の設置区域の解釈について。

答 お見込みのとおり。但し、公民館の設置区域は、社会教育法（以下「法」という。）第20条の規定により、公民館の目的が市長村その他一定区域内の住民のために各種の事業を行うにあることに基くものである。

問(3) 公民館の支館、分館は法的に認められるか。

答 お見込みのとおり。

問(4) 支館、分館の性格について。

答 支館又は分館が行う事業はいずれも公民館が行う事業であり、従ってその事業の企画、実施その他必要な事務を行う権限は公民館長に属するところであるから（法第27条）、支館又は分館が行う自主的な活動は、このような公民館長の職務権限に反しない範囲内における或る程度の独立した活動として行われるべきものであり、この点については、学校の分校におけると格別に異なるところはないと解

する。

問(5) 支館，分館の名称について。

答 お見込みのとおり。

別 紙

教社号外

昭和30年4月30日

熊本県教育庁 社会教育課長

文部省社会教育施設課長殿

公民館に関する疑義について

標記について，別紙のとおり疑義がありますので照会します。

なお，本県の「公民館設置，廃止等の報告に関する規則」改正の資料として必要ですから至急御回答下さるようお願いいたします。

別 紙

公民館に関する疑義

1 公民館は営造物かどうか

公民館は市町村又は法人が設置する（法第21条）のものであり，法第22条の事業を行う事業主体であるので，公民館は営造物であると同時に事業体であると解してよろしいか。

2 公民館の設置区域の解釈について

公民館の設置区域とは，住民の参加と支持によって成立っている公民館の特性から見て，公民館設置運営の基盤となる区域であり，主たる対象地区を云うものであって，当該区域外の住民の利用にも供されてよいものと解するかどうか。

3 公民館の，支，分館は法的に認められるか

公民館の設置区域内に，更に小地区（例えば部落）に分館をもつことは，法には「分館」という用語はないけれども，公民館の内部組織としてのその設置を認められるとするならば，数分館を合した地区毎に，本館と分館の中間に，一定地区を対象とした支館（仮称）を持つことも認められると解するかどうか。

備 考

（公民館は，市長村その他一定区域内の住民のために設置されるもので，分館も一定区域にある公民館と解すべきで，法に分館という用語も用いられてない故，分館とすべきでないという論がある。このように，それぞれの小地域の公民館とすることは，奨励されるべきであるとは考えるが，市長村の現状は，諸種の事情から，支，分館としているのが実情である。）

4 支，分館の性格について

前項の支，分館が認められるとするならば，公民館の性格から考えて支，分館は当該地区の実情に即した独自のプログラムも併せて自主的に行うこともあり，（運営審議会と密接に関連をもって）学校の分校とはその性格が稍異なっている面があると考えるかどうか。

（この場合分館の独自のプログラム編成については，住民から選ばれた運営委員が参画している。）

5 支，分館の名称について

前項の各支，分館の名称について，〇〇支館，〇〇分館と称することは下部組織としての意識が強くなるので，〇〇地区公民館，〇〇部落公民館と称してその自主性を持たせたいというが，市町村の公民館設置条例でその位置づけをしておけば，前記の如く〇〇公民館と称してよいと考えるかどうか。

（法にいう公民館と混同される心配もあるが，住民は自主性を強調して公民館と称することを欲し，町村は独立した公民館とするだけの財政的力をもっていない場合が多い。）

15 公民館長の身分取扱について

〔昭和30年6月22日
山形県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

照 会

1 文部省初等中等教育局長回答（委初第182号，昭29. 7. 7付「教育委員会月報48号45頁(1)」）により地方自治法第92条第2項における「常勤の職員」とは「現実の常時勤務しているか，否かによることなく，その職員の占める職が常時勤務を要するものであるか否かによって常勤か非常勤かを区別すべきである」と指示されているが，社会教育法第28条第1項における公民館長の職は，実質的には非常勤であっても常時勤務を要するものの職と認め，いわゆる地方自治法に言う「常勤の職員」と解すべきでせうか。

又右について地方自治体に条例で特に「非常勤」とする旨を明記しそれにより報酬を受けている公民館長の身分は当然「非常勤」の職員として取扱うべきと思いますが如何でせうか。

2 公民館長は実質的に「常勤」「非常勤」の区別はあっても何れも地方公務員法の適用を受けるものと思えますが，その場合実質的に「非常勤」であっても，同法第2条第3項に掲げる各号の何れにも該当しないから当然「非常勤の一般職」として取扱い，同法に定めるすべての拘束を当然受けるべきであるとの説と「実施的に非常勤」の場合は同法第2条第3項第三号の「……嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」に該当するとみなし「特別職」として取扱うべきであるとの説とありますが，右両者何れによるべきか，具体的に御教示願います。

3 公民館長が欠けたときの代理者を予め定めておく場合館長が予め運営審議会の意見をきいて定めてある公民館規約内に「館長の行う職務を行わせる」意味での代行者を規定することは館長の権限外の事項と考え，あくまで，館長任命の手續を踏襲して教育委員会において任命又は委（託）嘱辞令を交付すべきものであると解すべきでせうか。

回 答

1 (イ) 前段について

公民館長の職務は、社会教育法（以下「法」という。）第27条第2項より、「公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する」とある。しかるに、個々の公民館の間には、法第3条、第5条及び第22条の規定により、その実施する事業の規模、程度等において著しい相異があるから、公民館の長の職については、これをその職務の性格上、常勤か非常勤かについて一律に断定すべきではなく、個々具体的な公民館の規模、事情等に即してその長たる職を遂行するために必要な勤務が常時勤務の態様を必要とするか否かによって決定すべきものと解する。

(ロ) 後段について

お見込みのとおりと解する。

2について

非常勤の職である公民館長の職については、地方公務員法第3条第3項第三号に該当する特別職に属するものとして取り扱われるべきものと解する。

3について

設問の趣旨が明らかではないが、公立の公民館長の職務を他の職員に代理せしめるには、法律に特別の定があることを要するから、設問中のいずれの方法をもってもそのようなことを行うことはできない。

なお、公民館長が欠け、適当な後任者を即時選任することが困難な場合において、他の職員に臨時に公民館長事務取扱を命ずることは、行政上の慣習に基いて行われるやむをえない措置であるが、このような措置の場合にあつては、当然には教育委員会が通常の手続により行うべきものである。但し、この場合には、社会教育法第28条第2項の規定の適用はないものと解する。

16 公民館と興行場法との関係について

〔昭和30年8月8日 委社第199号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

このことについて、愛媛県教育委員会社会教育課長から別紙(1)のような照会がありましたので別紙(2)のように回答しましたから参考に供します。なお、これと類似の取扱が行われている都道府県においては、すみやかに是正措置が講ぜられるよう都道府県知事の主管部局に対してしかるべく折衝願いたい。

別 紙 (1)

媛教社第315号

昭和30年6月23日

愛媛県教育委員会社会教育課長

文部省社会教育局長殿

公民館と興行場法との関係について

標記のことにつきましては、厚生省公衆衛生局長，建設省住宅局長，文部省社会教育局長連名をもって，各都道府県知事宛発せられた通牒「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合は法の運用について（昭和25年5月8日付衛発第29号）」左記事項の1並びに5，及び文部省社会教育局長名をもって各都道府県教育委員会あて発せられた通牒「公民館と興行場法との関係等について（昭和25年6月16日付文社施第26号）」左記事項の1により，公民館施設を興行のために使用する場合は月平均（連続し，又は連続しないで）5日以上に及ぶ時は，興行場法第2条による許可を必要とし，5日以下の場合は許可を必要としない旨が明らかであります。本県においては，「興行場法施行細則（昭和25年5月30日，県規則第27号）」により，公民館は，仮設興行場（一時限りの建物又は施設を設け，又一時他の施設を代用して興行を営むもの）とされ，興行のために使用する日数の如何にかかわらず，その都度許可を受け，営業許可手数料500円を納入しなければならないことになっております。

このことに関し，公民館よりの照会にも接しましたので，下記の通り照会並びに依頼を致しますから御回答下さると共に，適宜の措置を講ぜられるようお願い致します。

記

- 1 昭和25年5月8日付衛発第29号通牒，並びに昭和25年6月16日付文社施第26号通牒は，それぞれ現在有効であるか否か。
- 2 昭和25年5月8日付衛発第29号通牒が現在有効であるとすれば同通牒1，並びに5の趣旨と，県規則（興行場法施行細則）による取扱上の差異の根拠如何。
- 3 本県のみならず各都道府県における取扱いについても疑義があると思われるので，厚生省，文部省相互の意見，取扱いを再度調整され，それぞれ明確な措置を講ぜられたいこと。

別紙(2)

委社第199号

昭和30年8月8日

文部省社会教育局長

愛媛県教育委員会教育長殿

公民館と興行場法との関係について（回答）

昭和30年6月23日付媛教社第315号をもって照会のありました。このことについては，厚生省とも協議の上，下記のように回答します。

記

- 問1 昭和25年5月8日付衛発第29号通達及び昭和25年6月16日付文社第265号通達の効力について
- 答 臨時建築制限規則に係る部分を除き現在なお効力を有すること。従って，昭和25年5月8日付衛発第29号通達については，記の第2項及び第3項を除いて有効であること。

問2 公民館において、興行場において行う興行に準ずるような方法、内容で行事を行う場合において、当該公民館の施設を仮設興行場として興行のために使用する日数の如何にかかわらず、そのつど興行場営業のための都道府県知事の許可を受けしめることとすることについて

答 昭和25年5月8日付文社第265号通達の記第1項及び第5項に定めるところにより取り扱われるべきものであること。

問3 公民館と興行場法との関係について、文部省、厚生省相互の意見、取扱いを再度調整し、明確な措置を講ずべきことについて

答 公民館の施設を興行のために使用する場合の興行場法の許可の取扱いについては、問1及び問2で述べたように従前の通達により明確であるが、臨時建築制限規則の廃止にも伴い、新しく通達を出しなおすよう考慮中である。

17 憲法第89条にいう教育の事業について

〔昭和32年2月22日 法制局1発第8号
文部省社会教育局長あて 法制局第一部長回答〕

2月2日付文社第60号をもつて照会にかかる標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

1 問 題

- (イ) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体の行う次の事業は、憲法第89条にいう教育の事業(以下単に「教育の事業」という。)に該当するか。
- 1 図書・記録、視聴覚教育等の資料を収集し、作成し、社会教育関係団体相互の間で貸借する事業
 - 2 社会教育(社会教育法第2条に規定する「社会教育」をいう。以下同じ。)活動の普及、向上又は奨励のためにする社会教育関係団体若しくは一般人に対する援助若しくは助言又は社会教育関係団体間の連絡調整
 - 3 機関誌の発行若しくは資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の活動又は社会教育に関し相談に応ずる事業
 - 4 図書・記録・視聴覚教育資料を公衆の利用に供する事業又は資料展示会若しくは展覧会の開催
 - 5 競技会、体育大会又はレクリエーション大会の開催
 - 6 研修会、読書会、鑑賞会、講演会又は講習会の開催
 - 7 社会教育に必要な専門的、技術的指導者の養成
- (ロ) 青年団又は婦人会等の団体において、会員が、相互に問題もちより、自主的に学習する活動は、教育の事業に該当するか。
- (ハ) 宗教上の組織又は団体以外の団体で公の支配に属しないものがその事業の一部として附随的に教育の事業を行つている場合、その団体の行う教育の事業以外の事業に対して国又は地方公共団体が補助金を支出することは、憲法第89条に抵触するか。

2 意見及び理由

(イ) 教育の事業とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして、人を教え導くことを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者との存在を離れてこれを考えることはできない（昭和24年5月30日法務庁調意1 発第31号（法務総裁意見年報第2巻 103頁）参照）。すなわち、教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教え導いて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業ということとはできないのであつて、もともと人を教える行為が介在せず、したがつてまた教育する者及び教育される者の存在しない事業はむろんのこと、人を教える行為が介在していても、単に人の知識を豊富にしたり、その関心をたかめたりすることを目的とするだけの事業であつて、教育される者について、その精神的又は肉体的な育成を図るべき目的があつて計画的にその達成を図るのでないものは、教育の事業には該当しないものと解される。

ところで、社会教育関係団体の行う事業であることの故をもつて、その事業がただちに右にいう教育の事業に該当するものと解すべき特段の理由は存在しないから、社会教育関係団体の行う事業が教育の事業に該当するかどうかは、それぞれの事業について個々に判断するほかないものといわなければならない。この観点からお尋ねの問題を検討してみると、

- 1) 1から5までに掲げる事業は、あるいは、もともと人を教える行為の介在を欠き、あるいは、その行為の介在があつても、教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標及びその計画的な達成という要件を欠いているが故に、社会教育関係団体によつて行われる場合であつても、いずれも、教育の事業に該当しないものと解してよいであろう。
 - 2) 6及び7に掲げる事業は、種種の形態で行われることがありうるので、前記の教育の事業の觀念にてらし、それぞれ具体の場合について判定すべきもので、一律に決定することはできないが、たとえば、社会教育関係団体が特定の受講者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、講師を委嘱して受講者を指導させる等の方法により、計画的にその目標の達成を図るものであれば、研究、読書、鑑賞を指導させる等の方法をとると、研究会、読書会、鑑賞会、講演会、講習会その他いかなる名称を用いるとを問わず、教育の事業に該当するものと解すべきであろう。
- (ロ) 青年団又は婦人会において会員が相互に問題をもちより自主的に学習する活動は、(イ)の6に掲げる事業とおおむね同様に考えてよいであろう。すなわち、前記の教育の事業の觀念にてらし、それぞれ具体の場合について判定すべきであるが、たとえば青年団又は婦人会が会員についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、その目標を達成する手段として自主的な学習活動という方法を選び、その方法を指導しつつ計画的に右の目標達成に導くような場合には、その事業は、教育の事業に該当するものと解すべきであろう。けだし、人の教え導く行為とは、必ずしも講義をし、問題を提起し、解答を与えるというような形態によるもののみをいうものではなく、その他の形態によるものであつても、それ自体に教え導くという積極的な意義の認められるものは、これに含まれると解するのを相当とすると考えられるからである。
- (ハ) 憲法第89条は、宗教上の組織又は団体については、その事業のいかんを問わず、公金を当該組織又は団体の使用、便益又は維持そのもののために支出する等のことを禁止しているのに反し、公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の事業については、事業そのものに着目して同様の財産上の援助を禁止している。したがつて、お示しの団体が宗教上の組織又は団体でないことが明らかである以上、その団体の行う慈善、教育及び博愛の事業以外の事業に対して、国又は地方公共団体が補助

金を支出することは、憲法第89条の禁止するところではないと解される。

18 市議会議員を非常勤の公民館長に任命することについて

〔昭和41年11月25日 委社第48号
福岡県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答〕

照 会

このことについては、現在久留米市の公民館の運営にあたって、市議会議員が館長の職にあることは選挙や、政党の活動との関連において社会教育法第23条第1項第二号の規定との間に不明確な点があり、運営上疑義が生じていますので、その適否について下記事情ご斟酌のうえ、御教示くださいますようお願いいたします。

記

- 1 本市は本館1，小学校区毎に分館20で公民館を組織している。
- 2 本館の館長は常勤で一般職に属する有給の職員である。
- 3 分館の館長は非常勤の特別職に属し、無報酬の職員である。
- 4 分館長の任命手続は、その対象区域住民から推せんされたものを教育委員会が任命することにして
いる。
- 5 現在、市議会議員の分館長は20人中4名である。

回 答

市議会議員が公民館長を兼ねることは、その館長の職が地方公務員法第3条第3項第三号にいう非常勤の顧問、参与等およびこれらの者に準ずる者の職に該当する場合は、認められる。

しかし、公民館は、政治的中立性が要請され、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを禁ぜられていることにかんがみれば（社会教育法第23条第1項第二号参照）、議員が公民館長を兼ねることは、公民館長としての活動と当該館長の議員としての政治活動との混同を生じるおそれもあるので、さけることが望ましい。

19 許可、認可等の整理に関する法律の施行について

〔昭和42年8月14日 文社社第255号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

このたび、許可、認可等の整理に関する法律（昭和42年法律第120号）が昭和42年8月1日に公布、即

日施行され、文部省関係の許認可事項についても整理が行われました。

整理の概要については、文部省大臣官房長官より各都道府県教育委員会教育長あて昭和42年8月1日付け文総審第99号で通達されましたが、なお、社会教育法、図書館法の一部改正に関し、細部については下記事項に留意のうえ管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに、適切に指導されるようお願いします。

記

- 1 従来、社会教育法第25条および第26条ならびに図書館法第11条および第24条の規定により、市町村または法人が設置する公民館、図書館の設置、廃止、設置者変更に関しては、その都度、都道府県教育委員会に対し、届出または報告を行うこととされていたが、今後は2以下による取り扱いをすることを前提として、このたび当該規定を廃止することにより、市町村または法人は、上記の届出、報告を要しなくなり、また、都道府県教育委員会においては、設置、廃止等のたびごとに報告、届出を受理し、整理する必要がなくなり、事務が簡素化されたこと。
- 2 都道府県教育委員会が公民館、図書館に対する指導、助言、援助を適切に行うためには、公民館の設置、廃止、設置者変更の場合のみならず、管理、運営の全般にわたってつねにその実態を把握しておく必要があること。
都道府県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号、第48条第2項第6号、および第54条第2項によって公立の公民館、図書館に関し、また、民法第67条によって民法法人立の公民館、図書館に関し調査等を行う権限を有しているのもにより必要な実態把握をするものとする。
なお、これに応じて、このたび社会教育法第6条第1号が改正され、都道府県教育委員会の事務として公民館、図書館の設置、管理に関し調査および指導に関する事務を行うことが明確にされたこと。
- 3 文部省では従来から実態調査等により全国の公民館、図書館の実態把握につとめてきたが、今回の改正によってこの方針は変わるものではないこと。
- 4 従来は、社会教育法第25条第2項および第26条第2項ならびに図書館法第11条第2項および第24条第2項の規定により、設置、廃止、設置者変更の報告、届出等に関し必要な事項は、都道府県教育委員会で定めることとされていたのも、今回当該規定が廃止されたこと。ただし、都道府県教育委員会が、上述の実態調査を行うため、手続等を定めることをさまたげるものではないので、今後は、適宜、必要な定めを行ったうえ、実態把握に万全を期すようされたいこと。

20 公民館の管理運営等の適正化について

〔昭和63年1月19日 文社社第38号〕
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

国庫補助事業により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、各省各庁の長の承認を受けなければ、補助金交付の目的に反して使用

等してはならないことになっております。また、補助金の交付条件により、これらの財産は、善良な管理者の注意をもって管理、運用しなければならないことになっております。

このことについては、すでに昭和60年11月18日付け社会教育課長名をもって注意を喚起し、その後機会あるごとに管下市町村に対する指導をお願いしてきたところではありますが、いまだにその趣旨が徹底せず、法令違反を行っている公民館がみられることは遺憾であります。

したがって、下記により今後このような法令違反が起きないように、管下市長村に対し、重ねて指導の徹底を図られるよう願います。

記

- 1 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、国庫補助によって建築された公民館の台帳（例えば施設名、建物延面積、補助年度、各室の名称等を記載したもの）を作成し、公民館の各室について目的外使用がなされていないかどうか、定期的な点検を行うよう求めるとともに、自らも上記の台帳の写しを備え付け、点検を行うこと。（なお、後日、作成した台帳について報告を求める予定である。）
- 2 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、公民館内に開館当初から補助目的以外の機関を置く場合には、交付申請時において、これを補助対象外として明確に区分するよう周知するとともに、交付申請書の提出時における書類審査や事情聴取の徹底、補助金額の確定を行う際の現地視察などにより、補助目的以外の機関が置かれることになっていないかどうか十分な調査を行うこと。
- 3 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、各室の新たな利用方法の検討、学習プログラムや広報の充実などにより、施設の利用の促進に努め、施設利用の低調によって、安易に無断目的外使用がなされるなどの事態を引き起こさないよう指導すること。

21 社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について

〔平成7年9月22日 委生第15号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知〕

標記のことについて、広島県教育委員会教育長から別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり回答しましたので通知します。

別紙1

公教委社第16号

平成7年9月21日

文部省生涯学習局長 殿

広島県教育委員会教育長

社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（照会）

標記に関して疑義がありますので、下記について御教示願います。

記

- 1 社会教育法第2条の「社会教育」には、民間の事業者が行う組織的な教育活動（学校教育に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く。）も含まれると解してよいか。
- 2 公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業にその施設の使用を認めることは、当該事業が社会教育法第20条の目的に合致し、当該事業者の利用内容が同法第22条第七号に規定する「公共的利用」とみなすことができるとともに、当該公民館の行為が同法第23条第1項第一号に規定する「営利事業を援助すること」に該当しない限り、差し支えないと解してよいか。

また、この場合において、「営利事業を援助すること」とは、一般的には「特定の営利事業者に対し、公民館の支用について特に便宜を図り、もって当該事業者には利益を与え、その営業を助けること」をいうと解してよいか。

別紙2

委 生 第 15 号

平成7年9月22日

広島県教育委員会教育長 殿

文部省生涯学習局長

社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（回答）

平成7年9月21日付け広教委社第16号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1について

お見込みのとおり。

2について

お見込みのとおり。

なお、昭和32年2月22日付け法制局1発第8号「憲法第89条にいう教育の事業について」の内容に十分留意する必要がある。

(参考) 公民館施設の民間営利社会教育事業者による利用について

[社会教育課]

1 はじめに

このたび、文部省ではいわゆる民間営利社会教育事業者に係る社会教育法の解釈について、各都道府県教育委員会教育長に対し通知し、一定の要件のもとであれば民間営利社会教育事業者に公民館施設の使用を認めて差し支えない旨を明らかにした。

従来、公民館施設を民間営利社会教育事業者による営利目的の事業に使用を認めることについては、社会教育法上の明文の規定がないこともあり、各公民館では消極的に対応するのが一般的な傾向であった。このため、今回一部の県からの照会を機に、社会教育法の解釈を明確に示し、公民館運営の参考にしていただくこととしたものである。

近年、人びとの学習ニーズの増大とその高度化・多様化を背景として、カルチャーセンター等のいわゆる民間営利社会教育事業者が活発な事業を展開している。公民館は、いうまでもなく地域住民に最も身近な社会教育施設として、自ら様々な事業を実施し、また、地域住民に自主的な学習の場を提供しているが、今後はこれら民間の事業も視野におき、人々の多様な学習ニーズに一層適切に対応していくことが望まれる。

各市町村・公民館においては、今回の通知の趣旨を十分理解いただき、民間営利社会教育事業者の様々な事業のうち公民館の目的等に合致するものとの必要な連携・協力も含めて、公民館の学習機会の提供機能の充実と公民館活動の一層の活性化に努めていくことが期待される。

2 通知の内容（前掲）

3 通知内容の説明

(照会1について)

社会教育法は第2条において、「社会教育」を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義しているが、「組織的な教育活動」であれば、その実施主体については問わないものであり、民間の公益法人が実施主体となるものはもとより、株式会社等の民間企業が実施するものであっても「社会教育」に含まれる。

(照会2について)

- (1) 社会教育法20条は公民館の目的を、「市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と規定し、さらに同法第22条において「公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。」として、第1号から第6号まで6つの事業を例示している。

このうち、第5号までは公民館が直接行う事業を規定しているが、第6号では「その施設を住民の集会でその他の公共的利用に供すること」と想定し、施設を住民等に供与することを挙げている。ここでいう「公共的利用」とは一般に、「住民の側において計画し推進する社会教育的な事業その他公共的目的のために、その施設が広く一般に開放され自由に利用されること」と解されるが、公民

館として、住民の要請する学習内容の専門性、多様性等から直接事業を行うことが困難な場合等、営利事業者による事業を認めることが必要な場合であれば、営利事業者に施設を供与することも公民館の目的を達成するために必要な事業であるといえ、それは公共の利用又はそれに匹敵するものと考えられる。

- (2) また、社会教育法第23条第1項では、公民館の行なつてはならない行為を規定し、その第1号で、「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を規定している。ここでいう「営利事業を援助すること」とは、回答に示されたとおりであるが、具体的には、特定の事業者に対し、公民館の使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比して社会通念上極めて安い使用料の設定事業者に対し特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること、と考えられる。
- (3) 以上が、社会教育法の関係条文の解釈であるが、公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者にその施設を供与する場合については、当該事業内容が同法20条の目的に合致するものであるとしても、①供与された者の利用内容が「公共の利用」又はそれに匹敵するものであること、②公民館を供与することが「営利事業を援助すること」に当たらないこと、を具体的に判断することが必要である。
- (4) このため、実際に使用許可をするに当たっては、①の観点から、当該事業に施設を供与することが公民館の目的達成のために必要な事業であるかどうかについて十分な検討を行うとともに、②の観点から、事業者の選定方法、使用時間や使用回数、事業者から徴収する使用料などの使用条件に適正を期し、さらにこれらを担保するため、不適切な使用に対する使用許可の取消や是正勧告などの監督措置に関する規定を整備しておくなど、施設供与の在り方、事業の内容等を総合的に検討して対応することが必要である。その際、公民館運営審査会に意見を聴くことも有益であると考えられる。
- (5) なお、憲法第89条にいう教育の事業（昭和32年2月22日付け法制局1発第8号「憲法第89条にいう教育の事業について」参照）については公の財産をその利用に供することが禁じられており、民間営利社会教育事業者の事業のうちこれに該当する事業については、公民館施設を使用させることができないことに留意する必要がある。

（「教育委員会月報」平7.10. No.545より転載）

22 家庭教育学習の拠点としての公民館の充実について

平成12年4月14日 文生社第182号
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長依頼〕

社会全体で子どもを育てることや子育ての在り方を見つめ直すことが重要となっています。また、近年の都市化、核家族化などにより住民の地域社会の一員としての意識や連帯感の希薄化が生じ、地域で子どもを育てる環境は十分とはいえない状況にあります。

このような状況の中、地域における教育力を回復し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を全国津々浦々において一層重点的に整備することが我が国における喫緊の課題となっています。

こうしたことから、地域住民の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である公民館を「家庭教育学習の拠点」として充実し、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供、家庭教育相談等、家庭教育学習の充実を図るための施策を積極的に推進していくことが必要です。

貴職におかれては、この趣旨を十分ご理解の上、域内の市町村への周知を図り、公民館における別紙に掲げる家庭教育学習支援のための取組の一層の充実が図られるようお願いします。

[別紙]

1 全国の公民館で家庭教育に関する講座・事業をあまねく展開

- ・ 公民館で実施するしつけの在り方や子育て支援、児童虐待への取組などの地域の父母等が参加する家庭教育に関する学級・講座の一層の充実。

なお、全国の公民館における家庭教育が級数が8,280件（平成8年度文部省社会教育調査報告書）であり、文部省ではこれらの家庭教育に関する学級・講座を全体で倍増することを目標としている。この趣旨をご理解の上、公民館における家庭教育に関する学級・講座の充実に御努力願いたい。

- ・ 公民館を活動拠点とする子育てグループ等を育成するとともに、これらのグループ等が公民館で交流会や学集会を開催する際の積極的な支援。

2 子育てグループ等が公民館を使用する場合の格別の配慮

- ・ 子育てグループや子育て支援ボランティア等の団体が公民館を使用したいと考えても、公民館の部屋を借りられず、やむを得ず自宅等を使用せざるを得ない状況があり、これらのグループ・団体等の学習の場や打合せの場としての公民館の使用等に対する格別の配慮。

3 家庭教育に関する情報収集・提供・相談の充実

- ・ 地域における家庭教育に関する学習、相談機会等に関する情報の公民館における利用への配慮。その際、「子どもセンター」が作成する情報誌に家庭教育学習に関する情報を積極的に掲載。
- ・ 公民館における家庭教育に関する相談事業の充実。
- ・ 子育て支援ボランティアや地域の指導者の情報の収集及びその公民館における利用への配慮。

4 関係団体・機関等との連携・協力

- ・ 家庭教育学習に関する事業を公民館において実施する際の、PTA等の関係団体や母子保健部局をはじめとする関係機関・施設の事業との積極的な連携・協力。

5 衛星通信システムによる家庭教育講座の積極的活用

- ・ 文部省が衛星通信システム（エル・ネット）を使って送信する家庭教育講座の活用による公民館における家庭教育講座の充実。

23 社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進について

平成17年7月1日 17文科生第195号，法務省刑総第851号，最高裁総一第000641号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長・
法務省刑事局長・最高裁判所事務総局総務局長通知

日頃より，生涯学習行政，社会教育行政の推進に御尽力頂き，ありがとうございます。

さて，平成16年5月，「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が公布され，平成21年5月までに，国民の司法参加を実現する新たな制度が発足することとなりました。裁判員法附則第2条においては，「政府及び最高裁判所は，（中略）この法律の施行までの期間において，国民が裁判員として裁判に参加することの意義，裁判員の選任の手續，事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど，裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに，国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない。」と規定されており，政府及び最高裁判所は，本制度の施行に向けた積極的な教育・啓発活動を行うこととしております。

このような裁判員法の趣旨にかんがみ，貴職におかれては，司法制度・裁判員制度等の教育・啓発活動の促進に向けて，公民館，図書館をはじめとする社会教育施設等の積極的な活用が図られるよう，下記の事項について，貴委員会内，貴委員会所管の施設及び域内の市区町村教育委員会への周知及び御協力方，よろしくお願い申し上げます。

なお，本通知発出に当たっては，その内容について，日本弁護士連合会においても了解済みであることを申し添えます。

記

① 社会教育施設等におけるパンフレット等の配布・備え付

パンフレット等の配布方法等については，貴委員会担当者に対して，法務省作成の資料については法務省から，最高裁判所作成の資料については最高裁判所から，それぞれ御連絡をさせて頂く予定ですが，パンフレット等の送付後に取扱いの疑義等が生じた場合は，法務省作成の資料については，別添1の各検察庁の担当に，最高裁判所作成の資料については，別添2の各裁判所の担当にそれぞれお問い合わせください。

② 社会教育施設等への法務省又は最高裁判所製作に係る広報用DVD・ビデオの配布・貸出等

広報用DVD・ビデオの配布方法等については，上記①と同様の方法にて御連絡等をさせて頂く予定です。

③ 社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座等の実施に当たっての情報提供

今日における司法制度・裁判員制度の重要性にかんがみ，社会教育施設等において，司法制度・裁判員制度に関する講座等について，積極的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

なお，社会教育施設等で，司法制度・裁判員制度に関する講座等の実施を希望する場合，本件に係

る各都道府県ごとの裁判所，検察庁，弁護士会の共通の窓口（別添1）に対して，講師の派遣や講座等の内容について相談願います。その場合，裁判所，検察庁，弁護士会は，各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して，最大限の協力を行います。

（別添1・2省略）

24 地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について

平成17年9月27日 17文科生第354号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知

日頃より，生涯学習行政，社会教育行政の推進に御尽力頂き，ありがとうございます。

近年，住居に犯罪者が侵入したり，街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が急増しているほか，子どもを標的とした社会を震撼させる事件の続発など，犯罪情勢の急激な変化が見られています。これに伴い，全国では，地域住民自らが自主的にパトロールを行ったり，地域安全に関する情報発信をするなど，様々な自主的・自発的な防犯に関する取組が行われています。

政府においても，平成17年6月，犯罪対策閣僚会議において，「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定（別紙参照）し，こうした地域の自主的な取組を支援し，官民連携した安全で安心なまちづくりのための取組を，積極的に全国に展開しているところです。

このような状況にかんがみ，文部科学省と警察庁が連携・協力して，地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動を推進していくこととしました。

貴委員会におかれては，地域の防犯意識の向上，地域の安全・安心の確保に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き，下記の項目について，貴委員会内及び所管の施設，及び域内の市町村教育委員会への周知及び御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 公民館，生涯学習推進センター等における，防犯教育・啓発活動，防犯教室・訓練，防犯活動の積極的な推進

公民館，生涯学習推進センター等の社会教育施設等が地域における防犯の拠点として果たしうる役割は，非常に大きいものと考えられます。各社会教育施設等においては，これらの活動を積極的に企画・立案され，推進されるようお願い申し上げます。

なお，各社会教育施設等が防犯教育・啓発活動，防犯教室・訓練，防犯活動を実施するに当たって，警察官等防犯に知見のある講師を円滑に確保できるよう，地元の警察署に対して講師派遣の相談を行うことが可能になっています。

2. 地域住民の防犯ボランティア活動への参加促進

昨今，犯罪被害が身近になりつつあり，かつ平穏な日常生活を脅かしているという実感が生まれて

いる中で、地域においては、地域の安全・安心を再構築するため、地域住民が、主体的に、自らの安全・安心を守るため、「防犯ボランティア活動」の取組が活発になっています。

文部科学省においては、このような防犯ボランティア活動を通して、地域住民が、主体的に安全・安心なまちづくりという課題に取り組むことは、地域づくり、地域の教育力再生の観点から、極めて有効なことと認識しており、この度、警察庁と連携して、地域住民の防犯ボランティア活動の促進のための体制の整備を図りました。

具体的には、別添の警察庁通達により、「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる防犯ボランティア活動を実施する際、その活動内容の充実・向上を図るため、オリエンテーションへの講師（指導者）の派遣や各種指導・助言などについて、地元の警察署に相談を行うことが可能となっています。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について、警察庁の了解を得ていることを申し添えます。また、警察庁より、各都道府県警察あてに本件内容につき、周知が図られております。

（別添省略）

（別 紙）

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（抄）

（平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議決定）

第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

2 防犯ボランティア活動等の支援

③ 大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

⑥ 公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動にかかる学習講座等の開催を促進する。

25 地域における防災に係る教育・啓発活動の推進について

平成17年10月24日 府政防第880号, 17文科生第394号, 国河災第18号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 内閣府政策統括官（防災担当）・
文部科学省生涯学習政策局長・国土交通省河川局長通知

近年の相次ぐ台風の上陸などによる度重なる豪雨や新潟県中越地震などにより、全国各地で大きな被害が発生し、改めて日頃からの「備え」の重要性が、国民の関心事となっています。我が国の災害は、洪水、土砂災害、地震、噴火、雪害、高潮、津波等自然災害の種類が多様で、繰り返して発生し、しかも発生回数が多く、全国どこでも発生可能性があります。

このため、災害による被害を軽減するには、災害の教訓を学び、地域コミュニティや国民の一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育・啓発活動を推進していくことが重要となります。

このような状況にかんがみ、内閣府、文部科学省及び国土交通省が連携・協力して、地域における防災に関する教育・活動を推進していくこととしました。貴教育委員会におかれては、地域住民の防災等に関する意識の向上、理解の増進に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴教育委員会内及び所管の施設並びに域内の市町村教育委員会への周知及びご協力方よろしくお願ひします。

記

1 社会教育施設等における防災教育への積極的取組及び講座等の実施に当たっての講師派遣

今日における防災教育の重要性にかんがみ、社会教育施設等において、防災に関する講座等について、首長部局等との連携も視野に入れつつ、積極的な取組をお願いします。

なお、社会教育施設等で、防災に関する講座等の実施を希望する場合、別紙で紹介している窓口に対して、講師の派遣や講座内容について相談願ひます。その場合、内閣府及び国土交通省は、各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して、最大限の協力を行います。

2 社会教育施設等におけるパンフレット等の備え付け

内閣府、国土交通省又は関係団体から、各教育委員会又は社会教育施設等に対して、防災に関するパンフレット等の備え付けの依頼があった場合は、ご協力願ひます。

また、社会教育施設等において防災に関するパンフレット、ビデオ教材等が必要な場合は、別紙で紹介している窓口にお問ひ合わせ願ひます。

【内閣府】

「みんなで防災」ホームページ (<http://www.bousai.go.jp/minna/>) では、防災についての情報ノウハウを紹介していますので、ご参照下さい。

【国土交通省】

国土交通省防災教育支援ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>) をご参照の上、各講座等毎のお問い合わせ先までご相談ください。

26 地域におけるエネルギー教育・啓発活動の推進について

平成17年11月29日 17文科生第472号、平成17・11・24資庁第1号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長・
経済産業省資源エネルギー庁長官通知

我が国のエネルギー需要は、近年増加傾向で推移してきており、特に、家庭や乗用車などに関するエネルギー消費である民生部門・運輸部門での伸びが大きくなっています。また、アジアを中心とした世界のエネルギー需要の長期的拡大傾向等を受けたエネルギー価格の高騰などの問題も生じています。さらには、地球の温暖化の原因になる大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした京都議定書が本年2月に発効し、我が国は、2008年から2012年までの第一約束期間に、1990年比で6%の温室効果ガスを削減する国際的な義務が生じました。このため、我が国のエネルギーの安定供給と地球温暖化防止の対策を実施していく上で、エネルギーに関する国民の理解が必要不可欠な現状となっています。

このような状況にかんがみ、文部科学省、経済産業省及びエネルギー関係団体・企業（以下「関係団体等」という。）が連携・協力して、地域におけるエネルギーに関する教育・啓発活動を推進していくこととしました。貴教育委員会におかれては、地域住民のエネルギーに関する意識の向上、理解の増進に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴教育委員会内及び所管の施設、並びに域内の市町村教育委員会への周知及びご協力方よろしく申し上げます。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について関係団体等においても了解済みであることを申し添えます。

記

1 社会教育施設等におけるエネルギーに関する講座等の実施に当たっての講師派遣

今日におけるエネルギー教育の重要性にかんがみ、社会教育施設等において、エネルギーに関する講座等について積極的な取組をお願いします。

なお、社会教育施設等で、エネルギーに関する講座等の実施を希望する場合、別添の窓口に対し

て、講師の派遣や講座等の内容について相談願います。その場合、経済産業省、関係団体等は、各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して、昀大限の協力を行います。

2 社会教育施設等におけるパンフレット等の送付・備え付け

社会教育施設等においてエネルギーに関するパンフレット等の送付を希望する場合、別添の窓口にお問い合わせ願います。

また、経済産業省又は関係団体等から、各教育委員会又は社会教育施設等に対して、エネルギー等に関するパンフレット等の備え付けの依頼があった場合は、ご協力願います。

(別添省略)

27 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について（通知）

平成20年7月25日 20文科生第423号
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日生涯学習局長裁定。以下「裁定」という。）により取り扱ってきたところです。

この度、補助金等適正化中央連絡会議において、地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと（包括承認制）などが決定されました（別添1）。

これを踏まえ、文部科学省においても、「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」を制定しました（別添2）。これにもとづき、標記載定を別添のとおり改正しましたので、域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないよう願います。

また、公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付を受けて建設した施設についても、別添2の「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」が適用されることについても、あわせて域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、公立社会教育施設整備費補助金は、既に平成9年度（沖縄県は平成10年度）に廃止されていますので、ご留意ください。

(別添1)

補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

国文科会

財計第1087号

平成20年4月10日

平成20年3月28日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。

平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について

平成20年度の補助金等予算の執行に当たっては、その適正を確保するため下記により実施する。

記

1. 補助内容、補助条件等の明確化について

補助金等予算の執行の適正化に資するため、別紙に掲げる補助金等を指定補助金とし、例年どおり交付決定前に経費の費目、算定基準、交付決定通知書、交付要綱等について各省各庁と主計局と協議して決定する。

2. 補助金等予算の適正な執行について

補助金等予算の執行については、従来から各省各庁において、その適正かつ効率的な執行の確保に努めてきたところであるが、毎年、会計検査院の検査報告に不当事項等の事例が指摘されている。

各省各庁は、補助事業者等に対し、各種の通達や会議、研修等を通じ、指摘された不当事項等の周知徹底等を図るとともに、そめ再発防止の為の措置を早急に講じ、一層の指導の徹底、強化を行い、補助金等予算の執行について不当事項等の指摘を受けることのないよう努めるものとする。

また、公益法人を含め、民間団体等を対象とする補助金等については、行政評価・監視に基づく報告が二次にわたって行われたところであるが、引き続き、関係法令や補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等を厳正に適用し、適正かつ効率的な執行の確保に一層努めるものとする。

補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 1 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 2 概ね10年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、1と同様とする。

（別添2）

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

〔20文科会第189号〕
〔平成20年6月16日〕

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局の長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いします。

なお、各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局の長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので、適切に対応いただくようお願いします。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣 旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し，又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補初会等の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について，当該補助対象財産が教育，科学技術，学術，スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ，近年における急速な少子高齢化の進展，産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに，既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため，この承認基準を定め，承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には，文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより，申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には，当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い，申請を受けた補助事業者等は，文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより，申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお，設備の故障時の業者による引取りは，交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め，取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め，廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し，本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は，財産処分に該当せず，手続は不要である。

（注3）承認後の変更

承認を得た後，当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う掛合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には，改めて手続が必要である。

（注4）処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても，この承認基準に定める手続を要するが，処分制限期間を経過した場合には，この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報

告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合
 - ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対

策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に開する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類（該当するものに○）

（転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分（抵当権の設定））

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金（有 無）

- ・→無の場合（承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）
 - 1 地方公共団体 (1)
 - 2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*），次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき，」と記載すること。

1 処分の種類（転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分，面積を明記したもの），仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には，国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については，補助対象財産が施設である場合のみ記載し，「⑥建物構造」欄には，鉄骨鉄筋コンクリート，鉄筋コンクリート，ブロック造，鉄骨造，れんが造，石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には，次の例のように，財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し，○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し，同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し，代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお，地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には，当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め，地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し，その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には，図面や仕様書，写真等は添付しなくても構わない。

- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

〔平成10年3月31日
生涯学習局長裁定
平成20年7月25日改正〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として、次によるものとする。

- 1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとする。
- 2 有償譲渡及び有償貸付を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うとともに、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をいう。）を付さない。
ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 3 なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。
- 4 有償譲渡又は有償貸付を行う場合は、原則どおり、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとし、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。
- 5 この改定は、平成20年7月25日から適用する。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			() m ²	() 千円			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯，処分の理由について，記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は，当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等」（平成10年3月31日 生涯学習局長裁定）（以下、「裁定」という。）により報告します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			() m ²	() 千円			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由について記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

〈参 考〉

優良公民館表彰要綱

昭和46年8月26日
社会教育局長裁定
最近改正
平成26年11月6日

1 趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

推薦の対象となる公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設は、次の(1)～(3)の条件を満たす施設であり、(4)に掲げる学習内容や取組の手法、環境の整備について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られるものとする。

(1) 表彰対象

- ① 社会教育法第21条第1項又は第2項に定める者が設置した公民館。
- ② 公民館と同等の設置目的、事業内容が定められており、市区町村が設置・所管する施設。

(例：社会教育センター、社会教育館、生涯学習センター、生涯学習館 等)

(2) 運営

地域の実情に応じた開館日数が確保されており、公民館運営審議会等の評価などを活用し、活動内容にPDCAサイクルを機能させるなど、適切な運営を行っているものであること。

(3) 職員

公民館活動に関する十分な経験年数や研修への積極的な参加等により、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員（兼務の職員、指定管理者の職員を含む）を配置していること。

(4) 事業

地域の実情に応じ、以下の①～③に例示する学習内容、取組手法、学習環境の整備に積極的に取り組むとともに、地域住民の学習活動の支援や地域の課題解決に資する活動を継続的に工夫して行っており、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行っているもの。

①学習・取組の内容

- 環境保全、国際理解、少子高齢化社会、インターネットリテラシー、人権問題、若者支援、地域防災・減災、家庭教育支援、地域振興や伝統文化継承活動、世代間交流活動等の現代的、地域的課題の解決に向けた取組や学習 等
- その他住民の学習需要に基づく学習や、地域の特色を生かした多様な学習 等

②学習内容を深めるための取組の手法

- 住民の学習ニーズ把握とそれに応じた学習情報の収集・提供、学習相談
- 学習グループやボランティア、指導者等の養成
- 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能の活用

- 学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO法人その他の民間団体、関係行政機関等との緊密な連絡・協力の促進 等
- ③多様な利用者の参加促進のための学習環境の整備
 - 託児サービスの充実
 - 手話通訳や要約筆記の実施、施設のバリアフリー化
 - 利用者の実態に即した開館時間の変更
 - 外国人利用者向けの案内 等

3 推薦の方法

都道府県教育委員会は、推薦の条件に該当する域内市町村の公民館を市町村教育委員会等の申し出により、原則として2の(1)に定める公民館2館以内、公民館以外の施設1館以内の計3館を上限に選考し、文部科学大臣宛に推薦する。なお、優良公民館として表彰後、5か年を経過しない館については原則として推薦不可とするが、新たな活動が付加されるなど、前回表彰時よりも充実した取組となっていると認められる場合は、5か年経過前でも推薦可能とする。また、推薦公民館の選考に当たっては委員会を設けるなど、適切な方法を講じること。

4 選考

文部科学省に優良公民館審査委員会を設け、各都道府県から推薦された公民館について書類審査により選考する。

5 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補公民館に関する推薦書、調書等に不実の記載があると判明したとき
- (2) 被表彰公民館において、法令等の重大な違反行為、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

第67回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
1		らうすちようこうみんかん 羅臼町公民館 【優秀館】	子どもたちが、知床世界自然遺産を有する羅臼町の自然、産業などを楽しみながら体験することにより、ふるさとを愛する心を育成することを目的に環境省、知床財団など関係機関と連携を図りながら、ふるさと体験教室「知床kids」を実施している。また、高齢者を対象とした事業「こまくさ学級」や「ふれあいコンサート」では、積極的に異世代の交流を図るなどしている。各事業については、評価を実施し、課題や指標を明確にし今後の事業展開に活かされている。
2	北海道	てしかがちょうこうみんかん 弟子屈町公民館	「6次弟子屈町社会教育中間計画」に基づき、「共に学び、健やかに、明るく楽しい人生づくり」を柱に、多様化・高度化する学習ニーズに対応する学習機会の確保や学習情報の積極的な提供などを行っている。特に、「弟子屈町民中学校」を核に、地元弟子屈高校との連携講座や地元の郷土史や伝統文化などテーマに「ふるさと講座」など学習機会の充実を図っている。また、町民の学習の場として、身近に利用される施設として、職員の資質向上や施設整備など、町民ニーズに的確に応えるよう努めている。
3		ちとせしりつちとせこうみんかん 千歳市立千歳公民館	公民館の目標として、市民の文化・学習・趣味などの向上と健康の増進を図り、地域における生涯学習の機能充実のため学習機会を提供し、さらに地域づくり活動や市民の自主的・主体的な活動を推進するなど、学習のニーズや高齢者・少子化など社会変化に対応した一層の充実を図っている。平成18年度から「指定管理者制度」を導入し、市の仕様書に基づき「公民館教室事業」、「公民館短期教室」など様々な年齢層を対象とした学習内容を提供し、世代間の交流ができる事業を実施するとともに、自主事業として、「公民館まつり」など実施している。道内の指定管理者制度を導入している公民館として、直営の公民館と遜色なく、先駆的な役割を担っている。
4	青森県	おおわにまちちゅうおうこうみんかん 大鰐町中央公民館	同館には、学校教育と社会教育を一体化した学務生涯学習課が入居している。公民館との連携も円滑に行われ、町の教育の中核施設となっている。 地域の実態に即した「俳句大会」、「成人講座」、「ふるさと子ども教室」、「家庭教育支援講座」等の取組や、学校と連携した「出前俳句教室」の取組等、多様な学習機会を提供している。また、婦人団体や子ども会育成団体、各種サークル等の自発的な学習活動を支援するとともに地域の人材育成に努めている。その他にも、他課との協働による講座、各種研究大会の開催や、スキーメッカとしてスキー大会の運営に関わるなど、町の振興にも寄与している。 以上のように、生涯学習の拠点として、地域住民の学習活動に大きく貢献している。
5		もりおかしまつぞのちくこうみんかん 盛岡市松園地区公民館	盛岡市松園地区公民館は地域人口18,000余の住宅団地内の地区公民館として平成20年6月に盛岡市立東松園小学校の敷地内に開設されている。また、平成24年12月には余裕教室を活用するため同小学校の一部を改築し、学校教育と社会教育を融合させた学社融合事業を実践する公民館として別館を設置している。 とりわけ別館においては、平成25年4月から児童健全育成事業として東松園小学校の児童を対象にした児童センター機能を備えたプレールームを設置し、学校・家庭・地域を結ぶ公民館施設としてその役割を発揮している。
6	岩手県	かねがさきちようほくぶちくこうみんかん 金ケ崎町北部地区公民館	金ケ崎町は「生涯教育の町宣言」から35周年となる。「まちづくりは人づくり」の基本理念のもと、各地区公民館がまちづくりの中核となり、地域資源を活かした様々な学習機会や学習情報を提供している。特に、北部地区公民館は、地域への愛着を図り伝統文化を大切にしたい学習機会を設定し、郷土愛の育成、多世代間の交流促進を図るなど地域の活性化に大きく貢献している。地域住民が一体となって活動を積極的に展開することで、地域のつながりを深いものになっている。また、学校や地域団体等と連携を図りながら、活力ある地域づくりの推進に大きく寄与している。
7		はなまきししょうがいがくえんとかいかん 花巻市生涯学園都市会館	花巻市の生涯学園都市会館では、シニア大学(高齢者学級)・市民講座の受講生が企画・実施・評価の各過程に関わる仕組みが構築されており、地域貢献、地域課題解決、震災からの復興に関する学習などへの学びの広がりも推進されている。また、地域の大学との共催によるセミナーや若者を対象とした講座なども開設されている。 市内の生涯学習施設・振興センター(27施設)の拠点施設の位置づけからも、館のノウハウを他施設へ還元・波及させるとともに、学習資源検索システム「はなまきまなびガイド」の運用及び出前講座、家庭教育講座を通じた学校・地域への学習支援等にも取り組んでいる。
8	秋田県	みたねちようやまもとこうみんかん 三種町山本公民館	公民館利用者が自主的・自発的な活動をしていること、公民館活動を通じて、地域の人材育成を進めていることが特長である。 平成24年1月に利用者代表者が実行委員会を立ち上げ、山本公民館まつりを27年ぶりに復活させた。学習成果を発表する場として今年度で4回目を迎えている。実行委員会のメンバーは、住民のニーズをくみ上げ、公民館まつりの改善を図っている。 公民館図書室を拠点に活動している読書ボランティアグループが、読みきかせ活動や、読み聞かせフェスタを開催するなど、学校と連携し、子ども達の読書活動の推進に携わるまで成長した。また、公民館講座から独立した自主学習グループが、地域の文化祭等に積極的に参加し、他市町村の社会教育団体とも交流するなど、住民の学習活動が深まっている。
9	福島県	すかがわしおしおえこうみんかん 須賀川市小塩江公民館	家庭教育の充実を図るための講座として、前年度までの講座修了生をサポート者とした子育て支援教室「きらりんこたいむ」を開設している。さらに参加した家族の絆を深めるための「家族体験・育児は育自」も併せて開設するなど、家庭や地域の教育力の向上に努めている。 また、地域の一体感を共有することを目的とした事業「宇津峰祭」や「松明づくり」などは、地元中学生をはじめ地域住民が参加する事業で、地域コミュニティの活性化や文化振興に大きく貢献している。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
10	福島県	ふくしまあづまがくしゅうせんたー 福島市吾妻学習センター	5学級の高齢者学級のうち4学級は、同地区の学級生で編成され毎月開催されている。残りの1学級では地区の枠を越えた「熟年パワースクール」を月2回実施している。 また、地域の良さを再認識するための地元学を始め、認知症予防のための体操教室、料理教室、医療・介護の問題対応など、ニーズに合わせた幅広い学びの場を提供している。 これらの学級開設により、高齢者相互のコミュニケーションが図られ、引きこもりなどの孤立化の解消、居場所づくりや健康づくり、ひいては、元気な地域づくりに大きく貢献している。
11		みなみそうましたかひらしょうがいがくしゅうせんたー 南相馬市高平生涯学習センター	東日本大震災により、一時休止状態となっていたが、住民生活の復興のために震災半年後から業務を開始し、市内においていち早く放射線に対する学習会を開催するなど、復興の拠点としての役割を果たしている。 震災後、多くの市民が市外へ避難している中、子育て中の親同士の交流の場を設定したり、遊びながら楽しく子育てをする方法を学習させたりと家庭教育講座の充実を図り、地域コミュニティの活性化に貢献している。
12	茨城県	かみすしちゅうおうこうみんかん 神栖市中央公民館	公民館の目的の一つに市民の交流の場や情報の提供がある。現在、公民館利用者は子育てを終えた人や退職された人が中心となっているが、様々な年代の市民が利用できるように、「市民協働」の公民館運営に取り組んでいる。その一環として「いろんなものをみんなで創ろう!」という運営方針を設定し、「親子でクリスマススイーツを作ろう」や「親子で恵方巻き作り」等の講座を開催した。特に、最近流行の「カフェごはん作り」や、みどりのカーテンで収穫したゴーヤを使った「沖縄料理作り」は、とても好評を得た。また、公民館の事業についても利用者の意見を取り入れ、市民のニーズに応じた事業の改善に努めている。館内ではガーデンパサールを設置しカフェのような居場所を作り、展示スペースでは、市民による展示や公民館主催の企画展等を開催した。
13	栃木県	とちぎしいわふねこうみんかん 栃木市岩舟公民館	開館以来、町民のニーズやライフサイクルに沿った学習機会を提供し、講座終了後は自主活動や地域還元活動へと支援してきた。現在、多くのボランティアが中央公民館と連携しながら自ら行動し、地域、学校、行政の場において活躍している。中でも青少年教育については、11年前、中央公民館の呼びかけに賛同した住民約30名が、1年間の検討の末に青少年育成町民会議を立ち上げてから、多くの町民を会員とした活動を10年間継続している。平成24年には、中央公民館と町民会議が共同で、江戸しぐさから学ぶ子育てのワークショップを開催した。その後、岩舟町のしぐさを研究し推進する「いわふねしぐさ実行委員会」を立ち上げ、子育てについての情報提供を行い「協働のまちづくり」のため活動している。
14	群馬県	まえばししきよさとこうみんかん 前橋市清里公民館	前橋市の西部に位置する清里地区は市内で最も人口の少ない地区であるが、それゆえに地区のまとまりが強く、地域ぐるみでの活動が活発に行われている。清里まちづくり協議会による「清里ふるさと祭」、「収穫祭」、清里地区青少年健全育成会による「清里地区道祖神祭」、「少年の日フェスティバル」などは地区の特徴的な行事であり、これらを通して伝統文化の継承や世代間交流の促進、さらには地域の良さを再発見する機会にもなっているが、公民館は清里地区自治会連合会を始め各種団体と連携を図り、事業実施をサポートしている。 公民館講座についても、清里人材バンク「生涯学習指導員」や清里まちづくり協議会役員等の地区内の人材を講師として、地域に密着した講座を開催するなど、地域活力を活かした講座作りにも努めている。
15		たかさきしやなかこうみんかん 高崎市矢中公民館	矢中公民館は矢中地区のほぼ中央に位置しており、地域住民が集まりやすい場所にある。「地域とともに歩む公民館」を基本方針として、地域の機関等(学校、病院、各種団体)と連携し、地域の人材を活用して講座や活動を実施している。 社会課題として取組んだ「健康づくり講座」では、地域の病院の健康運動指導士を招いて講座を実施し、好評を博している。又、住民主体の地域づくり活動では、企画・広報・運営の全般にわたり、住民中心の取組みが定着してきている。 地域と一体となって住民の学習意欲の向上と生きがいづくりの増進を図り、明るく豊かな地域づくりに努めている。
16	埼玉県	みさとまちちゅうおうこうみんかん 美里町中央公民館	高齢化が進む現在、町民自らが「生きがい」を求め、健康で活力に満ちた学習活動が展開できるよう、様々な事業を実施している。 特色ある事業として、保健センターとの合同事業で、「健康とときめき学習会」を実施。町の健診で高血圧・糖尿病予備軍と診断された住民と一般応募者を対象に、身体測定会や調理実習、運動教室等半年間のプログラムにより、体の変化を知り、日々の健康づくりにつながる意識の向上やコミュニケーションづくりを図り、住民が健康で自立した生活を送ることができるよう支援している。
17		わらびしりつみなみこうみんかん 蕨市立南公民館	昭和30年6月、地域住民自ら資金を出し合い、気軽に使うことができる「寄り合いの場」として「蕨町立三和町公民館」を設立。その後、昭和34年4月に「蕨市立南公民館」となり、昭和49年8月にはコミュニティセンターが併設された。市民文化の向上に努めており、文化展の開催や生涯学習フェスティバルなど、地域住民との連携・協働を意識した事業に力を入れて取り組んでいる。 特色ある事業として、平成7年度から、生涯学習活動の成果発表の場、地域の交流の場として、住民と協働で「桜のまち 南町文化展」を開催。市にゆかりのある作家や音楽家の協力を得て、優れた芸術文化にふれる機会とするともに、「誰でも参加できる」「手作りで温かみのある」美術展として、市民の文化活動を応援している。
18		はにゅうしむらきみこうみんかん 羽生市村君公民館	人口減少や少子高齢化等、地域が直面している課題に対応するため、当館を事務局とし、地域の各団体(自治会、子ども会、商工会、小学校、PTA、老人クラブ等)の長による「村君地区活性化対策協議会」を設立。協議会を通じて、地域のニーズを把握し、情報の提供や各団体が連携するための「つなぎ役」を担い、各団体が協働で事業を企画・実施している。 特色ある事業として、住民が英語に親しみ、国際理解を深めながら地域の活性化を図るため、上記協議会会長や小・中学校長、PTAの役員等による「英語村推進委員会」を発足。毎月第3土曜日に、小学校の常駐ALTを講師とする英会話教室「英語村 友・遊・プラザ」を企画し、「英語でUDON打ち!」等の講座を通じて、住民と住民とを結び取組を展開している。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
19	千葉県	うらやすしほりえこうみんかん 浦安市堀江公民館	昭和57年の開館以来、地域住民が自ら考え行動できる地域社会の形成のために、人と人をつなぎ、学びや交流を通して市民の力を高め、豊かなまちづくり、人づくりに資する「まちづくり拠点」を担っている。幼児から高齢者まで、幅広い層の世代が参加できる60講座を立案し、多様な学習環境を整備している。 昭和59年から実施している「きぼう青年学級」は、就労する知的障がい者の余暇支援、地域交流事業の実施支援、社会的自立支援等を目的として、ボランティアスタッフや公民館サークル、地域団体の協力のもと地域に根差した事業として実施している。また、「きぼう青年学級」の取組がきっかけとなり「きぼうよさこいクラブ」が誕生し、障がいの有無を超えた交流の場となっている。事業に関わる方々にも、大きな学びと気づきをもたらしている。
20		しすいまちちゅうおうこうみんかん 酒々井町中央公民館	昭和55年に開館した、町内唯一の公民館であり登録利用団体は145団体(約4000名)、主催事業も毎週のように実施しているため、常に館内は賑わっている。未就学児や小学生などの定期利用があり幅広い年代が利用している。 「カレッジコース」では多くの公益住民団体と、地域で活躍する人材を輩出しており、さらに「カレッジコース」から移行した「しすい青樹堂・青樹堂師範塾」では、「まちづくり実践者・まちづくり指導者」の育成を目指し、意欲的に取り組んでいる。また、NPO法人全国生涯学習まちづくり協会と連携して事業の見直しを行い、まちづくりのための資格取得ができるような講座を盛り込み、多岐にわたる魅力ある内容を展開した。
21	東京都	すぎなみくりつしゃかいきょういっせんたー 杉並区立社会教育センター 【優秀館】	杉並区立社会教育センターは、区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供し、教育・文化活動の充実を図ることを目的とする区内の社会教育活動の拠点として設立された。 昭和63年度に閉館した杉並区立公民館の機能を発展的に継承しつつ、成人学習支援、社会参加支援、芸術・文化活動、団体育成等を柱に多岐にわたる事業を展開している。また、それら事業のほとんどは、社会教育関係団体である杉並ユネスコ協会、区内大学等の高等教育機関や社会教育事業推進委員(愛称「車庫委員」)あるいは区民ボランティア等の参画と協働により運営している。 特に、平成17年度から実施の「すぎなみ大人塾」では、キャッチフレーズを「自分をふりかえり、社会とのつながりを見つける大人の放課後」として、成人の学びを支援する方法・手法を積極的に考案し、単なる学級・講座の実施という形ではなく区民と共に地域の中で実践し、学びと活動の循環を意識的に展開している。今後は、10年の成果をもとにアウトリーチを試み、「参加、対話、協働」による社会教育を、コミュニティ施設等区内全域の施設活用を含めて推進していくための「要」としていくところである。
22		ちょうふしせいぶこうみんかん 調布市西部公民館	調布市西部公民館は、昭和58年に児童館と併設された施設として開館した。近隣には小・中学校や図書館などの公共施設や多摩川などの自然環境に恵まれた場所にあり、近年大型マンションなどの建設により若い世代も集う立地にある。 昨年、開館30年を迎えており、この間において地域文化祭を始めとする事業での地域の交流拠点として、また市民の多様なニーズや性別・年齢層に合わせた各種講座を実施するなど学習機会の提供、日々の利用者のサポートなどにより地域社会に貢献してきた経過がある。 特色ある代表的な事業としては、例年、若い母親を対象にした子育てセミナーを全15回、約半年にわたって実施し、そこから複数の自主グループが誕生し新たな学習や活動が展開されている。自らの子育てや生き方を見つめ直した参加者たちが、テーマを持った学習のほか、音楽やフラダンス、書道のサークルを立ち上げ、自分たちだけでなく子育て中の母親たちが地域のなかでつながりを持って、いきいきと生活できるよう支援する多様な網の目を編みつつある。さらに日本で子育てをしている外国人女性との交流をはかったり、先輩女性の話聞く会を他の育児サークルと共同で開催したり、他のグループの企画した平和イベントを応援したり、その網の目が次第に広がりつつある。 その他、青少年の健全育成を目的とした体験型の教室を実施するなど、地域課題に応じた事業を展開している。 昨年は30周年を契機として、もう一度公民館を考えるための講演会や記念コンサートの開催に合わせて、利用者と協力して公民館川柳を展示するなど工夫、公民館の活動について広く市民に周知を行った。
23	神奈川県	あつぎりつあいこうみんかん 厚木市立愛甲公民館	愛甲公民館は愛甲小学校との複合施設であり、立地的、物理的に小学校との連携が容易な環境にある。「どろんこバレー大会」「つかみどり大会」など地域行事への児童・生徒の参加率を高めているほか、市内大学の学生らが大会の企画運営に参加するなど地域と学校との連携を深めている。 特に平成25年度は、郷土ゆかりの歴史上の人物・愛甲三郎没後800年記念として愛甲三郎に関する様々なキャンペーンを展開したほか、かつて産地として名を馳せた愛甲にんじんの栽培に挑戦した「地域の味」再生プロジェクトなど、地域の歴史と文化を見直し、郷土愛を育むユニークな事業を展開しながら、公民館だよりやパブリシティを活用した効果的な情報発信は特筆に値する。
24		さがみはらしりつほしがおかこうみんかん 相模原市立星が丘公民館	星が丘公民館は、開設当時は組織公民館として星が丘小学校の講堂を拠点として発足、昭和57年に現公民館建物が完成し、独立公民館として活動を開始した。館区内に学校は星が丘小学校だけという環境の下、学校との連携を図り、社会教育の場としてだけでなく、地域活動の場、まちづくりの拠点としての活動も盛んに行っている。 また、公民館事業に固定化せず、平成25年度からは家庭教育支援講座「子育て 新たな一歩」を実行委員会形式で開始するなど、常に公民館を取り巻く社会状況の変化、地域住民のニーズの多様化にも柔軟に対応した事業展開を行っている。 特に、地域のサークル・団体・個人の方が講師となる「夏休み体験教室」、「親子ふれあい事業」等、子ども向けの事業については定評がある。
25	新潟県	ながおかしちいきこうりゅうせんたー まちなかきゃんぱすながおかし 長岡市地域交流センター まちなかキャンパス長岡	長岡市は、伝統的に学びを重んじる気風があり、市内には3大学1高専の高等教育機関が立地するなどの恵まれた環境にある。これらの機関と長岡市が協働で「学び」をプロデュースし、多彩な講座を開催している。この学びを通じて、まちなかに新たな「交流」を生んでいる。 まちなかキャンパス長岡事業では、学びの入口として気楽な雰囲気を受講できる単発講座「まちなかカフェ」、関心のある分野をじっくり学ぶ連続講座「まちなか大学」、まちなか大学をさらに深め、自らテーマを持ち主体的に学ぶ「まちなか大学院」と、ステップアップする講座体系を基幹として、学びのステージに合わせた場を提供している。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
26		なめりかわしななかづみちこうみんかん 滑川市中加積地区公民館	滑川市中加積地区公民館は、地域の諸活動の中核施設として、学校・各種団体・地域住民と連携しながら、活力ある地域づくりのための取り組みを推進している。公民館を中核とした実行委員会を立ち上げ、地区の各組織との連携を図り異世代交流事業を実施し、地区住民の絆を強め活力ある地域づくりに貢献している。また、家族ぐるみでの参加、異世代の人々とのふれあいを通し、地域で子どもたちを見守り育てる環境づくり、また、住民の地域への誇りと愛着の醸成に積極的に取り組んでいる。
27	富山県	たかおかしりつせいびこうみんかん 高岡市立成美公民館	高岡市立成美公民館は、住民や地域のまとまりづくりの核となっている連合自治会、各種団体と緊密に連携し、大人も子どもも生き生きと輝き笑顔あふれる地域づくりを目指して、様々な活動を継続しており、市内の公民館(コミュニティ併設館除く)では、最も利用率が高い公民館である。各活動の集大成である「公民館まつり」は、地域が一体となって盛大に行われている。また、当該地区では、年々地域ぐるみで子どもを見守り、健やかに育てようとする意識が高まっていることから、公民館でも、子どもの利用を増やすために、社会見学や地域にまつわるものづくり体験などを取り入れるとともに、PDCAサイクルを機能させながら、事業の見直しや広報紙に工夫を重ね、利用の増に努めているところである。今後とも地域の核として、家族や地域の大人、同年齢・異年齢の子どもとの絆を深めるための支援や自主事業の展開が期待される。
28		かなざわしひがしあさかわこうみんかん 金沢市東浅川公民館	世帯数が少ない地区であるが、公民館が行う運動会や文化祭を小学校との共催とし、子どもから高齢者まですべての住民が参加できるよう工夫した内容で行い、地域一体となった生涯学習活動を展開している。 特に、「夏まつり」では、地区の育友会、子ども会、婦人会、長寿会などの各種団体が企画・運営に携わるほか、地域にある高校・大学も舞台発表に参加しており、地域全体で行事を作り上げ、地域の活性化に寄与している。また、舞台発表において、地域の伝統芸能(鉦子太鼓・兵四郎節踊り)を発表し、次世代への伝統文化の継承も図っている。
29	石川県	わじましりつこうのすこうみんかん 輪島市立鶴巣公民館	少子高齢化・過疎化が進行する中、地域の特性を生かして、地域ぐるみで子どもを育む事業に積極的に取り組み、子どもとのふれ合いを通して地域コミュニティの絆を強めている。また、多くの地域住民が集えるよう住民のニーズに対応した多様な学級・講座・行事を開催し、地域の連帯・活性化も図っている。 特に、「公民館体験合宿 地域お宅訪問」では、子ども達が地域の家を訪問し、大人から地域に関する話を聞くなど、様々なコミュニケーションを行うことで、世代間交流や地域の絆づくり、子どもたちの社会性の育成などに努めている。
30		おばましいまとみこうみんかん 小浜市今富公民館	対象の幅広い講座を開講し、多くの住民に学習機会を提供している。特徴として、地域のボランティアが企画した講座や体験学習を行っており、今富地区のコミュニティの中心となり、講座を通して人と人を繋ぎ、伝統を継承している。サークル活動や社会教育団体の活動も盛んであり、地域の中で活躍できるようアドバイスを行っている。近年では、まちづくり活動を活発に行っており、まちづくり委員会と協力して、さまざまなイベントを行い、地域を活気づけ、まとめる役割を果たしている。地域に密着し、コミュニティをまとめ、伝統や歴史を繋いでいく、これらの取り組みは他の公民館活動の模範となっている。
31	福井県	えちぜんしききょうこうみんかん 越前市花筐公民館	花筐地区は、天然記念物の薄墨桜と美しい紅葉の名所知られる花筐公園があり、住民は、地域のシンボルとして自然豊かな風致公園を大切に、未来に引き継いでいくために、保全活動にも力を入れている。 そのような中、子ども会活動のない地区で、子どもたちが身近な自然や歴史に触れる体験活動を行う事業を公民館が主体となって立ち上げた。立ち上げに際して地区の自治振興会青少年育成部と協力したり、体験活動で越前市のジュニアリーダーとシニアリーダー、青年グループ「はっぴー」と地元PR隊の「はながたみ娘」を指導者としていたりするなど、地元の人材を生かした企画運営を行っている。ジュニアリーダーやシニアリーダー、地元の青年を中心に子ども主体の活動を行うことで、次世代のリーダーを育てていくという公民館のねらいが、事業後に保護者や地区の大人たちに伝わり、平成26年度も継続して事業が行われている。
32		おおのしまなびのさと「めいりん」 大野市学びの里「めいりん」	学校教育施設(有終西小学校)と社会教育施設(生涯学習センター・大野公民館)からなる複合施設で、学校と生涯施設の連携により、高品質の学習環境を提供している。また、学校が使用しない時間に生涯学習センターや公民館を利用するという時間差共用により、多くの市民が利用でき、中心市街地への求心的役割を担っている。事業としては、「第3土曜日はめいりんて学ぶ日」と銘打ち、「めいりん講座」を開催している。この「めいりん講座」の講師は、主に本市の「人材活用登録者指導者」が担当し、学びの成果の発表の場ともなっている。この事業が年々定着してきており、使いやすい施設も相まって、生涯学習の機運を醸成している。
33	山梨県	やまなししりつごやしきこうみんかん 山梨市立後屋敷公民館	山梨市後屋敷地区に位置する後屋敷公民館は、地域の生涯学習活動の拠点として「地域住民相互の出会い、ふれあい、助け合い」をスローガンに事業を実施している。特に、地域住民にとって一大イベントとなっている「ふるさと祭」は、昭和54年から続く伝統ある行事で、体育・文化・芸能の発表活動と福祉バザーを通して地域住民の交流や親睦を深め、地域の健全育成と地域コミュニティの醸成に大きく寄与している。 近年ではフィールドミュージアム推進に力を入れており、地域住民に呼びかけて地域や身の回りのお宝、文化財の資料収集を行い、文化財冊子「ごやしき」を作成した。この冊子「ごやしき」を活用して文化財めぐりや健康ウォーク、ボランティア活動(文化財の清掃)などの事業を展開しており、山梨市の生涯学習の推進に大きく貢献している。
34	長野県	いいやましこうみんかん 飯山市公民館	飯山市は長野県の北に位置し、冬は雪深い地域である。飯山市には、旧1町9村からなる10地区公民館が存在し、地区公民館のもとに集落や字町の集落公民館が組織されている。各地区館の活動は、一部、市からの助成があるものの、主要な活動費は各地区住民が拠出して賄われている。そして、市民館と連携を図りつつ、地区館独自に工夫され、地域課題に取り組んでいる。「ドワロクジンの復活継承」は、飯山・雪の風物詩である伝統行事、ドワロクジン(道祖神火祭)の復活継承である。子どもの健全成長と地域の安泰を願う火祭りである。豪雪の中で暮らしている潤いを持たずとも地域の子どもの育成に大きく寄与している。また、北陸新幹線延伸に伴った地域開発という地域課題に対して、地域振興につながる事業の工夫もしている。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
35	長野県	なががわむらこうみんかん 中川村公民館 【優秀館】	中川村は長野県の南に位置し、天竜川と南アルプスに挟まれた、自然豊かな地域である。中川村公民館では、公民館事業の参加者にアンケートをとるなどし、参加者の要望を次の活動へ反映させる学習の工夫が行われている。また、地域の人の絆づくりが地域づくりにつながるとして、受講生同士の交流を深めることも大切にされている。 人形芝居「切竹紋次人形」は、昭和初期まであった村の伝統文化を復活させる活動を「中川人形保存会」と共催で行っている。地域の伝統芸能への理解と次世代への伝承の大切さの再認識につながっている。また、受講者が小学校の「中川人形クラブ」の指導にあたるなど、学びの成果を生かした取組になっている。活動の中で東京都世田谷区との交流などを生み、地域づくりや地域振興にも貢献している。
36		みずなみしなつこうみんかん 瑞浪市稲津公民館	稲津地区の各種団体によって結成されたNPO法人「明日の稲津を築くまちづくり協議会」が指定管理者として管理・運営に当たっている。こうした状況を踏まえ、各種の「短期講座」等の学習・教育系の事業については、これまでのように「公民館運営委員会」が計画の立案に当たりながらも、多数の地区住民の参加が期待されるイベントの色彩の濃い「主要事業」については指定管理者である「まちづくり協議会」が総力をあげてその実施に当たるという体制を築き上げ、地域社会に根ざしたまちづくり・地域づくりに寄与する新たな公民館事業の実施体制を作り上げている。
37	岐阜県	みたちちょうりつみたけこうみんかん 御嵩町立御嵩公民館	限られた人員による運営体制の中で、地区の小学校の連携のもと学校外活動の機会を積極的に提供し、夏季休暇中の子ども教室を開催するなど、活発に事業を行っている。 特に、種もみ蒔きから収穫した米の調理・試食までを体験する「田んぼの学校」は、単発的でなく環境学習や命を大切にする学習など、系統的な学習を積み重ねている。その成果として、リーダーの増加やほとんどが親子参加となり、家庭教育支援にも寄与している。
38		たじみしがくしゅうかん 多治見市学習館	公益財団法人多治見市文化事業団が指定管理者として管理・運営を行っている施設。同財団が市内の公民館をはじめとする多くの生涯学習・社会教育施設の指定管理でもあることのメリットを最大限に生かし、多治見市の生涯学習・社会教育推進のための中核施設として多彩な事業を実施している。まず参加費無料・申込不要の「ウェルカム1」で学びの場へと誘い、さまざまな講座が体験できる「たじみオープンキャンパス」で学習の定着を図り、さらに深く意欲的に学ぶことができる「まなびの森」へと促す。とりわけ「市民が教え、市民が学ぶ」をコンセプトとした「たじみオープンキャンパス」事業は、市民の学習の成果が地域に還元されていく生涯学習社会の形成に資するものとなっていて、当館の特筆すべき事業の一つになっている。これらの事業の実施にあたっては、市民のライフステージを考慮するとともに、段階的にステップアップできるような学習過程への配慮が、当事業の魅力の一つとなっている。
39		ふじのみやしりつふじねきたこうみんかん 富士宮市立富士根北公民館	富士根北公民館は、昭和60年に開設され、地域と密着した地道な公民館活動を続けている。昨年度は、富士山が世界文化遺産に登録されたが、富士根北地区には構成遺産の一つである村山浅間神社があり、地域住民は富士山を拠り所とした生活を長きにわたって営んできた。 平成19年に地元区長の発案で始まった菊づくり(クッションマムづくり)は、その後公民館講座、サークル活動へと発展し、現在は全市においてその活動が広がっている。「菊づくりの輪を地域に」を合言葉に、地域・家庭・学校が連携しながら、地域が一体となった特色ある事業を行うことは有意義なことであり、地域の環境美化・環境保護や自然に親しむ生活づくりに寄与している。
40	静岡県	しまだしりつかなやこうみんかん 島田市立金谷公民館	大井川右岸の金谷地区にある金谷公民館は、旧金谷町において図書館との複合施設として平成17年3月に開館した。同年5月に島田市と合併したことにより、金谷地区の歴史と文化を継承するとともに、地域活性化の拠点として、地域性を活かしたイベントや講座等を企画している。 特色のある事業として、50歳以上の男性を対象にした「おやじの農園」や「おやじの井戸端講座」では会社人間から(地域)社会人間への切り替えを目指している。また、「かなや未来塾」では金谷の歴史学習として現地視察も行ったり、旧金谷町から継続している「げんきキッズわくわくクラブ」では、地元の人材がボランティアで各種の学習活動を展開したりしている。
41		はままつとみつかきょうどうせんたー 浜松市富塚協働センター	富塚地区は、佐鳴湖北側に位置し、中心部を新川や段子川が流れ、西部には浜松市指定特別緑地保全地区である「椎ノ木谷特別緑地」が広がり、市街地にありながら森や清流などの自然あふれる豊かなところである。富塚協働センターは、地域の生涯学習の拠点、住民のふれあいの場として重要な役割を担い、各自治会・活動団体・ボランティアグループ等に支えられ、浜松ヒューマンセミナー事業、地域学習事業など多くの事業や講座を積極的に実施している。 特色ある事業として、青少年健全育成会、体育振興会、自治会、小中学校、子ども会等の協力による「富塚おもしろウルトラウォーキング」は、富塚地区の恒例のイベントとなっており、行政と地域住民の協働で実施している。
42	愛知県	にしおしきらちょうこうみんかん 西尾市吉良町公民館	吉良町公民館は、昭和49年に開館し、講座や講演会、サークル活動などの延べ参加者数から算出すると、一人当たりの年間利用回数が5.9回を数え、多くの住民が集う、地域の社会教育の活動拠点となっている。 様々なライフステージでの学習機会の充実に向けて、近隣の他の公民館にはない特色ある生涯学習講座を実施している。例えば、子育て世代に配慮した託児付きの講座には、吉良町公民館の管内以外の地域からの受講者も多い。また、地元のボランティアグループとの協働により地域の歴史講座を実施し、ふるさとに愛着を持てる取組を積極的に展開している。専門的知識や教養の習得をめざした県内の大学との連携によるオープンカレッジも継続されている。
43		あましじもくじこうみんかん あま市甚目寺公民館	あま市甚目寺公民館は、昭和59年に開館し、800人収容の大ホールを始め、貸館対応の部屋が13室ある施設となっている。年間11の公民館講座を開講し、海部地区人権教育講演会を開催している。年間延べ約5,400団体、17万人の利用があるなど、地域住民の学習・交流・情報交換活動の場、あわせて地域の文化活動の拠点として幅広く利用されている。 とりわけ、海部地区人権教育講演会においては、あま市小中学校人権教育研究会との共催により、あま市に勤務する教職員の人権意識の高揚を図ると同時に、海部地区の小中学校教職員、あま市民・海部地区の住民にも広く参加を呼びかけ、人権教育の啓発に努めている。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
44		むこうしちゆうおうこうみんかん 向日市中央公民館	向日市の社会教育施設の中核として、多くの市民に様々な学習機会を提供できるよう国際理解教育、学社連携、地域振興や伝統文化継承活動等、幅広く講座を設定し、誰もが参加できる環境づくりに取り組んできた。また、府立医科大学による市民健康講座など関係諸機関や地元企業と連携した講座を積極的に開設したり、参加者の評価をもとに事業の工夫・改善を図ったりするなど地域に根差した公民館として活動している。 特に、地元の小学校に通う児童を対象にした「子どもふれあい講座」（「再生可能エネルギーによる発電と蓄電実験」など）は、小学生の好奇心や探究心を刺激するものとして、年間通して開催されており、児童の理科への興味・関心を高める場として貢献している。
45	京都府	きょうたんごしたんごちいきこうみんかん 京丹後市丹後地域公民館	京丹後市・丹後町域の社会教育の中核施設として、少子高齢化と過疎化が進むなか住民のニーズに即したきめ細やかな公民館活動を実施している。家庭教育支援や環境教育など地域課題の解決に向けた講座を実施し、地域の特色を生かした学習機会の提供を行っている。また、地元の学校や地域住民と積極的に連携を進めることで、誰もが安心して暮らしていける地域となるよう「人づくり」を重要な柱として活動している。 特に、「子育て交流会」では、気軽に話し合える場を提供し、子育てに不安や悩みを抱えているも近くに相談相手がない保護者にとって、新たに人間関係ができた、不安を解消する場として貢献している。
46		うじししょうがいがくしゅうせんたー 宇治市生涯学習センター	宇治市の生涯学習施設として、市民に学習の機会並びに自主活動の場所を提供するとともに、生涯学習を実践する拠点としての機能を果たしている。また、環境問題や防災等、現代的課題解決に向けた講座とともに、保護者を対象とした講座や子育てを支援するサポーター等と共催で講座を開催するなど、家庭の教育力向上に関する講座の充実に力を注いでいる。 特に、「うじ市民活動サポート事業」は、市民が自らの学びや活動の成果を豊かな暮らしの創造や新しい地域づくりに生かすことができるように、様々な事業を企画運営する市民団体を支援している。
47		たかいしりつちゆうおうこうみんかん 高石市立中央公民館	高石市では市域が狭い中6館の公民館があることを活かし、公民館毎に事業を実施するのではなく、6館を1つの公民館として中央公民館が運営を行っている。中央公民館がそれぞれの館の特徴を考慮したうえで企画・調整を行い、地域住民と密着した事業展開と広報活動を行っている。 同館は、市民から企画委員の公募を行い、市民が公民館事業の企画・運営に深く参画することで、市民が必要としている事業の実施に努めるとともに、市役所を始めとする他の団体と連携・協働事業を行っている。また、同市郷土資料室の展示と連携し、「天下の台所『大阪』— 考古学からみた魚食文化—」と題した講演を開催するなど、幅広い識者と協力しつつ地域に根ざした事業を行い、地域の伝統文化、歴史の継承に努めている。
48	大阪府	きしわだりつちゆうおうこうみんかん 岸和田市立山直地区公民館	山直地区公民館は、市民センター内にある公民館として平成5年6月に開館し、岸和田市総合計画に基づき、コミュニティ活動の拠点としての役割を担っている。定期・短期講座や家庭教育学級、女性学級、高齢者大学を開講し、幅広く地域の方々の学習ニーズに応えている。夏休み、冬休み、3月には市民センター内に併設されている図書館と共催で、子どもフェスティバルを開催。公民館クラブ（自立的な活動団体）や各種団体などの集いや学習の拠点としての役割を果たしている。 同公民館の特色ある事業である公民館まつりは、公民館クラブを中心とした実行委員会を結成し、町会や地域団体との協働により運営されており、地域の絆が求められている中で、ネットワーク形成の機能を十分に発揮させ自治能力の向上を図っている。
49		くまとりこうりゅうせんたー 熊取交流センター	熊取交流センターは、「交流」をコンセプトに住民が憩い、集い、住民同士がお互いに学べる生涯学習及び文化芸術の拠点施設として、平成17年11月3日に開館した。昭和初期に建築された綿布工場の煉瓦壁を保存しつつリノベーションした施設を活用し、住民主役のコンサートやアート展を実施し発表の機会の充実を図るほか、江戸末期に本町で行われていた藍染めを復活、体験ができる「染め工房」を設置し、住民と協働で管理・運営を行うなど、住民の教養や芸術・文化の発展、地域コミュニティの醸成に大きく寄与している。
50	兵庫県	こうべしりつたまつみなみこうみんかん 神戸市立玉津南公民館	当該公民館は、神戸市の南西端にあり、明石市と接している。各種講座の開催、登録グループ活動の支援、貸館事業を柱として事業を行っており、地元団体等の各種会議、行事打合せ等にも活用されている。 近年は、住民自身による小地域での防災に向けた取組やこれを基礎とした広域での取組、関係機関・団体、各種企業、NPO、ボランティア等の各種ネットワークの構築等、地域防災の事業を基礎とした地域人材の発掘や安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。 また、地元中学生による東日本大震災被災地支援として、防潮・鎮魂・伝承のため、「東北に神戸の森をつくらう」プロジェクトによるチャリティコンサート等の活動を支援している。
51		にしのみやしりつちゆうおうこうみんかん 西宮市立中央公民館	当該公民館は、地区公民館（23館）を統括する拠点館として、周辺地域のみならず全市域の社会教育や生涯学習活動の振興と発展に尽力を注いでいる。中でも地域住民が自ら講座を企画運営する「公民館活動推進員会制度」（昭和52年発足）を今日まで継続・発展させ、名実ともに地域が参画した公民館運営を全公民館で実現させている点は特筆すべきところである。 また近年では、地域の教育力を子供たちの文化的体験学習に生かす「宮水ジュニア事業」の取組のほか、市民の学習ニーズの多様化に対応できるよう積極的に使用基準を見直すなど、公民館の学習機能の強化にも努めている。更には、使用料の口座振替サービスの導入や時間外取納を実施するなど利便性の向上にも積極的に取り組んでいる。
52	奈良県	ならしりつちとおみなみこうみんかん 奈良市立富雄南公民館	富雄南公民館は奈良市西部に位置し、古墳に挟まれ近くには歴史の古い富雄川が流れるという歴史散策には魅力的な地域に設立されている。また、富雄南公民館職員は自治会や学校関係の会議に積極的に出向き、地域との連携や地域課題の把握に努めるなど、良好な人間関係を築きながら地域に根ざした講座を展開している。 その中でも、公民館周辺で多く見られるウォーキングをする姿にヒントを得た健康講座「からだノート」を、奈良市健康増進課の協力により毎月1回開催している。申込不要で体調を見ながら自由に参加できる気軽さから、幅広い年齢層や家族での参加もあり、健康維持ばかりだけではなく世代間の交流や家族の絆を深めることにも役立っている、特色ある事業を展開している。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
53	和歌山県	はしもとすだちくこうみんかん 橋本市隅田地区公民館	橋本市の公民館は、子どもから高齢者まで心豊かに過ごしていくため、地域で学べる環境や場の形成を目指している。その中、隅田地区公民館では、「地域で一人ぼっちのお母さんを無くそう！」という声かけのもと、公民館で親子サークルが立ち上がり、その後、妊婦さんから赤ちゃんや小さい子どもを持つ親、小中高生を持つ親、そして地域の皆さんが公民館を拠点に繋がり、育ちあうことを目的として「乳幼児学級実行委員会」を立ち上げ活動。構成メンバーは隅田地区を拠点に活動する、子育てに関わる団体・OB・サポーター・公民館職員等。 その後、年月を経て、介護に関する学習活動を中心とした「介護教室実行委員会」の設立、と新たに発展している。公民館を拠点として人と人がつながりを持つこと、子育てだけでなく地域の共通の課題をテーマにすることで、地域は横のつながり縦のつながりだけでなく、斜めのつながりの構築の場として広がっている。事業の実施にあたっては、地域住民が主体的に関わり展開することで市民協働の地域づくりの場となっている。
54	鳥取県	くらよしなだてこうみんかん 倉吉市灘手公民館	灘手地区は倉吉市の最西端にあり、人口約1,000人からなる市内で最も人口の少ない地区で、「こ～まい」(小さい)や「ち～とわて」(少しずつ)をキャッチフレーズに、地域住民が「ち～とわて」の精神で公民館の植木の剪定や草抜きをするなど、公民館に人が集い、一人ひとりの「ち～とわて」が地域を元気にする力になっている。「五六十(ごろくど)会～生涯現役・[福]を地域へ～」の事業は、地域でも特に元気な「ごろくど」(50,60代)の世代を中心に、楽しいことを企画して生きがいや仲間づくりに取り組みむとともに、この地域でフクロウのことを「ごろくど」とも呼んでいることからフクロウの「フク」で地域に「福」を呼び込み、発信して地域の活性化につなげることを目指している。
55		だいせんちょうなわこうみんかん 大山町名和公民館	名和公民館は、館内に図書館を併設し、生涯学習の拠点施設として、教養活動をはじめ、健康活動、人権学習、サークル活動に取り組み、豊かな人間性の向上に努めている。子ども支援事業(子どもカルチャー教室、なわ通学合宿)では、地域の資源や人材を活用した、自然観察会、ものづくり体験、調理実習、スキー教室など、地域学習や体験学習を取り入れ、多くの地域住民が関わっている。子どもたちは、住み暮らす地域のことを知り、地域に誇りを持つとともに、地域も活性化するという相乗効果により、「地域の絆」は徐々に深まりつつある。
56	島根県	まつえしやくもこうみんかん 松江市八雲公民館	八雲公民館では、地域代表者29名による公民館運営協議会を設置し、公民館活動を企画・運営する7の部門が設けられている。事業参加者アンケート等による評価を活用した公民館事業の立案や予算、決算の内容審議が行われている。また、利用者の利便性を考え365日開館したり、学校や各種団体、地域の社会教育施設と連絡・協力し事業を実施したりしている。 ベッドタウンとして開発された地域であり、新しく転入してきた住民が多いため、住民同士や家庭間のつながりの希薄化が地域課題となっている。そこで、毎月第2土曜日に公民館が主体となって幼児から中学生までの子どもや親子が交流する「のびのびやくもっ子体験教室」を開催している。ここでは、そば打ちなど参加者同士の関わりが促進されるような多彩な体験活動を行うことで、世代を超えた交流を促進している。この活動は、11年間で139回に及んでいる。
57	岡山県	おかやましりつこうざいこうみんかん 岡山市立岡西公民館	高齢者支援、子育て支援、環境教育、防災教育等、様々な主催事業やクラブ講座がESDの視点に立って展開されている。 特に、高齢化が進み地域の結びつきが弱まる中で、日常生活で困っている地域の高齢者の手助けする「地域のみんなであつなご隊」は、困っている人のニーズを満たし、住民同士の交流を深めるESDの取組として、住民が支え合う活動となっている。
58		たかはしりつたかはしこうみんかん 高梁市立高梁公民館	世代別の公民館講座を実施するなど多岐にわたって継続的な活動が行われている。中でも青少年分野において、学校支援にも積極的に取り組んでおり「学校支援地域本部事業」や「高梁子ども学習サポート教室(土曜日学級)」などの取組にも参画している。 また、「子ども高梁学」では、町の文化・歴史・自然を学ぶことにより郷土への愛着を高める取組を行っており、さらに地域の人材等を積極的に活用することで子どもたちと地域の人々との交流を深めるなど、公民館がESDの推進の拠点となっている。
59	広島県	おおたけしりつくばこうみんかん 大竹市立玖波公民館 【優秀館】	本公民館は、昭和49年に開館し、40周年を迎える。大竹市東部に位置し、長年、自治会活動、地区社会福祉活動、公衆衛生活動などの拠点となっている。公民館講座から発展したグループが多く、約40団体が活発に活動している。 本公民館では、3年前から参加交流型学習を取り入れた「学びのカフェ」を毎月開催し、地域住民同士のつながりを構築させ、3年目にはさらに地域課題を住民と共に学び考え、その解決に向けた事業「地域ジン学びのカフェ」に発展させた。地域住民がまちを元気にすることに意欲的となり、地元商店街の活性化を目的に「見知らんガイドマップづくり」を行い、さらに活用のためスタンブラリー大会を開催した。そして「地域ジンまちカフェプロジェクト」が立ち上がり、町をあげての大イベント「まちカフェ」を開催した。
60		たけはらしりつひがしのこうみんかん 竹原市立東野公民館	本公民館は、昭和28年に開設し、東野小学校区住民の「学びの場」、「地域活動の場」等として、地域とともに歩んでいる。東野小学校をはじめ、各種団体と連携し、子育て支援活動などを行うとともに、各種団体をつなぐネットワーク組織と結びつき、人づくり・地域づくりに積極的に取り組んでいる。 本公民館で実施した事業「世代間交流子育て支援事業『ひがしのキッズ』」では、「毎月第3土曜日は公民館へ行く！」を合言葉に、公民館、地域ボランティア、保護者が協力し、地域住民とふれあう活動(クッキングスクール等)や地域への愛着につながる活動(東野探検、城山ハイキング等)の実施を通して、子供たちは「交流による楽しさ」を学んだ。また、地域住民や保護者は「協力・連携のすばらしさ」や「地域の子供を地域みんなで育てることを学び、地域住民の「絆」を深めた。
61		ひろしましゆきにしこうみんかん 広島市湯来西公民館	本公民館は昭和57年4月に開館。平成17年4月に湯来町と広島市が合併し広島市湯来西公民館となった。広島市の西北部に位置し、豊かな自然に囲まれた山間の温泉地であり、高齢化率が48%を超える地域である。 本公民館で実施している事業「公民館出前講座」では、中山間地域で公共交通機関等の利便性が低く高齢者の公民館事業への参加が難しい状況にあることから、地域の集会所等に出向いて講座等を企画し参加しやすい環境を提供した。その中で、高齢者自らが生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりや活動に積極的に参加できる仕組みづくりを行っている。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
62		ながとしちゅうおうこうみんかん 長門市中央公民館	地域課題でもある、少子高齢化や後継者問題等に向けた取組や、山口県が推進している地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット」を活用した取組を通して、地域の活性化や住民のつながりづくりに尽力している。この取組は他の公民館の模範となっている。「牛農家さんのお見合い料理教室」を実施し、地元の産業従事者の出会いの場を提供したり、「わくわく土壌塾」を開講し、子どもの体験活動の充実に向けた取組をしたりしている。また、地域の歴史や食文化を学ぶ「長明塾(長門の明日を考える会)」を夜間に開講し、昼間に勤務のある世代の人が、参加しやすくなる工夫もしている。
63	山口県	しゅうなんしきさんこうみんかん 周南市岐山公民館	公民館運営の課題に対して、運営方法を検討し、解決方法を活かして、公民館利用団体の運営への参画意識の醸成に努めている。運営には、PDCAサイクルを機能させ、改善に向け努力している。「みんなで盛り上げよう！岐山公民館文化祭」では、公民館利用団体を中心に、文化祭実行委員会を立ち上げ、さまざまな工夫によって、参加団体主導の文化祭を作りあげた。「放課後子ども教室」では、ものづくりや囲碁・将棋など数多くの体験活動を実施している。夜間に男性料理教室や陶芸教室などを開講し、昼間働いている人の生涯学習も可能にしている。
64		やまぐちしゆだちいきこうりゅうせんたー 山口市湯田地域交流センター	社会教育講座企画委員を公募し、決定した企画委員によって、講座の企画や講師の依頼、講座の運営を行うことで、利用者や住民のニーズに応えた学習の場の提供につなげている。また、フェイスブックを用いて、情報の発信や収集にも努めている。さらに、講座に「託児」を設け、子育て中の人が、講座等に参加しやすいうように工夫している。多様な利用者の参加促進について、大いに評価できる。公募した委員による講座の開講や地域防災教育、三世交代事業、地域の公園を利用した里山づくりなど地域課題解決のために、多くの講座やイベントを行っている。
65	徳島県	あなんしりつながいけこうみんかん 阿南市立長生公民館	阿南市立長生公民館は、地域における社会教育の拠点として、住民、各種団体や学校と協力しながら伝統行事や地域資源を題材としたふるさと教育を行い、地域の活性化に取り組んでいる。 平成5年に老人会が中心となり、50年ぶりに「いのご祭」や「実盛さんの虫おくり」を復活させるなど、地元文化を子供たちへ伝承する取組に力を入れている。 特に「いのご祭」や「実盛さんの虫おくり」は、長生地域の伝統行事であり、保育所、小学校、老人会、民生児童委員、PTA、婦人会、消防団等の世代間の交流及び地域の輪づくりを広げ、地域の絆づくりに大きな成果を挙げている。
66	香川県	かんおんじいいちのたにこうみんかん 観音寺市一ノ谷公民館	観音寺市では、人口が減少しているにもかかわらず一ノ谷地区は若い世代の転入等により人口が増加傾向にある。一方で高齢者の一人世帯や家族構成の変化などにより、地域の連帯感やつながりが希薄になりつつある中で、子供たちと協働で地域防災プロジェクトを立ち上げるなど地域づくり人づくりの活動を積極的に行っている。また、地域のニーズに応えた交流や情報の場として公民館活動を幅広く積極的に展開しており、地区住民に大きく期待されているとともに、地域への貢献度には多大なものがある。
67	愛媛県	いにはましりつわかみやこうみんかん 新居浜市立若宮公民館	若宮公民館では、地域社会の活性化と教育力の向上を目指して、地域活動の拠点として、地域住民が一体となれる事業を数多く実施している。特に地域防災に熱心に取り組んでおり、学校をはじめ多くの団体と協力しながら地域あげでの防災・避難訓練を行っている。 また、学校と家庭が連携して地域ぐるみで子どもを育てようとする公民館が中心となり、子どもの居場所づくりに努めている。特に放課後子ども教室「わかっクラブ」では、毎週水曜日にネイチャーゲームや昔遊びなどの野外での活動やそろばん、手話などの室内での活動などを実施し、体験活動とおして子育てを支援する取組を行っている。水曜日以外も公民館を開放し、子どもたちの居場所づくりに力を注いでいる。 更に、高齢者の集いを毎月実施し、高齢者の交流の場となっている。脳トレ体操、軽体操、転倒予防・介護予防学習、落語、大正琴の演奏会等を行い、年齢を重ねても元気に自立して生活できるように支援している。
68	高知県	なんこくりついなぶこうみんかん 南国市立稲生公民館	稲生公民館は、地域住民(C:コミュニティ)がPTAに参加するPTCA活動を核として、学校と連携した取組を積極的に行っている。また、公民館運営審議委員会を基盤として、地域住民が主体的に学校運営に関わり、子どもの見守り・読み聞かせ・体験学習・防災訓練等の様々な活動を通じて、世代間交流や地域の教育力の再生にもつなげている。 近年は、「学校支援から、地域支援へ」をテーマに、学校支援活動で蓄積された学びの推進力を地域に還元するために、公民館を中心に地域の特産品の加工・商品化を通じて地域振興を図っている。
69	福岡県	いとしましりつみななせこうみんかん 糸島市立南風公民館	糸島市南風小学校区の3つの課題(校区住民全体の融合、全住民の相互交流と連帯感の育成、地域のアイデンティティの醸成)に対して、公民館を核とした地域・学校・公民館の3者連携により、解決を図ってきている。子どもをキーワードとした地域づくりの観点を持ち、南風小学校児童の地域活動への参加意識及び地域や社会の出来事への関心度を高めている。また、小学校区児童の情緒が安定するなど、学校教育活動への貢献も顕著である。公民館運営審議会以外に、地域住民、学校、他団体等と定期的な情報交換を行い、常に新たな企画の発掘や環境整備等を図っている。
70		ちくごしちゅうおうこうみんかん 筑後市中央公民館	筑後市は中央公民館以外は自治公民館であるため、市内3つの自治公民館に中央公民館出張所を開設し、市内全域で市民誰もが平等に生涯学習を行える環境整備を行っている。講座を受講した住民がその成果を生かす場として、小学校の授業等にボランティアで参加できるようにしており、あらゆるジャンルの講師として人材バンクを活用している。事業実施後に実施したアンケートをもとに評価を行い、社会教育委員会、公民館連絡協議会理事等において報告と評価を行っている。また、登録団体・サークル等の活動回数が5千回を超えるなど、多くの住民が集い学ぶ拠点となっている。
71	佐賀県	さがしりつこうのこうみんかん 佐賀市立神野公民館 【優秀館】	神野地区は、小学校のほか中学、高校、各種学校など文教施設が充実した地域であり、家庭、学校、地域・公民館、企業等が連携して『子どもへのまなざし運動』を取り組み、すべての住民が子どもはぐくみに関心を持つ地域を目指している。 高校生Teacher講座は、「さまざまな体験をすることで、子どもたちは変わる。」をテーマに、夏季休業中に高校生が先生となり、部活動で得た技術等を小学生に指導している。この講座は、昨年度で10回目であり、小学生として講座に参加した子どもが、高校生となり指導する立場として参加する事例も見られる。また、校区夏祭り等の地域行事にもボランティア参加するなど高校生が地域で活躍する場が増えたことで、地域住民が高校生を評価する機運が出てきた。

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	公民館の概要
72	熊本県	やまとちょうちゅうおうこうみんかん 山都町中央公民館	地域課題の解決方法として、地域の資源を活用した地域活性化を目指している。 地域人材を育成するための「いきいき大学」における案内ボランティアの育成及び資質の向上に取り組んでおり、また、毎年度の課題を翌年度に解決しようとする取組ができています。 地域人材の育成及び地域資源の活用に向けた公民館の存在感が大きく、県内の同様の課題を抱えた他の地域の公民館と比べて優れている。
73	大分県	うすきしたのちくこうみんかん 臼杵市田野地区公民館	田野地区公民館は平成7年4月より開設し今年で19年目となる。 月1回の広報発行や、年1回の「ふるさとふれあい祭り」開催など、地区の拠点施設としての役割を担っている。 特徴ある事業は、田野地区と大分大学の交流事業が挙げられる。これは、田野地区公民館を拠点として同大学と協働しながら、若者定住など地域課題解決のための提言、農産物直販所の販売促進、地区の子どもたちの学習指導、祭りの運営など、地域住民との交流を通じた地域の発展を共に考える取り組みである。
74		かごしましたにやましみんかいかん 鹿児島市谷山市民会館	昭和52年4月に開館以来、長年、谷山地域の生涯学習拠点施設として市民に愛され、利用されており、「元気会館谷山 ～学びを生かして 輝く人生 輝くまち～」をキャッチフレーズに、多くの市民が集い、ふれあい、学ぶ会館の運営に努めている。 特色ある公民館経営として、地域の史跡を巡る歴史講座、親子植物採集など、谷山地域の自然や文化を生かした事業を展開している。また、地域総合文化祭の開催においては自主学習グループが企画・運営に参画するなど、学習の成果を生かす活動に積極的であり、地域活動の活性化に貢献している。
75	鹿児島県	あいらしかもこうみんかん 始良市蒲生公民館	平成22年3月始良市誕生以前から、蒲生町の中央公民館として生涯学習の場、情報発信の拠点等の役割を果たしてきた。合併後もその役割を維持しながら、生涯学習推進の場であるとともに地域住民集いの場として親しまれ、広く活用されている。 公民館講座では、地域の歴史や文化を学ぶ講座の実施とともに、住民のニーズに合わせて地域の特徴を生かした「やさしい野菜づくり」の開設などで新規開拓を図ってきた結果、地域外からの受講者も増加するなどの成果を上げている。また、公民館講座受講終了後は、学習方法や講師、研修先の情報提供等のサービスをおとして自主グループへの移行を図るなど、生涯学習の底辺拡充と学習者への継続的な支援が具体的に講じられている。
76		かのやしたさきちくがくしゅうせんたー 鹿屋市田崎地区学習センター	平成5年に開館以来、生涯学習講座や同好会の支援等、生涯学習の普及活動を推進し、地区住民の生きがいづくりや仲間づくり・健康づくりの機会を提供するとともに、潤いと活力ある地域づくりに寄与している。 地域ぐるみで学校を支援する学校応援団の事務局や生涯学習推進協議会の事務局も兼ねており、学校と地域をつなぐ役割も担っている。また、「地区全体を学び舎に おとな生き生き 子どもすくすく」を地区のスローガンに、「高め合い 支え合い 絆を広げる 学びの館」を館のキャッチフレーズに掲げ、市民の皆さんに親しみやすい(利用しやすい)施設運営をめざしており、昨年度の利用者は30,000人を超え、多くの地区住民に活用されている。
77	沖縄県	なはしまきえきまえほしぞらこうみんかん 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	本公民館は、那覇市の中心部に位置し、モノレール駅に直結しているなど、交通の利便性が高く、利用者は那覇市全域をはじめ観光客等に及び、年間利用者は12万5千人余りである。 本公民館には、青少年の天文学習への活用や市民の自然科学的な思考力・洞察力をサポートすることを目的にプラネタリウムが併設されている。特色ある事業として、プラネタリウムを活用した「星空案内人養成講座」、「親子星空教室」等の事業を実施し、多くの観覧者から満足度の高い評価を得ている。 また、プラネタリウムに関連させた講座等を通して家庭教育支援も行っている。家庭の教育力を高めることを目的とし、科学を題材にした親子参加型の講座「宇宙の学校」は、家庭でもできる科学的な実験や工作を紹介し、家庭では親子で、公民館では専門機関から派遣された職員と大がかりな実験をするなど、工夫がなされている。

Ⅲ 公民館関連施策

1 平成27年度公民館関係予算一覧

(単位：千円)

事 項	施 策 の 概 要	26 年 度 予 算 額	27 年 度 予 算 額
1. 公民館の高機能化・活性化のための事業			
① 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	第2期教育振興基本計画において示された教育の再生に向けた基本的方向性のひとつである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」が具体的な方策として示されたことに基づき、本事業では公民館等の地域の「学びの場」を拠点にして、地域力の向上、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、各地方公共団体の部局横断による取組、様々な主体との連携・協働による取組等が一層促進され各地域の課題解決、地域力活性化が図られるよう、これまで取り組んできた「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」(以下「支援プログラム」という。)で得られた地域課題解決の優れた取組の成果を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」を全国各ブロックにおいて開催する等の普及・啓発のための取組を行う。	—	36,119
2. 公民館主事等の資質の向上			
① 社会教育を推進するための指導者の資質向上等	社会教育法等に基づき、社会教育主事等の職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を習得させ、社会教育主事等となりうる資格を付与する講習を実施するとともに、公民館主事、社会教育主事等の社会教育専門職員を対象に社会教育に関する専門的技術的な研修を実施する。	71,545	70,969
3. その他関連する事業			
① 学校を核とした地域力強化プラン	超少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る必要がある。 このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。	—	6,683,803
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。また、女性の活躍推進を図るため、厚生労働省と連携して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした「放課後子ども総合プラン」を推進するとともに、大学生や企業OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)の充実を図る。		
② 学びを通じた被災地における地域コミュニティ再生支援事業	被災地の自立的な復興に向けて、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導、安全管理・ICT活用支援等に従事する人材を配置し、地域住民の学習交流を促進するとともに、子どもたちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。	1,200,231	1,125,982

※学校・家庭・地域の連携協力推進事業(6,683,803千円)及び学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(1,125,982千円)には、公民館関連施策以外の施策も含む。

2 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業

～地域力活性化コンファレンスの開催～

(新 規)
27年度予算額 36,119千円

1. 事業の要旨

第2期教育振興基本計画において示された教育の再生に向けた基本的方向性のひとつである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」が具体的な方策として示されたことに基づき、本事業では公民館等の地域の「学びの場」を拠点にして、地域力の向上、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。

具体的には、各地方公共団体の部局横断による取組、様々な主体との連携・協働による取組等が一層促進され各地域の課題解決、地域力活性化が図られるよう、これまで取り組んできた「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）で得られた地域課題解決の優れた取組の成果を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」を全国各ブロックにおいて開催する等の普及・啓発のための取組を行う。

2. 事業の内容

(1) 地域力活性化支援委員会の設置

社会教育、地域づくりに関する有識者等によって構成する「地域力活性化支援委員会」を設置し、支援プログラムの実施により得られたノウハウ等をより全国各地域で有効活用するための共同の実証研究成果の検証・評価等を行い、コンファレンスに反映するとともに、コンファレンス開催に当たり、全体的な方針、企画、実施内容等に関する検討、コンファレンスへのアドバイザー参加、コンファレンスの成果を踏まえた課題解決の実践的取組テキスト（コンファレンス・テキスト）の作成等を行う。

(2) 地域力活性化コンファレンスの開催

全国7つのブロック（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）において、自治体、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けて必要となる関係者間の効果的マッチング、ネットワークの構築を図りつつ、支援プログラムの取組事例やその他自治体等が実施する先進的な課題解決の取組のノウハウやプロセスの検証・共有、各関係者が持ち寄ったテーマなどに関する研究協議を行うとともに、コンファレンスの内容や成果をとりまとめ、全国の自治体、有識者、社会教育主事講習実施大学等関係機関に提供し、学びによる地域力の活性化に向けた普及・啓発を行う。

3. 事業の種別

本省経費：（１）地域力活性化コンファレンス支援委員会の設置
支援委員会開催、実践的取組テキストの作成、各ブロックへの委員派遣等に要する経費 等

（２）地域力活性化コンファレンスの開催
各ブロック開催に要する経費 等

委託経費：生涯学習振興事業委託費（委託先：民間団体、地方自治体）

（１）地域力活性化コンファレンスの開催
各ブロック実施委託経費（民間向委託費：7地域）

4. 予算の推移

(千円)					
年 度	22	23	24	25	26
予算額	—	—	—	—	—

5. 所要経費

（１）地域力活性化支援委員会の設置	7,560千円(0千円)
①地域力活性化コンファレンス 検討・企画審査・評価委員会	2,571千円(0千円)
②実践的取組テキスト（コンファレンス・ テキスト）の作成	4,989千円(0千円)
（２）地域力活性化コンファレンスの開催	28,559千円(0千円)
①コンファレンス共同実施経費（本省経費）	1,644千円(0千円)
②各ブロック開催経費（委託経費） 7地域×@3,845千円	26,915千円(0千円)
計	36,119千円(0千円)

「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」 ～地域力活性化コンファレンスの創設～

(新規)
27年度予算額 36百万円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」(※)やその他地域力の活性化に資する取組において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発等を行う。

(※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」)

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・「公民館等支援プログラム」の成果であるノウハウ・プロセスの検証・評価を実施し、有効活用に向けた類型化等を実施。
- ・地域力活性化に資する全国の取組事例の調査・分析を実施し、その内容の普及・啓発を実施。

コンファレンス企画審査等：8百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
- ・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
- ・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

全国7ブロック×4百万円、その他経費：2百万円

ブロック・コンファレンスの実施内容

- ・各地域が抱える個別課題解決のため、全国の先進的事例や、実際に地域で活躍する関係者らとともに、研究協議を実施。
- ・都道府県・市町村がコンファレンス実施を国から受託。または、都道府県等、大学、企業、関係団体によるコンソーシアムなどが受託。
- ・国は、コンファレンス実施に要する会議費等の所要経費を委託。
- ・各地域で既に実施している研修等と一体的に実施するなどの方式も可能。

(地域力活性化に資する取組事例)



若者の居場所づくり「喫茶わいかいや」(東京都国立市)



「特産品のびわ」による地域振興」(びわ種石けん等の開発)(高知県南国市)

コンファレンス (Conference)

- 一 会議、協議会の意。関係者間で共有する問題について協議すること。



地域づくり組織が運営する公民館での一斉防災訓練(三重県名張市)

「若者参画による過疎地域活性化」(ナマズ養殖等)(広島県神石高原町)

3 社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

(前年度予算額 71,545千円)
27年度予算額 70,969千円

1. 事業の要旨

地域の社会教育を推進するため、地域の学習課題やニーズの把握・分析、必要な施策の企画実施、地域人材の育成、相談・助言等を行う社会教育主事や博物館学芸員の資格付与において、国はこれら専門的職員に必要な資質・能力等について試験や講習を行い、地域の社会教育行政の水準の向上に寄与する必要がある。

また、社会教育主事、司書、学芸員は資格取得後も、社会の変化や地域課題の実情に応じて、常に新しい知識・技術を習得する必要があることから、国は地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する必要がある。

2. 事業の内容

(1) 指導者の養成

①社会教育主事講習の実施

社会教育法及び社会教育主事講習等規程に基づき、大学等に社会教育主事の資格取得のための講習を委嘱して実施する。(講習委嘱：14大学等)

②学芸員資格認定試験

博物館法施行規則に基づき、学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施する。(年1回)

(2) 社会教育主事等専門研修

社会教育主事を対象に、新しい行政サービスや現代的課題への対応等、専門的な知識についての研修や研究協議を通じて、社会教育のあらゆる現場における指導者としての力量を高める。

(3) 博物館学芸員等専門研修

博物館に勤務する学芸員を対象に、専門的な知識が求められる分野の研修を実施するとともに、外国の博物館に派遣し、高度で専門的な知識・技術の修得や、教育普及活動等に関する調査を実施し、その成果を全国に普及することにより、博物館界の高度化を図る。

(4) 図書館司書等専門研修

図書館に勤務する司書を対象に、経験年数に応じた必要な知識・技術に関する研修を実施するとともに、新任の図書館長を対象に、図書館の管理・運営等の研修を実施することにより、司書等の力量の一層の向上を図る。

(5) 公民館施設職員等専門研修

公民館に勤務する公民館主事等を対象に、地域から求められる専門的・実務的な知識・技術について研修を行い、地域の社会教育における指導的立場にある公民館主事等としての力量の一層の向上を図る。

(6) 研修プログラムの検証・評価

社会教育主事、司書及び学芸員を対象とした研修の受講者の追跡調査を実施し、その成果を元に研修プログラムの検証・評価を行い、研修プログラムの改善を図る。

(7) 養成カリキュラム委員会

社会教育主事、司書及び学芸員の資格付与に関わる大学における養成課程に関して、有識者による委員会を設置し、シラバスの確認や大学への助言等を行い、各大学で実施する養成カリキュラム内容の充実を図る。

3. 事業の種別

直轄事業：(1) 指導者の養成(①社会教育主事講習)、(2) 社会教育主事等専門研修、(3) 博物館学芸員等専門研修、(4) 図書館司書等専門研修(①図書館司書専門研修)、(5) 公民館施設職員等専門研修、(6) 研修プログラムの検証・評価、(7) 養成カリキュラム委員会

委託事業：生涯学習振興事業委託費(委託先：民間団体、都道府県教育委員会)
(1) 指導者の養成(①社会教育主事講習)、(4) 図書館司書等専門研修(②新任図書館長研修、③図書館地区別研修)

4. 予算の推移(創設年度：平成15年度)

(千円)

年 度	22	23	24	25	26
予算額	81,189	80,537	73,274	72,802	71,545

5. 所要経費

(1) 指導者の養成	46,180千円	(46,076千円)
(2) 社会教育主事等専門研修	977千円	(1,139千円)
(3) 博物館学芸員等専門研修	7,494千円	(7,638千円)
(4) 図書館司書等専門研修	8,885千円	(8,818千円)
(5) 公民館施設職員等専門研修	1,902千円	(2,402千円)
(6) 研修プログラムの検証・評価	2,074千円	(1,926千円)
(7) 養成カリキュラム委員会	3,457千円	(3,546千円)
計	70,969千円	(71,545千円)

社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

(前年度予算額 72万円)
27年度予算額 71百万円

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習及び博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。
また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

資格付与

- (1) 指導者の養成
- ① 社会教育主事講習(講習:14大学等)
社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施する。
○社会教育法第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。
- ② 学芸員資格認定試験
学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経歴を有しているかの試験を実施する。
○博物館法施行規則第4条第1項 資格認定は、毎年少くとも各一回、文部科学大臣が行う。

事業内容

- (2) 社会教育主事等専門研修(社会教育法第9条の6)
社会教育主事を対象とした資質向上研修を実施。
○社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。
- (3) 博物館学芸員等専門研修(博物館法第7条)
① 博物館職員専門研修
学芸員を対象とした資質向上研修を実施。
② 学芸員等在外派遣研修
学芸員等を海外の博物館に派遣し、先進事例の調査を実施。
○博物館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるとする。
- (4) 図書館司書等専門研修(図書館法第7条)
① 図書館司書専門研修
② 新任図書館長研修(1箇所)
③ 図書館地区別研修(12箇所)
○図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるとする。
- (5) 公民館施設職員等専門研修(第28条の2)
① 公民館等施設職員初任者研修
② 公民館等施設職員専門研修
③ 教育メディア指導者養成研修
○社会教育法第28条の2 第9条の6の準用。

検証評価

- (7) 養成カリキュラム委員会
社会教育主事、司書及び学芸員の大学における養成カリキュラム内容について、有識者による検討委員会を設置し、各大学の養成体制や科目の内容について確認を行い、各大学で実施する養成カリキュラムの充実を図る。
・社会教育主事養成カリキュラム実施大学(200大学)
・司書養成カリキュラム実施大学(215大学)
・学芸員カリキュラム実施大学(300大学)

改善・反映

- (6) 研修プログラムの検証・評価
国が実施する社会教育主事、司書、学芸員を対象とした研修受講者の追跡調査を実施し、その成果を元に研修プログラムの改善を図る。

研修事業

事業の成果

地域社会

- 地域住民の社会教育力の水準向上
- 自らの課題を解決する地域社会の形成

優れた社会教育指導者による指導・助言

4 学校を核とした地域力強化プラン（学校・家庭・地域の連携協力推進事業）

（新規）
27年度予算額 6,684百万円

1. 事業の要旨

超少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る必要がある。

このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。

2. 事業の内容

○地域力強化プランの実施

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に関する様々な取組を有機的に組み合わせて推進することで、将来を担う子供たちの育成、地域コミュニティの活性化を図る。

①コミュニティ・スクール導入促進事業

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

・未導入地域への支援 300市町村 等

②学校・家庭・地域の連携協力推進事業

地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。また、女性の活躍推進を図るため、厚生労働省と連携して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした「放課後子ども総合プラン」を推進するとともに、大学生や企業OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実を図る。

・放課後子供教室 14,000か所

・学校支援地域本部 5,000か所（うち地域未来塾:2,000か所）

③地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。（小学校・中学校・高校など12,000校）

④健全育成のための体験活動推進事業

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

・中学校、高等学校等における取組 356校 等

⑤地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

・キャリアプランニングスーパーバイザー 21人

⑥地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

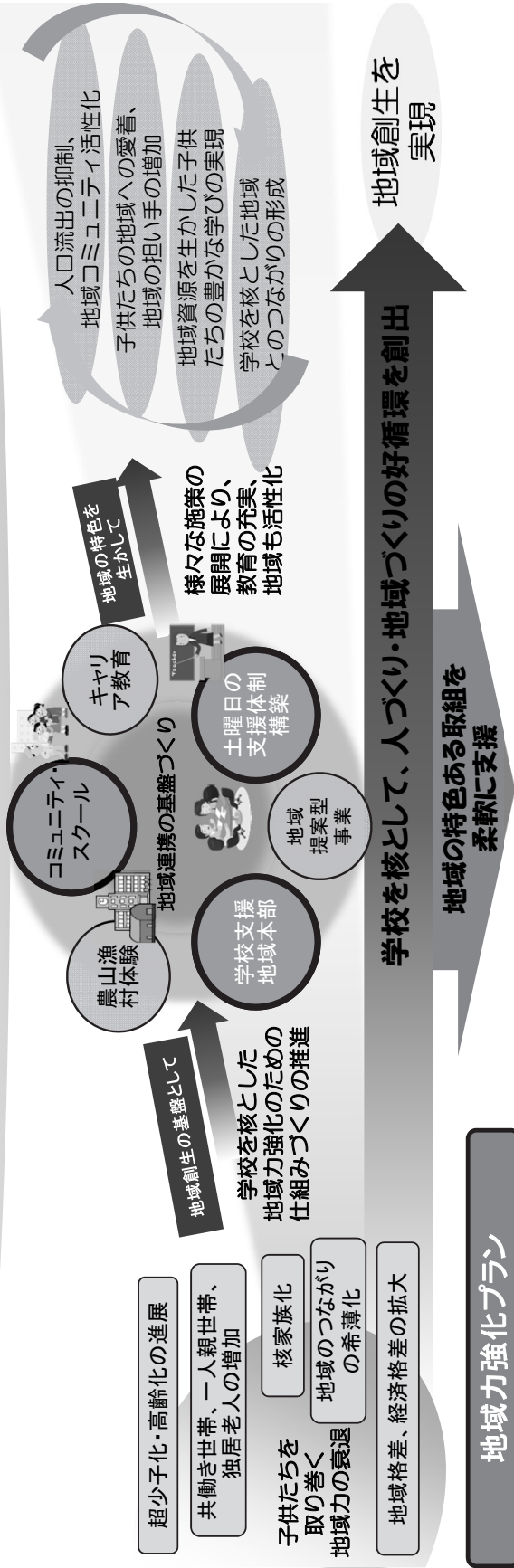
学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、地域の活性化を図る。（9市町村）

学校を核とした地域力強化プラン

27年度予算額
6,684百万円(新規)

◇地域創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。



- 超少子化・高齢化の進展
- 共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加
- 核家族化
- 子供たちを取り巻く地域力の衰退の希薄化
- 地域格差、経済格差の拡大

◆地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを創設。
◆学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせ推進。

- 【コミュニティ・スクール導入等促進事業】(157百万円)
未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。
・未導入地域への支援 300市町村 等
- 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】(4,882百万円)
地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。
・放課後子供教室 14,000か所・学校支援地域本部 5,000か所(うち地域未来塾 2,000か所)
- 【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】(1,458百万円)
地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。(12,000校)

- 【健全育成のための体験活動推進事業】(107百万円)
農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。
・中学校、高等学校等における取組 356校 等
- 【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(12百万円)
地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。
・キャリアプランニングスーパーバイザー 21人
- 【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】(13百万円)
学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。(9市町村)

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティが活性化

5 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

(前年度予算額	1, 200百万円)
27年度予算額	1, 126百万円

1. 要求の要旨

被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。

このため、学校や公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導、安全管理・ICT活用支援等に従事する人材を配置し、地域住民の学習・交流を促進するとともに、子供たちの良質な成育環境を整備する。これらを通じ、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、被災地における地域コミュニティの再生を図る。

2. 要求の内容

(1) 事業企画・評価委員会の設置

被災地の状況や要望をより詳細に把握し、それを踏まえた効果的な事業の在り方や効果測定の方法等について検討するため、文部科学省に企画・評価委員会を設置し、現地調査を含む現状分析、効果測定の指標設定、今後の支援の在り方など、事業のグランドデザインについて検討・評価を行う。

(2) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援

①地域教育コーディネーターによる学習支援

被災地の市町村教育委員会に、「地域教育コーディネーター」を配置する。

地域教育コーディネーターは、学校、公民館、図書館、集会所などを拠点に、地域に必要な様々な学習の場をコーディネートし、住民に提供することを通じ、人々が日常的に集い、参加する場をつくとともに、地域の具体的な課題解決やコミュニティの再生に資する。【323箇所】

(具体的な活動のイメージ)

例えば、外部講師や地域のボランティア等の参画を得て、仮設住宅での生活等により家庭学習等が困難な児童生徒に対して、学校施設、集会所等を活用して、放課後や週末等の学習・交流の場を提供する活動や、地域住民に対して、公民館等を活用して地域ぐるみの防災教育や心のケアなどの課題解決のための学習の場を提供する活動などを支援する。

②地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供

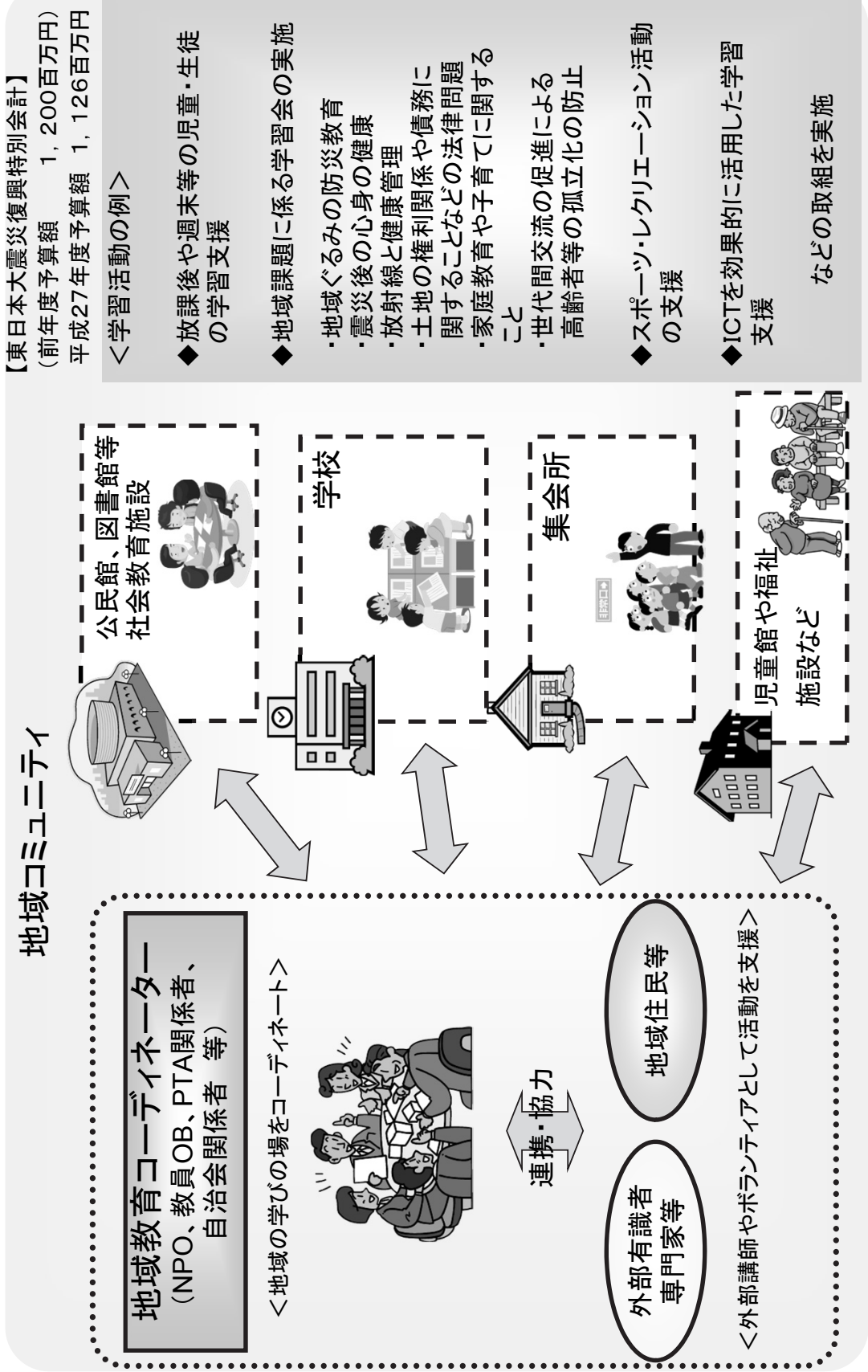
被災地の総合型地域スポーツクラブ等に、「地域スポーツコーディネーター」を配置する。

地域スポーツコーディネーターは、地域の住民に対するスポーツ活動を企画・立案し、外部講師や地域ボランティア等の参画を得て、スポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを学校、公共体育館などで定期的実施する。これらの活動により、運動不足になっている子供から高齢者までが日常的にスポーツに取り組むことのできる環境を整備するとともに、スポーツによる交流を通じてコミュニティの人間関係構築に資する。【31箇所】

③ICTコーディネーターの配置

被災地の学校に、ICTの効果的な活用策のプロデュースを担当する「ICTコーディネーター」を配置する。【40箇所】

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業



↑ 学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
 住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

IV 公民館の設置・運営に関する答申・建議等

1 社会教育振興方策について（抄）

〔昭和23年4月12日〕
〔教育刷新委員会建議〕

1. 国は、教育費の優先支出について考慮とし、地方公共団体は、学校教育費とともに社会教育費を飛躍的に増額する。
2. 社会教育関係の立法を急速に実現するとともに、これを裏づける予算的措置を講じ、国費、地方費の継続支出により、社会教育の物的並びに人的条件を整備する。
3. 公民館
 - イ. 公民館は、市町村の区域を単位として、これを設置し、市町村全住民のための公民教育及び産業指導を行い、かねて健全なる社交娯楽等の発達をうながし、もって社会生活の向上と産業の振興を図ることを目的とすること。但し、都市においては、設立区域を限定しない。
 - ロ. 公民館の運営は、市町村公民委員会をして、これに当らせること。
 - ハ. 公民館職員に一定の身分を与えること。
 - ニ. 公民館は、当該市町村内の社会教育関係団体の事業の連絡調整に当り、それぞれの機能を十分發揮せしめるようにすること。
 - ホ. 公民館は、通信教育課程の面接教育の場としての役割をも果たすこと。
 - ヘ. 公民館における図書施設及びその他文化施設と図書館、博物館等との有機的連絡を図ること。
4. 学 校（略）
5. 社会教育団体（略）

2 社会教育施設の整備について（抄）

〔昭和29年2月16日〕
〔社会教育審議会建議〕

国家の再建が社会教育の振興にまつ所は極めて大であるにもかかわらず、社会教育施設として重要な機能をもつ公民館、図書館、博物館等の諸施設が、貧困、不備のまま放置されていることは誠に遺憾である。即ち、昭和28年度予算として内示されたところにおいても、社会教育施設運営費補助額はわずかに3,850万5千円にすぎず、更にその建築費補助にいたっては1,000万円を認められたのみであって、予定された7ヶ年整備計画は全面的にほうかいする実情にある。しかも、諸施設の建築にあたっては地方公共団体並びに社会教育関係者の一致した念願にもかかわらず、今日なお起債の対象として認められていないため、これら諸施設拡充が全面的に阻止されている現状である。このままにして放置する場合、社会施設の機能の發揮は勿論国民道義の高揚も生活文化の向上も期して待つべくもないことは明らかである。

よって、ここにこれが打開方策として次の三点につき万全の措置を講ぜられるよう建議する。

記

1. 社会教育施設運営費補助額の増額
2. 社会教育施設建築費補助の増強
3. 昭和28年度における社会教育施設の建築に対する起債の確保

3 社会教育施設振興の方策はいかにすべきか（抄）

〔昭和31年3月28日〕
〔社会教育審議会答申〕

社会教育の振興は公民館、図書館、博物館等の施設にまつところがきわめて大きい、これら施設が真に人間教育の場として役立ち国民文化の進展に寄与できるためにはそれらが充分にその機能を発揮できるような状態におかれていることが必要である。しかるにわが国の社会教育施設の現状はまことに貧弱であり、それが活発な活動を展開するためには、職員、建物、設備等に幾多の改善整備を要する実状である。したがって、とくに同種の施設間の連携はもとより各種施設間の合理的な配置、相互援助、相互調整、共通課題に対する総合対策の実施等によって職員、資料等の不足を補い、その機能を強化することが極めて重要である。今日問題になっている「青少年教育」についてもこれら施設が相互に提携し、創意工夫を加えて積極的な活動を展開すればその成果は必ず著しいものがあると考えられる。さらに現状においては、関係法令の整備をはじめとしてその充実に画期的な行政措置を講ずる必要が痛感されている。

以上のような理由によって、本審議会は各施設毎に次の通りその振興の方策を答申する。

記

1. 公民館

社会教育法第3条によれば、国及び地方公共団体が共同の任務として公民館等の社会教育施設を設置し、地域住民が自ら実際生活に即する文化的教養を高めるような環境を整えなければならないことを規定しているにも拘らず専ら市町村にその責任を転嫁し、国及び都道府県のこれに対する施策は極めて貧弱である。29年度の全国公民館費の総額は約40億円であり国の経費はその40分の1約1億円である。しかも町村財政の窮迫はこれ以上の増額は不可能である。この際公民館に対する行財政の根本的改善をはかり、公民館がその地域における社会教育の中核機関としての機能を果し得るよう措置すべきである。

(1) 施設、設備充実の対策をたてること。

公民館が社会教育施設としての機能を充分発揮して、地域住民の向上に貢献し得るためには、その施設と設備が整えられて、これが高度に利用されることを最も必要とする。しかるに、その現状は専用建物を有しないもの全体の約6割、設備亦利用者の要求を満すに足らず、公民館活動の進展

を阻まれている場合が少くない。よってこの際公民館の施設，設備の最低基準を設定し，すべての公民館が少くともこの基準に達しうるように行政指導を行うとともに国庫補助を増額し，又起債等の強力な財政措置を講ずることが必要である。

(2) 職員の充実及びその資質向上を図ること。

公民館の事業が効果的に展開されるためには，優秀なる職員を配置することが不可欠の条件である。しかるに現状は専任館長，主事等の数は3,000人にすぎず，特に主事の如きは，社会教育法上その職務内容すら明らかにされていない有様でありその身分が確立されていないため，その待遇も極めて悪い。従って，この現況を改善するためには，次の措置が必要である。

- (イ) 公民館主事を必置の専門職員として，その職務内容，資格，身分を明らかにするとともに待遇の改善に寄与し，長くその職にとどまることができるようにすること。
- (ロ) 公民館に設置する専門職員数の基準を設定すること。
- (ハ) 職員研修の施設を充実し，専門職員の養成を図ると同時に，現職教育を行う。

(3) 公民館単行法の制度について考慮すること。

上述の措置を講ずるためには，強力な法的措置を必要とするとは言うまでもないことである。よって以上の要件をふくむ公民館単行法について速かに制定を考慮し公民館の設置，運営に対する国及び地方公共団体の責任を明らかにすることについて研究する必要がある。

- (4) 以上の措置を講ずるため社会教育法等の関係法規を全面的に改正し，新しい段階における公民館活動の向上，進展に即する法律上の体制を統一整備することが緊要である。

2. 図書館（略）

3. 博物館（略）

4 公民館の充実振興方策について

〔昭和32年12月10日〕
〔社会教育審議会答申〕

公民館が市町村における社会教育の中心的機関として地域住民の生活ならびに文化の向上に貢献しうするためには，その施設，設備が充実し，職員が適正に配置されていることが緊要である。

しかるに，現状は必ずしもじゅうぶんでなく，すべての公民館が適切にその機能を發揮しているとはいえない。

以上の点にかんがみ，本審議会においては慎重審議を重ねた結果，公民館の施設，設備，管理，運営等に関し下記のように改善を要するとの結論に達した。よってこれが実現に必要な財政的，法律的その他の措置をすみやかに講じられるように答申します。

記

1. 社会教育中心機関として、公民館がすべての市町村に設置されることが望ましいので未設置市町村の完全解消と未整備公民館の充実を図ること。
2. 施設、設備、職員等について、別記のような最低必要な基準を設定し、これを、補助基準として、その充実振興を図ること。
3. 社会教育特に公民館に関し、適正な地方交付税が交付されるように措置すること。このためにたとえば地方交付税法における教育費のうちに「社会教育費」を新たに設け、適正な公民館費が計上されるようにすること。
4. 公民館の新築については、適切な国庫補助金（補助率2分の1）を交付するようにつとめるほか、実質的に起債の対象として優先的に取り扱われるようにすること。
5. 公民館主事を必要の職員とし、その身分、待遇の確立向上につとめるとともに、その資質の向上を図るため研修の方法、内容等を検討し、国においても、計画的に公民館職員の研修を実施すること。
なお公民館以外の社会教育関係職員、および学校教職員等との交流をはかり、広く適材を採用する方途を講ずること。
6. 公民館運営審議会の委員に報酬を支給することができるようにすること。
なお、同一地方公共団体内の公民館はその運営審議会を共同しておくことができることとする。
7. 分館の性格およびその設備根拠を明らかにすること。
8. 公民館の行う事業については、地域の社会教育の中心的機関たるにふさわしいものを重点的に行うとともに、産業技術教育の実施に努めること。
9. 図書館、博物館、視聴覚ライブラリー等との連携を強化し、公民館の活動内容を充実すること。
10. 市町村のほか、都道府県についても公民館の設置を認めること。

別 記

1. 施設、設備について

(1) 建物基準

a 建物の内容

少なくとも次にあげる諸機能を適正に果しうる施設を保有すること。

- (イ) 事務管理
- (ロ) 資料（図書その他の教材）の保管、貸出し
- (ハ) 会議、集会
- (ニ) 実習、研究
- (ホ) 展 示

b 建物の規模

地域の人口、面積等に応じ、公民館の建物規模も異なるが、地域の人口の増大に従って建物規模を大きくし、または、2以上の公民館を設置すること。特に設置区域の面積が大きく、人口密度の希薄な場合には必ず分館を設置すること。

(2) 設備基準

次にあげる各種の設備を保有すること。

- (イ) 館具（机，いす，黒板等）
- (ロ) 図書，標本，模型その他の資料
- (ハ) 視聴覚教育用具（映写機，録音機，テレビジョン受像機，オルガン，ラジオ，拡声装置または放送設備等）
- (ニ) 産業ならびに技術教育用具（農耕，農産加工，機械工作，タイプライター等の農，工，商等に関する実験，実習用機械器具等）
- (ホ) 家庭用具（計量器，家庭工作用具，生活改善用具，ミシン，染色器具，編物機，調理用具，ユニットキッチン等）
- (ヘ) 体育レクリエーション用具（体育用，保健衛生用の機械器具等）

2. 職員について

常勤公民館主事を少なくとも1名以上設置するとともに，公民館事業の多様性にかんがみ，所要の職員をおくこと。

なお，地域における人口，公民館の規模，分館数の増大に従って職員の増加をはかること。

5 公民館の設置及び運営上必要な基準について

〔昭和34年12月19日〕
〔社会教育審議会答申〕

このたびの社会教育法改正に伴う公民館の設置及び運営上必要な基準については，慎重審議の結果，さしあたり基準に規定する事項として下記のような結論に達しましたので，この趣旨を十分勘案して基準を定め，指導助言せられるよう要望します。

別 記

設置について

1. 公民館はたとえば農村では小学校通学区域を，都市では中学校通学区域をその事業の主たる対象区域とすることが適当であると考えるが，住民の利用上の便宜を考慮して，人口，地形，交通上検討を勘案の上，地域の実情に即して対象区域を定めるようにすること。

なお，市町村合併等のため，公民館の統廃合を行う場合は，あくまで住民の利用上の便宜を図り，公民館活動の水準の向上を図ることを目的とし，無理な統廃合を行わないよう指導助言すること。

2. 公民館は，会議集会，資料の保管及び利用，研修，事務管理等に必要な施設を含む330～500平方メートル程度以上の専用の建物とすること。ただし，講堂を除く建物の面積は，230～330平方メートルを下らないようにすること。

3. 公民館には、その事業と地域の実情に応じて、およそ次のような設備を備えること。
- (1) 机、椅子、黒板等の館具
 - (2) 写真機、映写機、録音機、蓄音機、テレビ受像機、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声機等の視聴覚教育用具
 - (3) ピアノ又はオルガン等の楽器
 - (4) 図書及びその利用のための器材器具
 - (5) ミシン、ユニットキッチン、農機具等の実験実習に関する器材器具
 - (6) 体育又はレクリエーションに関する器材器具
4. 公民館には、社会教育に関する知識経験を有する専任の館長と主事を置くものとし、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増員すること。

6 進展する社会と公民館の運営

〔 昭和38年 3月
文部省社会教育局作成資料 〕

1. 変貌する社会と公民館の役割

科学技術の急速な進歩と経済の高度な成長に伴って社会は著しい変貌発展をつづけ、とどまることを知らないありさまです。科学技術の面でも、産業の面でも、はたまた社会生活の面でも、個人生活の面でも、このはげしい変化に適応し対処して方向を誤らないためには、常に新しい事態を正しく理解する努力が大切でありますし、これに必要とされる能力の向上を不断に心がけなければついに遅れをとり、個人の幸福も社会の繁栄も望むことがむずかしくなるにちがいません。

また、生活がいよいよ複雑になってくる結果、わたくしたちの周囲には、平和で豊かな生活の妨げになるような面倒な問題が数々発生したり心身の疲労や緊張を加重するようなことが頻繁に起きてきたりして、個人的に、または共同で、問題の解決を図り、研究やくふうをしなければならぬ場合がますます多くなってくると思われます。

いうまでもなく、新聞、雑誌、図書、ラジオ、テレビ、各種の塾、相談所、調停機関、試験所、指導所の類、スポーツ施設、娯楽施設は、利用の仕方によっては、また、所によっては、これらの問題の解決や研究に役立つといえるでしょう。

しかし、新聞、ラジオ・テレビなどはそのままでは必ずしもすべての人の学習その他の希望にじゅうぶん役立っているとはいえ、相談所、試験所等の機関は、大多数の人びとが自由に、安易に利用できるほど隈なく設けられているわけでもなく、娯楽機関が必ずしも日常、心身の保健と慰安の希望をじゅうぶん満たしているとは限らない、というのが実際のところです。およそこれらは、多様な自分たちの問題を自分たちで解決し、各種の学習意欲を満足させようとする動きに対して、直接奉仕することをすべての目的とするものではないからです。

したがって、社会の進展に即応して、生活の向上を図るために生じてくるであろうあらゆる問題の解決を常住の間に助けうるような条件が、公共の力で整えられ、それが手軽に利用できるならば、その利便は大きく、近代的な市民生活では、何にもまして望まれるわけですが、この期待に、まっこう

から答えようとする使命をおびているのが、すなわち公民館であることはいうまでもありません。

そのうえ、ただ、人びとの目の前の要求をみたすばかりでなく、人びとが生活している時代なり、社会なりの存続発展上の各般の要請が併せて充たされていくのにも、また適する機能を備えることが、公民館の性格から、当然と考えられます。この観点に立って見ますと、大都市においても、僻村と何ら異なることなく、公民館に寄せられる期待は重大であるにもかかわらず、現実には概してその分布、配置をはじめ、規模、内容とも不じゅうぶんであり、貧困であります。つまり、あらゆる地域について、広くはわが国全体を見渡して、公民館の設置および改善の必要な理由もそこにあるのであります。

2. 公民館とはどんなものか

ところで、公民館といえば、いまなお、集会所のようなものと考えたり、映画会や成人式・老人の日などの行事をするところだと思っている人がずいぶんあります。中には、結婚式場だと思っている人もあります。実際には、青年学級や婦人学級を開いたり、講習会を催したり、図書を具えつけておいて貸出しを行ったりしているものが大部分なのですが、一般の人びとがこのような印象を受けているということは、いわば、公民館が住民の生活の中で正しく理解されていないとともに、生活上必要であるという切実感が伴っていないことを示すものだともいえましょう。住民の実際生活に即して行われるべき公民館の教育文化活動が住民の生活から浮上ってしまつて、生活に還元されないからであるともいえないことはありません。そこで、試みに、公民館が真に「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」という社会教育法（第20条）の趣旨に添うものであるためには、住民の生活にどのようなかたちで結びついていったらよいかを考えてみましょう。

- (1) 公民館は地域住民のすべてに奉仕する、いわば開放的な、生活のための学習や文化活動の場です。

したがって、公民館は、あらゆる領域の、各種の学習が誰にでも気楽にできるようになっていることを理想とする施設でなければならないわけです。すなわち、公民館は住民の必要に応じた事業計画を立てて、講義や討議方式の学習活動をはじめ、各種の発表・展示、映写、放送などの手段を通じて、さまざまな学習その他文化的活動の機会や材料を住民に提供するとともに、個人でも、集団でも、自由にその施設・設備を利用し、事業に参加できるよう住民に開放されている施設であることが求められているのです。

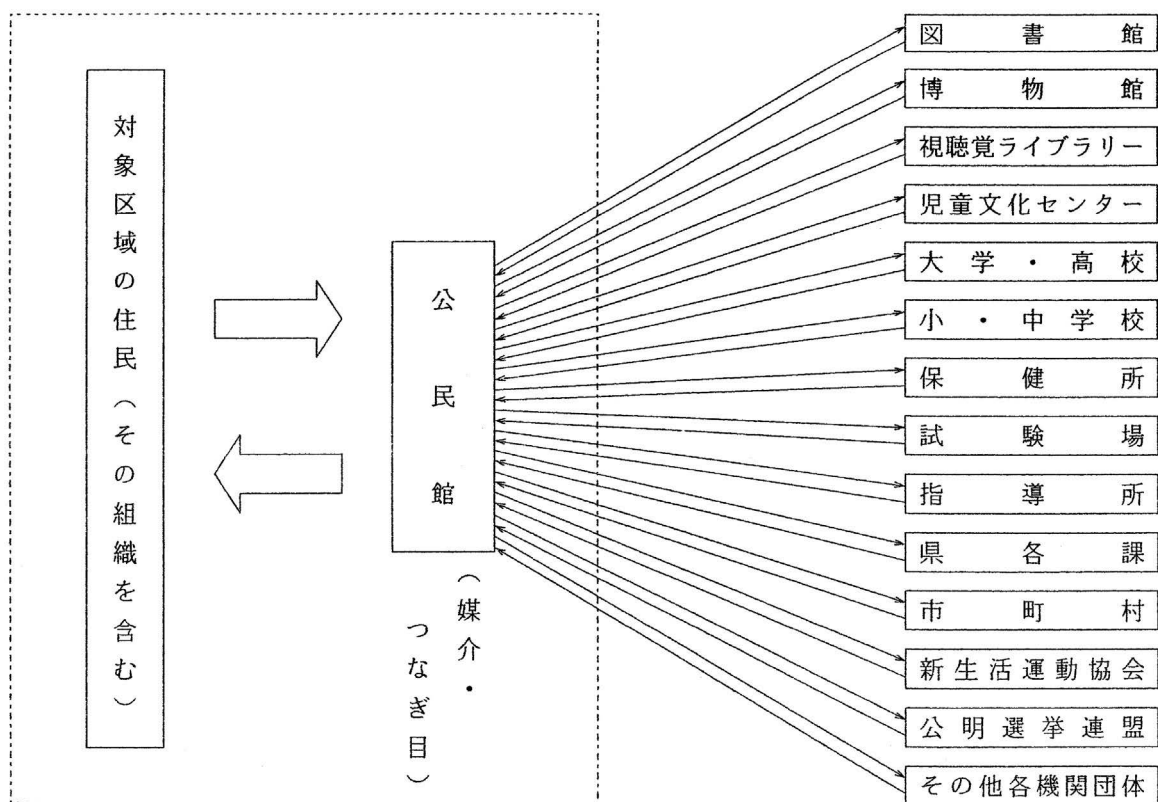
- (2) 公民館は人びとの日常生活から生ずる問題の解決を助ける場です。

前項のことと密接に関係することですが、公民館は日常生活の中から生ずる数々の疑問や緊急の解決を必要とする問題について、直接、個々に答える措置を講じたり、関係資料を提供してその解決に役立てたり、助言を与えたりするほか、集団でこれらの問題の解決をはかる場合に便宜をはかり、協力する働きをすることが望まれるものです。したがって、公民館は、あらゆる問題を処理できるような条件や体制、つまり、現実および将来を見通した施設設備をはじめ、職員や講師とか助言者や資料などを整備するものでなければならないこととなります。

- (3) 公民館は、他の専門的な施設や機関と住民との結び目となるものです。

公民館が上に述べたようなはたらきを果たするためにはおそらく、その実体は、ぼう大な規模を必要とするように思われるでしょう。公民館が、単独で、そのすべてを背負うとすれば、そのとおりで。しかし、公民館の特色の一つを発揮することによって、むしろ、その機能を効率的にすること

ができます。すなわち、公民館は図書館や博物館のような専門的社會教育施設、保健所・試験所・研究所などの専門的機関、および学校その他の教育機関や行政機関と密接な連携を保ち、それらの機能を活用しながら、住民に対するサービスを豊富にし適切にすることができるからです。公民館は、司書や学芸員や技術者やその他それぞれの道の専門家の協力があるならば、これらの職員を必ずしも公民館に置かなくても差支えない場合が多く、また、住民にとって、日常必要でしかも利用頻度の多いもの以外は、それ自身各方面の資料をすべて保有することに必ずしも苦しまなくても済むでしょう。ただ、必要の都度、問題によってこれを適切に処理しうる能力と技術を有する職員と、他から借受ける資料を保管し活用する施設設備を整え、他の施設機関との相互提携による公民館活動を円滑に実施することができるようにくふうし、実効をあげるようつとめることです。そうならば、公民館は、本来の目的と性格に基づく、それ自身の充実改善とともに、他の協力を加えた機能をもって、地区における社會教育の総合的な中心拠点として、住民の日常生活をよりいっそう高め、地域社會の建設発展に重要な役割を果し、名実ともに意義のある有力な施設となるわけです。いいかえると、公民館自体の機能のほかに、図書館や博物館、あるいは、情報センターとしての機能まで事実上發揮することもできるのであります。一面このことは、図書館や博物館などの社會教育施設にとっても、その館外活動ないし奉仕活動が広く効果的に發揮されることになるという見方もできるわけです。(註1)



住民と公民館と専門諸機関との関係図（点線内は地域社会）

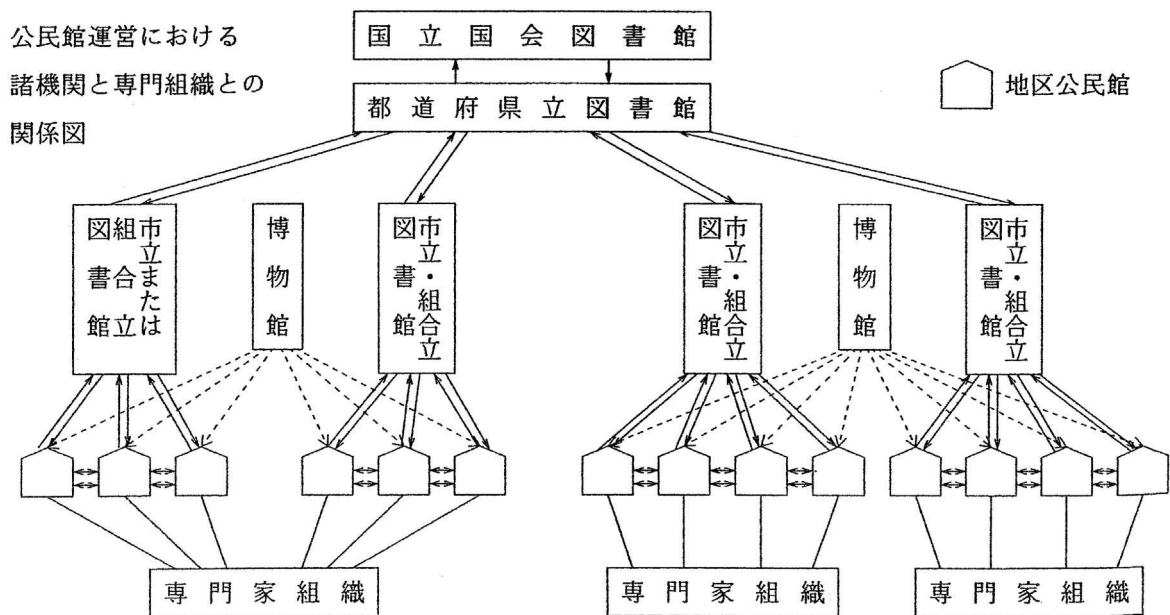
したがって、このようなかたちのもので始めて、公民館は地区における総合的な教育・文化のセンターとして、他の社會教育施設と異なった独自の性格および、他のものでは充たされない働きをうちだすことができるのであります。しかるに、以上のような尺度で現実を見ますと、中途

半端な機能しか持たない図書館や貧弱な展示資料や内容が単調になった学習活動の類が多いと
 いてよいようです。これでは、一般の人びとの関心を惹きつけることもむずかしいでしょうし、生活
 にじゅうぶんに役立つことはできないに相違ありません。

公民館の設置運営に関する基準（昭和34年12月28日文部省告示）は、市町村の一定の地区を、対
 象区域とする公民館を公民館の最も基本的なかたちとして第一に掲げておりますが（同基準第2条
 から第6条まで）これは、市町村全体を一つの単位とする施設では、日常の利用に不便なうえ、不
 完全な機能の施設の総合体となり、したがって、他の施設と競合するきらいがなくもないため
 です。要するに公民館は、その市町村内またはその周辺に、充実した他の専門的な施設ができるほど
 内容が充実してくるわけで、他の施設ができたために、競合を生じ、弱体化するというようなこと
 は起こらないし、起こってはならないといえましょう。

（註1） 公民館は各機関と住民との媒介となるものですが、その媒介のしかたは、専門的なもの、特
 殊なものになるほど住民から、専門機関の方へ橋渡しをするなどの便宜をはかり、一般的で住
 民により多くの関係のあることは公民館自身が、それらの機関から資料なり、企画なりを公民
 館の方へ持ってきて、公民館の事業として一般の人々に提供するかたちをとることになります。
 公民館は何と云っても地域の教育・文化の中心となる施設だからです。

（4） 公民館は仲間づくり（地域住民の人間関係を適切にする）の場です。



諸機関は図書館・博物館を事例とし、専門家組織は地域の学識経験者をいう

公民館の事業やその利用が住民の生活上の要求にしっかり結びつき、人びとの公民館に出入りす
 る度数が頻繁になってくると、集団的な学習の場を通して、あるいは、個別に施設や設備の利用を
 しながら、相互接触の機会が増大し、同じ傾向の問題に取り組んでいるとか、趣味嗜好を同じくす
 るとかいうことで、人と人との結びつきが広くかつ緊密になっていくものですが、こうした点から
 人びとがお互いに力を合わせるにより町や村づくりおよび基本となる住民の成長、つまり人づ
 くりが進んでいくようになることがじゅうぶんに予想されましよう。このような機運や体制をつく
 ることこそ、公民館のまことに大切な使命なのですが、ただ、いろいろな集団が次々に生まれ地域

組織が整うというだけでなく、それらの集団や組織が公民館と結びついて一そう活発な諸活動をつづけ、しかもそれらの相互の協力連携を保つという発展過程を通して、地区の教育・文化の振興に寄与すること、ことに公民館の本来的な姿の一つを認めることができるともいえます。

3. 公民館の施設と設備をめぐる問題

一般的にいつて公民館に必要なへやを挙げると、

- (1) あるていどの、例えば、地域的に考えて、需要度の多い参考図書の類などをならべ、なお、あるていどの図書資料を安全かつ利用に便利なように、運営と管理のできるへや。
- (2) 他から借入れた資料を保管できるへや。
- (3) 日常生活に必要な実習（たとえば、家事、家庭工作、機械器具の分解など）に適するへや。
- (4) 趣味・レクリエーションのための実習（例えば踊り、演劇、音楽、スポーツ、美術、工芸など）にふさわしいへや。
- (5) 講義や討議に便利なへや。
- (6) ⑦常設的に小規模な展示のできる場所と⑧臨時に少々規模の大きい展示のできる場。
- (7) 数十人ないし2、3百人の集会のできるへや。
- (8) 個々の人の相談に応ずるときに使うへや。
- (9) 入館者が気軽に休憩を楽しみうるへや。
- (10) 職員や入館者が自由に事務のとれるへや。

などが必要と思われます。

これくらい揃えば、先ず公民館としての機能を果すことができるのです。この場合も、10の機能を持つへやが必ずしも個々別々に設けられる必要はないのであります。二つなり三つなりの機能を兼ねても支障のないようなくふうをすることもできるのであります。たとえば、100平方メートルの広さの方形のへやを設け、これに(4)と(6)の⑦と(7)の機能を兼ねさせることは大して困難なことではないのであります。公民館の講堂は、集会場としてのみ用いるのではなく、屋内体育場、展示場、レクリエーションホールとしての機能を持たせるのがこの頃では普通となっています。したがって、公民館の設置運営に関する基準に示されているような最低330平方メートルから500平方メートルの建物でも、きわめて多様な機能を持つ施設とすることができるわけでありますから、公民館の施設を整備する場合は利用者層の実態を考慮に入れながら、住民に必要なあらゆる教育的文化的な活動の可能になる施設とするよう万全の配置とくふうが必要であります。公民館というものを余り知らない人びとの言葉に左右されて、似て非なるものを建てる愚を犯さないようにじゅうぶんな注意を払ってほしいものです。(註2)

しかし、このような建物もそれに伴う設備を整えなければ機能を完全に発揮することはできません。たとえば、家事家庭の実習をするへやには、調理、染色、洋裁、電気器具の取扱いなどに便利な給排水、電気、ガス、調理台、裁断台などの設備を欠いてはなりません。また、工作、機械の分解組立などを行う部屋には、工作台、電気、ガス、給排水等に加えて、電気工具類が具えられなければあまり役に立たないといえます。農村では、実習室の外側にテラスをつくり、これにガラスビニールの屋根をかけ、大型の機械や家畜の類を運んできて実習することもできるような設備をしなければならぬことでしょう。趣味の実習を行うへやでも全く同様で、実習の種類に応じて、楽器なり、照明器具なり、現像用機械類なりを整えなければならぬわけです。また、展示場には、壁面が用意されなければなりませんし、休憩室付近には陳列ケースや茶飲場があり、テレビ、新聞雑誌台などが置

かれ、図書室には参考図書などが用意されておらなければならないでしょう。また、教室は、暗幕装置があつていつでも映写機を用いて学習ができるようになっている必要があります。講堂を屋内体育館とする場合には、当然その規模に応じて、バレーなどの球技用の器具なり、卓球台なりが用意されていなければなりません。屋外に運動場を持つ場合も、体操のための簡易な用具やソフトボール、バレー、その他のスポーツ用具などが用意されなければならないでしょう。しかも、これらの諸設備は公民館がその活動に用いるだけでなく、個人なり集団なりに対し必要に応じて貸すことにもなりますから、その種類や数量は、地域の必要と利用の状況に応じて、選択し増減することになるわけです。

また、公民館に分館があつたり、類似施設があつたりする場合は、そこで行われる教育・文化活動の内容を充実したものとするために、展示資料や展示壁面や料理設備や映写機の類を運んだり、図書の巡回箱を廻すことがあります。場合に応じて各種の備品を運び、時にはみずから教育活動を行うという多様な機能を持つ自動車が使われることが最近次第に多くなってきています。これは一般に、移動公民館と呼ばれるもので、前記「設置基準」では、連絡等に当る公民館に置くことに決められています。

(註2) 最初から公民館として建てられなかった建物を公民館として使っている場合や、公民館として建築はしたけれども機能が足りないと思われるような場合は、きわめて技術的に困難なことが多いとは思われますが、少しでも改装なり改築なり、増築なりをしてその機能の増大につとめなければなりません。

4. 公民館事業の再検討

公民館はいわば、その施設のはたらきによって住民の現実の生活に結びつく多彩な活動を行うものなものですから、事業実施の前提として、先ず、その多様な機能に答える中心的施設としての整備をはかることが基本要件だということが出来ます。これに加えて、前述のように他の各種の施設や機関との連携の体制を固めること、専門家の組織を作ることなどがあると考えられます。事業は、まさに、この体制の上に展開されていくことになるからです。

ところで、公民館の事業は、一つには、住民の個人または集団による要請に応じて、施設、設備、資料等を提供したり、職員ないし専門家組織を利用させたりする面と、もう一つには、住民の要求や必要に基き、一定の事業をみずから実施して、住民にさまざまなかたちの学習や文化的活動の機会を提供する面とがあります。

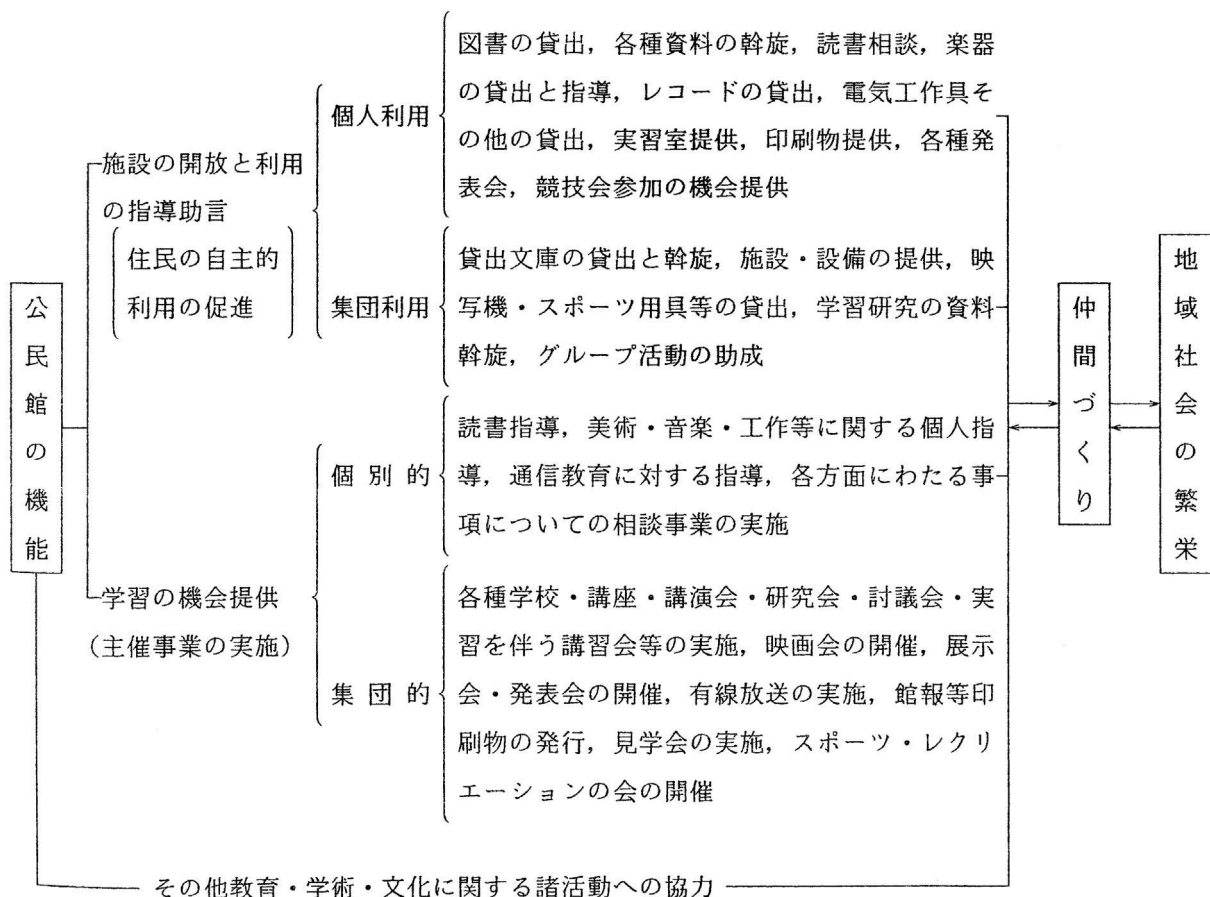
前者のうちの個人の利用のかたちというのは、一人で本を読んだり、そのための読書指導を受けたり、音楽を聞いたり、自分で演奏したり、ものを調べたり、電気工具を用いて器具を作ってみたり、体操用具を用いて身体を鍛えたり、質問を持込んで回答を要請したり、というようなかたちのものです。

次に、集団での自主的な公民館の利用というのは、一定の目的を持つ人たちのグループが公民館の施設や設備を用いて、趣味や実益や教養のためのさまざまな学習研究の活動を行う場合です。こうしたグループに、必要な機材を与え、資料や講師、助言者の提供を行うことも、人びとの自主的な社会教育活動を促進するうえで非常に要望される、大切なことです。しかし、これらの奉仕を行うためには、前に述べた各種機関との連携や専門家などの、指導者組織の編成や、確立がきわめて重要になってまいります。特に、個人の要請に応じ、相談に乗る（カウンセリング）ということは、これまでの公民館では一般にあまり重要視していなかったことですが、切実な悩みというものは、個々の人の生

活の中にこそあると云えないことはありません。そのうえに、とくに成人については、そのすべての活動が集団のかたちで行われるのでは抵抗を感じずるものがあるため、教育・文化活動の促進を阻害することが往々ありますから、今少し、個別的な利用について検討を加える必要があると思われます。その方法としては、個々の研究や製作のための実習室の開放、図書の貸出しと読書相談、相談室の開設、通信教育の実施などがあります。また、機械、器具、楽器なども自由に使用させ、これに正しい指導を与える時間を設けるなどのことも非常に意義のあることと思われます。もちろん、このような個人的な活動からグループづくりができればそれほど望ましいことはありません。かりにそこまで至らなくても、社会教育としては大きな意義があるのではないかと思います。

次に、主催事業というのは、地域の必要なり、地域の要求に基いて公民館が中心となって実施する事業のことです。従来は、青年学級、婦人学級、産業講座、趣味講座、家事家庭講座というようなかたちの学級、講座と、成人式、老人の日、体育祭などの年中行事や文化祭とか品評会とか名づけられる行事などがその主なものである場合が多かったですがいずれの場合も時代の進展に応じ、社会の動きをよく見きわめて、常に内容の改善に努める必要があるように見受けられます。

たとえば、講座の類にしましても、企画の段階から実施、展開にいたるまで、かなり反省し検討を加えなければならないものがあるようです。ありきたりのかたちの講座をかたの如く企画していたり、希望の多いことがらさえ取入れさえすればよいと考えていたり、また、映画さえ用いれば講座の魅力は増すと考えたり、安易かつ単純に扱っている例が少なくないようです。学習者の募集なり勧誘なりの段階でどのていどの対策が講じられているかも問題です。対象となる人びとの大部分が参加を妨げられるような場合にその原因がじゅうぶん研究されているのでしょうか。機会均等の趣旨を拡大しようとして、部落や職場職域への進出をはかるといことは結構ですが、それだけで問題は解決するのでしょうか。学習の必要を感じさせるために、どのていどのくふうが講じられているのでしょうか。個々の人に結びつくためにどんな手段がとられているのでしょうか。通信教育やラジオ・テレビ・図書などを

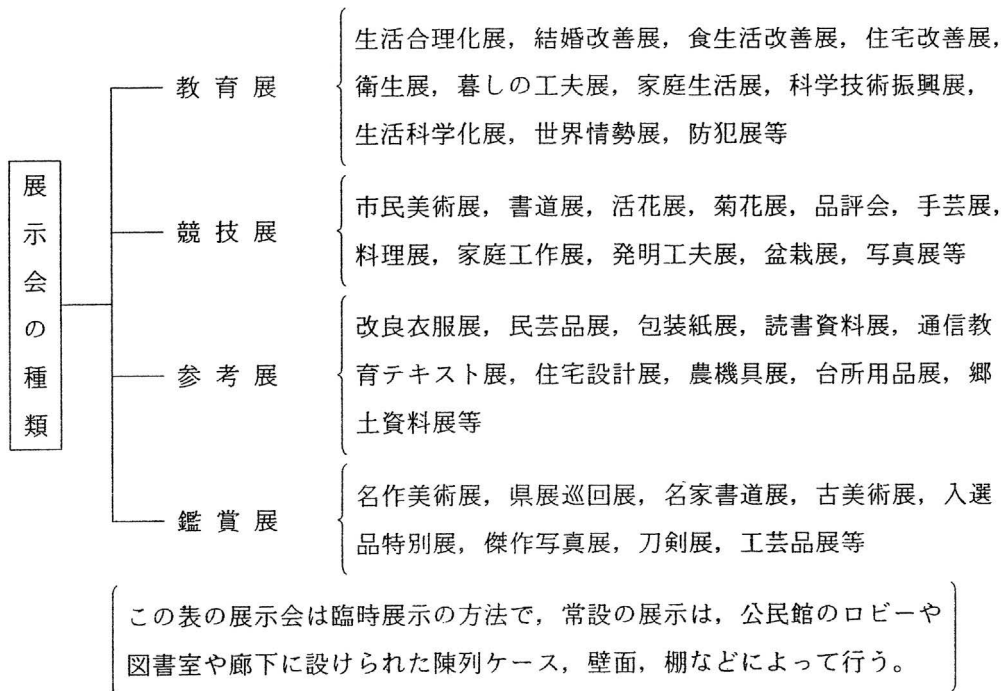


媒体とする住民との結びつきはどのように行われているのでしょうか。有線放送のある地区で、住民の教育および学級や講座の開設にそれはどれほどの役割を果たしているのでしょうか。学習の中に実務・実習の要素はどれだけとり入れられているのでしょうか。視聴覚的方法の活用ということが云われていますが、これに、図表、写真、実物、模型、あるいは、これらの既製の教材や自作の教材ないし見学や観察などはどのように組み込まれ活用されているのでしょうか。さらに、ラジオ・テレビの家庭視聴が公民館などで行われる学習の機会とどのように結び合わされているのでしょうか。トランジスターラジオはどのように活用されているのでしょうか。こんな具合に反省してみると、学習の機会の計画や活動一つをとってみても、なお検討くふうしなければならない問題がまだまだ数多くあるように思われます。講座や学級の開設に実績を挙げている公民館は、特に問題のない地域を除いては、すべてこうした問題に研究と経験を重ねて、その内容の充実につとめ、あるいは、参加者の啓発をはかっているところだといえることができます。

なお、講座の中で、最も多く求められ成功率の多いものは、一般には、趣味と実益に関するものであり、特に教育そのものに関するものでは、こどもの教育についての内容をもつものであるといわれていますが、しかし、趣味と実益に関するものでは、講習内容とともに、開設の場と設備が参加者の学習意欲に大きく影響するものですから、公民館の関係者はこの点にいつそう留意の必要があります。その意味で、場の設定に当って居心地のよい机・腰掛のほか、視聴覚設備を整え、簡単な給排水設備、コンセント、参考書陳列用棚等を設けるなどの配慮が大切になるわけです。

このほか、最近では、小・中学生を対象として、趣味と実益をねらった科学教室とか文化教室とかが開設されて好評を博し、青少年の健全な育成に少なからず貢献しているのは喜ばしいことです。

しかし、こうした講座や教室の類だけでは、一般の人びとに、公民館の利用を促すことにはいささか困難のようです。また、趣味や実益以外のことは成り立たないからといって、実施しないでよいものではありません。講座のようなかたちの教育や文化活動には参加しない人びとや、生活事情などによって参加できない人びとのためには、もっと気楽に自由な時間に参加のできる事業や方法を考案する必要があります。たとえば、各種の展示会とか、発表会とか、教育映画の会とか、実演の会というのがそれであり、ニュース、機関誌、広報、掲示、回覧板等の利用や、街頭公民館、畦道公民館などというかたちの活動もその中に入ると思われます。映画会や掲示はもちろん、展示会なども、既に、文化祭とか、品評会とか産業展覧会とかいうものの中で行われている例は少なくありません。各種の発表会も、公民館の各グループの総合発表会というかたちでよく行われています。しかし、その内容や開催のしかたについては、なお、反省を要し検討改善を加える余地のあるものが多々あるようがあります。映画会の場合でももっと主題をはっきりしたものとし、生活にいつそう役立つかたちのものにするなど、研究問題が山積しているはずです。各種の発表会も、住民のお互いの力を高めるために、住民の参加するもののほか、模範的なものを加えると、さらに効果的であり、発表の内容も、演劇、音楽、各種の研究というように各方面に亘ることが提案されてよいでしょう。できれば、それぞれのを別の機会に開くようにすることは、年に1回だけの開催というような単調で乗り少ないやり方に陥るのを防ぐことでしょう。また、美術品、手芸品、または生産物、発明くふう品の展示会も住民の作品の競技的な展示を行うのみでなく、模範的なものや参考作品を見せる機会をぜひ持つようにしたいものです。さらに、生活改善とか市民性の高揚とか家庭教育とか科学振興とか、一定の主題を持った教育的な内容の展示会を行ってそれらのことがらに対する一般の関心を高め、理解を深める機会とすることもできましょう。ただし、このような内容のものは、展示品の製作や、資料の収集に困難が伴い、経費も多額に要する場合があるため、啓発的效果がきわめて大きいものにもかかわらず、



ほとんど，開かれていないのが実際のところですが。今後は，事業計画を立てる場合に，もっと，こうした一般の人びとに結びつく事業を中核にして，企画をたてることが注意されてよいと思われます。ただ，その場合，事業費の不足を補い，事業内容の充実と人びとの関心と興味を強く惹きつけるために，公民館相互が協力して，共同事業の形態をとったり，事業内容に応じてそれぞれの関係団体や関係機関と共催したりするような方法を講じることが成功に結びつく道であるといえましょう。ただ，展示会を開くには，適切な展示の場を持つ必要がありますが，公民館にはいかながら，その用意がきわめて少ないのです。したがって，1回でも，展覧会を催そうとすると，大へんな労力と経費を伴い，そのことが展示会開催の意欲を弱くし，企画の実施の妨げとなる場合が少なくありませんでした。そういう事情から，他の団体，機関でも，展示会の必要は感じながらも，公民館を利用した展示会の計画を立てることが少なかったのであります。だから，今後の公民館には，このような障害を除去するため，少なくとも120平方メートルから150平方メートルくらいの面積を要する展示がいつでも簡便にできるような施設を整備することが求められるわけです。講堂だけで不足ならば，廊下会議室なども利用して最低の展示面積を確保するとともに，平面，立体の両面にわたる展示が可能になるよう壁面を工夫し用意することです。

なお，先に述べました発表会や展示会をひんばんに行うことは，この方面に対する住民の関心を高め生活水準の向上に役立つと同時に，これらに関する学習やグループ活動を盛んにすることにもなり，相関的な発展に寄与することになりますから，公民館の事業計画の中で，今後の研究問題とするに足る現実的な価値を多分に有する問題であるということができましょう。

むすび

以上，きわめて簡単で，要を得ませんでしたけれども，これからの公民館のあり方，中でも，その施設，設備，組織，事業について，その充実方策を検討してみたのでありますが，どのようにその充実を図ったとしましても，それらの機能をじゅうぶんに発揮するためには，施設，設備，職員，運営について正しい管理をおろそかにしないように注意することが必要です。特に，施設，設備の管理に関して

は、集会所や貸本屋同様に、どんな種類の事業にもどんな目的の人にも無制限に貸し与えて、公民館本来の目的を達成するのに支障を生じたりするようなことがあってはなりません。むしろ、もっと積極的に公民館が主催する事業にせよ、施設、設備を提供する場合にせよ、すべて教育的配慮のもとに利用されるように配慮し、市民性の涵養なり、郷土振興なりが施設や設備の利用を通して、自然に行われていくように管理者は、その運営に特に留意することが大切です。

7 公民館の充実振興方策について

〔昭和42年6月23日〕
〔社会教育審議会建議〕

社会教育の振興に、公民館の果たすべき役割は大きいですが、公民館の現状はいまだその施設設備、職員組織等においても幾多の改善整備が必要とされているのみならず、大都市や小規模町村においては、その設置をさえ見ないものが少なくない。また、その事業内容においても必ずしも時代に合った住民の要求をじゅうぶんみたしうるものとはいいがたいありさまである。

公民館は、本来地域住民のすべてに奉仕することを目的とし、日常生活に必要な実際教育・学術文化活動を行ない、また住民の自主的な社会教育活動を促す等多様な機能を持って、社会教育の中心的役割を果たす施設であり、都市たると農村たるとを問わず、その振興を図る必要のあるものである。

よって、速やかに未設置地域を解消するための措置を講ずるとともに、その活動を一層充実振興するため、今後は、経済、社会の変遷にも応じ、魅力ある施設として住民の要望に答えることができるよう次の諸点に留意し改善につとめることが必要である。

1. 事業活動について

公民館の事業は、現に、企画にざん新さがなく、内容に魅力の乏しい場合が少なくない。その理由は経費および職員の不足にもあると考えられるが、事業内容の検討と、経営のくふうによって改善されるものも少なくないと思われる。よって次のように企画、実施上の配慮をすること。

- (1) 公民館は、図書館、博物館、保健所、試験所、大学その他各種専門施設・機関と連携し、利用を許される社会資源をできるだけ活用して公民館事業の内容を充実すること。
- (2) 多数の公民館が相互に連携し、事業を共同で企画・実施し、事業の効率を高めその内容の充実を図ること。
- (3) 全国的規模または都道府県規模で作成される高度に充実した教材・資料の提供、巡回を行ない、個別ではとうてい企画することのできないような事業を実施できるようにすること。
- (4) 職業・技術・生活技術等に関する教育活動は都市・農村とも、公民館事業としては重要であるが、とくに都市では、住民の余暇善用のために文化活動や軽スポーツ・レクリエーション活動の場を提供すること、図書その他の資料を貸出すこと、生活各般の問題についての相談・情報提供、他施設利用の際の連絡など住民の自主的活動のためのサービスに重点をおくこと。
- (5) 市民性の涵養などの国民的課題や地域的課題の解決のための学習は公民館活動としてきわめて重要なものであるが、これを講習会や講座・学級によってのみ行なうのではなく、一般集会・社交・レクリエーション活動および公民館の施設・設備の利用を通して自然な形で行なうようにすること。

8 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について (抄)

〔昭和46年4月30日〕
社会教育審議会答申

第2部 社会教育振興の方向

4 社会教育に関する施設

(1) 施設の現状

ア 施設の種類

社会教育に関する施設は、社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応して多種にわたっている。また、設置者は公共団体だけでなく、民間団体や私人もあり、施設の利用範囲も近隣住区を中心とするものから、より広域的なものまでさまざまである。

社会教育に関する施設を設置の目的からみると、公民館、図書館、博物館、体育館、青年の家等のように、もっぱら社会教育活動を目的として設けられた施設と、学校教育施設、厚生施設、職業訓練施設、農業研修施設、宗教施設、教養娯楽施設などのように、本来、社会教育のために設けられたものではないが、社会教育の推進に事実上役だっている施設とにわけられる。

社会教育に関する施設について考える場合、これらを総合的にとらえる視点が必要であるが、ここでは前者を中心にとりあげることとする。

イ 施設の現状

わが国における社会教育施設の発展は戦後とくにめざましく、公民館、青年の家などの新しい施設が生まれ、その数も年々増加している。しかし、その絶対数は少なく、地域間の普及状況には格差がある。また、専門職員の不足、施設・設備・資料の不備、運営上の配慮の不足などのため、本来の目的にかなった活動をじゅうぶん展開できないものが少なくない。

(2) 社会的条件の変化と施設

ア 施設一般の課題

国民の学習要求の高まりに即して、社会教育施設を拡充するにあたっては、次のような課題を解決する必要がある。

(ア) 施設の計画的整備と体系的配置

施設の目的・機能・利用範囲、地域人口、交通条件などを考慮しながら、ひとびとの必要と要求に即応するように、諸施設の整備計画を樹立する必要がある。この場合、各施設が日常生活圏施設、広域圏施設のいずれに属するかに留意しながら、体系的な配置を図るべきである。また、国および地方公共団体が地域開発計画等を策定する場合には、社会教育施設の配置を織り込むとともに、それに必要な土地の先行的確保について配慮すべきである。

なお、校庭の開放その他学校の施設設備の開放の推進についても配慮する必要がある。

(イ) 施設の専門分化と総合的な施設の強化

ひとびとの学習要求の高度化、多様化に伴い、施設に対しても専門分化したサービスが要請される。この場合、人口過疎地域においては、町村単独で個々に設置することは困難であるこ

とにかんがみ、当該地域の中心地区に専門分化した施設を共同で設置する等の措置を講じ、ひとびとの学習要求に対応することが望まれる。

また、専門的施設をいくつか集めて、総合的な機能をもつ施設に統合することも必要である。地方、施設の機能の専門分化と並行して、地域のひとびとが身近に相互のつながりを深め、自発的活動をできるような各機能をあわせもつ日常的総合施設の必要も大きい。

(ウ) 都市における施設の刷新・充実

都市住民の意識や生活環境に応じて、たとえば、相互連帯意識を啓培するための公民館、スポーツを楽しめる身近な小運動場や屋内体育館、青少年の豊かな人間形成のための青少年教育施設の充実など、社会教育施設の刷新・充実に積極的に進める必要がある。とくに大都市およびその周辺部においては、通勤・消費行動、余暇利用等の人口流動に対応して、中心街、事業場密集地域に文化施設等の設置を促進する必要がある。

(エ) 内容の高度化に対応する条件の整備

今後、社会教育施設にも高度の活動と魅力ある施設内容が強く要求されるので、物的条件の整備には格別の努力が必要である。また、施設の運営において職員がきわめて重要な役割を果たすことにかんがみ、各施設における専任職員の設置と増員につとめるとともに、その資質向上のための養成と研修につとめることが必要である。

(オ) 他の施設との連携強化

各種の社会教育施設が、単独ですべての活動を行おうとして、かえってサービスの不徹底をきたしている場合が少なくない。今後、同種施設間に一定の組織を作って事業の共同化を図り、または専門分化した施設と一般的施設との間に、あるいは広域圏の施設と近隣住区施設との間に強力な連携体制をつくって、サービスを充実する必要がある。また、社会教育施設は、その他の関係施設と提携して経営効率の充実に期すべきである。

(カ) 公共投資などの拡大

国や地方公共団体は、これらの社会教育施設が生活環境の基盤であることを認識し、施設の建設については財政措置を強化する必要がある。

イ 施設別の課題

(ア) 公民館

公民館は、終戦後の混乱した世相の中から、祖国再建への活路を開く原動力として構想され、その整備充実がすすめられてきたが、農山村、中小都市に比して大都市においては、その普及が著しく遅れている。また、その運営についても、地域的格差が大きい。

したがって、次のような課題を解決する必要がある。

- (i) 公民館は、地域住民ひとりひとりの学習の場として、住民が談論し読書し、お互いの交友を深める場として、また、社会教育関係の各種団体等が相提携して地域の環境改善にとりくみそれを推進する場として、さらに、青少年教育の場として拡充されることが必要である。

なお、都市においても新しい市民の連帯意識を醸成するために、公民館の果たす意義と役割が改めて認識されなければならない。

- (ii) 公民館は、基本的には日常生活圏内の住民を対象とする社会教育施設であるから、当該市町村の実情に即して、計画的な配置とその設置促進を図る必要がある。都市化の進展に対応して、当該住区外からの通勤者等に対しても公民館を開放したり、また、広域圏の住民を対象とする公民館を構想することなどを積極的に検討する必要がある。また、都市で公民館を

設置する場合は、他の公共施設との併設を考えるなど設置の方式にくふうを加える必要があるろう。

- (iii) 住民の多様な要求にこたえうるように、体育・レクリエーション活動、住民への情報資料の提示、相談事業の実施等に留意する必要がある。

また、住民に親しみやすいものとするため、社交・談話室、幼児保育コーナーを設置するなどのくふうをこらす必要がある。さらに、公民館が地域における各種団体や関係機関の協力による地域振興等の計画立案、反省評価の場となる場合、これに対し公民館職員が適切な役割を果たすことが望まれる。

5 社会教育における指導者

(2) 社会的条件の変化と指導者

イ 指導者別の課題

(i) 行政関係職員

(ii) 施設職員

a 公民館の主事

公民館には、その事業の実施にあたる職員として主事を置くことができるとされている。

公民館における専任主事の設置状況は、本館についてさえも三分の一に達しない状態である。

また、その職務の専門性が明確でなく、任用資格は定められておらず、身分・処遇のうえでも特別の措置が講ぜられていない。これが、公民館の主事に有能な人材を得ることのあい路になっていると思われる。

すべての公民館に公民館の主事が常置されなければならないが、同時にこの主事には、社会教育に関する識見や経験と公民館事業の企画と展開に関する専門的な知識・技術が必要とされる。

今後は、公民館の主事との設置推進と専門性の明確化のための方策を確立する必要がある。これらの検討にあたっては、社会教育主事との関連を考慮する必要がある。

第3部 社会教育行政の役割と重点

3 社会教育行政の当面の重点

以上、今後の社会教育行政の上で配慮されなければならない事項について述べたが、その中でも、社会教育行政の基盤たる社会教育の人的物的条件の整備がとくに重要であり、その当面の焦点となるのは、人的面では社会教育主事、物的面では公民館である。

したがって、社会教育行政としては、前項に述べた行政の基本的方向をふまえながら、当面、次の観点から、それらの整備・充実を進める必要がある。

(1) 社会教育主事の重要性とその整備充実

今後の国民の自発的学習活動が効果的に行なわれるためには、まず、市町村における住民の教育的要請が的確に把握され、学習意欲の啓発、地域・職域における学習の組織化、各種施設の利用、

指導者の発見と活用など、各面における検討と配慮が計画的に準備される必要があり、それらについての世話役的役割をもつ社会教育主事の努力に期待されるものがきわめて大きい。このような観点に立って社会教育主事の整備・充実を図るため、次のような施策を講ずる必要がある。

(ア、イ、エ、オは省略)

ウ 公民館、青年の家等に社会教育主事有資格者を配置すること

現在、公民館の主事の資格は格別に定められていない。また、青年の家に置かれる指導職員の専門性も必ずしもはっきりしていない。今後、これらの職員についても、社会教育主事に要請される専門性が同様に必要とされると考えられるので、公民館の主事や青年の家指導者に社会教育主事の資格を有する者をもって充てることとする必要がある。なお、同様のことは社会教育関連施設についても考慮されることが望ましい。

(2) 公民館の新しい役割とその拡充整備

公民館については、従来ややもすればその性格と活動が明確に理解されていないくらいがあったが、コミュニティ・センターの性格を含む広い意味での社会教育の中心施設として、地域住民の各種の日常的学習要求にこたえながらとくに新しいコミュニティの形成と人間性の伸長に果たす役割が、改めて重視されなければならない。このような公民館の性格づけのうえに立って施設の増設および専門職員の増員により、その機能を充実するようにつとめるとともに、その未設置地域にあっては、都市、農村を問わず新たに公民館の整備を促進する必要がある。

このため、国は、以下の諸点に留意し、公民館の整備充実の具体的施策をすみやかに策定し、新たな観点に立って適切な財政措置ならびに行政指導の充実強化に格段の意を用いる必要がある。

ア 公民館の適正な配置を促進し、職員および施設・設備を充実すること

公民館はその設備館数においても、また既設の施設・設備および職員充実状況においても質量ともにその整備が著しく遅れており、また、現在の配置は必ずしも適当でなくなっているため、国はすみやかに公民館がその機能をじゅうぶんに果たしうるよう、合理的な施設配置、施設規模および職員配置の基準を策定し、これに基づく国の財政援助ならびに地方交付税による財源措置を行なう必要がある。

イ 公民館の効率的な運営のあり方を検討し、公民館運営の改善を図ること

国は、公民館の利用の実態を調査し、公民館がその目的・性格にふさわしい教育活動を効果的に実施できる各種の要素や方式をあげ、地域の事情に応じてこれをとり入れることができるような指針を作成する必要がある。なお、地方公共団体に対し、公民館相互の協力組織の推進、図書館・青少年教育施設など専門分化施設との連携など効率を高める事業の実施を奨励助長し、公民館の運営がいつそう充実するよう指導・助言を強化する必要がある。

また、とくに都市化が急速に進展する中で、大都市およびその周辺部において、住民の自主的な学習活動を促進して、失われつつある地域連帯意識と人間性を呼び起こし、明るい家庭、住みよい社会を形成する住民の広場として公民館の意義があらためて見直されるべきである。

9 在学青少年に対する社会教育の在り方について（抄）

〔昭和49年4月26日〕
〔社会教育審議会建議〕

5. 社会教育の条件整備の方策

(2) 各種の整備, 充実（イ, ウ, オは省略）

ア 施設の整備充実にあたっては、青少年を取り巻く地域の教育環境を総合的に整備するという観点から、設置計画を策定、推進し、施設職員の充実に努める必要がある。この場合、青少年の意向を反映するよう運営上配慮することが肝要である。

エ 青少年が利用する社会教育施設の整備については、公民館、図書館、体育施設、地区青少年センターなどの日常生活圏に設置すべきものと、少年自然の家、青年の家などの広域圏に設置すべきものとを区分し、それらの施設がその機能を十分に発揮できるよう適正に配置する必要がある。

10 市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について（抄）

〔昭和49年6月24日〕
〔社会教育審議会答申〕

第2章 公民館職員の充実について

1. 現状と課題

(1) 公民館は、住民が学習し、交流を深め、また、各種の社会教育関係団体連携する場であり、市町村における社会教育活動の中心的拠点である。最近、公民館を利用する住民の学習要求が多様化し、高度化する傾向に伴い、公民館に対する期待はいよいよ大きくなっている。このようなことから、公民館という教育機関に置かれる専門職員としての館長及び主事には、公民館を利用して行なわれる学習活動の協力者、助言者として、あるいは公民館が自ら行う各種の社会教育活動の企画者、実施者としてその役割に対する期待がますます高まっている。

(2) 公民館は、関係者の努力によって近年その数が増加しており、また施設、設備も改善されつつあるが、一方、公民館職員の設置は極めて不十分である。専任の公民館の館長の設置率は、本館で13.9%、分館で1.6%であり（統計1,245人）、また専任の公民館の主事の設置率は、本館で31.6%、分館で3.7%であり、一公民館当たりの主事数は0.3人にすぎない（統計3,851人）。さらに、公民館の主事の在職年数についてみると、半数以上が3年未満である（昭和46年度社会教育調査）。また、現に勤務する公民館の館長及び主事は、公民館活動の業務に忙殺され、専門的な知識、技術を高めるための研修の機会に恵まれることが少ない。

(3) したがって、当面、公民館職員の勤務の過重な負担を避けるために、勤務時間の割り振りを合理

化し、公民館職員として行うべき職務の内容や量などを明らかにすることも必要であるが、公民館における専任の館長及び主事の設置を促進し、その資質の向上を図ることは、市町村の社会教育振興上重要な課題である。

2. 課題に対する対応策

公民館の館長及び主事の設置を促進し、その職務に必要な専門的知識・技術を高めるためには、何よりも公民館に対する市町村行政当局や住民の評価を高める必要がある。市町村行政当局が公民館の館長及び主事の確保に意を用いるとともに、その処遇の改善、人事上の配慮を行うことと公民館に対する評価との間には重要な関連性がある。

国及び都道府県は、市町村がこのような施策を推進できるように次の諸点に配慮して指導と援助を行う必要がある。

(1) 公民館の館長及び主事の設置促進について

- ① 国は、「公民館の設置及び運営に関する基準」（昭和34年文部省告示第98号）に必要な改訂を加え、市町村がこの基準を目標として公民館の館長及び主事等の設置、充実を図るように指導を行うとともに、公民館及び主事の設置に要する財源の確保について配慮すること。
- ② 都道府県は、管内市町村の公民館館長及び主事の設置状況や処遇の現状等に関する資料を作成するなどして市町村に対し公民館の館長及び主事の設置を促すとともに、その処遇改善や人材確保について指導、援助すること。

(2) 公民館の館長及び主事の専門性の確立について

- ① 国は都道府県が公民館の館長及び主事を対象として行う研修事業に対する財政援助を拡大すること。なお、国は公民館の館長及び主事が識見を広め、相互に交歓するために都道府県が行う国内研修の事業に協力、援助するとともに、海外研修の機会の拡充に努めること。
- ② 国は、公民館の運営に関する全国的な情報資料を作成し、公民館の館長及び主事の専門的知識、技術の向上に資すること。
- ③ 都道府県は、公民館の館長及び主事を対象とした研修事業の拡充に努めるとともに市町村がこれらの職員を対象として行う研修事業に対し援助、協力すること。
- ④ 都道府県は、全県的な立場における社会教育一般及び公民館の運営に関する情報資料を作成し、公民館の館長及び主事の専門的知識・技術の向上に資すること。
- ⑤ 都道府県は、市町村の社会教育活動を振興するため、社会教育に関し、㉗情報の提供、㉘学習等に関する相談、㉙学習方法や教材の開発及び提供、㉚モデル事業の実施、㉛研修の実施などの事業を行うとともに、これらを裏付けるための各種の研究や社会教育関係者の交歓を行うための社会教育センター（仮称）を設置し、公民館の館長及び主事の専門的な知識・技術の向上に役立てるよう配慮すること。

なお、国は都道府県がこの種の施設を整備するに当たっては財政援助を行うほか、その運営についての必要な資料の提供に努めること。

11 生涯教育について（抄）

〔昭和56年6月11日〕
〔中央教育審議会答申〕

第3章 成人するまでの教育

4 社会教育の推進

(2) 活動のための機会及び指導者の充実

地域社会における青少年の自由で個性的な学習，スポーツ活動，芸術文化活動あるいは団体活動を促進するため，公民館，図書館，博物館，少年自然の家，青年の家，身近な運動広場，体育館，野外活動施設など，青少年の活動圏に即した社会教育施設や体育・スポーツ施設を一層整備・充実すべきである。

また，民間企業・団体施設の開放や空地の利用促進なども図る必要がある。

さらに，青少年の学習活動のための指導者として，主婦，高齢者を含む成人一般の有志指導者はもとより，高校生，大学生などのこの面での活躍が期待される。

第4章 成人期の教育

3 社会教育の振興

(2) 社会教育施設の整備・充実

各地には，公民館，図書館，博物館，文化会館，体育館，運動広場など住民の学習や芸術文化活動，体育・スポーツ活動のための種々の公共施設がある。これら各種の施設は，国の助成や地方公共団体の努力によって逐年整備されてきているが，その数は利用者の要望に照らし，なお十分とは言えない。

このため，今後，地域の特性や住民の文化活動圏など学習活動の実態を考慮しつつ，これらの施設の整備を計画的，体系的にすすめる必要がある。

また，各施設がより効果的に利用されるように，夜間の開放も含め利用時間や運営方法の弾力化に一層努めるなど，施設の活用方法の改善を図るとともに，事業活動に関する情報提供の充実に努め，あるいは関連施設相互の有機的連携を強化する必要がある。

なお，最近，一部の都道府県で設置又は構想・計画中の生涯教育センターなど，教育・文化面についての各種の機能をもつ総合的な社会教育施設を一層整備していく必要がある。

さらに，学校施設やその他の公共的施設の開放の促進を図るほか，各種の団体や企業等が有する民間施設も地域住民のために開放されることが望まれる。なお，学校施設の開放を推進するため，今後，住民にとって利用しやすい施設設計上の配慮や教職員の積極的な協力が期待される。

(4) 個人学習の奨励・援助等

人々の学習要求が，その内容・方法において一層多様化・高度化し，また，集団的な学習形態よりも個人学習を望む人々も数多く存在することから，個人学習に対する配慮がますます重要になるであろう。

このため、社会通信教育の充実や、近年、各方面で試みられつつある地域の各家庭に情報を送る新たな情報媒体の開発とその活用を図ることが望まれる。

また、電話等を利用した情報提供・相談事業や、図書館や博物館におけるこの種の機能の強化を図り、あるいは公民館における身近な情報提供・相談機能を拡充すべきである。都道府県段階においては、例えば、生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設で、広域的に学習に関する情報を収集・提供したり、学習相談に応じ得るような学習情報センター的機能を充実する必要がある。さらに、個人の各種のスポーツ活動を奨励・援助するため、年齢段階に応じたスポーツ・プログラムの充実や、手軽な指導書の提供が望まれる。

また、各人の学習活動の成果に対して適当な資格を認定・付与するような方策は、人々の学習への動機や意欲を高める上でも考慮に値しよう。

第5章 高齢期の教育

2 学習活動の奨励・援助等

(1) 学習機会の充実

精神的に豊かな生活を営む上において、各人の自助努力が基本であることは言うまでもないが、国や地方公共団体も高齢者の教育あるいはそのための諸施設、指導者の確保などを更に充実する必要がある。その際、高齢者の学習要求を画一的な枠組みの中でとらえず、各人の能力や健康・体力、社会経験の違いなども十分考慮し、選択可能な学習機会を用意することが大切である。

最近、各地において公民館を中心に高齢者教室や高齢者大学などの事業が活発であり、それぞれ大きな成果を上げているが、今後は、公民館のみならず、身近な学校施設やその他の公共的施設においても、この種の学習機会を設けることが望まれる。

また、高齢者の個人学習を奨励・援助するため、図書館、博物館など専門的な教育施設が積極的な役割を果たすことや、電話などによる学習相談事業の充実を図ることが極めて重要である。

さらに、種々の制約を持つ高齢者にとって、放送大学や通信教育は、学習の機会を広く、効果的に提供するものとして、今後、ますます重視されなければならない。

12 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（抄）

昭和61年12月3日
社会教育審議会
社会教育施設分科会報告

第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設の環境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものもあるが、短

期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場面をやや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設の利用者のための保育活動、施設の美化活動、広報活動への協力、各種の集会における会場整理、施設の特徴を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力などがある。以下施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材制作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する指導・助言、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体が行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループの組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

13 生涯学習基盤整備の課題－民間教育・文化・スポーツ事業との連携の在り方－（中間まとめ）（抄）

〔昭和63年6月17日
文部省教育改革実施本部生涯学習専門部会〕

第5 具体的方策の検討着手

- (1) 各都道府県に、民間教育事業者も参画する「生涯教育推進会議」を設置する必要がある。市町村においても、同様な連携協力組織の設置に努める。
- (2) 国及び地方公共団体は、自ら又は委託して、「学習需要の動向」及び「民間教育事業の動向・実態」に関する調査を定期的に行い、民間教育事業者も含め広く提供することに努める。
- (3) 民間教育事業を含めた学習情報の収集・整理・蓄積・提供及び学習相談のサービス体制を整備する必要がある。
 - ① 市町村は、住民等に直接サービスを提供する観点から、学習情報提供、学習相談の体制整備を図る。

サービスの核となる学習情報センターの整備に努める。

学習情報センターは、案内情報を中心として、中央公民館、生涯教育（学習）センター等、それらに代わる公益法人、事業により教育委員会が当たることが考えられる。

サービス提供の場は可能な限り分散設置する。その際、住民等の利便に配置する。
 - ② 都道府県は、県の生涯教育（学習）センター、総合社会教育センター等に、城内の市町村の持つデータを含めて、民間教育事業の情報の収集・整理・蓄積を行い、これらの情報を市町村等へ提供し、地域における情報提供・相談体制の整理を図る。さらに、他の都道府県とのネットワークの形成に努める。
 - ③ 中核的な体育施設、博物館、図書館、婦人教育施設、文化会館等においても、②の生涯教育（学

習) センター等とネットワークを形成し、専門的立場から民間教育事業者及び住民に対する情報提供・相談体制の整備を図る。

- ④ 国は、民間教育事業者に関する学習情報の収集・提供・相談体制の整備に関する指針を策定し、モデルとなるプログラムを提供するとともに、各都道府県における体制の整備・充実を図る。
- (4) 国及び都道府県は、実態に応じて、民間教育事業者又は指導者が協同して自主的にその事業の水準の維持向上を図るための団体（法人）の育成を図る。
- (5) 民間における指導者の研修、人材のデータベースの整備を図る。

生涯教育センター、社会教育センター、中核的な公民館、体育施設、博物館、図書館、青少年教育施設、婦人教育施設、文化会館等の社会教育施設等及び社会教育関係団体において、民間の指導者（人材）の養成と企画・指導能力の向上に資するため、希望者に対する研修の機会を積極的に提供する必要がある。

あわせて、民間の指導者（人材）について、地域の核となる学習情報センター、体育館等の専門施設に任意の登録制を設け、人材に関するデータベースとしてサービスを行う。

- (6) 人々の学習意欲の増進に資するため、学習者のための技能審査の拡大等を図る。
 - ① 国及び都道府県は、(4)の関係団体又は適当な公益法人等が、自主的に関係事業の実態と必要性に応じて、学習者が習得した知識及び技能についての水準を審査し、証明する事業を奨励する。
 - ② 国は、関係団体が行う上記の審査事業のうち、社会教育上、学校教育上、奨励すべきものについて、国の基準に基づいて事業の認定を与える技能審査の拡大を図る。
 - ③ 優秀な学習者に対する表彰制度の改善充実を図る。

14 生涯学習推進のためのネットワーク形成について（中間まとめ） （抄）

〔昭和63年 7月 7日
生涯学習関連施設のネットワーク形成に関する懇談会〕

II 生涯学習関連施設の整備

1 生涯学習関連施設整備の方策

(4) 整備に際しての留意点

生涯学習関連施設の整備は、地域の特性に応じ、その実態に即して行われる必要があるが、高齢者の利用に十分配慮するとともに、以下のような点に配慮して進めることが重要である。

- ① 大都市、中規模市、小規模市町村とではコスト・運営面等での異なる考え方が必要である。
- ② 施設の整備等については、その取り組みを助成・支援するためのメリットシステムの導入や、リスクを分担する仕組みを検討する必要がある。
- ③ 施設間の事業や情報のネットワーク化に際しては、教育や学習に関し本来的機能をもつ図書館、公民館、等のバックヤード的施設の役割が重要であり、これら施設の整備・充実を今後とも

一層推進する必要がある。

- ④ 施設の利用や情報の提供に当たっては、サービスに応じて、受益者が適正な負担をすることについても検討する必要がある。

15 文教施設のインテリジェント化について（抄） －21世紀に向けた新たな学習環境の創造－

〔平成2年3月
文教施設のインテリジェント化に関する調査研究協力者会議〕

第3節 有機的に連携する施設・環境

(1) 施設・環境の相互利用・共同利用

② 相互利用・共同利用の内容

相互利用・共同利用を進める場合、連携し合う施設の内容、利用者の生活圏域、地域特性等に配慮することが大切である。また、相互利用・共同利用には多様な形態が考えられることから、その在り方を十分に検討するとともに、特色ある計画を工夫することが望まれる。

具体的には、多様な学習活動の展開に効果的に対応していくため、屋内温水プール、講堂、宿泊研修施設、情報センター、郷土学習資料センター、観察・実験施設であるプラネタリウムや植物園等を整備し、いくつかの学校その他の施設で相互利用・共同利用することが考えられる。また、図書館、少年自然の家等の社会教育施設、美術館、ホール等の文化施設、地域体育館、総合運動場等のスポーツ施設等を学校教育活動で利用することや、文化施設等で行われる公演、展示等の諸事業に関連した講座を公民館で実施すること等、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の体系を越える相互利用・共同利用に対応した計画を策定し、各種活動の活性化に資することも考えられる。

16 公民館の整備・運営の在り方について

〔平成3年6月
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会〕

1 はじめに

今日、我が国では国際化、情報化、高齢化、所得水準の向上や自由時間の増大等社会の急激な変化が進む中で、21世紀に向かって活力ある社会を築き、国民一人一人が生涯にわたってうまいと生きがいを持って充実した生活を営むことができるよう、生涯学習社会の実現を図ることが重要な課題となっている。

生涯学習社会においては、人々が自発的意思に基づいて、人生のあらゆる時期に、必要に応じ自己に適した手段及び方法を自ら選び学習ができるよう多様な学習機会を提供することが強く求められる。

社会教育は、学校教育とともに、学習の機会を提供する主要な場としての役割を担っており、その重要性はますます増大するであろう。

社会教育を振興するためには、各種の学習活動の拠点となる社会教育施設の一層の整備充実が求められる。中でも、公民館は、住民の身近な学習・交流の場として今後とも生涯学習の推進に大きな役割を果たしていくものと考えられる。

特に、これからの公民館に課せられた課題は、青少年の学校外活動に積極的に対応することや地域における住民の学習活動が効果的かつ総合的に行われるよう、学校や他の生涯学習関連施設・機関や団体（以下「生涯学習関連施設等」という。）との連携・協力を図るとともに、住民に対する学習情報の積極的な提供に努め、市町村における生涯学習の中核的な施設としての役割を担っていくことである。

このようなことから、公民館が、生涯学習時代に対応し、その期待される役割を十分果たしていくためには、学習需要に積極的に応え得る施設の整備・運営の在り方の検討が必要であり、本分科審議会施設部会において、審議を重ね、今回、ここに新しい時代の公民館の在り方をとりまとめた。

2 公民館の現状と課題

公民館は昭和21年に文部次官通牒により、戦後の祖国再建の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和22年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られた。

以来、公民館は、日常生活圏における住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し生活の改善・向上に大きな役割を果たしてきたが、近年の社会状況の変化の中で、いくつかの課題が指摘されている。

[施設・設備の整備]

昭和62年現在の公民館の設置数をみると、17,440館（本館10,851館、分館6,589館）であるが、いまだ未設置の市町村や地域があるほか、公民館として専用の建物を持たないものや「公民館の設置及び運営に関する基準」にある最低面積（330平方メートル）に満たないものもあるなど、期待されている役割を考慮すると必ずしも十分とはいえない状況にある。

また、公民館の施設・設備については、情報化社会への対応や高齢者、障害者等への配慮はもとより、生涯学習を推進するための充実した諸施設・設備としての整備が求められている。

[職員体制]

公民館が教育機関として学習活動を援助するためには、職員が重要な役割を果たしており、特に、公民館活動を展開するのに必要な専門的知識・技術・経験を有する館長や公民館の主事の配置に努めることとされているが、現状を見るとその専任での配置は不十分な状況となっている。

したがって、専任職員の配置について促進するとともに職員の研修体制の充実も重要な課題となっている。

[運 営]

公民館の利用は近年増加の傾向にあり、昭和61年度間の利用者数は、延べ1億8,893万人であり、1館当たりになると年間平均1万人（昭和53年度間6,700人）に利用されている。

このような利用者の増加や多様な学習要求に応え、かつ、地域課題を的確に把握し、その実情に即した公民館運営を図るためには、公民館運営審議会について、その構成員を幅広い分野から登用するほか、会議の持ち方等に工夫を凝らすなど、より一層の活発化に努めるとともに、開館時間の弾力化、他の生涯学習関連施設等との連携など、利用者、学習者に対する十分な配慮が求められている。

[事業]

公民館は、これまで様々な内容や方法によって各種の主催事業を実施したり、活動を展開するなど学習機会の提供に努めてきた。昭和61年度間の、主催事業は、延べ30万件であり、1館当たりになると、学級・講座は約11件、講習会、スポーツ大会、文化祭など集会的な事業は約12件開催されている。

また、学級・講座数を学習時間別にみると、20時間未満のものが54%、20時間以上40時間未満が29%という状況にある。

しかし、学級・講座については、学習需要が多様化・高度化していることから、より長期的、継続的な取り組みやその内容等も体系的、総合的なものとして実施する必要がある。

また、公民館での活動をきっかけとして人々が学習意欲を持ち学習能力を身につけることが重要なことから、それぞれの学習活動に対する積極的な援助、協力ができるよう、学習情報を提供したり、相談機能の充実を図ることなどが課題となろう。

[他の施設との関係]

これまでの公民館は、単独で機能を果たすことが多い状況にあった。

しかし、近年は、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター、体育・スポーツ施設、文化施設等の社会教育施設（以下「図書館等専門的社会教育施設」という。）が全国的に整備されつつあり、さらには職業訓練、福祉等の施設・機関や民間の各種の施設も数多く整備されている。

また、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校・各種学校等（以下「大学等」という。）が公開講座の開設や施設等の開放事業を推進しているほか、民間企業による教育・文化・スポーツ事も盛んになってきている。

こうした現状から、今後は、生涯各期の多様な学習需要に適切に対処していくため、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を積極的に推進していくことが必要である。

3 生涯学習時代における公民館活動の在り方

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献するなど、住民の日常生活に最も身近な生涯学習のための施設としてその役割を果たしてきている。生涯学習社会の実現のため、市町村においては、公民館がその中核的な役割を果たしていくことが求められており、特に、中央公民館は、単に学習機会や集会の場を提供するだけでなく、指導者養成などの広域的な事業を実施するほか、当該地域を網羅する各種の学校情報の収集・整理・提供や学習相談の機能を充実する必要がある。さらに、生涯学習関連施設等との連携を推進し、施設間ネットワーク形成を促進する中心的役割を果たしていくことが期待されている。

(1) 公民館活動の多様化・活発化

① 多様な学習機会の提供

公民館が各種の学習機会を提供するに当たっては、学習テーマ、開設形態、事業の実施方法について住民の学習需要に基づくなど、より多くの参加者が得られるように努めることが重要である。

学習内容の設定については、世界的な課題である地球環境の保全、資源の有限性、国際理解、男女平等意識の醸成、高齢化社会への対応などの今日的課題について今後とも重視するとともに、地域の自然条件や生活・文化・人材などの特色を十分活かした学習プログラムの開発や地域性のある学習課題を取り上げることなども必要である。

また、高齢者や婦人を対象とした事業を引き続き充実していくことはもちろんであるが、青少年の学校外活動の充実の観点から、青少年の発達段階に応じたプログラムの積極的な開発・提供に努めるとともに、働く成人を対象とした事業の一層の拡充が望まれる。

学級・講座等の開設の仕方や形態としては、土・日曜日に重点的に事業や活動等を展開するウィークエンドスクール、夜間に開設するアフターファイブセミナー、若者と高齢者との世代間交流事業など多様な事業の工夫が大切である。また、図書館や博物館と共催で実施する学級・講座はもとより、地域の保健所と連携した健康講座、農業協同組合等と連携した地域産業後継者育成事業を実施するなど、地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等との共同事業を企画するなど新たな事業の開発が必要である。

さらに、専門的かつ高度な学習需要に応えるには、専門的プログラムや指導者を有する大学等との積極的な連携・協力を努め、共催事業、協力事業などを企画・実施する必要がある。

なお、放送大学は、現在、視聴できる地域が限られていることから、公民館においても放送大学の授業番組をビデオ等で視聴する場を設けたり、印刷教材の提供を図るほか、授業番組を利用した講座を自ら開設したり、必要に応じて、面接授業や公開講演会等の場を工夫するなど連携・協力のための方策も検討する必要がある。

② 自発的な学習活動の援助

公民館は、住民の自発的な学習活動を奨励し、援助することが重要である。

このため、個人やグループの交流の場を積極的に提供したり、学級や講座などの参加者に対して、自発的な学習グループをつくるきっかけができるように配慮したり、それらのグループの育成・援助に努める必要がある。

また、求めに応じて、個人学習者や種々の学習グループに対し、学習相談に応じることはもとより、活動の場所の提供、教材・資料の提供、講師、指導者のあっせんなどに努めるほか、地域の様々な社会教育関係団体や、生涯学習を实践するグループに対して、積極的な支援を行うことが大切である。

③ 学習成果活用の場の配慮

公民館は、学習意欲の向上や学習活動の奨励のために、例えば、多くの住民の参加が得られる文化祭、作品展示会、音楽発表会の開催に努めるなど、学習成果が活用される場としての活動や事業にも配慮することが重要である。

また、リーダー養成研修や学級・講座等の修了者を公民館における事業の指導者、助言者として、地域の人々を施設のボランティアとして積極的に受け入れたりすることを一層促進することが大切である。さらに、このような指導者、助言者等を人材登録し、求めに応じ種々の事業に

参加できるようにすることも考慮すべきである。

このような活動は、多彩な人材やボランティアの協力が得られ、多様な活動の展開が可能となるばかりでなく、地域住民の相互の交流を深め、地域社会の形成に役立つと考えられる。

(2) 学習情報提供・相談機能の充実

① 学習情報の提供

地域住民の各種学習活動を援助し、促進するためには、学習需要の把握に努め、必要な情報を的確に提供できるようにすることが大切である。このため、公民館における身近な情報の収集、提供機能の充実が求められており、特に、中央公民館においては、コンピュータ等の利用により、市町村内の社会教育施設や生涯学習関連施設の種類、利用方法、活動の状況、指導者やその指導内容等に関する情報を計画的、組織的に収集し、迅速、的確に提供できる体制を整備することが期待される。

他方、都道府県においては生涯学習推進センター等を拠点として管内の各種の学習機会等に関する情報のデータベースを構築し、それらの情報を提供し、学習相談に応じるため生涯学習情報提供システムの整備を進めているところである。市町村においては、公民館がこのシステムに積極的に参画して、広域の学習情報を住民に提供できるような体制整備が必要である。

② 相談機能の充実

学習相談は、学習情報の提供と一体をなすものと言えるが、特に、グループの学習者等の求めに応じ、学習内容、学習計画、学習方法、その他の学習活動にかかわる各種の相談に応じて学習活動の援助を行う機能である。

このような相談機能の充実を図ることにより、公民館は、地域における住民の学習需要の動向を把握する手がかりを得ることとなり、学習者の需要に応える事業の立案が容易となろう。

このような学習相談を効果的に行うためには、学習者の経験や相談内容によっては、外部の専門施設等の協力を得ることも必要である。

(3) 地域活動の拠点としての役割

各種の調査結果では、都市化、核家族化等の社会の変化の中で、地域連帯意識が希薄化し、日常生活において地域社会とのつながりが少なくなっていることが指摘されている。こうした状況の中で、公民館には地域活動の拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に資する積極的な役割が期待される。

このため、例えば、地域の伝統文化等を保存継承する活動、地域の環境美化のための活動や世代間の交流活動等を活発にすることが望まれるほか、プログラム化された学習の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集、意見交換、アイデア交換などができる自由な交流の場を提供することも大切である。

また、変化する社会状況に対応するために、青少年の地域における種々の自発的な活動などを援助するほか、地域への男女共同参加を支援する身近な拠点の一つとなること、地域に在住、在勤する外国人等との交流や共同学習を通じて異文化交流や相互理解の身近な実践の場となることなども、今後は一層重要性を増すものと考えられる。

さらに、近年、生涯学習をテーマにまちづくりを展開する例が多く見られる。これは、地域ぐるみで生涯学習を推進するため、教育、文化、産業などあらゆる分野の人々の知恵を出し合いながら、

その地域の特色をつくり出したり、心のふれあう人間的なまちづくりを目指すものである。公民館はこうした地域の人づくり、まちづくりに参画し、諸活動の実施に大きな役割を果たすことも期待されている。

(4) 生涯学習関連施設等との連携

公民館が生涯各期の多様な学習要求に適切に対処していくためには、市町村内の公民館はもとより、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を積極的に推進していくことが必要である。

公民館で行われる学習活動や地域活動の中には、図書館等専門的社会教育施設の協力を得て成果を高めるものもある。したがって、公民館はこれらの地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等に積極的に働きかけ、各々の専門的な機能や特色を十分活かした活動、共同事業の実施などに努めることが重要である。

また、公民館は、大学等と連携して、それらの有する施設・設備などを有効に活用し、人的支援を得て高度で専門的な事業を展開することが必要である。

さらに、公民館に類似した地域の施設についても、連携し必要な援助をして、住民の学習需要に応ずるようにすることが必要である。

なお、職業訓練施設、社会福祉施設が行う活動や、また、民間企業による教育・文化・スポーツ事業についても、その実状を把握し、必要に応じて住民に対する情報提供に努めるほか、民間企業等との連携についても検討する必要がある。

4 公民館運営方法の改善と職員体制の充実

(1) 運営方法の改善

これからの公民館は、利用者の立場からより一層利便性、効率性に富んだ施設運営が望まれている。このため、例えば勤労者の夜間利用などのための開館時間の弾力化、青少年が交流、交歓できる場の配慮、家族ぐるみで参加できる事業の工夫や申込手続きの簡素化など、利用者の実情に応じた運営方法の改善、弾力化を積極的に行うほか、地域住民の学習需要を的確に把握し、これらに対応するとともに、絶えず事業等の評価をし、検討を加えるなどが必要である。

また、公民館の運営の活性化のためには、公民館運営審議会を、適時、適切に開催するとともに、審議会委員として、女性、青年などを積極的に登用し、利用者の声が反映できるような体制となるよう配慮することも重要である。

なお、公民館の管理・運営は市町村教育委員会及び当該公民館が自ら責任を持って対処すべきものであり、教育機関としてその基幹的業務の外部への委託はなじまないが、前述したとおり、公民館に期待される役割は拡大してきており、これをすべて自力で遂行することには限界があると言わざるを得ない。したがって、住民の要請に応え、公民館活動を充実する観点から、委託内容、委託方法など十分勘案し、公共的団体等外部への委託について検討する必要がある。

(2) 職員体制の充実

公民館が名実ともに、地域における生涯学習の中核的な施設として機能していくためには、公民館職員が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請、学習需要などを広い視野に立って把握する能力を身につけることが重要である。

また、各種の事業・活動の企画者、実施者として、あるいは、住民の学習活動の協力者、助言者

としての役割に対する期待が高まっており、その資質の向上を図ることはむろんのこと、館長、公民館の主事等に専門知識・技術を有する人材の確保が望まれる。

さらに、公民館職員の配置については施設の利用者が増加傾向にあるにもかかわらず、不十分な状態にあることから、とりわけ中央公民館等本館における専任の職員の配置など、教育機関としての体制整備に努める必要がある。

そのためには、設置者が公民館職員に有能な職員を確保し、配置促進のために格段の努力を払う必要がある。

なお、資質向上のため、現在、国においては公民館経営のための専門講座等が、都道府県においても公民館長研修、公民館主事研修等が実施されており、時代の要請に対応できる公民館経営の基本、実務、学習プログラムの企画・展開等の内容を体系的に学習できるよう配置されているが、国はこのような研修内容・システムの研究を進め、公民館に勤務する者に対して専門性を高める方策を検討する必要がある。

5 公民館整備の方向

(1) 公民館の整備の目標と地域内配置

公民館の整備は、これまでおおむね市にあっては中学校の通学区域に1館、町村にあっては小学校の通学区域に1館の公民館を目標にして、その設置促進が図られてきた。

公民館は、住民の身近な学習施設として、気軽に利用が可能な圏域に整備されることが必要であることから、実際の整備に当たっては市にあっては農村地帯等については、小学校の通学区域に1館を、また、市街地などについては、人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い地域に1館を整備するなど地域の諸条件を勘案し、実情に即して設置されている。しかし、今日、公民館は、生涯学習時代に対応し、その期待される役割を十分果たし、住民が学習活動を円滑かつ効果的に行えるよう、市町村において総合的な学習機会を提供することが求められている。

このことから、市町村は、基本的にはこれまでの整備目標に基づき地域の実情に応じた計画的な施設整備を促進していく必要があるが、特に中央公民館については、学習情報提供・相談機能の充実や他の生涯学習関連施設等との連携・協力の推進を図るなど、地域における生涯学習の拠点としての役割を果たすため、十分な職員体制や施設内容・規模を備えた公民館として整備を図っていくことが重要である。

他方、日常的な利用に供する施設として、地区公民館や分館も地域の実情に応じて整備充実するとともに、各館に特色を持たせることも考慮すべきであり、これらを有機的に配置するよう整備することが必要である。

なお、これらの公民館整備計画については市町村の総合的な地域振興計画等に位置づける等の十分な配慮が望まれる。

いずれにしても、生涯学習を支援するためには、個々の公民館がそれぞれに機能することはもちろんであるが、当該市町村における公民館が全体として、地域の住民に対し教育的、文化的サービスを可能な限り均質に提供するという観点から整備を図ることが重要である。

(2) 生涯学習を推進する公民館施設・設備の整備

施設・設備については、住民の学習需要の多様化・高度化のほか情報化等の進展に十分対応して、新設はもとより、既存施設の改築、改修の場合等にも、その整備充実を図ることが求められている。

多様な学習需要に対応するために、多目的に利用できるオープンスペースや個人や小グループ利用の学習室などを整備するほか、地域の状況に応じ様々な新しいメディアを利用できる視聴覚室、発表会、音楽会等の実施が可能なスペースなどを整備することも望まれる。

利用者の交流が図られ、親しみやすい施設となるよう開放的なエントランス、展示コーナーのある快適なロビー、ゆとりとくつろぎのある和室、子ども連れの学習者に対応する託児室、緑豊かな庭園などについても配慮が必要である。

公民館は様々な住民の利用がなされることから、安全面や利用の便宜を図るなどの配慮が不可欠であり、特に、身体障害者や高齢者等のため、スロープ、車椅子用トイレ、エレベーター、点字案内版などを整備することが必要である。

国際化時代に対応して、地域の外国人の利用の便宜を考慮して外国語による案内版などの設備も望まれる。

公民館の情報機能を高めるため、図書、テレビ、映画などの既存のメディアの整備のみならず、ファクシミリ、パーソナルコンピュータなどの新しいメディアを導入することも必要であろう。

さらに、コンピュータと連動させたマルチメディアやハイビジョンの学習活動への活用、さらには、学習機会の少ない地域に衛星放送を利用して優れた講座を提供したり、CATVの多方向性を活かして、質疑応答ができる学習方法を開発したりすることなども将来検討を要する課題であろう。

公民館の整備に当たっては、用地の有効利用や施設運営の効率性の観点だけでなく、多目的な利用への対応や人々の交流機会を拡大するために、図書館等専門的社会教育施設、学校その他の教育施設、あるいは福祉施設等についてそれぞれの施設固有の機能を尊重しつつ相乗的な効果が最大限期待できる施設との複合化、併設化などを今後とも考慮する必要がある。

6 まとめ

この中間まとめでは、公民館が生涯学習時代に対応し、地域における生涯学習を推進する中核的な施設として、他の生涯学習関連施設等との連携の中心となり、一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した。

これらを実施するにあたって、国、地方公共団体及び公民館関係者は、速やかに実施できるものから具体的な措置を講じる必要がある。

- (1) 公民館は、住民に身近な学習施設として、多様で高度な学習機会の開発に努めるとともに、自主的な学習活動の積極的な援助を図っていくことが必要であるが、今後一層重要なことは、学習情報提供・相談機能を充実し、地域の生涯学習に関する情報活動の拠点としての役割を果たすことである。
- (2) 生涯学習を推進するためには、他の生涯学習関連施設等との連携・協力が欠かせないものであり、その中心としての役割を公民館が担っていくことが求められる。

なお、公民館は、多くの住民に利用され親しまれるよう施設の活動内容等について積極的な広報・広聴活動に努めること。また、地域の実状を踏まえ、施設の愛称等についての工夫も望まれる。

- (3) 公民館の整備は、個々の公民館の機能の充実だけでなく、中央公民館を含め役割分担を考慮するなど、当該市町村における公民館が全体として地域の住民に対し、均質な教育的、文化的サービスの提供ができるよう、体制を整えていくことが肝要である。

このような観点から、市町村は公民館施設の計画的な配置や施設・設備の整備及び職員体制の充実を図ることが必要であり、国、都道府県はこれらの一層の助成・援助に努める必要がある。

- (4) 公民館は、住民の要望を十分反映した運営方法の工夫、改善に努め、事業や活動の成果を絶えず評価、検討を行い、身近な学習の援助機関としての役割を十分達成することができるよう一層の努力が期待される。

17 今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄）

〔平成4年7月29日〕
〔生涯学習審議会答申〕

第3部 4つの課題についての充実・振興方策

1 適切な学習機会の拡充

(4) 現代的課題に関する学習機会の拡充

教育委員会や社会教育施設は、人々の学習ニーズの高度化を考慮し、現代的課題に関する学級・講座等を充実することが必要である。

特に、現代的課題に対する人々の学習意欲を高めるような、魅力あるプログラムを開発・提供することが必要である。

また、公民館など、社会教育施設における学級・講座等については、より多くの参加者が得られるようその活性化を図ることが必要である。

文部省や教育委員会以外の行政機関において、それぞれの所掌事務に関して提供している、現代的課題に関する学習プログラムについても、学習者の立場に立った内容の改善・充実が望まれる。

2 学習情報の提供と学習相談体制の整備充実

人々の学習活動を支援するためには、最も適した学習機会を選択することができるよう、学習機会を提供する機関、指導者などに関する情報を収集・整理し、適切な情報を提供する情報提供体制や、学習者をその求めに適した学習機会等に結び付けるための学習相談体制を、各地域で整備することが必要である。また、公的施設だけでなく、人々の身近なところで必要な情報が入手できることが望ましい。

その際、コンピュータ等の活用により、人々の学習ニーズに迅速かつ的確に対応する、生涯学習情報提供システムなどのネットワークの整備が重要である。この場合、都道府県においては生涯学習推進センター等が、市町村においては中央公民館等が、それぞれの圏域の中心となることが望ましい。

さらに、大学等を含めた教育機関や生涯学習関連施設等との連携を図り、民間の諸活動との関連も考慮しつつ、都道府県域を越えたネットワークを整備し、将来的にはネットワークを全国化することが期待される。

(1) リカレント教育に関する情報の提供と学習相談体制の整備充実

リカレント教育に関して、地域や産業界が理解や認識を深めるような啓発資料を提供することや、各種の具体的な学習情報を積極的に地域の人々、企業等へ提供することが重要である。

学習相談においては、リカレント教育における学習の成果の活用や、職業選択等に関する相談を充実することも望ましい。

(2) ボランティア活動に関する情報の提供と相談体制の整備充実

ボランティア活動を希望する人、活動している人、受ける側の人のそれぞれのニーズに適切に対応できるよう、各種の学習や活動に関する情報の収集・提供を行う体制を整備する必要がある。

ボランティアを受け入れる施設・機関は、ボランティア活動について総合的に連絡調整するための窓口を設置するとともに、専門的職員を配置することが必要である。

市町村、都道府県において、公民館などの社会教育施設等を活用し、各種ボランティア関係団体と連携して、情報の提供や相談を行うボランティア活動の支援のための拠点、例えば「生涯学習ボランティアセンター」のような場を整備し、その運営に当たっては、ボランティアによる相談員を置くことも考えられる。

さらに、全国的な規模でボランティア活動に関する各種情報の収集・提供、学習資料の作成、調査研究などを行う、生涯学習ボランティアの支援のための全国的なセンターの機能を整備することも考えられる。

(3) 青少年の学校外活動に関する情報の提供の充実

子供や家族が訪れやすい身近な場所に学習情報提供のコーナーを設置するなど、日常生活の中で、活動の場や機会に関する情報に接することができるようにすることが必要である。

教育委員会は、学校外活動に関する情報の収集と提供を積極的に行うことが重要である。その際、マス・メディアの理解と協力を得たり、学校などを通じて各家庭に情報を提供するなどの工夫も有効である。

また、活動の事例集、手引書などの作成・頒布に努めることや、青少年団体の活動への理解と参加の促進を図るため、必要に応じ、青少年団体が行う広報活動に協力することが望ましい。

(4) 現代的課題に関する学習情報の提供と学習相談体制の整備充実

教育委員会、社会教育施設、大学等、首長部局や民間団体等を含め、幅広い範囲から学習情報を収集し、その整理、提供体制を整備するとともに、住民に対して、現代的課題の学習に関し、分かりやすく、きめ細かな相談に応じることが必要である。

現代的課題についての分かりやすいビデオ、パンフレット等を作成・提供し、様々な機会を通じて啓発活動を行うことも重要である。

3 (略)

4 人材の育成及び活用等

生涯学習の振興のためには、人材の育成・活用及び関係団体の育成が重要である。特に、生涯学習に関する専門的職員、指導者の養成や、メディアを有効に活用できるような資質を持った職員の養成が必要である。

施設の長や社会教育主事、学芸員、司書、公民館主事等の専門的職員の研修の一層の充実を図るとともに、大学等における高度の資質向上のための研修プログラムについて検討する必要がある。また、

このような専門的職員の資格の在り方について検討することが望ましい。

さらに、生涯学習関連施設等の関係職員について、各種の研修等を実施することにより、相互の交流を図り、その資質の向上を図ることが重要である。

講師、助言者等には、大学等、企業、地域社会における特定分野の専門的指導者、生涯学習関連施設等の関係職員など幅広く求めていくことが大切である。

特定分野の専門的指導者については、これを積極的に発掘・確保するとともに、「人材バンク」等に登録して、活動への協力を得ることが重要である。

生涯学習を実践し、支援する関係団体の活動は、生涯学習を推進する上で大きな役割を果たしており、特にボランティア活動や青少年の学校外活動に関して、今後もその推進の重要な担い手となることが期待される。

(1) ボランティア活動におけるリーダーの育成

ボランティア活動においては、その中心となる経験豊富な世話役的リーダーの役割が大きいことから、ボランティアを受け入れる施設及び機関等は、必要に応じ、ボランティア活動のリーダーとなる人の資質・能力の向上を図る機会を設けることが必要である。

(2) 学校外活動を支援する関係団体の育成等

青少年の学校外活動の充実を図るため、広く地域の人々の参加や協力を得るとともに、各家庭が自ら参加することや、父母等が積極的に参加することが望ましい。

また、学校外活動を支援する青少年団体、その他多様な地域団体等の積極的な育成、団体活動の促進を図ることが必要である。

5 生涯学習関連施設の整備充実

人々に多様な学習機会を提供するために、生涯学習関連施設の整備充実が重要である。

公民館、博物館、図書館、婦人教育会館等の社会教育施設、学校施設、スポーツ・文化施設や複合的多機能生涯学習関連施設の整備充実や運営の改善を進めるとともに、都道府県において生涯学習の振興に資するための事業を一体的に行う生涯学習推進センターの整備が必要である。また、他の行政部局等が所管する関係施設も含めて、生涯学習関連施設が総合的・計画的に整備されることが望ましい。

特に、生涯学習関連施設の整備に当たっては、障害者や高齢者への配慮とともに、保育室を設けるなど人々が利用しやすいような配慮が望まれる。

(以下略)

18 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について（抄） －新たな連携・協カシステムの構築を目指して－

〔平成6年9月20日
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告〕

II 学習機会提供を中心とする学習サービスの現状と広域的対応の必要性

1 市町村における学習サービスの現状と課題

（略）

今後、市町村においては、地域住民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備やそれらの機能の充実強化を図ることに加え、大学など高等教育機関や高等学校、社会福祉施設や労働関係施設などの関係施設と連携・協力を進めるとともに、さらにはいわゆる民間教育事業者との適切な連携・協力の在り方についても配慮し、多様な学習機会の提供と、豊富な学習情報の収集・提供や適切な学習相談の実施など学習支援機能の充実を図る必要がある。

（略）

2 広域的対応の必要性

しかしながら、市町村の人口規模や社会的あるいは地理的条件等によっては、上記の課題に適切に対応していくことには困難な面がある。比較的人口規模が大きく、施設面、人材面、事業面で恵まれた一部の市で「市民大学」などの名称で総合的な学習機会の提供等を行っている例が見受けられるものの、多様化、個別化する住民のニーズに応えるにはおのずから限界があると考えられ、市町村が連携して広域的に対応する必要が増大している。こうしたことから、市町村は学習ニーズの多様化や人々の生活圏の拡大を踏まえ、行政区域を越えて、他の市町村との共催事業の実施や施設の相互利用の促進、事業実施に際しての共同での広報活動など、各市町村の特色に応じた連携・協力を推進していくことが重要である。なお、連携・協力が進む中で、各機関の相互の交流機会が拡充することにより、指導者等の相互理解が深まるとともに、その資質の向上も図られるものと考えられる。このような取組みを通じ、それぞれの市町村において、必ずしも適切な学習機会に恵まれなかった人々にも多様な学習機会が確保されるようになり、また、自主的な学習活動が一層活発化することなどによって、地域社会の活性化にも寄与することが期待される。

都道府県においては、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、従来から、教育委員会を中心に、学習ニーズの動向の把握や学習資源の調査を行うとともに、比較的高度な内容の学習機会の提供など市町村が個別に対応しにくい事業を「県民大学」等の名称で実施したり、コンピュータを利用した学習情報提供システムを整備するなど、広域的な観点に立って学習サービスの向上に努めてきている。今後は、こうした施策の一層の充実を図るとともに、市町村等との連携・協力の下に、学習サービスの一層の向上のための総合的な取組みを積極的に推進していく必要がある。さらに、近年、都市部を中心に増加している大学など高等教育機関の公開講座や放送大学の地域学習センターと地域の実情に即した連携・協力を進めるとともに、民間教育事業者などとの適切な連携・協力の在り方についても配慮することが望まれる。

一方、交通網の整備や通信システムの発達によって、人々の生活圏が拡大してきており、学習者の側には、自己のニーズや条件に沿った学習機会であれば、他の市町村で行われるものであっても受講したい、さらに、継続的・発展的な学習をするため学習機会へのアクセスを容易にして欲しいという意向が見られる。また、学習成果を生かした社会参加を望む人々の側では、できるだけ自己に適した場や条件で、幅広い社会参加活動をしたいとの希望が高まっている。

これらのことを考えると、学習者が居住する市町村域を超えて、各人のそれぞれの学習活動圏に応じて公民館等での学習機会を自由に選択・利用でき、学習成果を生かした社会参加についても必要な支援を得られるよう、社会教育施設はもちろん、大学など高等教育機関や高等学校、首長部局所管施設など地域の様々な学習機会提供機関と、地域の実情に即した連携・協力を進めるとともに、さらには民間教育事業者などについても適切な連携・協力の在り方について配慮しながら、都道府県と各市町村がいったいとなって、広域的な学習サービス網を整備していく必要がある。

IV 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実を図るためのシステムの構築

2 システムによる学習サービス活動

(1) 広域的で体系的な学習機会の提供

人々への学習支援を効果的に展開していくためには、公民館等の社会教育施設や市町村教育委員会における学級・講座等、及び都道府県の生涯学習推進センターや教育委員会の広域事業や指導者養成事業等をこのシステムの学習サービス網の中に位置付ける必要がある。さらに、これらの学習機会に加えて、地域の実情に即して大学など高等教育機関で実施されている公開講座、放送大学での学習機会や首長部局所管施設で実施されている学級・講座等がその中に明確に位置付けられるよう努めるとともに、民間教育事業者により提供される学習機会などに関しても、学習者の便宜等も考慮した学習情報提供等が行われるなどの適切な配慮がなされることが望まれる。

(略)

V 社会教育施設の役割

この広域的な学習サービス網が円滑に機能し、学習者にとって有益なものとなるためには、サービス網の整備充実の前提として、サービス網の中での主要な学習機会提供の場であり、人々の社会参加活動の場でもある、社会教育施設の機能の一層の充実が不可欠である。

今後、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、人々の様々な学習活動を支援する専門施設として、充実した学習機会を提供することに加えて、学習情報提供機能、学習相談機能、さらには学習グループの育成や学習者ネットワークの形状などに対する支援機能を充実するとともに、自らの機能特性を生かすこと等を通じて、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていくことが期待されている。

(略)

1 学習機会提供機能の充実

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、自らが有す

る特色ある施設・設備，資料や情報，事業実施に関するノウハウ，あるいは立地条件など様々な学習資源を，積極的に他の機関に提供していくことが望まれる。他方，地域全体として有する様々な学習資源を，自らの活動にできるだけ生かすよう意欲的な取組みや創意工夫が期待される。

公民館は，これまでに培われてきた，事業に関するノウハウや多彩な講師等を生かし，他の機関が行う事業の企画・運営等の援助や共同事業の実施が期待される。例えば，保健所や社会福祉施設などとの共催事業の実施や，それらの施設に関連するテーマの学習機会を自ら開設すること，さらには大学等と連携して開設する出前公開講座や，研究機関と協力して開設する高度で専門的な講座などが考えられる。

(略)

2 学習情報提供・学習相談機能の充実

公民館は，地域住民にとって尠も身近な施設として，他の機関と連携・協力し，学習情報提供・学習相談事業において中心的役割を果たすことが期待されている。

(略)

19 地域における生涯学習機会の充実方策について（抄）

〔平成8年4月24日〕
生涯学習審議会答申

はじめに

本審議会は，平成7年5月15日，文部大臣から「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」及び「学習成果の活用方策について」審議要請を受け，その後，前者のテーマについてワーキング・グループを編成し，論点を整理しつつ，総会において審議してきた。このたび，その結果を，「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申として取りまとめた。

(中略)

第三は，社会教育・文化・スポーツ施設である。これらの施設においては，既に地域の活発な学習活動が展開されている。これらの施設は本来，地域住民の多様な学習ニーズにこたえるために整備されたものであり，生涯学習機会を提供する場として最も基本的な役割を担っている。地域住民にとって，これらの施設は今後も生活の質を高める上で欠かすことのできない存在である。さらに，学習を通じて人間関係を深め地域意識を涵養し，豊かな地域づくりを進めていく上でも一層重要なものとなっていくであろう。特に青少年の学校活動をより豊かで充実したものにするために，これらの施設の果たすべき役割は大きい。今後の課題は，ますます多様化し高度化する地域住民の学習ニーズにいかに柔軟，迅速，的確にこたえていくかということであろう。したがって，ここでは「地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設」という観点から課題を整理し，「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」，「組織運営の活性化」を進めるため必要な施策を提言した。

(略)

Ⅱ 地域社会に根ざした小・中・高等学校

(略)

1 地域社会の教育力の活用

(1) 地域社会の人材等を活用した教育活動

(略)

○社会教育施設等の活用

自ら学ぶ意欲や思考力などを育てるためには、様々な生活体験や活動体験を通じて自ら考え学ぶことができる機会を増やすことが大切である。学校においては、そのための方途の一つとして、社会教育・文化・スポーツ施設の一層積極的な活用が求められている。これまでも、少年自然の家などを利用して学校の集団宿泊活動が行われてきているが、様々な施設を活用して学校の教育活動を充実させることが期待される。例えば、公民館、博物館、美術館などの施設において、学校教育に即した内容で事業を企画したり、社会科や理科、美術などの授業の一部をこれらの施設において、施設の専門的職員の協力を得て行うことを考えてもよい。

こうしたことを着実に推進するためには、市町村教育委員会において、適切な指導助言や財政上の措置など地域や学校の実情に合わせた積極的な対応を図ることが必要である。市町村教育委員会の創意と工夫が期待される。なお、こうした地域の教育資源の活用を考える場合にはいわゆる教育機関・施設に限らず、広く、森林・河川・海浜などの自然環境も視野に入れて、検討されることが望ましい。

(略)

Ⅲ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設

公民館や図書館・博物館・美術館あるいは生涯学習センターなどの社会教育施設においては、これまでも地域社会における生涯学習の中心的な場として活発な活動が展開されている。文化会館・音楽ホールなど各種の文化施設あるいは体育館・スポーツセンターなどのスポーツ施設も同様である。さらに、最近では、民間の事業者によるカルチャーセンターなども活発な事業を行っている。これらの施設は地域住民の多様な学習ニーズにこたえ多種多様な学習機会を提供しており、それを通じて地域住民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担っている。これら施設は今後とも生涯学習振興の上で重要な役割を担う存在であり、一層の機能の充実と活性化が求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、何よりも地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえるものでなければならない。そのためには、多様化・高度化する学習ニーズに適切に対応した事業活動を展開することが重要である。社会がますます高度化・複雑化する中で、多くの人々は様々な課題に対処し、より豊かで充実した人生を送るため、身近なところで自由意志に基づく学習をし、自己を高めたいと考えている。また、月2回の学校週五日制が実施されている中で、青少年の学校外活動の重要性が改めて指摘されている。さらにいじめや登校拒否の問題が深刻な状況にあることから、こうした問題に的確に対応するため、家庭や地域社会の教育力の充実が求められている。そのようなニーズにこたえる場として地域社会に存在する社会教育・文化・スポーツ施設には、今まで以上により積極的にその教育的機能を発揮することが求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、多様化・高度化するだけでなく新たに生じてくる地域住民の学習ニーズを常に的確に把握し、それにこたえた学習機会を積極的に提供していくことが求められる。なかでも積極的に拡充を図る必要があるのは、平成4年の答申でも指摘した、いわゆる現代的課題に関する学習である。変化する社会の中で充実した生活を営んでいくためには、様々な現代的課題についての理解を深めることが必要となってくる。例えば、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの課題がある。学習機会を提供する側においては、こうした現代的課題の重要性を認識し、そのための学習機会の充実を図ることが強く求められる。その際、民間の教育事業者や関係団体の活力を生かすことをはじめ、大学や各種の研究・研修施設等の提供する学習機能の活用についても配慮することが必要である。

また、地域住民の学習ニーズに適切にこたえるには、事業活動での充実を図るのみならず、それを動かす組織自体が活性化していなければならない。時代のニーズに合った新しい事業に取り組む進取の気性に溢れた施設運営が行われることが肝要である。地域住民の学習ニーズは社会の変化に対応して常に変化しており、それに即応する新しい事業の展開が求められるからである。組織が沈滞してはニーズの変化をとらえることも、斬新な発想を生み出すこともできず、新しい事業も生き生きとした活動も展開できない。常に組織運営の活性化を図り、活力を維持・増大していくことは極めて重要である。

したがって、社会教育・文化・スポーツ施設が常に地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえていくことができるようにするために、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」と「組織運営の活性化」を当面の目標とし、その達成に向けて必要な方策を強力に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

1 多様化・高度化する学習ニーズへの対応

(1) 多様で総合的な学習機会の提供

人々の生涯学習のニーズは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含む様々な分野にわたり、広範かつ多様に現れる。個々の施設が孤立してはそれに十分にこたえることはできない。社会教育施設だけでなく様々な施設を総合的、計画的に配置し活用することにより、多様な学習機会の提供が可能になる。その際、森林などの自然、貴重な文化遺産、あるいは産業施設なども地域の学習資源として、視野に入れておくことが大切である。施設の総合的な整備によって、地域住民の学習拠点が形成され、様々な年齢層の人々が自由に交流し多様な学習が促進される。さらに、地域全体の学習環境が整うことにより、学習を進める雰囲気がおのずから醸成されることも期待される。

○総合的な計画の整備

多様な施設の総合的な整備のためには、地域全体での総合的、有機的な学習施設整備計画を作ることが大切である。地域のまちづくり計画等の中にしっかりと位置付けられることにより、施設の整備は着実に進展することであろう。

なお、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に規定される地域生涯学習振興基本構想は、民間の活力を活用しながら地域における総合的な学習機会を整備しようとするものであり、地域の生涯学習機能の飛躍的な向上に資すると考えられる。各都道府県において具体的な構想の作成が積極的に進められることが期待される。

(2) 施設間の広域的な連携の促進

関係施設間にネットワークを形成し、相互の機能の広域的な連携・協力体制を整備することにより、地域における生涯学習機能を総合的に発揮することが期待される。

○行政部局間の連携強化

社会教育・文化・スポーツ施設においては、それぞれの施設の職員の努力により、多様な学習機会の提供が行われてきている。他方、地域住民の学習ニーズの高まりに応じて、首長部局および関連施設での学習機会提供も盛んに行われるようになってきている。このため、教育委員会や他の行政部局で行われる各種の事業の実施について、学習者の立場に立って、行政部局間の連携・調整を図ることが必要になってきている。そのため教育委員会が積極的な役割を果たすことが期待される。

なお、教育委員会が実施する事業の内容は、どちらかと言うと、これまで趣味・文化・教養などに偏る面も見られたが、今後は、職業に係る知識・技術の向上や市民意識・社会連帯意識などに関する学習、あるいは、介護等の生活技術の習得に係る学習などを含め、新たな学習ニーズにこたえる適切な内容の事業を積極的に実施すべきである。このためには、それらの学習に係る行政部局・施設の協力・支援を得ることが必要であり、その観点からも、教育委員会と他の行政部局間の連携・調整を図る必要がある。

○民間との連携強化

人々の多様な学習ニーズに柔軟にこたえるためには、多様な学習機会が提供されなければならない。学習機会の提供や学習支援を行うのは公的施設ばかりではない。一般の個人・グループあるいは民間教育事業者などを広い視野でとらえ、これらと適切な連携を進める必要がある。このため、民間の教育事業者と公的施設との連携のあり方が現実的な課題となり、連携のための新たなルール作りが必要になってきている。平成7年9月の文部省通知により、公民館における民間教育事業者の施設利用が、社会教育法上許容される旨の法解釈が明確に示されたことは、公民館事業における民間との連携を考える上において有意義である。今後とも関係者の相互の理解の下に適切な連携関係を作っていくことが求められる。生涯学習関連施設・民間事業社間の円滑な意思疎通を図るための協議会・情報交換会が幾つかの都道府県で開催されるようになってきているが、こうした機会の拡充と機能強化が期待される。

○コーディネート機能の強化

異なる種類の施設間で形成された広域的なネットワークが有機的・効率的に機能するためには、連携の中心となる中核的な機関が不可欠である。これには、一般的に地域の生涯学習推進センターが当たっているが、ネットワークを形骸化させないようにするためにも、生涯学習推進センター自体の体制整備が必要になる。この場合、特に、コーディネート機能の強化が大切である。地域住民の学習ニーズを的確に把握し、これに即応した学習機会の提供を企画し、関係施設間の事業の調整を図るなど、ネットワークが生き生きと統合的に機能するようにする必要がある。このため、生涯学習全般にわたって企画・調整・助言などの支援能力を持った専門的職員をセンターなどに配置することが大切である。コーディネーター養成も急がれる課題であり、国立教育会館社会教育研修所などでの研修の拡充が望まれる。

○学習ネットワークの構築

施設間のネットワークを円滑かつ迅速に動かすためには、構成施設等の学習情報のオンラインネットワークの構築が欠かせない。このため、現在、国では西暦2000年を目途に、全国的な学習

情報のネットワークづくり，全国的な中核機関づくりが進められている。様々な分野で構成されつつあるネットワークを統合した総合的な学習情報システムの利用が早期に実現することを期待したい。その際，他の学習情報関連システムとの連携にも配慮が望まれる。都道府県においても，国の補助制度を活用しながら，情報ネットワークの構築が進められている。おおむね，順調な整備状況と言えるが，各都道府県・市町村によっては情報を検索できる端末が少ないこと，最新の情報が入力されていないことなど，学習者にとって必要な情報が得られるまでにはなっていないところもあり，引き続き努力が求められる。なお，社会通信教育事業も，今日の学習ニーズに応じて，多様に展開してきており，生涯学習を進める上で重要な役割を担うに至っている。これらに係る学習情報についても，情報ネットワークにおいて適切に提供されることが望まれる。

(3) 情報化・マルチメディア化への対応

学習機会へのアクセスに対する時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ，より質の高い効率的な学習を可能にするものとして，各種の学習施設における情報化・マルチメディア化への対応に対する人々の要請は特に高い。また，個人の自主的な学習を進める上での有力な手段としても，期待は大きい。

○情報化による事業の革新

施設においては，事業の実施や施設の運営に情報関係施設設備を積極的に導入することが必要になっている。これに伴って，情報関係の機器・システムのもとでマルチメディアを用いた学習プログラムを開発するなど新しい事業の内容・方法の革新を図る必要がある。同時に，職員の関係知識・技術の習得が迅速に進むよう研修等の改善を図る必要がある。

○情報提供のマルチメディア化

現在整備が行われつつある生涯学習情報提供システムは，文字や数値による案内情報等が中心である。しかし，科学技術の進歩により音声・図形・画像・映像等を効果的に組み合わせたマルチメディア形態の情報提供が可能になっている。このため，地域住民に親しみやすく利用しやすい情報提供を行うためにも，システムのマルチメディア化を図ることについて検討を行う必要がある。また，インターネットなどの情報通信網の発展を視野に入れた先行的な研究開発が求められる。

(4) 学校教育との連携・協力

今日の学校教育では，自ら考え，判断し，行動するなど資質・能力を重視する教育が展開されている。こうした教育を進めていく上で，自然環境や日常生活の中での体験学習が効果的である。社会教育・文化・スポーツ施設などが学校と連携して，こうした事業を展開していくことが求められており，その連携・協力の推進の在り方や具体的な方向が課題となっている。

○「学校融合」の理念に立った事業展開

従来，学校教育と社会教育との連携・協力については，「学社連携」という言葉が使われてきた。これは，学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し，相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし，実際には，学校教育はここまで，社会教育はここまでというような仕分けが行われたが，必要な連携・協力は必ずしも十分でなかった。この反省から，現在，国立青年の家，少年自然の家においては，学校がこれらの青少年教育施設を効果的に活用することができるよう，「学社融合」を目指した取組が行われている。

この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の响も進んだ形態と見ることもできる。このような学社融合の理念を実現するためには、例えば、学校が地域の青少年教育施設や図書館・博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設を効果的に利用することができるよう、それぞれの施設が、学校との連携・協力を図りつつ、学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発し、施設の特徴を活かした事業を積極的に展開していくことが重要である。これによって、学校だけでは成し得なかった、より豊かな子供たちの教育が可能になるものと考えられる。今後、こうした学社融合の理念に立った活動を積極的に推進していくためには、国としても、必要な調査研究や先導的な事業に対する支援などを行うことが求められる。

また、学校と家庭・地域社会との適切な役割分担と連携を図りつつ学社融合を円滑に推進していくためには、その基盤を整備していくことが重要である。学校と施設間の人事交流の一層の促進や、学校教員が青少年教育施設等で体験的な研修を行うような機会を拡充することなども検討される必要がある。

○学校週五日制への対応

平成4年9月から実施されている学校週五日制は、これからの時代に生きる子供たちの望ましい人間形成を図るため、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身に付けるようにしようとするものである。この学校週五日制は子供たちの生活にゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験の機会を豊富にする契機となるものであり、地域社会における学校外活動充実の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設には大きな期待が寄せられている。

現在、休業土曜日には、全国各地の青少年の家、少年自然の家などの青少年教育施設において、子供たちや親子を対象としたキャンプ、自然探索などの事業の実施や青少年団体による活動が活発に行われている。また、例えば、公民館においては体験を通じたふるさとについての学習やサークル活動が、図書館においては子供たちを対象とする読書会が、博物館においては科学教室などが実施されている。さらに、これらの博物館・美術館においては、休業土曜日の子供の入場料を無料としているところも多い。

今後、社会教育・文化・スポーツ施設においては、これらの事業の一層の充実を図るとともに、施設の特徴を生かし子供の興味や関心に応じた新しいプログラムを開発・提供することが求められる。その際、施設がそうした事業を展開するには、地域の青少年団体や住民のボランティアなどの積極的な協力を得ることが重要である。これにより、子供たちに対し創意にあふれた多様な活動の機会の提供が期待される。なお、平成8年度から文部省が実施する「ウィークエンド・サークル活動推進事業」は、週末等において学校施設などの子供たちに身近な場を活用して様々な体験活動を展開するものであり、これに対する社会教育・文化・スポーツ施設の連携・協力が求められる。

また、市町村教育委員会においては、自ら事業を計画するほか、施設や団体の活動に関する情報を子供たちや保護者等に迅速かつ適切に提供することや、施設や団体等に対し事業の企画や運営に助言や支援を行うなど、格段の配慮を行うことが必要である。

○地域ぐるみの活動の展開

社会教育・文化・スポーツ施設が学校と連携・協力していくためには、これらの施設を中心と

した地域ぐるみの活動が展開される必要がある。特に、現在、学校週五日制の実施やいじめ問題への対応などを契機に、子供の育成に関して地域社会の持つ教育機能の充実・向上が求められている。このため、これらの施設においては、子供たちのためにやりがいのある楽しい活動機会を積極的に提供していくとともに、社会教育関係団体、ボランティアグループなどと協力して、子供たちの健全な育成のための適切な事業が行われるようにいろいろな啓発事業を行うことも求められる。これらの活動が円滑・的確に行われるよう教育委員会による支援も必要である。

また、子供たちが基本的な生活習慣・態度等を身に付ける上で、家庭の果たす役割は特に大きい。家庭の教育力の向上のために、社会教育施設等において、家庭教育についての学級・講座の実施、親子で活動する機会の提供、家族一緒の文化・スポーツ活動の機会の提供などの多様な学習機会の提供や相談事業の充実などの支援が必要である。

こうした地域ぐるみの活動が活発に行われるためには、企業におけるこれらの活動への支援も必要である。この点については、平成8年3月に（社）経済団体連合会が取りまとめた「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」においても指摘されているところであるが、労働時間の短縮、弾力的な労働時間管理、休暇取得の促進などの実施、進学時期の子供を持つ職員への転勤時期・場所等についての配慮など、社会人が地域社会や家庭で活動・生活するためのゆとりをもたらすよう企業が具体的な対応をとることが求められている。

2 組織運営の活性化

(1) 人的体制の整備

施設の機能が十分に発揮できるかどうかは、事業の実施や施設の運営管理を担う職員体制にかかわる面が大きい。学芸員、司書、アートマネジメント担当職員、スポーツプログラマー等の専門的職員、あるいは様々な分野の指導者等に優秀な人材を得て、機能的な業務体制を編成することが重要である。社会の変化や学習ニーズの多様化の中で常に生起する新たな課題に迅速かつ的確に対応できるかどうかは、それに対応し得る能力と意欲を持った人材を確保し、機能的な組織運営を行うことにかかっているとと言っても過言ではない。

○専門的職員の確保・養成

人的体制の整備のためには、各施設の事業を担当する専門的職員に優秀な人材を確保することともに、研修により資質の向上を図ることが必要である。その際、特に、地域住民との対応において意思の疎通を円滑、適正に図ることが求められていることにかんがみ、そのような観点からの研修も配慮される必要がある。社会教育主事等の専門的職員の養成や研修の充実について、本審議会社会教育分科審議会の報告（平成8年4月）を踏まえ適切な方策が講ぜられることを期待したい。

○ボランティアの受入れ

人的体制の整備の上では、施設職員とともに、施設業務に対して協力・支援を行うボランティアも重要な要素となる。ボランティア活動は、施設によってその組織運営の活性化に重要であるばかりでなく、ボランティア自身にとっても、自己開発・自己実現につながる学習の場として、学習成果を生かす場として、あるいはボランティア相互の啓発により学習を活性化するものとして重要である。こうした点から、積極的にボランティアの受入れを進めることが必要である。その際、社会教育主事、学芸員、司書などの資格を有しながら実際の業務に就いていない者が多数存在することから、こうした有資格者の持つ専門的知識やそれぞれの多様な経験等を活用するこ

とが有意義である。データベース（人材バンク）の創設を行うなど、国と関係機関・団体等との連携・協力の下に、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れに当たっては、施設の業務全体の中でボランティアが有効な活動を進められるようにするため、先導的な取組を行っている施設の事例を普及させたり、あるいは研究協議を行ったり、ボランティアや職員の研修を実施したりすることも必要である。

(2) 利用者の立場に立った施設の運営

自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるには、施設は、施設の管理者側の都合ではなく、利用者の立場に立った事業の実施、施設の運営に十分配慮する必要がある。

○アクセスの改善

利用者が社会教育・文化・スポーツ施設をできるだけ利用しやすいように、施設の開館日・開館時間については、地域の実情に応じつつ、可能な限り弾力的な扱いをすることが必要である。また、身近なところで施設の利用が可能になるよう、分館の拡充などが求められるとともに、施設間のネットワーク化の推進により、施設のサービスが柔軟に受けられるようにする必要もある。施設利用の改善を図る上では、施設内の整備など学習環境の充実も大切な課題である。学習者の特性（子供、高齢者、障害者、外国人など）に配慮した施設設備の整備や事業運営の工夫も求められる。

○住民参加による運営

施設の事業の運営に当たっては、施設の管理者が事業の企画・実施を含めて施設の運営全般に責任を持って行うことが当然であるが、施設や地域の実情に応じて、地域住民が事業の企画や運営に何らかの関与ができるようにすることも考えられる。例えば、事業の企画・運営・広報などを行う委員会に委員として参加したり、ボランティアとして指導のスタッフに加わったりすることなどがあろう。こうした事業運営への住民の参加は、地域の施設としてより利用者の立場に立った施設の運営に資するところが大きいと考えられる。

(3) 新しい学習課題に対する運営の改善

地域住民を取り巻く社会環境の急激に変化の中で、新たな学習課題も生起してきており、施設としてそうした課題に対応できるように運営を工夫することが必要になっている。常に新たな需要を的確に把握し、新しい事業展開や運営の改善を図っていくことは、施設がその組織の活力を維持していく上にも大切である。

○国際化・情報化等への対応

国際化・情報化・高齢化等の社会の変化への対応や男女共同参画社会の形成など現代的課題に関する学習の推進について、地域の実情に応じた積極的な取組が期待される。

このうち国際化に関しては、社会教育・文化・スポーツ施設において外国の文化の紹介、外国人との交流事業、通訳など国際交流ボランティアの養成、日本語指導者講座の実施、地域に居住する外国人のための情報誌・ガイドブックの発行など様々な事業が行われてきている。今後ともこれらの事業の拡充を図る必要がある。特に、最近では、個人やグループによる様々な国際交流の活動が行われるようになってきており、国際交流に係る関係団体の育成、関連情報の収集と提供などの充実が求められている。また、マルチメディアなどの情報化の進展に伴い、学校ばかりでなく広く社会教育の分野においても、コンピュータの操作、通信システムの活用など様々な情報

活用能力の育成に関する学習機会の提供が求められる。このほかにも、高齢化に対応したライフプランづくりや、成人・高齢者の社会参加支援のための学習機会、男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会の開発や充実を図ることなど多様な学習機会の提供が求められている。

これらの事業の展開に当たっては、各施設とも職員の資質能力の向上、指導体制の整備を図る必要がある。それぞれの施設は、これらの課題に関連する首長部局やその機関、学校等と連携を図りながら事業に取り組むことが求められる。また、施設は社会教育団体やその他の関係団体にはこれらの事業に自発的に取り組むことを奨励しつつ、これら団体と連携を図ることも重要である。

○学習者への支援

人々の学習形態は学級・講座や講演会のほか、共通の学習ニーズで構成される学習グループ、図書・メディアを活用した個人学習など多様化が進んできている。社会教育・文化・スポーツ施設においては、このような学習グループや個人の自主的な学習活動を積極的に支援するとともに、こうした学習グループ等の育成に向けた支援・協力を行う必要がある。自主的な学習への支援方策として、学習者の幅広い選択が可能になる多様な内容の提供、学習相談や助言事業の改善・充実、視聴覚教育メディアの開発、学習情報提供システムの充実などが検討される必要がある。

(4) 財政面での充実

財政面での充実は、活力ある施設の運営のための重要な基盤の一つである。質の高い事業を多様に展開していくためには、職員など関係者の創意・工夫とともに、必要な財政的な裏付けの確保が不可欠である。

○財源の確保

公的な社会教育・文化・スポーツ施設が、今後、より高度な事業や情報化等に対する新たな機能の充実等を積極的に推進していくためには、まず、施設の設置者が施設の運営体制の充実を図るとともに、運営経費など財政的な基盤の整備に従来にも増して努力することが必要である。また、施設においても、施設の事業の充実のために自助努力を行う姿勢が求められる。特に、様々な財政上の制約の下においては、施設運営のための独自の財源を確保することも大切である。社会教育法においては公民館の維持運営のため市町村は特別会計や基金を設けることができる旨規定されているところであり、こうした既存の仕組みなどを積極的に活用することが期待される。また、支援のための財団が地域レベルあるいは施設単位に設置できれば、安定的に事業運営や施設維持をすることができる。その際、広く民間からの資金協力を得ることが望まれる。そのためには、例えば、各種行事・イベントを開催し、継続的に広報を実施するなどして、生涯学習の重要性や施設の事業の必要性について民間の関心と理解を深めるような努力と工夫が必要である。

また、それぞれの施設においても、利用者の適切な経費負担を含め、施設の有する多様な機能を効果的に活用するような事業展開に努めることが必要である。そうした努力や工夫によりもたらされる蓄積を当該施設等の財源に充て地域住民のための事業の充実や施設運営のために活用することにより、財政基盤の充実の面のみならず、施設の組織運営の活性化のためにも極めて大きな効果を及ぼすものと考えられる。

○適切な料金設定のもとでの事業展開

現在、公的な施設においては、その公共性を考慮し講座等の受講料などは無料あるいは教材費などの実費に限ることが一般的である。地域住民のための公共的な利用に供することを目的とす

る本来的な性格から、そのこと自体は今後とも否定的にとらえるべきことではない。特に、青少年の学校外における多様な学習の場の確保や学校週五日制の導入など新たな課題への積極的な対応という観点から、学校が休みの土曜日に博物館の入場料を子供について無料にする等の取組も行われており、一層の拡充が必要になる。しかし、事業内容や参加者、地域における学習機会提供の状況によっては、適切な料金設定の下で事業展開の在り方について検討することも必要と考えられる。その際、地域住民の学習ニーズや参加者の特性、あるいはそれぞれの施設としての事業の必要性や優先度、民間教育事業者など他の学習関連施設の設置状況や事業の実施状況などを十分考慮することが必要である。

20 社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について

〔平成8年4月24日
生涯学習審議会社会教育分科審議会報告〕

I 審議経過

生涯学習審議会社会教育分科審議会では、計画部会を中心に、平成5年3月から「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」調査審議を行ってきた。

検討に当たっては、地域における生涯学習の一層の推進と社会の様々な変化への対応という視点から、平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で提示された、リカレント教育の推進、ボランティア活動の支援・推進、青少年の学校外活動の充実、現代的課題に関する学習機会の充実という4つの当面の課題も踏まえ、生涯学習社会における社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事，学芸員及び司書の一層の資質の向上と専門性の要請を図るといった基本的考え方のもとに審議を進めた。

計画部会での審議とともに、平成5年12月からは、部会の下に、社会教育主事，学芸員及び司書の3つの専門委員会を設置し、専門的な調査審議を行った。この間、審議の参考とするため、大学団体及び関係団体への意見照会も行った。

本分科審議会は、こうした審議を経て、社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策をとりまとめた。なお、国庫補助を受ける場合の公立図書館の館長の司書資格及び司書の配置基準等については、引き続き計画部会において検討する。

II 改善の必要性

所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴う学習ニーズの増大や、情報化、国際化、高齢化等の社会の急激な変化に伴う生涯を通じた学習の必要性の高まりを背景に、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会」（平成4年7月生涯学習審議会答申より）を構築することが、重要な課題となっている。

このような生涯学習社会の構築のために、人々の学習活動を援助する社会教育主事、学芸員、司書等の社会指導者の果たす役割はきわめて重要である。

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である。これからの社会教育主事は、地域における人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割に加え、社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されており、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれている専門的職員である。これからの博物館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点としての機能の充実や、地域文化の創造・継承・発展を促進する機能や様々な情報を発信する機能の向上等により、社会の進展に的確に対応し、人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。学芸員は、多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

司書は、図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員である。これからの図書館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点として、現代的課題に関する学習の重要性や住民の学習ニーズの高まりにこたえて、広域な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた施設として一層発展することが期待されている。司書は、幅広い図書館活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、幅広い分野から多様な能力、経験を有する人材が得られるように、専門的資質の確保に留意しつつ、資格取得の途を弾力化する必要がある。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修の改善・充実を図る一方で、教育委員会事務局及び博物館、図書館における組織や運営体制を充実していくことが必要であり、教育委員会等の積極的な努力が期待される。併せて、これらの専門的職員の資質向上に対応する任用や処遇の改善等について、関係者の配慮が望まれる。

なお、博物館、図書館以外の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設においても、その事業や施設運営の充実のため、社会教育主事、学芸員、司書のような社会教育についての専門的知識経験を有する職員が置かれることが望ましい。特に、公民館は、地域における最も身近な社会教育施設であり、生涯学習推進のための地域の拠点として他の生涯学習関連施設等との連携の中心的な役割を担うことが期待されており、社会教育主事の資格を有する職員の配置など、専門的知識・技術を有する職員体制の整備が進むことが望まれる。

Ⅲ 改善の基本的方向

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

大学（短期大学を含む。以下、同じ。）及び資格取得講習における要請内容については、それぞれの業務を的確に遂行し得る基礎的な資質を要請する観点から、見直しを行う必要がある。特に、生涯学習及び社会教育の本質についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的な内容であり、社会教育主事、学芸員及び司書の3資格に共通的な科目として、「生涯学習概論」を新たに設ける。学芸員及び司書については、情報化等の社会の変化や学習ニーズの多様化、博物館・図書館の機能の高度化に対応する観点から、科目構成を見直し、必要な修得単位数を増やす。

大学における社会教育主事の修得単位数は現行通り24単位以上、学芸員の修得単位数については現行の10単位以上から2単位増やし12単位以上とし、司書講習における修得単位数は現行の19単位以上から1単位増やし20単位以上とする。

社会教育主事及び学芸員については、社会教育主事講習及び学芸員試験認定の科目代替の対象となる学習成果の認定範囲並びに資格取得及び講習受講等の要件としての実務経験の対象範囲を拡大する。司書については新たに、司書講習において実務経験等による科目代替措置を設ける。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

多様化、高度化する人々の学習ニーズ、社会の変化や新たな課題等に的確に対応していくためには、現職研修の内容を充実し、専門的な知識・技術等の一層の向上を図る必要がある。また、情報の活用や高齢化社会の進展などの現代的課題や、ボランティア活動との連携などの新たな課題への対応などを含め、常に研修内容の見直しを図りながら、効果的な研修の実施に努めることが必要である。

研修方法については、従来からの講義や実習・演習形式の研修に加え、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣、大学院レベルのリカレント教育など、高度で実践的な研修機会を充実する必要がある。

現職研修の抜本的な充実のためには、国、都道府県、市町村、関係機関・団体等が相互の連携と役割分担の下に、研修体制の整備を進め、体系的・計画的な研修機会を提供していく必要がある。

教育委員会等においては、研修体制の整備に積極的に取り組むとともに、研修への参加の奨励・支援に努めることが望まれる。

3 高度な専門性の評価

今後、社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者は、高度な専門的職業人として一層の資質向上を図ることが期待される。特に、学芸員及び司書については、社会教育施設の専門的職員としての資質・能力をより一層高めていくために、その業績・経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムを作っていくことが重要である。このため、養成内容の充実や研修体制の体系的整備を図る中で、高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。

このような制度は、学芸員・司書の資格制度のみならず博物館・図書館制度全体の在り方とも関連するものであり、その具体化のために、国をはじめ関係機関や関係団体等が連携しながら研究を進めていくことを期待したい。

また、社会教育主事についても、今後、職務内容の高度化等に伴い、その専門性の評価の在り方が過大となっていくことが考えられる。

4 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の幅広い人事交流を進めることは、生涯学習の一層の推進の上で有意義である。異なる種類の施設・機関等や他部局も含めた交流により、業務運営の活性化とともに、それぞれの資格を持つ者が実務を通じて幅広い経験と視野を得ることが可能となる。さらに、今後とも、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設に社会教育主事等の有資格者を積極的に配置し、その専門的な知識や能力を施設運営の充実のために活用することが必要と考えられる。このような人事交流や組織運営体制の充実という課題とも関連し、社会教育主事、学芸員、

司書の任用や処遇などについて、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において資格を取得しても、実際はその職に就いていない人が相当数いる。一方、その資格取得を通して得られた知識や技術を生かして、社会教育施設等でボランティアとして活躍している人も増えつつある。こうした状況を踏まえ、社会教育主事党の有資格者のうち希望する者を登録し、その専門的知識・経験等の活用を図る「有資格者データベース（人材バンク）」制度等を設け、これら有資格者の専門的知識・能力や幅広い経験等を、地域の生涯学習・社会教育の推進のために活用することは極めて有意義である。国と関係機関・団体等の連携・協力により、その早急な整備が期待される。

IV 社会教育主事

1 改善の必要性

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する重要な役割を果たしてきた。

近年、所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化してきている。また、情報化、国際化、高齢化等の進展による社会の急速な変化に伴い、情報の活用、国際理解の促進、高齢化社会への対応等多くの新しい学習課題が生じている。学校週五日制の導入に伴い、青少年の学校外における多様な活動機会の充実も強く求められている。

現在、生涯学習社会の構築が、学校教育、社会教育はもとより、文化・スポーツ等の各分野にわたる共通の課題となっており、そのための基礎整備が進展しつつある。社会教育行政に関しても、従来の固有の枠組みにとどまらず、生涯学習社会における社会教育の振興という観点からの一層幅広い積極的な取り組みが必要となっている。

このような状況の中で、社会教育主事は、地域における幅広い人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割を果たすことが、従来に増して求められている。また、社会教育に関する専門的知識・技術を生かし、公民館等社会教育施設を中心に行われる社会教育事業と学校教育、文化、スポーツ、さらには社会福祉や労働等の様々な分野の関連事業等との適切な連携・協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されている。

このため、人々の多様な学習ニーズや新たな課題等に対応し得る社会教育主事の資質の向上に向け、社会教育主事の養成及び研修の一層の改善・充実を図る必要がある。また、生涯学習社会に対応する観点から、社会教育主事の養成制度を柔軟化し、様々な分野から多様な人材を広く求めることが必要である。

なお、社会教育主事の資格を有しながら、教育委員会事務局の社会教育主事として勤務していない人が相当数いる。生涯学習推進の観点から、公民館、博物館、図書館等の地域の諸施設やその他の生涯学習関連施設における事業や地域住民の自主的な学習活動、さらには最近活発となっている民間や企業等の実施する教育関連事業・活動等のために、これらの人々の持つ社会教育に関する知識・能力を、積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

2 改善方策

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

社会教育主事の養成については、社会の変化に対応する社会教育主事の資質の向上等を図る観点から、昭和61年の社会教育審議会先人教育分科会報告『社会教育主事の養成について』に基づき、昭和62年に社会教育主事講習等規程の改正が行われており、大学の養成段階における基本的な科目構成及び内容についての大きな変更は要しないものとする。

しかしながら、この間、生涯学習社会の構築が我が国の重要な課題として広く認識されるようになり、各教育委員会における生涯学習振興のための組織体制の整備と施策の積極的推進が必要となっている。このため、社会教育主事の養成内容について、幅広い生涯学習・社会教育行政を推進する専門家としての役割を一層発揮できるように見直す必要がある。

また、生涯学習時代に対応した広い視野に立った社会教育行政の展開を図るためには、様々な分野から多様な知識・経験を有する人材を広く求めることも有意義である。このため、社会教育主事講習を受講しやすくするよう実施方法を工夫するとともに、大学以外の学習成果や様々な実務経験で培われた職務遂行能力を積極的に評価することにより、社会教育主事の資格取得の途を弾力化する必要がある。

(1) 大学における養成内容の改善・充実

これからの社会教育主事は、生涯学習の動向と十分関連を図りながら、社会教育の推進に当たることが必要であるとともに、人々の学習ニーズを踏まえつつ学習活動を効果的に援助する能力の向上も求められている。このため、生涯学習の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解を深めることができるように、養成内容の充実を図る必要がある。

なお、生涯学習及び社会教育の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的内容として、社会教育主事のみならず、司書、学芸員の養成においても充実を図るべきものと考えられる。

以上から、大学における社会教育主事の養成内容を次のように見直すことが適当である。

- ① 現行の「社会教育の基礎（社会教育概論）」（4単位）を、「生涯学習概論」（4単位）に改める。「生涯学習概論」は、従来の「社会教育の基礎（社会教育概論）」の内容を根底に置きながら、生涯学習時代における社会教育指導者養成の基本的内容として、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深めるとともに、学習者の特性や教育相互の連携について理解を図る内容とする。
- ② 「社会教育計画」は、社会教育の計画・立案についての理論と方法の理解を図る内容から構成されているが、特に、学習支援能力の向上の観点から、学習情報提供・学習相談に係る実践的な内容の充実を図る。
- ③ 総単位数は、現行と同じく24単位以上とする。

各科目の単位数・内容等を一覧の形でまとめたのが、別紙1である。（別紙1省略）

「生涯学習概論」は、社会教育主事、学芸員及び司書の養成における共通的な基礎科目として位置づけられるが、幅広い社会教育行政推進のための中核的役割を果たす社会教育主事の性格から、社会教育主事の養成科目としては4単位とする。なお、その内容の取扱いに当たっては、「生涯学習概論」の他に、例えば、「社会教育の基礎」のような社会教育の基礎的内容からなる科目を設定し、合計4単位以上として実施するような工夫を行うことも考えられる。

各大学においては、先の成人教育分科審議会報告の趣旨も改めて踏まえ、幅広い視野と実践的

能力を備えた社会教育主事の養成のために、教育内容全体の充実に引き続き努力していくことが望まれる。

(2) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、社会教育主事の養成を行っている大学は130ほどあるが、今後、これらの大学の連携・協力により、社会教育主事養成に関する情報交換・交流が活発化し、養成内容の一層の充実が図られることが期待される。

(3) 講習における養成内容の改善・充実及び講習実施上の配慮

社会教育主事講習における養成内容についても大学における養成内容と同様の見直しを図る。

社会教育主事講習は、現在、国立教育会館社会教育研修所及び20近い国立大学が文部大臣の委嘱を受け実施しているが、実施大学によって、講習内容や方法にかなりの相違が見られるとの指摘もある。各大学においては、教育委員会の要望なども踏まえ、講習の一層効果的な実施と内容の充実に努めるとともに、特に、関係機関等の協力を得て、実践的な内容を充実することが期待される。国立教育会館社会教育研修所が、標準的な講習カリキュラム案を作成し、各大学における講習の企画や実施上の参考とすることも有意義と考えられる。

また、社会教育主事講習に参加しやすくなるように、各実施機関において、受講期間の分割、修得単位の累積による講習修了など、現行でも可能となっている運用上の工夫を行い、受講者の要望に積極的に対応することが望まれる。今後は、社会教育主事の養成者数の推移や地域的バランス等も考慮し、必要に応じて委嘱先を増やすことも考えられる。

(4) 講習の科目代替措置としての学習成果の認定範囲の拡大

社会教育主事の講習科目については、大学において修得した科目による代替措置が制度上認められている。しかしながら、実際には、講習実施期間においては、受講者からの科目代替希望を認めない場合がほとんどであり、この制度の趣旨が生かされていない。

生涯学習社会にふさわしい資格制度とする観点から、今後は、科目代替措置の適用対象と認められる受講者の希望に各実施機関が適切に対応する必要がある。また、専門的資質の確保に留意しつつ、大学以外における学習成果についても、社会教育主事資格取得のための専門的知識・技術の習得として評価し得るものについては、この科目代替措置を積極的に活用できるようにすることが適当である。

新たに講習科目に相当するものとして認定すべき学習成果として、次のようなものが考えられる。

ア 国立教育会館社会教育研究所や国立社会教育施設における研修のうち相当と考えられる学習

イ 地方公共団体が実施する研修のうち担当と考えられる学習

ウ 学芸員、司書等の資格取得のための試験・講習における科目合格・履修

エ 専門学校での相当科目の修得

オ 文部大臣認定の技能審査のうち相当と考えられる学習

カ 文部大臣認定の社会通信教育での相当と考えられる学習

キ 大学公開講座での相当と考えられる学習

なお、講習科目の代替に当たって、その学習内容・程度等に基づいた適切な取扱いが講習実施機関により行われるように、国において一定の基準を示す必要がある。

(5) 資格取得及び講習受講の要件としての実務経験の対象範囲の拡大

社会教育主事の資格取得及び講習受講の要件として、一定の実務経験が必要とされる場合があ

るが、現在は、教育委員会等において社会教育に係る事務に従事する職員の職や学校教育法第1条に規定する学校の職員の職などに限定されている。

生涯学習時代における広い視野に立った社会教育行政の展開が求められていることに対応し、今後は、現在認められている実務経験以外にも、社会教育主事の職務遂行の上で意義があると考えられる実務経験を積極的に評価していくことが適当である。

新たに評価すべき実務経験として、次のようなものが考えられる。なお、その際必要とされる経験年数については、社会教育主事の講習科目を修得した短期大学卒業者が社会教育主事資格を取得するまでに3年以上の実務経験が必要とされていることを考慮し、原則として、3年以上とすることが適当である。

① 社会教育に係るのある職

- ア 教育委員会・首長部局等における生涯学習（文化・スポーツを含む）に関する職務に従事する職
- イ 介護福祉士，社会福祉士，勤労青少年ホーム指導員，勤労者家庭支援施設指導員等の社会福祉等に関する職
- ウ 社会教育関係団体の事業の企画・実施に当たる専門的職員
- エ 学芸員，司書その他の社会教育施設職員
- オ 公民館等において事業の企画・実施を担当する非常勤職員又はボランティア
- カ 民間生涯学習関連事業所において事業の企画・実施に当たる専門的職員

② 教育に関する職

- ア 学校の助手，教頭，養護助教諭
- イ 専修学校の校長及び教員

なお、上記の実務経験の評価に関しては、適切な取扱いが図られるように、国において一定の基準を示す必要がある。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

社会教育主事が、多様化，高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応できるようにしていくために、現職研修を充実し、専門的な指導力や企画・調整能力など社会教育主事として必要な資質の一層の向上を図る必要がある。

現在、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研究所，国立社会教育施設），都道府県レベル，市町村レベルにおいて、研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるよう研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各教育委員会においては、社会教育主事の資質の向上のため、社会教育主事が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(1) 研修内容及び方法

社会教育主事の研修機会として、初任者，中堅職員，管理職など経験や職階に応じた研修の充実とともに、生涯学習社会の進展，男女共同参画社会の形成，情報化，国際化，高齢化等の社会の変化に伴う新たな学習課題に対応するための課題別研修や，学習ニーズの高度化，専門化に対応するための専門別研修など，社会教育主事の職務遂行の上で有効な研修内容が提供される必要がある。

このため、国立教育会館社会教育研修所においては、標準的な研修カリキュラムや教材の開発・普及等を行うこと、また、国立教育研究所においては、生涯学習全般にわたる学習内容・方法等の研究の一環として、社会教育主事を含む社会教育関係職員等の研修に関する基礎的かつ実際の研究を行うことを通し、研修内容の充実を支援することが期待される。国は、これらの内容等を都道府県等に示すことなどにより、研修の充実を促進していく必要がある。

研修の方法としては、従来から行われている講義や実習・演習形式の研修に加え、国立教育会館社会教育研修所、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣など、高度で実践的な研修機会を充実していく必要がある。また、大学院等関係機関による科目等履修生制度等も活用したりカレント教育も望まれる。

(2) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に社会教育主事の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、各都道府県における管理的・指導的立場の社会教育主事を対象に、課題別・専門別研修のうち高度なものを行うとともに、都道府県、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の育成、社会教育主事の活動に関連する情報の収集・提供、標準的な研修プログラムの開発・普及などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、生涯学習推進センター等の都道府県レベルの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。また、国立オリンピック記念青少年総合センターや国立婦人教育会館等の国立社会教育施設において、対象別の専門的な研修を行うことも有意義である。

都道府県においては、各都道府県内の初任・中堅の社会教育主事を対象に課題別・専門別研修のうち基礎的なもの、地域の課題に関する研修、経験年数別の実務研修等を行うとともに、市町村あるいは社会教育施設が行う研修を支援するため、市町村レベルの研修を担当できる指導者の育成、関連する情報の収集・提供を行う必要がある。

また、市町村においては、各市町村内の初任・中堅の社会教育主事を対象に、経験年数に応じた実務研修を行う必要がある。複数の市町村が、都道府県の支援を受けて協力して研修を実施することも考えられる。

各地方公共団体において、社会教育主事の研修への参加を促進するとともに、社会教育主事の研修歴や専門的能力を適切に評価し、その処遇等について配慮することが望まれる。

社会教育主事の研修体系についての考え方を整理したものが、別紙7である。(別紙7略)

なお、研修のうち適当なものについては、社会教育主事、学芸員及び司書の共通の研修機会とすることにより、相互の理解や交流等を深めることも有意義である。また、公民館の主事や青少年教育施設の専門的職員など研修機会の得にくい社会教育関係職員の資質の向上のために、これらの研修を活用することも望まれる。

3 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

生涯学習の一層の推進を図るために、社会教育主事は、従来の社会教育行政の枠を越えた地域の生涯学習の企画・実施や調整にも積極的な役割を果たしていくことが期待されている。教育委員会

事務局と社会教育施設や学校、首長部局等との間の幅広い人事交流を進めることにより、実務を通じて従来以上に幅広い視野を実務を通じて広げるといった効果ももたらされる。公民館の主事等の社会教育施設の職員や教育委員会以外の生涯学習関連部局の職員についても、施設の運営の充実を図る観点から、社会教育主事の資格を有する者を積極的に任用し、その専門的な指導力や企画・調整能力などの活用を図ることが望まれる。

また、大学等において社会教育主事となる資格を取得してもその職には就いていない人が地域には相当いる。生涯学習を推進する観点から、社会教育主事の有資格者の持つ社会教育に関する知識・能力や経験等が、地域の生涯学習・社会教育の活動の充実のために幅広く生かされることは極めて有意義である。

このため、社会教育主事有資格者のうち希望者を、都道府県等の生涯学習推進センターや国立教育会館社会教育研修所に登録し、公民館その他の社会教育施設における活動の指導者や住民の自主的な活動の助言者などとして活用を図る「社会教育主事有資格者データベース（人材バンク）」制度等を創設することが考えられる。その際、都道府県・市町村等における情報収集・提供体制の整備とともに、教育委員会と首長部局との円滑な連携が図られることが重要である。こうした制度は、民間の教育事業や企業等の学習関連部門において必要とする専門的な人材の確保・供給といった面からも、今後必要性が増大することが考えられる。国と関係機関、地方公共団体等の連携・協力により、その早急な整備が進められることを期待する。

21 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄）

平成8年7月19日
中央教育審議会第一次答申

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

(2) 地域社会における教育の条件整備と充実方策

② 地域社会における教育の具体的な充実方策

学校週5日制の実施を契機に、各地で地域社会における子供たちの活動を推進するための様々な取組が進められているが、今後、さらにその充実を図るため、活動の場の充実、機会の充実や指導者の養成などについて、幾つか具体的な方策を提言したい。これらの諸方策が、各地でそれぞれの地域の特色を生かして活発に実施されることを期待するものである。

(a) 活動の場の充実

(遊び場の確保)

成長過程にある子供たちにとって「遊び」は、自主性や社会性の涵養^{かん}、他人への思いやりの心の育成などに資するものであり、調和のとれた人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っている。都市部だけでなく、豊かな自然環境が残されている農村部においても、テレビを見たり、テ

レビゲームをするなど室内で遊ぶことが多くなっている今日、子供たちの「遊び」の持つ教育的意義を改めて再認識し、自然や空地を利用したわんぱく広場や冒険広場、公共施設や民間施設において遊び場やたまり場などをできるだけ多く用意し、子供たちが自由に楽しく遊ぶことができるような環境を整えることを強く望むものである。また、その際には、遊び場マップやたまり場マップを作成、配布することなどにより、子供たちが手軽にそうした場を利用できる環境を整えていくことが必要であることも併せて指摘しておきたい。なお、家庭においても、遊びの持つ積極的な意義を再認識することを望んでおきたい。

(学校施設の活用)

現在、休業土曜日には、青少年教育施設や公民館などを使って、子供たちの文化・スポーツ活動がイベント的に行われている。しかし、子供たちが、遊びやスポーツ、音楽、美術、工作、あるいは科学の実験、読書、英会話、コンピュータなど、本人の希望に応じた様々な活動を豊富に体験することができるようにするためには、子供たちにとって尠も身近で、かつ、使いやすく造られている学校施設をもっと活用していく必要がある。いわゆる学校開放は、かなり進んできているものの、その多くは運動場や体育館の開放であり、開放時間や開放日数も限られている。今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

なお、学校開放について、土曜日や日曜日等についても実態として学校長に施設管理の責任がある場合もあり、このため、これが進まないとの指摘もある。今後は、本来は学校開放時の管理責任が教育委員会にあることを踏まえ、例えば、教育委員会は、管理責任を教育委員会に移すなどして、管理運営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、開放される学校施設が有効に活用されるよう指導員を委嘱するなどの工夫により、学校開放の一層の充実に努めてほしい。

(社会教育・文化施設の整備充実と新たな事業展開)

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、美術館等、様々な社会教育・文化施設の整備が各地で進められてきている。もちろん、いまだ十分であるとは言えず、今後もさらに積極的に整備に取り組む必要があるが、その際、特に利用者の視点に立った整備・充実の重要性を指摘しておきたい。これらの施設が、子供たちのそれぞれの興味や関心に応じた主体的な学習の場として、子供たちにとって気軽に利用できるということが大切である。このことは、これらの施設の運営等についても同様で、子供たちのニーズを踏まえ、子供たちが行くことを楽しみにするような施設運営や参加型・体験型の事業を行っていくことが重要である。

そのために、例えば、公民館や生涯学習センター、青少年教育施設などにおいては、今後、工作教室や昔遊び教室、史跡めぐりなど子供・親子向けの事業や講座を充実したり、各種学習サークル活動などを活発に行うことが望まれる。

また、読書は人格形成に大きな役割を果たすものであり、図書館においては、読書活動の一層の促進を図るため、蔵書の充実のほか、子供への読書案内や読書相談、子供のための読書会などの事業の充実などにもっと努めていく必要がある。

博物館、動物園、植物園、水族館などにおいては、動植物の観察や天体観測、化石の収集などそれぞれの地域性や専門性を生かした体験型の講座や教室の充実、美術館や文化会館などにおい

ては、芸術の鑑賞、コンサート、絵画・彫刻・演劇等の実技講座などの子供・親子向けの事業の充実が必要と考える。

また、科学や技術に対する子供たちの知的好奇心を高めるため、大学や研究所、企業などの協力を得て科学教室を実施したり、科学博物館なども、子供たちが五感を通じて体験することができるような学習の場として整備していく必要がある。

(新たなスポーツ環境の創造)

子供たちが地域のスポーツ活動に親しみ、スポーツ活動を通じ、「体」の面だけでなく、社会的な規範を守る精神や思いやりの心などをはぐくむことは、子供たちが知・徳・体のバランスのとれた成長していく上で、極めて有効である。そのためには、子供たちが主体的、継続的にスポーツ等の多様な活動を楽しめるように、スポーツ活動を行う場である地域のスポーツ施設の整備充実を図るとともに、その運営・利用のネットワーク化を進めていく必要がある。

また、これらの施設には、今後、単にスポーツをする場の提供だけでなく、優れた指導者による、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室等の多様で魅力あるプログラムの積極的な提供が望まれる。このことは、スポーツを通じて、異世代間のコミュニケーションを活発にするという意味でも、極めて意義があると考えられる。

さらに、今後は、子供たちが異年齢の人々と交流し、適切なリーダーから指導を受けられるようなスポーツ活動の拠点や、これを支える広域的なスポーツセンター等を広く普及させ、新たなスポーツ環境を創造していくことが必要と考える。

(b) 活動の機会の充実

(地域ぐるみの活動の推進)

これまでにも指摘したように、都市化・過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会の教育力の低下が指摘される中で、今日、地域社会の教育力の再生を促すことが極めて重要なことになっている。

このため、地域の大人たちが率先してあいさつ運動、環境浄化活動、交通安全活動、防災活動などの地域ぐるみの啓発活動に取り組むことを大いに推奨したい。また、これらの活動を振興していく上でも、地域社会のアイデンティティを確立していくことが重要であり、各地域に残る年中行事や祭り、伝統芸能の継承・復活などを図っていくことは大変に意義のあることと考える。行政も、こうした活動への支援を積極的に行ってほしい。地域を挙げてのこうした取組は、今日深刻化しているいじめの問題の解決にも資するものと考えられる。

(ボランティア活動の推進)

近年、我が国でもボランティア活動への関心が急速な高まりを見せている。参加者は増加し、活動分野も、福祉の領域のみならず、街づくり、国際協力、環境保護など幅広い分野にわたっている。ボランティア活動への参加は、それぞれの自発性に基づくものであるだけに、こうした活動に参加することによって、高齢者をいたわる気持ちを培い、自分たちの街づくりを通して身近な社会にかかわることの大切さを学ぶことなどの教育的意義は極めて大きい。さきの阪神・淡路大震災では多数の若者が救助活動に参加し、被害を受けた人々をいたわることや街を復興すると

ということの重要性を強く実感したが、この体験は、極めて貴重なものと言わなければならない。

このようなボランティア活動の持つ意義を考えると、他者の存在を意識し、コミュニティーの一員であることを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど、青少年期におけるボランティア体験の教育的意義は特に大きい。子供たちの社会性の不足が指摘される今日、体験的な学習としてのボランティア活動に青少年が気軽に参加できる機会を提供することは急務であると考ええる。

子供たちが、学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して、ボランティア活動を経験し、将来、ボランティア活動を自然に行っていく契機としていってほしい。そして、「ボランティア活動は特別なことでなく、自分自身にとって身近なこと、必要なこと、大切なこと、だれにでも日常的にできることである」という認識が社会全体に広がることが望まれる。

このため、行政においては、ボランティア活動を実際に体験したり、活動の理念や必要な知識・技術等について学習する機会を様々な形で提供することが必要である。様々な民間団体などが、ボランティア活動の機会を積極的に提供することも期待したい。学校も、その実態に応じてボランティア活動に取り組むことを望みたい。その一つとして、例えば、PTAや地域の様々な民間団体と手を結んで、子供たちのためにボランティア活動の機会を作っていくような試みもあってよいと考える。また、ボランティア活動全般が広く展開される環境を作るため、ボランティア活動を求める側のニーズとボランティアの活動意欲を効果的に結びつけることができるよう、情報提供やコーディネーターの養成などボランティア活動に取り組みやすく、かつ、続けていきやすい条件整備を図っていくことが急がれる。

(交流活動の推進)

今日の子供たちは、物質的な豊かさや便利さなど、恵まれた環境で育っている反面、様々な人々との交流が不足し、そのことが、子供たちの人間関係を希薄化させていると言われている。

このような現状を改善するため、社会教育・文化・スポーツ施設や青少年団体等が中心となって、都市部と過疎地域、農村と漁村など異なる地域間の交流、乳幼児や老人など異なる世代間の交流、障害者との交流、国際交流など、様々な人々との多様な交流を積極的に推進する必要がある。

また、希薄化している今日の子供たちの人間関係の改善や自活力の向上を図るため、一定期間地域の身近な施設から学校に通学する「合宿通学」などの実施も考えられてよいであろう。

(自然体験活動の推進)

子供たちに、自然の中における様々な生活体験や自然体験などの機会が不足している現状を考えると、農作業体験、野外活動や環境保護活動など、子供たちに豊かな自然に触れさせ、自然に対する理解や愛情を育てるような子供・親子向けの事業を充実させることは、今日極めて重要なことである。

活動の場としては、もちろん、身近な日常生活圏での自然体験や生活体験も重要であるが、日常生活圏を離れての活動も子供たちに是非体験させたいものである。特に、多感な子供時代に豊かな自然の中で長期間過ごす体験は極めて有意義と考えられる。そこで、長期休業期間中などに、少年自然の家などの青少年教育施設やホームステイを利用して、子供たちにそうした機会を与えることを提唱したい。

また、キャンプ、オリエンテーリング、ホステリング等の自然に触れ親しむアウトドアスポーツの機会も、子供たちの体験活動として提供したい。

行政は、こうした体験活動を奨励する施策に積極的に取り組んでほしい。

(c) 青少年団体等の活動の振興

子供たちが、自らの興味・関心に基づき、自主的・主体的に様々な活動を行うことは極めて意義のあることである。このような子供たちの活動を支え、促していくのが青少年団体・スポーツ団体である。

青少年団体の活動は、子供たちに、各種の集団活動を通じて、社会性、協調性や積極性などを養おうとするものであり、スポーツ団体の活動は、スポーツを通じて心身ともに健やかな青少年の育成に大きく寄与している。一人一人の子供たちに「生きる力」をしっかりとほぐくんでいこうとすると、これらの団体の活動の役割はますます重要性を増している。行政は、これらの団体の魅力ある活動の情報提供や啓発活動を通じて、できるだけ多くの子供たちの参加を促進するほか、指導者の育成、有意義な活動に対する各種の支援など、青少年団体やスポーツ団体の活動の一層の振興に努めていく必要がある。

(d) 指導者の養成と確保

子供たちの地域社会における活動を充実するためには、地域社会や施設で子供たちの指導に当たったり、地域社会の人々の自主的な取組を支援する者が養成・確保されなければならない。子供たちの地域社会における活動が、子供たち自身が自主的・自発的に参加するものであると考えると、その指導者は、専門的な知識や指導技術に加え、青少年に慕われ、親しめるような優れた人間性を備えることが求められる。

現在、地域社会における活動の推進に携わる者としては、都道府県や市町村の社会教育主事や社会教育指導員、体育指導委員、施設の専門的職員（青少年教育施設の専門職員、公民館の主事、図書館の司書、博物館の学芸員、文化会館のアートマネジメント担当職員など）、青少年団体やスポーツ団体の指導者・育成者などがいる。

しかし、これらの指導者については、その数においても、また研修や学習の機会についても極めて少ないのが実態である。例えば、地域社会における活動を含む社会教育全体の^{かなめ}要となる社会教育主事についてみても、いまだに社会教育主事が設置されていない市町村があるなど、地域社会における教育を支える基盤は必ずしも十分なものとは言えない。

今後、子供たちの地域社会における活動を充実させるため、これらの指導者に優れた人材を確保するとともに、その資質の向上を図るための施策を一層充実させることが必要である。

(e) 情報提供の充実

子供たちが様々な活動に参加しようとしても、あるいは施設等を利用して学習しようとしても、そうした学習情報がなければ子供たちは参加できない。子供たちに様々な活動に参加することを促す上で、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を的確かつ効果的に提供する仕組みを整備することが必要である。

このため、市町村教育委員会が中心となって地域社会における活動に関する各種の情報をデータベース化するとともに、学校や関係機関などとの情報通信ネットワークを形成して、子供

たちに情報を十分に提供する体制を整備することが急がれる。

その際は、社会教育・文化・スポーツ施設や関係機関、民間団体、地域のグループなどが実施する個々の活動の場所や内容、プログラムなどに関する情報だけでなく、指導者やボランティアなど、地域社会における活動を支援する人材に関する情報も積極的に提供することが重要である。

また、市町村教育委員会やPTAが地域社会における活動に関する情報資料を作成し、随時子供や家庭に配布するほか、地域社会における活動に関する相談コーナー、情報コーナーの開設等による情報の提供や相談の実施も効果的と考える。

(f) 「第4の領域」の育成

地域社会における教育力の低下が指摘される中であって、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々が参加意欲を移しつつある傾向がうかがえる。このような状況を踏まえ、これからの地域社会における教育は、同じ目的や興味・関心に応じて、大人たちを結びつけ、そうした活動の中で子供たちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う「第4の領域」とも言うべきものを育成していくことを提唱したい。

例えば、青少年団体では、地縁的なものよりも、町近ではむしろスポーツやキャンプ、ボランティアといった目的指向的なものの方が人気が高いと言われているが、これなど、ここでいう「第4の領域」の一つの例と言えよう。また、日常生活圏を離れて、豊かな自然の中で青年の家、少年自然の家などの青少年教育施設を活用した活動や、民間教育事業者などが提供する体験学習のプログラムを利用した活動も、「第4の領域」の例と考えられ、今後ニーズが高まっていくものと考えられる。

行政としては、こうした状況を踏まえつつ、目的指向的な様々な団体・サークルの育成や、日常生活圏を離れた広域的な活動の場や機会の充実、効果的な情報提供活動、民間教育事業者との連携などを通じて、「第4の領域」の育成に積極的に取り組んでほしい。

22 教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について（報告）

平成10年3月26日
〔教育行政機関と民間教育事業者との連携方策に関する調査研究協力者会議〕

はじめに

生涯学習行政のキーワードは、「連携」、「情報」、「企画」であると言われる。特に、各地域において生涯学習の推進の中核となるべき教育委員会等の教育行政機関にとって様々な民間教育事業者との「連携」は、生涯学習に関する「情報」を幅広く収集・提供し、住民のニーズに応える優れた施策・事業を「企画」していくために不可欠なものとなってきた。

一方、教育行政機関と民間教育事業者のそれぞれが、お互いの事業や特色についての「情報」を持ち、双方が進んで協力し合える優れた「企画」を立てることなしには、本当の意味での「連携」は成立しな

い。

教育行政機関と民間教育事業者との連携については、生涯学習体系への移行を提言した臨時教育審議会の4次にわたる答申以来、中央教育審議会や生涯学習審議会の答申等においても、その必要性が重ねて指摘されてきた。

実際にも、先進的な地域では、既にそれぞれの特色に応じ、工夫を凝らした連携・協力の実践が進み、大きな成果をあげつつある。しかしながら、生涯学習・社会教育行政担当者が民間教育事業者との連携・協力を進める方法や手順について不慣れであったり、理解が不足していたりということもあって、連携が進まない地域もまたかなり多い。

今後、住民の多様なニーズに応え得る学習環境を整備するためには、教育行政機関と民間教育事業者との連携を一層密接なものとしていく必要がある。

本調査研究協力者会議は、このような現状認識の下、今後、教育行政機関と民間教育事業者との相互の連携を積極的に進めていくため、その連携の在り方及び具体的に連携方策について調査研究することを目的とし、平成8年7月に発足した。

会議では、教育行政機関と民間教育事業者との連携に係る実態調査に加え関係教育行政機関からヒアリングも実施しながら、教育行政機関と民間教育機関との連携の必要性と連携を進める際の具体的な手順、方法等について合計10回の審議を重ね、ここに報告をとりまとめた。

(注1) 教育行政機関

この調査研究報告書において、「教育行政機関」とは、

- ① 都道府県及び市町村の教育委員会
- ② 都道府県及び市町村で教育委員会以外の生涯学習担当部局
- ③ 生涯学習センター、公民館等それらの設置する施設

を指している。

(注2) 民間教育事業者

従来、「民間教育事業者」とは、

- ① 住民を対象とする学級・講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブや社会通信教育事業者等、教育事業を主たる目的とする事業者の意味で用いられる場合が多かった。

しかし、この調査研究報告書においては、①を中心としつつも、

- ② 茶道、華道やピアノなどを教授する個人事業者
- ③ 書店、楽器店、CDショップ、スポーツ用品店等の教育・文化・スポーツ等学習活動に関連する業務を主たる目的としている事業者

さらに、

- ④ 地域貢献、企業のイメージアップ、その他の理由により、その事業者の主たる業務ではないが、教育・文化・スポーツ等学習に関連する事業・イベント等の取組を行う全ての事業者までを含む幅広いものを対象としている。

これは、今後の生涯学習の振興において、これらの幅広い事業者との連携が有益かつ必要であると考えるからである。

1 生涯学習をめぐる動向と連携の実態

(1) 人々の学習需要の多様化

総理府の「生涯学習に関する世論調査」(平成4年)によれば、

- ① 過去1年程度の間学習を実施した成人の比率は、昭和63年9月の40.1%から平成4年2月には47.6%と、着実に増加している。
- ② 今後学習してみたい学習内容としては、「趣味的なもの」(58.2%)、「健康・スポーツ」(53.7%)、「家庭生活に役立つ技能」(22.5%)、「教養的なもの」(21.2%)、「職業上必要な知識・技能」(19.6%)など、人々の学習需要は多様となっている。
- ③ 生涯学習の方法としては、「地域のサークル・グループ活動」(51.5%)、「公民館の講座・教室」(33.2%)、「本等により自分一人で」(26.1%)、「カルチャーセンターなど民間の講座や教室」(21.4%)、「職場の研修会等」(16.6%)、「先生について学ぶ」(12.1%)、など、個人・グループで行うもの、公的な教育行政機関の提供するものに加えて、カルチャーセンターや個人事業者等民間教育事業者による学習の機会を望んでいる者もかなりの割合にのぼっている。

(2) 民間教育事業の活発化

近年、都市部を中心に、民間による教育・文化・スポーツ事業が盛んになってきており、カルチャーセンターや社会通信教育事業者は、民間の柔軟な発想による多様で創意にあふれる学習の機会を提供している。

平成8年度社会教育調査によれば、カルチャーセンターにおける学級・講座実施件数及び受講者数は、平成元年度の5万5千件(137万5千人)から、平成7年度には8万6千件(155万9千人)と大きく増加している。

また、社会通信教育についても、(社)日本通信教育振興協会の加盟団体が開講している講座数は、平成元年の537講座から平成9年には999講座と増加してきている。

このほか、茶道、華道の教授やピアノの指導などの個人事業者や、書店、楽器店、CDショップ、スポーツ用品店、さらには、地域貢献等の観点から学習に関連する様々な事業を行う企業等まで含めれば、地域による程度の違いはあるものの、民間教育事業者は住民の多様な生涯学習活動を支える上で極めて大きな役割を果たしている。

(3) 教育行政機関と民間教育事業者との連携の実態

教育行政機関と民間教育事業者との連携に係る実態調査の結果によれば、「都道府県の生涯学習審議会の答申や生涯学習振興計画等に、民間教育事業者との連携・協力することを明記している」都道府県は9割を越えるが、「生涯学習フェスティバル等の普及・啓発事業等における連携を実施している」都道府県や、「学習情報提供、学習相談活動において民間教育事業者に係る情報提供を行っている」都道府県は半数に満たない。

また、平成8年度社会調査によれば、教育委員会及び公民館が実施した学級・講座のうち民間教育事業者に業務委託して実施した件数の学級・講座総数に占める割合は、いずれも1%に満たない。

これらから、民間教育事業者との連携の必要性についてはほとんどの教育行政機関が認識しているものの、日常的、具体的な連携はまだ不十分であり、特に業務委託等については、先進的な

事例が見られる程度であることがわかる。

2 教育行政機関と民間教育事業者との連携についての考え方

(1) 連携の意義

① 連携の効果

一般に、異質な者同士の連携は、同質な者同士のそれよりもお互いの考え方等を理解することなどの点で困難が伴うが、その分、連携が成功した際の効果は大きいと言われる。

教育行政機関と民間教育事業者とは正に異質な存在であり、それぞれお互いに相手方にはない特色を有している。したがって、両者が有する施設、設備、人材、情報、ノウハウ等の特色を生かし、補い合いながら組み合わせていくことにより、1足す1が2ではなく、3以上の効果を得ることができる。

実際、実態調査及び本調査研究協力者会議のヒアリングにおいても、連携事業を実施している都道府県等は、民間教育事業者と連携することにより、

○互いに情報交換を行うことにより、多角的な住民の学習ニーズの把握等ができ、優れた事業の企画に役立つ。

○事業内容が充実し、住民の多様な学習ニーズに応えることができる。

○様々な広報媒体を利用して、広く住民に事業を周知できる。

○行政と民間教育事業者の学習情報を体系的・総合的に収集整理することにより、住民に提供しうる学習情報が豊富になる。

などの多くの効果があることを指摘している。

なお、これらの連携の効果は、学習者の立場から、学習環境がどれだけ整備されたかという尺度で判定していくことが重要である。

② 行財政改革と連携

近年、行財政改革が推進される中で、行政をスリム化し、「自己責任」を原則とする社会へと変革していくことが求められている。

これまで、行政、とりわけ社会教育行政は、とすれば行政主導の意識が強いために、住民に対するサービスを全て行政で行おうとしがちであった。しかし、ますます増大・多様化する住民の学習ニーズの全てに行政のみで応えていくことは到底不可能であるし、また、税金の使い方としても適当ではないと考えられる。

本当に重要なのは、行政が提供する事業量の確保ではなく、民間教育事業者を含めた学習環境全体の中で、住民の生涯学習を支援するサービスを向上させ、住民の満足度を上げていくことである。

そのためには、教育行政機関は、まず行政のみが住民サービスを行うといった考え方を改め、様々な生涯学習関係機関のコーディネーターとして、民間教育事業者との連携を進めていくことこそが生涯学習行政の中心的な役割であることを理解していく必要がある。

いずれにせよ、行財政改革の中、今までと同じやり方を続けていくのみでは、サービスの向上はおろかその維持すらできないのは明らかである。このような厳しい時代だからこそ、教育行政機関は絶えず民間教育事業者との連携その他の工夫を積極的に模索していく必要がある。

(2) 教育行政機関と民間教育事業者の役割分担

教育行政機関と民間教育事業者の連携を進める前提として、両者の役割を明確にすべきであるとの指摘がある。確かに、両者が同じような内容の教室、講座を行っている例も見られ、教育行政機関の講座は無料又は低廉な場合が多いので、一部では民業の圧迫であるという批判も受けている。

各地域における住民のニーズや民間教育事業者の実態が異なるため、教育行政機関と民間教育事業者との役割分担を全国一律に明確化することは困難であるが、それぞれの教育行政機関においては、地域の実情を踏まえて、生涯学習を振興するための行政の役割、民間の役割、住民（学習者）の役割を明確にしていく必要がある。

具体的には、教室、講座の実施等の学習機会の提供については、国、地方ともに行財政改革が大きな課題となっていることをも踏まえれば、「民間でできるものは民間に委ねる」ということが原則となろう。

教育行政機関自らが企画・運営する学習機会は、学習の内容や対象等に照らして、政策上必要性が高いにもかかわらず、採算性等の面から民間での実施が期待できないようなものに重点をおいていくべきである。例えば、人権問題や環境問題、男女共同参画社会の形成など社会的な観点からも広く学習活動を促していく必要のある現代的課題をテーマにする学習機会や、障害者等特別な配慮が必要な者を対象とする学習機会は、民間に委ねているのみでは十分に提供されないことも考えられる。このような場合には、必要とされる学習機会については、行政が自ら企画・運営していく必要がある。

また、住民の側も、教室・講座の受講者という受け身の立場のみでなく、学習団体・グループを組織し、自主的・積極的な学習活動を進めることが望まれる。これらの活動が円滑・適切に実施されるよう助言等を行うことは、教育行政機関の重要な役割として期待される。

なお、民間教育事業者が単独では実施できない場合にも、公立生涯学習施設の運営委託等に見られるように、行政が民間教育事業者と連携し、その活力を導入することにより、効果的・効率的に事業を実施できる場合もある。

いずれにしても、具体の学習機会に関して、教育行政機関の提供に適するか、民間教育事業者の提供に適するか、業務委託等の官民連携による提供に適するか、また、行政が関与する場合には、その受講料をどのような水準に設定するか等については、各地方公共団体における個別の判断である。また、その判断は、民間教育事業者によって提供される学習機会の内容・量等を含め、その地域の実情に応じ、住民の意向を十分に踏まえたものとしていかなければならない。

そのためにも、各地方公共団体においては、教育行政機関と民間教育事業者との情報交換会等を定期的に行い、学習機会提供における相互の役割分担についても意見交換することが重要である。また、行政の実施する施策の範囲等についての考え方を公表し、住民の意見を聴くなど住民の政策形成過程への参画に努めていくことが望まれる。

なお、住民に対する学習情報提供や学習相談活動は、個々の学習機会の提供とは異なり、ある程度体系的・総合的に行う必要があることから、民間教育事業者の実施する教室・講座等を含めて、教育行政機関が中心となって、民間教育事業者と連携・協力しつつ行うことが適当である。

(3) 民間教育事業者との連携に係る誤解の解消

実態調査において、都道府県等に対し、民間教育事業者と連携を行っていない理由や連携する場合の問題点を聴取したところ、「営利事業の支援につながる」（都道府県の36.2%、市の38.1%）、

「特定の民間教育事業者を援助することになる」（都道府県の40.4%、市の38.2%）といった点であげられた。

しかしながら、民間教育事業者が多様な生涯学習活動を支える上で極めて大きな役割を果たしている現在、住民の生涯学習の振興と民間教育事業者の発展とはいわば表裏一体のものとなっている。住民の学習環境の向上につながる民間教育事業者（＝営利事業）の発展は、生涯学習の振興の観点からも望ましいことである。

したがって、民間教育事業者との連携が結果的に民間教育事業者に一定のメリットを与えることとなっても、それが住民の生涯学習の振興に寄与するものであれば、問題はない。

なお、特定の事業者のみを特別に優遇することは、行政の在り方として許されないことであり、連携事業の実施に当たっては、公平・適切な手続き等を定めるとともに、必要に応じそれらの情報を公開する等の方法により、行政の信頼を確保することが重要である。

したがって、「住民の生涯学習の振興にとって有益であること」、「公平・適切な手続き等を経ていること」、の2つの条件さえ満たしているのであれば、教育行政機関は、民間教育事業者との連携を積極的に進めるべきである。

以上のとおり、これらの問題点はいずれも連携を行うに当たっての行政側の努力と工夫により解消していくべきものであり、これが原因で連携できないというのはいわば教育行政機関側の誤解である。したがって、これを理由に連携それ自体に対して消極的な姿勢をとることは適切ではない。

なお、これに関連して、社会教育と民間営利事業との関係についての誤解を解いておきたい。

社会教育法では、社会教育の実施主体について何ら制限はしていない。したがって、「社会教育」には民間の法人や企業が実施する教育活動も含まれているものであるが、一部に「営利を目的としているものは社会教育ではない。」と主張する意見もある。

また、社会教育法第23条第1項第1号で、公民館が行ってはならないこととして「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」が規程されていることから、民間教育事業者と関係を有すること自体が法律で禁止されていると理解されている場合があるようである。

教育関係者等のこれらの誤解を解くため、文部省は、平成7年9月、生涯学習局長通知「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」において、広島県教育委員会教育長からの照会に答えることにより、

ア 社会教育法第2条の「社会教育」には、民間の事業者の行う組織的な教育活動も含まれること。

イ 社会教育法第23条第1項第1号で公民館が禁止されている「営利事業を援助すること」については、「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」であるという解釈を示している。

この「営利事業を援助すること」について更に具体的に述べれば、特定の事業者に対し、公民館の使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比して社会通念上極めて安い使用料の設定等事業者に対し特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けるようなことである。

つまり、社会教育法の解釈からしても、このような特定事業者に便宜を図るような場合を除き、民間教育事業者への公民館施設の使用許可は可能である。

3 具体的な連携方策

教育行政機関の関係者から、「連携したいと思うが、具体的なやり方がよくわからない」という話を聞くことがある。ここでは、今後の連携のための参考となるよう、具体的な連携の形態を示すとともに連携のための手順や民間教育事業者への働きかけの方法等について述べることにする。

(1) 連携の形態

① 連絡協議

都道府県の生涯学習審議会等の組織に民間教育事業者が参加する事例は増加してきており、自治体の作成する生涯学習推進プラン等に民間教育事業者との連携の推進等を盛り込む例も多くなっている。

さらに、実務レベルにおいて相互の理解を促進していくためには、各地域において教育行政機関の職員と民間教育事業者等による「連絡協議会」を設けて、定期的に協議や情報交換を行っていくことが必要である。

また、教育行政機関と民間教育事業者の職員の資質の向上を図るとともに、相互の密接な交流を進めるため、両者の生涯学習関係事業の担当者の合同研修を行うことなども考えられる。

その際、連絡協議等を、以下に述べるような具体的な連携事業へと結びつけていくためにも、お互いに相手方への要望・意見等を率直に述べ、活発な討論が行われるよう運営方法を工夫していくことが望まれる。

【事例】東京における生涯学習関連機関の交流集会

- ・東京都及び市区町村の生涯学習行政・施設の担当者、カルチャーセンター等の民間教育事業者の関係者、大学・専修学校・各種学校の生涯学習担当者等の参加を得て、年に1回交流集会を実施。
- ・主催は関係者により構成される「生涯学習関連機関交流連絡会」であり、世話人会を設けて運営している。
- ・内容は、講演と3つの分科会、懇親会であり、率直な意見交換等が行われている。

② 学習情報提供

ア パンフレット等による学習情報提供

施設、指導者、学習機会等の学習情報の提供は、生涯学習センター等教育行政機関の主たる役割として期待されているところである。

現在、営利的活動に資するという理由から、生涯学習センター、公民館等の情報コーナーに民間教育事業者のパンフレット等を置かない取扱いをしている教育行政機関もある。しかし、住民は官民の区別なく幅広い学習情報を求めているところであり、このような住民のニーズに答えていくためには、民間教育事業者の情報も積極的かつ幅広く公平に収集し、学習希望者からの求めに応じて提供できるようにしていく必要がある。

また、住民の生活圏の拡大等の状況を踏まえ、近隣の市町村の情報についても、収集・提供していくことが望まれる。

【事 例】大阪府立文化情報センター

- ・大阪市北区中之島の民間オフィスビルの中に開設したセンターであり、財団法人大阪府文化振興財団が管理運営を受託している。
- ・センターでは、情報誌等の民間情報を積極的に受け入れ、府民に提供しており、提供した学習情報の約60%が民間情報である。

青森県民教育事業者協会「学遊トピアあおもり」

- ・15のカルチャーセンター等により構成される青森県民間教育事業者協会が、生涯学習ガイドブック「学遊トピアあおもり」を作成し、販売している。
- ・ガイドブックは、あおもり県民カレッジに参加している事業を全て掲載しており、民間教育事業者により提供される教室・講座のみでなく、教育委員会・公民館の講座も含まれている。

岐阜県川島町情報誌「こころのプロムナードL&I」

- ・川島町ほんの家(町立図書館)にて情報誌「こころのプロムナードL&I」(月刊)を発行し、登録者に年500円で頒布。
- ・内容は、近隣の市町村の公、私立美術館、博物館の展示情報、市民会館のコンサート情報等を、新聞切り抜きやポスター等から収集。

イ コンピュータシステム等を利用した学習情報提供

幅広く多様な学習情報を迅速・的確に提供するため、都道府県と市町村等が連携・協力し、コンピュータ等を利用した学習情報提供システムの開発・運用が進められている。

この中で、民間教育事業者の情報については、①行政の開発・運用するシステムの中に営利性を持つ民間教育事業者の情報を含めて提供することが不適當である、②民間教育事業者の情報に関して問題が生じた場合に行政が責任を問われるのではないかと、といった懸念に加えて、③システム管理者である教育行政機関自らが多量で広範な民間教育事業者の情報を一元的に収集・整理しデータベースに入力することは困難であるという問題点もあり、実際に民間教育事業者の情報を取り入れている例は少ない。

しかしながら、これらのコンピュータシステム等の整備の目的は学習者の自主的な学習活動を支援することである。学習者は公共・民間を問わず幅広い学習情報を求めていることから、これらのシステムの開発・運用に当たっては、民間教育事業者の情報も含めて取り扱っていくことが望ましい。

また、提供した情報に関する責任の所在については、情報提供の際に必ず画面に明記する等、利用者に明らかにしておくことが重要である。

さらに、今後は、民間教育事業者等が自ら行う情報提供との連携や、民間教育事業者の端末機から直接情報を入力・更新できるような仕組みを設けるなど、運用上の工夫を行うことにより、最新の民間情報がコンピュータシステムにより提供できるようにしていくことが望まれる。

【事 例】神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」

- ・神奈川県生涯学習情報センターが運営しているシステムであり、民間の大学・短期大学、専

修学校、各種学校、カルチャーセンターの教室・講座の情報も収集しており、インターネットを通じて検索することができる。

- ・情報収集については発生源入力を原則としており、カルチャーセンター等の情報については各事業者からインターネットを通じて直接オンライン入力可能な他、フロッピーでの提供も受けている。

③ 民間（企業）の協力を得た事業

教育行政機関が行う学習機会の提供や生涯学習に関する啓発・普及事業において、民間教育事業者と連携して事業を行うことは、住民に提供する学習機会を充実させ、多様な学習需要に応えるために有効な手段である。

この連携の形態としては、例えば次のようなものがある。

ア 教育行政機関の実施する講座など学習機会提供事業における民間教育事業者との協力

- ・講師、講演者など人材面での協力を民間教育事業者から受ける。
- ・教材や機器の提供を民間教育事業者から受ける。
- ・教室・講座を民間教育事業者の施設を借りて実施する。

【事 例】新潟県新発田市生涯学習センター「もしもピアノが弾けたなら」

- ・(株)ヤマハとわたじん楽器（楽器店）と連携し、成人の初心者向けのピアノ教室を実施。
- ・楽器店からはピアノの貸出を受ける（有料）とともに、講師を紹介してもらっている。
- ・受講料でピアノ借料、講師料等の費用を全て賄っている。

静岡県教育委員会「ふじのくにゆうゆうクラブ」開設事業

- ・休業土曜日に実施している児童生徒向けの遊びを通じた体験活動等の事業の一部について、(株)エンチョーの協力を得て、「創る楽しさDIY」と題する工作教室を開設。
- ・企業からは、講師の派遣、ノウハウ・会場の提供等を受けている。

イ 教育行政機関の実施する生涯学習フェスティバルなど生涯学習に関する普及活動における協力

- ・展示会への出展などへの民間教育事業者の参画
- ・事業の企画・運営に係る協力
- ・広報宣伝活動などにおける協力

【事 例】北海道生涯学習フェスティバル

- ・平成7年度全国生涯学習フェスティバル（札幌市で実施）の翌年から、年1回（平成8年度旭川市、平成9年度函館市）「北海道生涯学習フェスティバル」を実施。
- ・全国生涯学習フェスティバルと同様に、民間企業等からの出展を含む生涯学習見本市を行っている。

④ 公立生涯学習施設の運営委託等

ア 講座等の委託

民間教育事業者の教室・講座等の企画・実施能力に着目して、教育行政機関からカルチャーセンター等に対して、教育・講座の実施を委託する取組がいくつか見られるようになってきている。

公的施設を使用することにより、カルチャーセンター等の民間教育事業者が提供する多様なプログラムが比較的安価で住民に提供できること、住民への広報・情報提供が円滑に行えることなど、民間教育事業者にとっても、住民にとってもメリットが大きい連携方法であり、行政のスリム化にも資するものと考えられる。

各教育行政機関においては、先行事例等を参考に、受託業者の決定に当たって入札等の公平・公正な方法をとる等委託のルールづくりを進め、積極的にその導入を検討することが望まれる。

【事例】東京都荒川区町屋文化センター

- ・(株)読売・日本テレビ文化センターに委託して40～50のカルチャー講座を実施。公共施設を使用する分講習料は廉価になっている。
- ・講座の企画、チラシ等の作成、受講生の受付その他の講座の運営は同社が行う。
- ・委託者は、受講料等を徴収した上で、受講料等相当額を委託料として同社に支払う。同社は講座の運営に係る費用を負担するほか、教室使用料等を支払っている。

東京都千代田区「子ども体験教室」

- ・小・中学生を対象とする「子ども体験教室」の運営を、野外活動等を専門的に企画・実施する民間企業である(株)ノッツに委託して実施。
- ・(株)ノッツは、教室の企画、指導者・会場の選定その他の事業運営を担当。
- ・千代田区は、事業の経費を負担するほか、広報、受付業務を実施。

イ 第3セクターによる事業実施

行政の100%出資により財団法人等を設立し、生涯学習関連施設の運営や教室・講座を委託して実施していく例は、全国的に多く見られる。これらは、行政が直轄で行うよりも弾力的に事業運営ができる等のメリットがあるが、大抵の場合、職員の多くは行政からの派遣や行政職員のOBが務めるなど、民間の発想、ノウハウを生かした事業実施がなされているとは言い難い。

そこで、民間の発想、ノウハウを十分に生かしていくためには、まだ稀にしか見られないところであるが、行政と民間との共同出資による第3セクターをつくり、そこで教室・講座等を実施していくことが有益であると考えられる。

【事例】山形県天童市市民プラザ

- ・天童市市民プラザの管理運営を、第3セクターである(株)スポーツクラブ天道に委託し、同社は様々な文化・スポーツ教室・講座を実施。
- ・講座の企画、チラシ等の作成、受講生の受付その他の講座の運営は同社が行う。受講料等も同社が徴収し、講師謝金等に充当している。
- ・天童市は、市民プラザの管理運営に係る人件費、事務費等を委託料として同社に支払っている。

福岡県宗像市宗像文化サークル

- ・公共施設である宗像ユリックスを会場に、第3セクターである(株)西日本新聞TNC宗像文化サークルが、様々な文化・スポーツ教室・講座を実施。
- ・会員制をとっており、宗像市以外の者も入会、受講することができる。

ウ 民間教育事業者への公民館の貸出

実態調査によると、体育館や文化会館等のスポーツ・文化施設の民間教育事業者への貸出は一般的に行われているものの、公民館の貸出は進んでいない。

一方で、民間教育事業者の教育行政機関に対する要望の中では、「行政の所管する施設をもっと開放してほしい」とするものが多く見られる。

前述のとおり、平成7年9月の生涯学習局長通知「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」において、公民館の民間教育事業者への貸出が認められることは既に明確になっている。

民間教育事業者への貸出は、単に事業者の要望に答えるだけでなく、公民館に多様な学習メニューが用意されることにより、住民のニーズに応えられることともなる。また、民間教育事業者の学習プログラムや運営方法等を参考にしていくことは、公民館の活動の活性化につながることも期待される。

今後、教育行政機関は公民館施設の民間教育事業者への使用許可をより積極的に進めるべきである。

【事例】青森県十和田市東公民館「民間教育事業者による講座」

- ・公民館が、民間の講師からの講座開設申請を受けて、教室の使用許可を行うことにより、「民間教育事業者による講座」を開設している。
- ・民間の講師は、受講者の募集、受講料の徴収等講座の運営を行うとともに、公民館の使用料を支払う。
- ・公民館は、講座一覧を作成し、「生涯学習広報」、「市広報」等で全体的な広報を行っている。

⑤ その他

以上のほか、民間教育事業者の企画・実施する講座に行政が協力するなど、各地域の特色を生かした斬新なアイデアによる連携形態が生まれてくることが望まれる。

【事例】NHK青森文化センター「ふるさと町村めぐり」講座

- ・NHK青森文化センターの主催により、月1回程度、青森県内の町村をバスで訪問する講座を実施。
- ・訪問先の町村が町村内の巡回コースを設定するとともに、役場の職員が名勝・施設等を案内・説明する。

(2) 連携のための手順・方法等

これまで民間教育事業者との連携の事例をあげてきたが、連携事業等は直ちにできるわけではなく準備や手順が必要とされる。そこで連携を成功させるための働きかけの方法などその手順について

て述べることにする。

なお、教育行政機関が具体的に連携を進めるに当たっては、各地域の実情を踏まえ、学習者である住民のニーズに沿ったものとするよう留意していく必要がある。

① 教育行政機関の職員の意識改革

民間教育事業者との連携を成功させる第一歩は、教育行政機関側が民間教育事業者をイコールパートナー、すなわち同等の立場で相談・折衝しあう相手方として考えることである。

生涯学習事業における行政と民間との関係は、法律に基づく許認可のように行政側に一定の権限があるものではない。しかし、行政職員の中には民間教育事業者に対して、行政が指導するといった意識・態度で接する場合がありますと指摘される。このような意識が残っている間は連携はうまくいかない。

当たり前のことであるが、教育行政機関側から依頼する場合には民間教育事業者を訪問して説明する意識を持つことから連携はスタートするのである。

② 民間教育事業者との連携窓口の設定

民間教育事業者が教育行政機関との連携を進めようとする際に、行政のどの窓口で相談したらよいかわからない場合がある。また、いわゆる「たらい回し」をされ、結局相談することすらできなかつたといった事例も指摘される。

このようなことのないよう、教育行政機関においては民間教育事業者との連携窓口を定めて、広く民間教育事業者に広報していく必要がある。連携窓口においては、民間教育事業者からの相談を統一的に受け付け、他に適切な担当部局がある場合にはそちらに紹介するとともに、担当部局が定まらないような場合には自ら詳細に相談に応ずる「スイーパー」としての役割を果たすことが期待される。

③ 情報の収集

民間教育事業者の情報、つまり、どのような組織、ノウハウ等を持っているのか、どのような事業を実施しているのか、さらにどのようなものを求めているのかを把握することは、連携を進めるためには不可欠なことである。

教育行政機関においては、民間教育事業者との連携窓口が中心となって、高くアンテナを掲げて、連携の種となるような情報を収集・整理していく必要がある。

また、様々な機会を捉えて民間教育事業者と面談し、直接に行政に対するニーズ等を把握するよう努めることが必要である。

生涯学習フェスティバル等の啓発事業や、[子どもと話そう]全国キャンペーン等、教育行政機関から民間教育事業者に参加・協力を呼びかける場合があるが、これらを情報収集のきっかけとしていくことも有効な方法である。

④ 連携の企画の提案

教育行政機関が連携事業等を企画する場合には、まず、その連携が住民の生涯学習の振興に寄与するように工夫していくこととなる。しかし、民間教育事業者には、教育行政機関と連携しなければならない絶対的な理由があるわけではないので、住民や教育行政機関側のメリットを説明

するのみでは民間教育事業者を動かすことはできない。

したがって、連携事業を行政から提案する場合には、住民・行政のメリットのみでなく、民間教育事業者の側にも事業の活性化、広報、イメージアップその他においてメリットがあるような連携事業の企画を立て、それを相手に伝え、理解してもらうことが必要である。

そのためには、民間教育事業者に関する情報を的確に分析し、従来にない新しい発想・企画をし、企画を民間教育事業者側に説明・表現していく能力・ノウハウが必要となる。

⑤ 連携事業の実施と反省

以上のような手続を経て事業を実施した場合には、次の連携への参考とするためにも、常にその成果を評価・反省し、連携に至る手続などまで含めて事業の報告をとりまとめておく必要がある。

これらの報告・記録により、連携のノウハウ等を蓄積するとともに、新たに生涯学習行政を担当することとなった者に継承し、継続的・安定的に連携事業を実施していくことが重要である。

4 関係者への期待

本調査研究協力者会議では、以上のとおり教育行政機関と民間教育事業者との連携に関して、その課題や連携を促進するための方策について検討してきた。

最後に、教育行政機関と民間教育事業者の連携が進み、人々の生涯学習がさらに充実するよう、今後の課題等について関係者への期待を述べて結びとしたい。

(1) 国へ

① 全国の教育行政機関への呼びかけ

地方分権の時代において、国の役割は補助金等の支出等による援助ではなく、全国的な方針の提示や各地域からの相談に応じ、必要な情報を提供することに重点を移してきている。

民間教育事業者との「連携」の推進は、まさに今後の生涯学習行政の方向性を示すものである。文部省は、本報告の趣旨を生かして、全国の教育行政機関に対して、民間教育事業者との連携の必要性、効果、具体的方策・手順等について周知徹底するとともに、民間との連携の進め方や問題点等について、全国の都道府県・市町村からの相談に応ずる体制を整備すべきである。

② 連携に関する事例集の作成・配布

民間教育事業者との連携は、一定の制度に基づくものではないことから、全国の教育行政機関の「事例集」に対するニーズは極めて大きい。

文部省は、様々は連携形態について、さらに具体的かつ詳細な内容や効果に関して調査を実施し、連携の成功例、失敗例、連携の障害となったもの、学習者側の反応などを含む全国的な連携の事例を収集・整理した事例集を作成し、それを広く関係者に提供していくことが必要である。

③ 全国レベルでの連携の一層の推進

文部省では、平成6年から民間教育事業者の全国団体等により組織される「民間営利社会教育事業者団体等事務連絡協議会」（民事協）を組織し、定期的に情報交換を行ってきているところで

あるが、今後、民事協独自の事業を実施するなど、その活動を一層活性化することが望まれる。

例えば、第10回を迎える全国生涯学習フェスティバルにおいて、民間との連携等をテーマとする企画等の充実を呼びかけていくことなどが考えられる。

④ 生涯学習を振興する特定地域構想の推進

生涯学習振興法に基づく地域生涯学習振興基本構想は、都道府県が民間教育事業者等との連携の下、特定の地区において様々な民間教育事業者の一層の活用を図ることにより、その地区を中心とした広範囲の地域における生涯学習の振興を図ろうとするものであり、平成8年4月に広島県の作成した構想が承認されたところである。

しかし、この法律に基づく基本構想は規模等の面から大都市以外では取り組みにくい面もある。そこで、より小規模な地域においても、住民の学習活動の振興と通じた地域コミュニティの再構築や地域振興を促進することができるよう、特定の地域において、民間の事業者等と連携した生涯学習関連事業を重点的に実施する場合、当該地域を国が指定して一定の支援措置を行うモデル事業の実施を検討すべきである。

(2) 全国の教育行政機関へ

① 民間教育事業者との積極的な連携

繰り返しになるが、「連携」は、生涯学習行政の中心的なキーワードである。本会議としては、連携に消極的な教育行政機関は、生涯学習の時代から取り残されていくと指摘したい。

都道府県・市町村の教育委員会や公民館などの施設をはじめとする教育行政機関においては、民間教育事業者との連携を生涯学習行政の中核に位置づけるとともに、民間教育事業者は多様な学習機会を提供する上でのパートナーであると認識し、本報告の趣旨や報告内で触れた事例等を参考に、連携施策を積極的に進めていただきたい。

また、町村部等においては、住民の多様なニーズに応えるため民間の教育事業者の活動に期待されるものの、現実には民間教育事業者が十分な活動を行っていない場合もある。このような場合には、地域の実情に応じて、民間教育事業者の活動を支援・育成していくことも必要であろう。

② 民間を含めた広域学習サービスの充実

多様化・高度化する住民の学習ニーズに、各市町村が単独で対応していくことは困難となっており、都道府県が中心となっており、又は近隣市町村が協力して、市町村の行政区域を超えた広域的な学習サービスを提供していく体制を整備していくことが課題となっている。

地域の状況によっては、採算性等の面から市町村単独では民間教育事業者との連携を進めにくい場合もあるが、このような広域的な対応の中であれば、連携をより積極的・効果的に進めることが可能となると考えられる。

各地域において民間教育事業者との連携を含めた広域学習サービスの体制の整備を推進していただきたい。

③ 連携のコーディネーターとしての役割の重視

教育行政機関は、民間教育事業者との連携を進めることにとどまらず、行政内の他部局、大学等の高等教育機関、関係団体、NPO等の連携を促進する必要がある。そして、教育行政機関の

有する情報や企画力を生かして、例えば民間教育事業者相互や民間教育事業者と大学などの連携の橋渡しをするなど、生涯学習振興のコーディネーターとしての取組を強化してほしい。

(3) 幅広い民間教育事業者へ

① 民間教育事業者としての自覚

本報告では、「民間教育事業者」という言葉を、カルチャーセンター、民間社会通信教育等の教育事業を主たる目的とする事業者に限定せず、個人事業者や書店、楽器店、CDショップ、スポーツ用品店をはじめとする、教育・文化・スポーツ等生涯学習に関連する取組を行う全ての事業者・企業を含む幅広いものとして使用した。

これは、これらの幅広い事業者全てが生涯学習振興のための連携の対象だということを明確にしたかったからである。

民間事業者・企業においては、行政との連携を進める前提として、自らが行政との連携の対象となる「民間教育事業者」として生涯学習振興の一翼を担っているという自覚をもっていただきたい。

② 連携への積極的な取組

行政の敷居は高いという声をよく聞くところであるし、実際に、そのようなケースもままあったところであるが、生涯学習の流れの中で行政の意識も変わりつつあるのも事実である。

民間教育事業者においても、行政は駄目だと決めつけることなく、行政の側から連携の提案があった場合には検討いただくとともに、教育行政機関への要望・提案等を積極的に行い、それらを連携に向けた協議、さらには具体的な連携の展開につなげていくようにお願いしたい。

③ 事業者団体の結成等

民間教育事業の健全な発展を促進する観点から、事業者団体の結成など事業者同士の連携を進め、事業者間での情報交換や、適正な契約等についての自主的なルールづくり等を進めることが望まれる。これは、行政との連携の一層の円滑化やその分野の民間教育事業者の社会的な評価の向上にもつながるものである。

23 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について

〔平成10年9月17日〕
〔生涯学習審議会答申〕

はじめに

本審議会は、平成9年6月16日、文部大臣から「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」諮問を受け、その後社会教育分科審議会において、今後の社会教育施設の運営体制の在り方、社会教育指導体制の在り方、その他社会の変化に対応した今後の社会教育推進上の課題について審議を

行った。審議に当たっては、地方公共団体、社会教育関係団体からヒアリングを行うとともに、平成10年3月に中間まとめを公表することにより、できるだけ多くの関係者からの意見を参考にしよう努めてきた。このたび、この審議の結果を、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申として取りまとめた。

社会教育法をはじめとする社会教育関係法令が戦後間もなく制定されて以来、地域における学習活動の基盤である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実や社会教育指導体制の整備など、我が国の社会教育行政は着実に進展してきた。こうした中で、社会教育行政は制度発足以来50年近くを迎えようとしているが、今日、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。また、地方分権等を推進していく見地から、社会教育行政について、種々の指摘がなされている。このような状況を踏まえ、社会教育関係法令の見直しを含め、今後の社会教育行政の在り方や具体的方策について検討する必要がある。

本審議会は、今後の社会教育行政において重要となる観点として、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政、地域社会及び家庭の変化への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応を指摘するとともに、社会教育行政の今後の展開として、地方公共団体の自主的な取組の促進、社会教育行政における住民参加の推進、ネットワーク型行政の推進、学習支援サービスの多様化等を提言した。

地域における社会教育活動を振興していくためには、住民一人一人が社会教育活動や社会教育行政に積極的に参画していくことが大切であり、それぞれの地域において自由に関連な社会教育行政を展開していくことが必要である。本審議会はこうした考えに基づき、この答申をまとめたものであり、住民参加の下で魅力ある社会教育行政が行われ、活力のある地域づくりにつながることを期待するものである。

第1章 社会教育行政の現状

1 社会教育法等の制定と改正の経緯

我が国の社会教育行政は、戦後間もなく制定された社会教育法、図書館法、博物館法、青年学級振興法等の社会教育関係法令に加え、学校教育、社会教育を通じ、生涯学習の振興を目的とした生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律等にととって行われている。その特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重し、行政の役割は主としてそれを奨励、援助すること、また、社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考えが取り入れられていることなどが挙げられる。

昭和24年6月に社会教育法が制定され、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、地方公共団体（都道府県及び市町村の教育委員会）の社会教育に関する事務、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、社会通信教育など社会教育全般にわたって規定が整備された。その後、昭和25年4月に図書館法が、昭和26年12月に博物館法が制定され、その目的、事業、職員、国の補助などについて定められた。博物館法においては、行政が奨励、援助する対象を明らかにするため、博物館の登録制度が設けられた。また、青年学級については、その全国的な普及に伴い、国及び地方公共団体の援助が求められたことから、昭和28年8月に青年学級振興法が制定された。そして昭和59年に設置された臨時教育審議会における数次にわたる答申等を受けて、平成2年6月に広く学校教育、社

会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興を目的として、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下、「生涯学習振興法」という。）が制定された。社会教育法は、制定後、数回にわたり一部改正が行われた。大きな改正としては、昭和26年3月における社会教育主事等社会教育関係職員の充実を期するための規定の追加と、昭和34年4月における社会教育関係団体に対する補助金支出禁止規定の削除などがある。また、博物館法については、昭和30年7月に学芸員の資格認定制度の導入及び博物館相当施設の指定制度などを追加する改正が行われた。

こうした法律の整備と並んで、臨時教育審議会、中央教育審議会、社会教育審議会、生涯学習審議会等において、社会教育に関する様々な答申及び建議が行われ、それぞれの時期における施策推進上の指針として重要な役割を果たしてきた。中でも、昭和46年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」は、社会的条件の変化によってもたらされている社会教育の課題を踏まえ、社会教育の内容、方法、団体、施設、指導者の各項目について、社会教育が担うべき役割とその基本的な方向を指摘するとともに、社会教育行政の役割と当面する重点事項について提言し、その後の社会教育行政に大きな影響を与えた。

社会教育法等に規定されている社会教育行政の特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重しつつ、行政の役割は主としてそれを奨励、援助することにあるとしていること、また、特に社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考え方が取り入れられていることなどが挙げられる。

2 社会教育行政の組織と運営

地方公団体の社会教育行政は、教育委員会が所管しており、その事務局に社会教育を担当する課等が設置されるとともに、社会教育主事等の社会教育関係職員が置かれている。また、教育委員会は公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を設置・管理し、それらの施設には、館長その他の職員が置かれるとともに、その運営に関する審議会・協議会等が置かれ、その運営に住民の意思が反映されることとされている。

社会教育における中立性の確保は極めて重要であり、その行政の執行に当たっても、特定の党派的、宗派の影響から中立性を確保する必要がある。このような趣旨から、社会教育行政は、地方公共団体において首長から独立した行政委員会である教育委員会が所管している。教育委員会の事務局には、社会教育の担当課等が置かれているが、その態様は、例えば、社会教育課という一つの課を設けている地方公共団体や、生涯学習課の中に社会教育係を設けている地方公共団体など様々である。

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置き（1万人未満の町村は設置義務が猶予されている。）、社会教育主事補を置くことができるとされている。社会教育主事の職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることであり、社会教育主事補の職務は、社会教育主事の職務を助けることである。また、市町村における社会教育行政体制の充実強化を図るため、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて、社会教育主事を派遣する制度が定着しているところである。社会教育主事の設置率（派遣社会教育主事を含む。）は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約91%となっている。社会教育主事は、社会教育行政の中で重要な役割を担っており、生涯学習が盛んになるにつれて、ますますその役割は大きくなっている。

また、同法第15条第1項の規定により、地方公共団体に、社会教育委員を置くことができるとされ

ている。社会教育委員は、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほかに、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることなどがある。社会教育委員の設置率は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約99%となっている。しかし、社会教育委員制度は、一部例外はあるものの、その運用が活発に行われているとは言えないのが現状である。

教育委員会は、公民館（市町村のみ）、図書館、博物館等の社会教育施設を管理・運営している。公民館においては、その職員として館長、主事等が置かれ、館長の諮問に応じて公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する機関として、公民館運営審議会が置かれている。図書館には館長、司書等が博物館には館長、学芸員等が置かれるとともに、施設運営に住民の意志を反映させることを趣旨として、図書館協議会、博物館協議会が置かれている。社会教育施設数は、平成8年10月1日現在、公民館が1万7,819館、図書館が2,396館、博物館（博物館相当施設を含む。）が985館、青少年教育施設が1,319施設、婦人教育施設が225施設などとなっている。

平成7年度間の施設の利用状況（延べ数）を見ると、公民館においては、団体利用が約199万団体、約1億8,442万人、個人利用が約2,302万人であり、図書館においては、帯出者数が約1億2,001万人であり、博物館においては、入館者数が約1億2,407万人である。

近年、ボランティアの活動が社会教育施設の運営において重要になってきている。ボランティアの活動状況（延べ人数）をみると、公民館が約138万人、図書館が約26万人、博物館が約11万人、青少年教育施設が約14万人、婦人教育施設が約6万人などとなっている。

また、生涯学習の振興に関する審議機関としては、生涯学習振興法第10条の規定により、文部省に生涯学習審議会が設置され、その分科会として社会教育分科審議会が置かれている。都道府県については、同法第11条の規定により、都道府県生涯学習審議会を置くことができるとされており、平成9年4月1日現在、33都道府県において設置されている。

第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向

1 地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

戦後の著しい経済発展等をもたらした人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は、物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めている。社会教育行政が、このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するためには、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習情報の提供等を通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進する役割を果たしていく必要がある。

戦後の著しい経済発展、科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られる。人々の生活水準は向上し、自由時間も増大している。人々は物質的な面での豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現などを求めている。このような状況の中で人々は、高度で多様な学習機会を求めようになっている。また、近年、産業構造が急激に変化しており、継続的に知識・技術を習得することが必要になるとともに、転職等人材の流動化も高まり、リカレント教育の

必要性とその充実が一層強く求められている。さらに、単に学習するだけでなく、その学習成果を地域社会の発展やボランティア活動等に生かしたいと考える人も多くなってきている。

戦後の社会教育行政は、初期における勤労青少年に対する教育機能、地域住民に対する生活文化や教養の向上、女性の地位向上と社会参加の促進、高齢者に対する生きがいづくりなどを中心的な目的においた社会教育を展開してきた。例えば、市町村にあっては、公民館を中心として学級・講座等の事業を実施し、学習グループの育成等に努めてきた。しかしながら、前述したような学習ニーズの多様化・高度化の中で、公民館における学級講座等、行政が自ら提供する学習機会だけでは、住民の学習ニーズに十分には対応することができなくなっている。今後の社会教育行政は、このような多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するため、大学等高等教育機関や民間教育事業者、企業の人材や学習資源を活用しながら豊かな学習機会の確保に努めるとともに、学習情報の提供等を通じて、住民自身の学習意欲と自由な創意・工夫を生かした学習活動を支援し、促進する視点を重視すべきである。

2 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大、社会・経済の変化に対応するための学習の必要性の観点から、生涯学習社会の構築に向けて教育改革の努力が進められている。社会教育はその中で重要な位置を占めており、社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たさなければならない。今後の社会教育行政は、学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めていかなければならない。

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や、社会・経済の変化に対応するための生涯学習の必要性の観点から、昭和60年6月の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第一次答申」において、学校中心の考え方から脱却して、生涯学習体系への移行が提言された。また、平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は、基本的考え方として、今後、人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指すべきであるとした。

生涯学習活動は、広範な領域において行われており、社会教育活動の中で行われるものに限定されるものではないが、社会教育活動は、幼児期から高齢期までの生涯にわたり行われる体育、レクリエーションまでをも含む幅広い活動であり、社会教育活動の中で行われる学習活動が生涯学習活動の中心的な位置を占めると言える。このような観点から、社会教育行政は、生涯学習社会の構築を目指して、その中核的な役割を果たしていかなければならない。

これからの社会教育行政は、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応することを基本として、生涯学習社会の構築に重要な役割を果たさなければならない。今日、住民の行う学習活動は広範多岐にわたって行われていることから、教育委員会の社会教育行政だけでは住民の学習ニーズに対応する施策の推進が困難となってきている。このため、文部省においては他省庁及び民間の活動と、教育委員会の社会教育部局においては学校教育部局、首長部局及び民間の活動などと連携しつつ、幅広い視野に立って社会教育行政を展開することが不可欠となっている。

3 地域社会及び家庭の変化への対応

地域社会や課程の環境が変化し、住民の地域社会の一員としての意識や連帯感が希薄化するとともに、家庭の教育力も低下している。完全学校週5日制への移行、学校のスリム化に伴い、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなっており、社会教育行政は、地域社会の活性化と地域教育力向上に取り組むとともに、家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要となっている。

都市化、核家族化、少子化の進展や産業構造の変化等に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化した住民の地域社会の一員としての意識や連帯感も希薄化してきていることに伴い、地縁的なつながりの希薄化の中で、家庭の孤立化も進んでいる。

親が子どもに対して行う家庭教育は、本来、親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものである。今日、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、多くの親が子どものしつけや教育に対する悩みや不安を抱えており、育児に対する自信喪失とともに、本来家庭において行うべき教育を学校等の外部機関にゆだねる傾向が見られるなど、家庭の教育力が次第に低下してきている。このような低下した家庭の教育力を回復していくためには、行政は積極的に家庭教育に対する支援を充実していくことが強く求められている。学校、家庭、地域社会が連携し、これらのバランスのとれた教育の推進を図るため、完全学校週5日制への移行や学校のスリム化が進められる中、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなってくる。地域と家庭の教育力の向上を図りつつ、青少年の健全な育成に地域全体で取り組んでいく必要がある。

地域の教育力の活性化のためには、地域社会自体が活性化されていなければならない。このためには、地域の住民が、地域社会が自らの生活基盤であるとともに住民自身が地域の構成員であるという意識を培っていくことが重要である。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きい。今後の社会教育行政は、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとづくり、まちづくりなど地域に親しみを持てるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興などに努める必要がある。また、地域社会はボランティア活動を含め、地域住民の経験、技術を生かせる場でもある。豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者や学習活動で実力を身に付けた地域の人材が、こうした社会教育活動の中で活躍できるようにすることも必要である。

なお、最近、青少年を巡る悲しい出来事が続いている。ゆとりのなさがもたらす青少年のストレス、倫理観の欠如、生命に対する認識の希薄化、青少年非行の低年齢化・凶悪化など、青少年を巡る諸問題は、大人社会の在り方や近時の青少年を取り巻く環境の変化と密接な関係にあり、抜本的な対策が必要であって、対症療法的な取組で解決できる問題ではない。

平成10年6月30日に、中央教育審議会は「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機」として「幼児期からの心の教育の在り方について」答申した。また、本審議会において「青少年の生きる力を育む地域社会の環境の充実方策」について、別途審議を行っているところであり、こうした答申等の結果を踏まえて施策の充実を推進する必要がある。

4 地方分権・規制緩和の推進

地方公共団体が、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを住民に提供するためには、その

自主的な判断の下に、住民の意思を十分に踏まえた事業を展開できる環境の整備が不可欠であり、規制の廃止、基準の緩和、指導の見直し等、地方分権を一層推進していく必要がある。

地域にはそこで生活する住民がいて、地域固有の課題や学習資源が存在する。そこで行われる社会教育としての取組は、それぞれの地域の歴史、風土、産業、人口構成などを反映して行われる。今後、地方公共団体が、地域の状況に応じた自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業を展開することができるよう、国の規制等の廃止ないしは緩和など、地方分権の一層の推進が求められている。

現在、地方分権推進委員会を中心に、政府全体として地方分権の推進に総合的に取り組んでいる。もともと戦後の社会教育行政制度は、地方分権の考え方に立ち、また、公民館運営審議会の設置をはじめとして住民が社会教育施設の運営に参加する仕組みを持つなど、今日においても先進的な考えを持って整備されたものであると言える。しかしながら、住民自治の考え方に基^がづく制度でありながら、その定め方が固定的・画一的であることもあって、住民参加の仕組みが形骸化したり、地域の特色が生かせなくなっている場合が少なくない。地方公共団体が、自主的な判断の下、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを地域住民に提供するため、社会教育行政制度における規制の廃止、基準の緩和、指導の見直しなど地方分権、規制緩和の観点からの改革を積極的に進めることが必要である。

また、活力ある社会教育行政は、そこに暮らす住民の意思と責任において確保していくものであり、地域づくりへの住民の主体的な取組を促すためにも、その政策形成過程に地域住民の広範な参画を促進する必要がある。

なお、地方分権推進委員会の第2次勧告(平成9年7月)の中で、「必置規制の廃止・緩和とは…(略)…現に地方公共団体が業務を行っている職員の職や行政機関等の廃止を推奨するものではない。むしろ必置規制の廃止・緩和が行われることにより、地方公共団体としては、より適切な形で職員や行政機関等を設置することができるようになるものである。」「必置規制が廃止・緩和されたとしても、地方公共団体が必要な行政サービスの低下を招くようなことがあってはならず、職員や組織の硬直的な設置義務付けを見直し、柔軟な設置を可能とすることにより、それぞれ異なった社会経済条件、地理的条件の下に置かれている地方公共団体が地域の実情に最もふさわしい体制で行政サービスを提供することができるようになり、そのことが機動的で充実したサービスの提供、即ち行政の質の向上にもつながるものである。」と指摘していることは重要であり、特に留意する必要がある。

5 民間の諸活動の活発化への対応

民間の社会教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っている。これからの社会教育行政は、これら民間活動についての環境整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとするNPOを含め、民間団体との連携協力を進めることが必要である。

民間の社会教育活動が未発達な状況においては、社会教育行政が、住民の社会教育活動の先導的役割を果たしてきた。しかしながら、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、民間教育事業者等、社会教育分野における民間の諸活動が活発化しており、こうした民間活動を視野に入れ、それと連携しつつ社会教育行政を展開する必要がある。

特に都市部においては、民間教育事業が発達し、社会教育における重要な役割を占めるようになって

てきている。また、ボランティア活動も活発化するなど、社会教育活動の領域がこれまで以上に拡大している。従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあっては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献し得るよう環境を整備していくことが必要である。

第3章 社会教育行政の今後の展開

第1節 地方分権と住民参加の推進

1 地方公共団体の自主的な取組の促進

地方公共団体が、地域の特性と住民ニーズに的確に対応した社会教育行政を展開するために、国の法令、告示等による規制を廃止・緩和する。また、地方公共団体の主体的な行政運用に資するよう、社会教育施設の運営等の弾力化を進める。

(1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和

○ 公民館運営審議会の必置規制の廃止と地方公共団体の自主的判断の反映

社会教育法第29条第1項の規定により、公民館に公民館運営審議会を置くこととされている。公民館運営審議会は、公民館の運営に住民の意思を反映するための組織であり、戦後の公民館の発展期において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、住民の意思を反映させる方法については、公民館運営審議会が必ずしも十分に機能しているとは言えないところもあり、地方公共団体が地域の実情に応じてその反映方法を考え、決定できるようにすることが、実質的にその趣旨をより徹底できるものと考えられる。また、同法第30条の規定により、公民館運営審議会の委員構成として、学校の代表者や、社会教育関係団体の代表者などが規定されており、結果的に選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向になるなど、地域の実情、住民の意思を踏まえた運営という観点から見て、これらの規定は、現時点では必ずしも適切とは言えない。

今後は、公民館運営審議会の設置を任意化することとし、その委員構成等についても地域の実情に応じて決めることができるよう弾力化するとともに、地方公共団体の自主的な判断の下に、公民館運営審議会以外の方法による住民の意思の反映の仕組みをも探り得るようにすることが適当である。

○ 公民館長任命の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務の廃止

社会教育法第28条第2項の規定により、公民館長の任命に際して、事前に公民館運営審議会の意見を聞くことが義務付けられている。しかしながら、事前に公民館長という公務員の人事を公民館運営審議会にかけ、意見を聞くことは事実上困難を伴うという実情にあることや、上記のように公民館運営審議会の必置規制を廃止すること等にかんがみ、意見聴取義務を廃止することが適当である。

○ 公民館の基準の大綱化・弾力化と公民館長、主事の専任要件の緩和

「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)は、社会教育法第23条の2第1項の規定に基づき定められている。この基準においては、公民館の設置運営に必要な基準として、必

要な施設、設備、職員等が細かく規定されている。しかしながら、公民館は地域に密着した活動が求められる施設であり、画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないことから、今後、こうした基準については、公民館の必要とすべき内容を極力大綱化・弾力化するよう検討する必要がある。

現在、同基準第5条第1項の規定において、公民館には専任の公民館長及び主事を置くことが定められている。公民館長や主事は、公民館の運営において極めて重要な役割を担っており、地域の実情を踏まえ、かつ視野の広い特色ある公民館活動を展開するためには、広く優秀な人材を館長及び職員に求めることが必要であり、基準の大綱化・弾力化を進める中で、この専任要件を緩和することが適当である。

○ 国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件等の廃止

図書館法第13条第3項に、国庫補助を受ける図書館においては、当該図書館長は司書となる資格等を有する者でなければならないと規定されている。また、同法第19条の規定により、国庫補助を受けるための最低の基準を文部省令（図書館法施行規則）で定めることとされており、同施行規則第2章において、図書館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準が規定されている。

図書館長は図書館についての高い識見を持つことが求められるのはもとより当然であるものの、司書の資格は有していないが識見、能力から図書館長にふさわしいと言える人材を登用する場合も考えられる。また、館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準については、国庫補助を受けるための昨今の基準として規定されたものであるが、図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることなどから、法律に基づく一定の基準を設け、それに適合しなければ補助対象とすることができないとする制度は今日必ずしも適当とは言えない。以上の観点から、同法第13条第3項及び第19条、同施行規則第2章の規定は廃止することが適当である。

なお、同法第19条の規定を廃止することとの関連で、同法第18条に基づく公立図書館の望ましい基準の取扱いについて検討することが必要である。

○ 博物館の望ましい基準の大綱化・弾力化と公立博物館の学芸員定数規定の廃止

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の望ましい基準として、昭和48年11月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）が告示されている。同基準においては、必要な施設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定められている。このような基準を設けることにより、博物館の水準の維持向上が図られてきたが、既に本基準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究や教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず、現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。

学芸員及び学芸員補は博物館にとって欠くことができない専門的職員であるものの、その配置基準については、博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定める

ことは適当でないことから、少なくとも現行の同基準第12条第1項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適当である。

(2) 社会教育施設の運営等の弾力化

○ 社会教育施設の管理の民間委託の検討

近年、博物館等の社会教育施設の管理を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、地方公共団体出資の法人等に委託するケースが出てきている。文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に係わる部分については委託にはなじまないとして、消極的な立場をとってきている。しかしながら、施設の機能の高度化や住民サービスの向上のためには、上記のような法人等に委託する方がかえって効率的な場合もあることや、施設の特性や状況が地域により様々であることから、今後、地方公共団体がその財政的基盤を保証した上で、社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設を含め、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。

○ 図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、社会のあらゆる領域に情報化が浸透しつつある。図書館についても、例えば、コンピュータネットワークを通じて、自宅にいながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館の内外の様々な情報を得ることが可能になるなど、今後図書館の提供するサービスは多様化・高度化することが予想される。

一方、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用についてはいかなる対価をも徴収してはならないと法定されているが、今後公立図書館が高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。

このようなことから、地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある。

○ 博物館設置主体に関する要件の緩和

博物館法でいう博物館、いわゆる登録博物館は、その設置主体が地方公共団体、民法法人、宗教法人、日本赤十字社等に限定されており、またその施設の性格は社会教育施設であることから教育委員会の所管となっている。また、博物館法第29条に規定する博物館相当施設については、設置主体が、国、株式会社、学校法人、個人等である場合でも指定できるが、公立の博物館相当施設については、教育委員会所管の施設でなければ指定できないとする運用がなされてきた。しかしながら、美術館、動物園等については、首長部局で設置運営する例が増えてきていることなどから、首長部局所管のいわゆる博物館類似施設（博物館法上の登録博物館でも博物館相当施設でもない施設をいう。）を、博物館相当施設として指定する道を開き、教育委員会の専門的、技術的な支援を積極的に進めることが適当である。平成10年4月17日付け生涯学習局長通知において、こうした要件緩和が実施された。今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく博物館に相当する施設については、適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。

さらに、大学等において充実した博物館施設が整備されつつあることや、学校教育と社会教育の連携を推進する観点から、学校法人が設置する施設等についても博物館として登録することができるようにするなど、博物館登録制度の在り方について検討する必要がある。

○ 司書等の資格取得における学歴要件の緩和

図書館法第5条の規定において、司書又は司書補となる資格を取得するための要件が定められているが、資格取得を拡大する方向で、学歴要件などの基礎要件の見直しを行う必要がある。現行では司書補となる資格の取得に当たり、高校卒業又は高等専門学校第3学年の修了を基礎要件として求めている（同条第2項第2号）が、大学入学資格検定合格等も司書補となる基礎要件となるように見直すべきである。また、司書の資格の取得に当たっては、司書補として実務経験を有する者以外は大学卒（短期大学卒等を含む。）を基礎要件として求めており、学位授与機構による学士の学位の取得等によっては司書となることができないが、これについても見直す必要がある。

2 社会教育行政における住民参加の推進

社会教育委員の制度を積極的に活用するほか、社会教育施設の運営をはじめとする社会教育行政に、多様な方法により住民参加を求めることが必要である。また、女性の積極的な登用が必要である。

(1) 住民参加の推進

地方公共団体は、これまで以上に社会教育行政の政策形成過程に住民の意思を反映していくことが求められることから、社会教育委員の制度等を積極的に活用していく必要がある。また、社会教育施設の運営は、それぞれの施設が地域の実情に応じた適切な仕組みを工夫し、その運営に住民参加を求めていくことが必要である。特に、社会教育活動の多くを女性が担い、参加しているにもかかわらず、例えば、都道府県の社会教育委員の女性の割合は4分の1程度にとどまっている。今後、社会教育委員や社会教育施設の運営協議会等の委員に占める女性の比率を4割以上とすることを目指すなど、女性の積極的な登用が必要である。

(2) 社会教育委員会の規定の見直し

社会教育法には、社会教育委員制度が規定されているが、社会教育行政の意思形成に対する民意の反映のため、社会教育委員の知識や経験等をこれまで以上に活用する必要がある。しかしながら、社会教育委員の構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、社会教育委員の委嘱期間の長期化や人物の固定化など弊害も指摘されていることから、地域の実情に応じ、多様な人材を社会教育委員に登用できるようにするため、委員構成、委嘱手続き等を定めた同法第15条の規定の見直しを行う必要がある。

(3) 図書館協議会の規定の見直し

図書館法には、図書館の運営に住民の意思を反映させるための機関として図書館協議会制度が規定されている。図書館協議会の委員についても、社会教育委員と同様、その構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、利用者の代表が委員になるケースは必ずしも多くないなど同協議会の形骸化も指摘されている。このため、地域の実情に応じ、多様な人材を図書館協議会の委員に登用できるよう、同法第15条に定める委員の構成規定の見直しを行う必要がある。

3 国・都道府県・市町村の取組

地方分権が進められる中、国・都道府県・市町村は新たな取組を求められる。住民の最も身近な社会教育行政を行う市町村は、住民参加の下、地域に根ざした行政を展開する必要がある。都道府県は、広域行政や市町村の連携を積極的に進める必要がある。国は、人材養成、学習情報の収集・提供、調査研究などに重点する必要がある。

(1) 市町村の取組

市町村は、住民の最も身近な行政機関として、住民ニーズ等を的確に反映し得る立場から、地域の特性や住民ニーズに根ざした多様な社会教育行政を推進することが求められている。このため、社会教育行政の企画運営に住民参加を求めるとともに、住民の自主的な社会教育活動を支援するため、学習情報提供や学習相談事業の充実を図っていくことがより重要となる。また、住民の生活圏の広域化や学習ニーズの高度化等に対応する社会教育行政が求められていることから、都道府県、市町村間の連携協力の促進を積極的に進めていかなければならない。なお、市町村教育委員会の事務を定めた社会教育法第5条の規定については、現在では役割を終えた事項の削除を含め、規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(2) 都道府県の取組

都道府県は、市町村事業との重複を避けつつ、市町村の社会教育行政の基盤となる、中核施設の運営、指導者の養成・研修、学習情報の提供、都道府県レベルの社会教育に関する諸計画の策定、モデル事業の実施等を行う必要がある。特に、広域連携のコーディネート機能を充実し、各市町村の連携を促進していかなければならない。その際、都道府県と市町村が連携して、広域的な学習サービス提供のための体制を整備する必要がある。また、住民の活動範囲の広域化、学習の内容やレベルに対するニーズの多様化に対応し、広域的な学習情報の提供等の実施が重要である。

地方分権に伴い、市町村の人口規模、財政力等により、その社会教育活動の活発化などの面で格差が広がることが予想される。その場合、市町村の行政を補完・補充する立場から、人的交流等を含め多様な支援が求められる。また、社会教育行政の企画立案や円滑な実施に資するため、都道府県、市町村の持つ情報を相互に日常的に交換できるような体制の整備充実が求められる。なお、都道府県教育委員会の事務を定めた社会教育法第6条の規定については、現在では役割を終えた事項の削除を含め、規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(3) 国の取組

国は、これまで補助金の交付や地方交付税措置等を通じ、社会教育施設の整備充実、指導者の養成、社会教育事業の振興、社会教育主事の配置の支援等を行ってきた。今後は特に社会教育指導者、学習活動・事業等に関する情報の蓄積に力を注ぎ、広く関係機関や国民に学習情報を提供するとともに、海外に対しても発信できるように努める必要がある。また、高度な学習事業や学習方法等の調査研究の開発・実施、先駆的なモデル事業の開発・実施、各地域の特性を生かした具体的な取組や参考になる国内外の先進事例を収集し提供していかなければならない。

また、社会教育主事をはじめとする社会教育の関係職員は、社会教育を支える重要な基盤であることから、企画立案能力や連絡調整能力等を備えた高度で専門的な人材としての研修・養成を行うことが重要であり、それらを一層充実していく必要がある。

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

1 教育委員会における社会教育行政推進体制の強化

社会教育委員，社会教育主事の機能を強化すること，公民館の専門職員等の機能の向上を図ることにより，教育委員会及び社会教育施設における社会教育行政体制の強化を図る。

○ 社会教育委員の審議機能の強化

独任機関である社会教育委員は，教育委員会の会議に積極的に出席して意見を述べるとともに，会議体としての社会教育委員の会議の審議機能の強化を図る必要がある。社会教育委員の会議を活性化し，各種審議，提言活動などや，調査研究機能を強化するとともに，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設の運営の在り方についても，総合的な企画立案，提言等を行うなど，積極的かつ恒常的な活動が期待される。なお，都道府県においては，社会教育委員の会議と生涯学習審議会の役割や職務の分担，又は連携の在り方などについて，検討していくことが必要である。

○ 社会教育主事の新たな役割等

社会教育主事の職務は，社会教育法第9条の3の規定により，社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされている。従来，市町村における社会教育行政は，公民館等における学級・講座の実施や団体・グループの育成に重点が置かれ，社会教育主事の指導，助言の対象もそのような分野において行われてきた。しかしながら，住民の学習活動は多様化・高度化し，住民にとっては，社会教育行政以外の，首長部局や民間から提供される学習機会も魅力的なものとなってきている。こうした，住民の学習活動の実態やニーズに対応するためには，社会教育事業の実施等の従来型の社会教育行政の範疇^{ちゆう}での指導・助言だけでは，広範な社会教育活動に対する総合的な支援ができなくなってきている。今後の社会教育主事は，より広範な住民の学習活動を視野に入れて職務に従事する必要がある。このため，社会教育活動に対する指導・助言に加え，様々な場所で行われている社会教育関連事業に協力していくことや，学習活動全般に関する企画・コーディネート機能といった役割をも担うことが期待されている。こうした業務に社会教育主事が積極的に従事していくため，同法第9条の3の社会教育主事の職務規定について，企画立案，連絡調整に関する機能を重視させる方向で見直すことについて検討する必要がある。

また，社会教育主事としての幅広い知識や経験は，学校教育や地域づくりにおいても大いに貢献し得るものであり，社会教育主事となる資格を有する職員を公民館，青少年教育施設，婦人教育施設等の社会教育施設に積極的に配置するとともに，学校，さらには，首長部局においても社会教育主事経験者を配置し，その能力を広く活用することが期待される。

○ 社会教育主事を通じた学社融合等の推進

現在，小・中・高校の教職員を社会教育主事に登用するケースが多い。教員出身者が社会教育主事として社会教育の実務を経験し，学校に戻った時に，社会教育行政で培った広い視野を持って学校の運営に当たることは，学校教育にとっても望ましいものであるとともに，学校教育と社会教育の連携の強化の上でも意義の深いものである。また，学校から社会教育主事として登用された後，学校に戻るという一方通行型だけではなく，一度学校に戻って，再度社会教育行政の管理職等として戻ってくる，あるいは生涯学習，文化，スポーツ関係等幅広い分野にも登用されるような双方向型のキャリアシステムの採用が必要である。これにより，社会教育行政と学校等関係

機関との連携が促進されるであろう。このような社会教育主事の経験等を有効に生かす人事システムの構築が期待される。また、学校教育行政と社会教育行政の中心的役割を果たす指導主事と社会教育主事との間においても、人事上や事業推進上の連携を進めていくことが求められる。

○ 社会教育主事の設置促進のための社会教育主事講習の見直し等

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くとされ、また、社会教育法施行令の附則（昭和34年政令第157号）第2項の規定により、人口1万人未満の町村に対して、「当分の間」社会教育主事を置かないことができるとしている。本規定制定後約40年が経過した今、未設置市町村は281市町村（平成8年10月1日現在）となっている。社会教育主事の役割は、生涯学習社会の構築を目指す上で、ますます重要となっており、社会教育主事の設置を促進するための環境整備が求められている。そのための一環として、社会教育主事の資格取得のための講習機会を大幅に拡充することが必要である。現在、社会教育主事講習は、国立教育会館社会教育研修所及び国立大学で行われているが、今後は、夏期以外の受講機会の拡充、受講場所の拡大、単位の分割取得制度及び単位互換制度の整備、さらには放送大学や通信教育を活用した在宅学習による受講、通信衛星等を使った社会教育主事講習の実施等を導入していくことが必要である。

また、市町村における社会教育主事の配置を促進するため、都道府県においては、地方交付税を活用し、派遣社会教育主事に関する所要の財源措置を図り、市町村の社会教育行政の体制整備を支援していくことが望まれる。

○ 公民館職員の資質向上

今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。社会教育行政において、公民館は、住民と日常的、恒常的に接する社会教育の場であることから、学習機会の提供のみならず地域の課題の調査分析能力や住民ニーズを的確に把握する能力を持つことが期待される。このためには、館長、主事等の公民館の職員が社会教育全般についての広範かつ専門的な知識と経験を持つようにすることが大切であり、社会教育主事講習の受講等により社会教育主事となる資格を取得するなど、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質を向上させていくことが必要である。

2 地域づくりと社会教育行政の取組

住民が共同して行う地域づくり活動を支援するなど地域社会の活性化に向け、社会教育行政は重要な役割を持つ。今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。

(1) 社会教育行政を通じた地域社会の活性化

地域社会の活性化に向け、社会教育行政は、地域住民が地域に根ざした活動を行えるような環境を創り出すことや住民が一体となって地域づくりをしていくような活動（地域共創）を支援していくことに取り組む必要がある。社会教育施設における、どちらかといえば受け身の学習活動から、発信型の学習活動の支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社

会というフィールドで行う実践的活動の振興，住民の交流促進などを積極的に推進していかなければならない。このためには，社会教育活動に関する情報の収集・提供や，地域の社会教育に関する人材情報の収集・提供等を推進するとともに，社会教育諸活動における地域の人材の登用，ボランティアが活躍できる場の開発を推進する必要がある。社会教育施設の運営に一層住民の参加を求めることについても，積極的に取り組んでみるべき問題である。今後の社会教育行政は，住民の学習活動の支援という観点とともに，地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点を加味して推進する必要がある。

(2) 地域の人材が活躍するための社会教育主事となる資格の活用

地域には，勤労者や退職者を問わず，また性別や年齢も問わず，社会教育活動を実践・指導する資質を有する人材が豊富に存在する。こうした地域の人材が社会教育の場で活躍できる環境を整備しなければならない。例えば，民間から社会教育主事に積極的に登用したり，また，民間の人々が，社会教育指導員等非常勤の社会教育行政の専門家として活躍できるように工夫すべきである。このため広く社会人一般が，社会教育主事となる資格を取得できるよう，社会教育法第9条の4に規定する取得要件を弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。これに加え，社会教育主事設置のために設けられている社会教育主事講習を，地方公務員以外の者でも受講しやすくする必要がある。社会教育主事講習は，生涯学習概論，社会教育計画等，社会教育に関する専門的な内容から構成されており，社会教育の分野で活躍する民間の人々にとっても有効な内容であるが，収容定員等の制約から地方公務員の受講を優先せざるを得ないという事情がある。今後は，広く社会教育主事講習を受講できるよう，その講習の在り方を改善していく必要がある。このため，同法第9条の5の規定に基づく社会教育主事講習等規定（文部省令）に定める社会教育主事講習の受講資格規定について見直しを行うとともに，社会教育主事講習の機会の大幅な拡大など，一般にも受講しやすい方法を導入していくことが必要である。

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ，その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として，社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ，図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは，そうした人々のニーズの現れである。しかしながら，多くの社会教育施設においては，ボランティアを受け入れる体制ができていない，受け入れのための事務が繁雑である。受入れ予算がないなど理由として，ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは，学習者に達成感や充実感等が生まれ，さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど，生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり，社会教育施設は学習成果の活用場としてその役割をはたしていかなければならない。

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

1 ネットワーク型行政の必要性

生涯学習社会においては，人々の学習活動・社会教育活動を，社会教育行政のみならず，様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築する必要がある。社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として，学校教育や首長部局と連携して推進する必要がある。また，生涯学

習施設間や広域市町村間の連携等にも努めなければならない。

(1) ネットワーク型行政の必要性

人々の学習活動・社会教育活動は、様々な時間や場所において様々な方法で行われている。多様化する学習活動や学習ニーズにこたえ、生涯学習社会における社会教育行政を推進するためには、多様な機関間で多様なレベルの連携が不可欠である。学習者から見れば、学習サービスをだれが提供するかは、さして重要ではなく、それぞれの学習サービスが自分に合った内容や水準であり、かつ、低コスト、場所的・時間的にも都合がよいことなどが重要であると言える。したがって、各機関は、その自らの特色や専門性を生かしつつ、相互に連携して住民に対する学習サービスを的確に行うようにしなければならない。

生涯学習社会においては、各部局の展開する事業や民間の活動が個別に実施されると同時に、こうした活動等がネットワークを通して、相互に連携し合うことが重要である。これからは、広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築していく必要がある。この意味で社会教育行政は、ネットワーク型行政を目指すべきであり、社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、積極的に連携・ネットワーク化に努めていかなければならない。

また、ネットワークを構築するためには、国、地方公共団体、大学、研究機関、民間団体等に存在する人・もの・情報等に関する学習資源を調査、収集し、その学習資源を有効に活用できるようにすることが必要である。このため、国は、学習資源の開発を効率的に進めるため、地方公共団体間のネットワーク化を促進し、また、地方公共団体は、人々に直接学習資源を提供するだけでなく、ネットワーク参加機関、施設、団体等がそれぞれ役割を果たせるような環境を整備していくことが求められる。

(2) 生涯学習社会構築を目指した社会教育行政の法令上の位置付けの検討

生涯学習社会における社会教育行政は、前述したとおり、ネットワーク型行政の中核としての機能を果たすことが必要である。このような役割を効果的に果たしていくためには、社会教育行政が生涯学習社会の構築を目指すものであることを行政システムの中で明確にしていくことが求められており、社会教育法上の位置付けを含めて検討していく必要がある。

2 学校との連携

社会教育と学校教育とが連携することにより、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成を図ることが重要である。学校施設の開放等を進めることにより、地域社会の核としての開かれた学校を作る必要がある。また、高度化する学習ニーズに対応するため、高等教育機関、国公立や民間の研究機関、企業との連携も不可欠である。

(1) 学校教育と社会教育の連携

子どもたちの生きる力をはぐくむために学社融合の必要性が言われ、様々な場面で取組が始まっているが、いまだ学校教育と社会教育の連携は不十分と言わざるを得ない。学校教育と学校外活動があいまって、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成が図られることとなる。昨今の子どもたちを巡る環境を考えると、早急に学社融合の実をあげていかなければならない。

地域社会の核としての開かれた学校を作ることや、学社融合の観点から、学校施設・設備を社会教育のために利用していくことが必要である。余裕教室等を利用するなど学校施設を社会教育の場に提供することにより、児童、生徒と地域社会との交流が深まり、地域社会の核としての開かれた学校が実現する。また、特に学校体育施設については、地域住民にとって尙も身近に利用できるスポーツ施設であり、学校体育施設の地域社会との共同利用化を促進し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図ることも重要である。学校の運動場やプール、教室の開放等が盛んとなってきているが、学校開放にまだ慎重な学校もあるなど、学校により取組が異なっている。学校開放を進めるため、教育委員会が学校ごとに施設の管理や利用者の安全確保・指導に当たる人員の適切な配置、地域住民の協力を得た委員会の整備など必要な措置を講ずることが求められる。

こうした中で、学校の建替えに際し、地域住民の生涯学習活動の場としての活用を予定した設計を行うこと、また、地域住民のための高機能な生涯学習施設を整備し、これを学校教育に優先的に使わせることなど、非常に分かりやすい学社融合のスタイルを施設の設置運営面から打ち出している例もあり、先駆的取組として評価できるものである。

(2) 高等教育機関等との連携

高度化した人々の学習ニーズに対応するためには、大学等の高等教育機関との連携が不可欠である。尙近では、公開講座はもとより、科目等履修生制度の充実や夜間大学院の開設等、社会人が大学の単位を取得したり、修士課程、博士課程を履修することができるなど、大学における社会人受入れのための取組が活発となっている。従来、教育委員会側からの高等教育機関との連携への働き掛けは必ずしも活発ではないが、今後は連携を積極的に進めていく必要がある。これらを支援する上で国が果たすべき役割は極めて大きい。高等教育機関においても、地域社会の一員として地域における学習活動の振興のために、積極的に貢献していくことが期待される。また、今年から通信衛星により全国的に提供することになった放送大学の放送授業を公民館等社会教育施設において受信できるようにするなど、住民の学習活動の高度化のために積極的に活用していくことが期待される。さらに、国公立及び民間の研究機関や企業についても、専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を有していることから、これらとの連携も有効である。

3 民間の諸活動との連携

社会教育行政は、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間の諸団体と新たなパートナーシップを形成していくことが必要である。

(1) 民間教育事業との連携

本来、社会教育行政は、人々のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から民間教育事業を支援すべきであり、民間が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境整備を図っていくことが重要である。社会教育行政が、これまでどちらかといえばその支援に消極的であった民間教育事業者に対して、今後は、例えば共催で事業を実施することや、社会教育施設を開放すること、さらには、住民に対して、民間の教育事業に関する情報を提供していくことなど積極的な対応が必要である。

特に、公民館等においては、民間教育事業者の活用についてこれまで消極的な姿勢が見られたり、また、民間で実施可能な事業を行政側の主催事業として行うことなど、民間と競合する面が見られたりするが、その協力方策について検討する必要がある。公民館が、住民の意思を反映しつつ主催事業を展開する上で、民間教育事業者との連携協力を積極的に考えるべきである。

(2) 社会教育関係団体との連携

これまで社会教育関係団体は、民間の行う社会教育活動の中心として重要な役割を担ってきた。しかしながら、ボランティア団体をはじめとするNPOによる活動など、新たな団体の活動が盛んになっている。平成10年3月には、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立している。同法では、社会教育の推進を図る活動等を特定非営利活動としており、こうした活動を行う団体に対して法人格を付与することができるようになった。

これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育関係団体は、それぞれの設立の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育法第11条及び第12条の規定の趣旨を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。

4 首長部局等との連携

地域社会の活性化を通じた地域の教育力の活性化は社会教育行政の重要な課題である。地域の人材育成に責務を迫る教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域の教育力の向上に取り組む必要がある。

人間形成の基盤が地域社会にあることを考えると、活力ある地域社会の構築、地域づくりは社会教育行政にとって極めて重要な意味を持っている。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して初めて、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域づくりと地域の教育力の再活性化が可能となる。青少年教育、男女共同参画社会の形成等の諸活動は、地域全体で取り組むものであり、それぞれの地域の実情に即して、教育委員会と他の部局が連携協力して推進していかなければならない。行政サービスの提供者がどの組織であるかは、住民にとって重要な意味を持たない。それぞれの部局が、その行政目的に応じた特徴ある様々な事業を行うことは好ましいものであり、問題があるとすれば、同種の事業が様々な部局で相互に連携されずに行われていることである。

例えば、男女共同参画の一層の推進のために、教育委員会は、男女の固定的な役割意識を改めるための学習や、女性のエンパワーメント（個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること）を目指した学習を専門的な見地から支援することが必要である。一方、首長部局の女性担当部局では男女共同参画に関する広報活動等を行っており、教育委員会の婦人教育行政と首長部局の女性行政は、各専門部局がそれぞれのノウハウを生かした役割分担に従って施策を行いつつ相互に連携を図ることが効果的である。社会教育としての婦人教育を実施する教育委員会は首長部局を通じて、関係施策を行う他部局の情報を得ながら施策を

進めていくことが必要である。特に、民間団体に対しては、首長部局と教育委員会が密接な連携を図り、それぞれの持つ情報を提供するといった具体的な対応が不可欠である。

住民にとっての行政サービスの提供、充実という観点から、教育委員会と首長部局が積極的に連携協力していかなければならない。現行の社会教育法では、第7条、第8条に広報宣伝における協力、資料の提供等教育委員会と地方公共団体の長との関係が規定されているが、教育委員会が首長部局とさらなる連携を進める観点から、規定の在り方について検討していく必要がある。

5 生涯学習施設間の連携

社会教育施設間のみならず、首長部局が所管する各種の施設等との積極的な連携を促進し、住民にとって利用しやすい生涯学習施設のネットワークを構築していくことが必要である。このための恒常的な組織の設置が期待される。

生涯学習の拠点として様々な施設が設置されている。社会教育施設だけではなく、首長部局が所管する各種の施設においても、さらに民間や企業が持つ施設でも学習活動は行われている。学習者から見れば、各施設がそれぞれ特色を生かして魅力的な活動を行っていることと、それぞれの施設が連携していることが重要である。したがって、社会教育施設と学校施設を含めたその他の生涯学習施設との連携協力体制を構築し、住民にとって使いやすい魅力的な施設運営に努めるべきである。このためには、例えば生涯学習施設ネットワーク委員会ともいうべき連携のための恒常的な組織を設置し、施設間の連携を図るとともに、施設間における事業情報の相互交換、人材の共通活用、共同キャンペーン、事業の調整ができるようなシステムの一層の充実が必要となる。例えば、ある市においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設と学校、児童館、消費者センター、コミュニティセンター等が連携して、各施設の実施事業の情報提供や学習プログラムの開発をするための共同事務局を設置して住民サービスを展開するなどの取組が行われている。こうした施設間の連携協力は、それぞれの施設の事業内容の充実、高度化にもつながるものとして参考に値する。

6 市町村の広域的連携

高度な社会教育行政サービスを実現するためには、事務処理の共同化をはじめ、市町村が広域的に連携することが有効であり、こうした連携を促進することが期待されている。

住民の活動範囲は広域化しているとともに、一つの市町村で提供できるサービスは限定されている。例えば、小規模の町村では、単独で充実した博物館などを整備することは容易ではなく、市町村が広域的に連携して社会教育行政に取り組むことが有効かつ効率的である。連携の手法としては、一部事務組合等による事務処理自体の広域処理化や、各市町村が共催負担金を拠出し協力して事業を行い、事務局は持ち回りにするなどの方法がある。地方自治法上の規定により、公の施設の区域外設置や、区域外の住民の利用について、議会の議決が必要とされているが、住民ニーズに対応し、高度な社会教育サービスを提供するためには、サービス機能の広域的な連携協力を積極的に取り組むことを検討する必要がある。その例として、指導者の登録、情報提供の共同実施、施設職員の合同研修などが挙げられる。また市町村の連携協力には都道府県の支援が不可欠であり、各地域において、恒常的な連携組織を設置するなどの工夫が考えられるよう。なお、平成10年度から

は、文部省の広域学習サービスに関する補助制度が開始されることとなっており、広域連携への支援施策として期待される。

第4節 学習支援サービスの多様化

1 情報化時代の通信教育の在り方

社会通信教育は、生涯学習社会の実現に大きな役割を果たしてきているものの、現在の社会教育法の規定は郵便が情報伝達手段の中心であった時代に設けられたものであり、多様なメディアが急速に進展している情報化時代にふさわしい社会通信教育の在り方について検討する必要がある。

社会通信教育は、時間的、地理的な制約を受けることなく、いつでもだれもが学ぶことのできる学習機会として、生涯学習社会の実現に大きな役割を果たしてきているが、近年、インターネット、衛星通信等の情報通信技術をはじめとした科学技術の急速な進展に伴い、これらの多様なメディアを活用することにより、情報化時代に対応した社会通信教育の発展が期待される。これらの多様なメディアを利用した通信手段やビデオテープ、CD-ROM等の映像・音声教材を効果的に活用することができるよう研究開発を促進することが必要である。

社会通信教育については、社会教育法第49条から第57条までに規定されているが、これらの規定は、郵便が情報伝達手段の中心であった時代に設けられたものである。このため、同法第50条第1項の定義等については、情報化に対応した今後の社会通信教育にふさわしい規定となるよう見直す必要があるかどうかを検討するとともに、社会教育上奨励すべき通信教育を文部大臣が認定する「文部省認定社会通信教育」についても、このような新しい技術を活用した社会通信教育を認定の対象とする等、社会通信教育の認定の在り方について検討することが必要である。

2 学習成果を評価するための技能審査の在り方

文部省認定技能審査制度は、学習の成果を社会的に評価するものとして、また、学習活動に励みを与えるものとして重要な役割を果たしている。技能審査の法令上の根拠を明確にするとともに、今後の在り方を検討することが必要である。

文部省認定技能審査制度は、青少年・成人が習得した知識・技能について、民間団体がその水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを文部大臣が認定するものであり、現在、実用英語技能検定、日本漢字能力検定など25種目の技能審査が認定されている。この文部省認定技能審査制度は、学習の成果を社会的に評価するものとして、また学習活動に励みを与えるものとして重要な役割を果たしており、学校教育の現場や就職の際にも活用されてきている。

一方、公益法人が独自に行っている審査等を各省庁が認定等することについては、その手続等に関する不透明性の改善が求められており、平成8年9月の閣議決定「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」では、各省庁が行う認定等が法令に基づくものであること、審査等を実施する公益法人は、法令によって指定されていることなどの要件を整えることが必要とされたところである。現在、文部省認定技能審査は、昭和42年10月に制定された「技能審査の認定に関する規則」（文部省告示）に基づき実施されているが、同閣議決定を踏まえ、その実施に関し、法令上の根拠を明確にすることが必要である。

併せて認定する団体を原則一種目一団体とする現行の認定に当たっての運用の見直しを検討するとともに、実施団体における業務及び財務等に関する情報の公開の促進など、文部省認定技能審査がより適切に行われるための措置を講ずることを検討していくことが必要である。

3 マルチメディアの活用

マルチメディアの活用は、時間的・地理的制約を克服し、質の高い効率的な学習を可能にするものであり、マルチメディアを活用した新しい学習システムの開発や普及が望まれる。また、社会教育施設におけるコンピュータの整備や、操作に関する学習機会を充実させることが必要である。

今日、社会のあらゆる分野において情報化が浸透しているが、生涯学習の振興を図る上で、マルチメディアの活用は、時間的、地理的制約を克服し、勤労者や子育て中の人、身近に学習機会のない人にとって、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして、また、障害者や高齢者等の学習機会へのアクセスを容易にするものとして期待されている。

放送大学は、テレビ、ラジオの放送メディアを効果的に活用した大学通信教育の実施機関として、広く国民に大学教育の機会を提供している。平成10年1月、これまでは関東地域の一部に限定されていた放送対象地域が、通信衛星を利用した放送により全国へ広がったところである。また、生涯学習に関する情報の提供を充実させるため、全国的に生涯学習情報を提供する体制（まなびねっとシステム）の整備が、西暦2000年を目標に進められているなど、マルチメディアを活用した社会教育サービスの充実が図られているところである。

今後は、いつでもどこでも学習者のリクエストに応じた学習ができるシステムや、ISDN（音声、ファクシミリ、データ、映像等の情報を大量、高品質かつ経済的に伝送することを可能としたデジタルネットワーク）、衛星通信を活用したテレビ会議システム等による遠隔学習の実施、さらには図書館、博物館等の有する学習素材をマルチメディアデータベース化して他の社会教育施設や学校等において活用できるようにするなど、マルチメディアの活用による新しい学習システムの開発・普及が望まれる。

こうした中、衛星通信を利用した総合的な教育情報通信システムが平成10年度に整備され、平成11年度より運用が開始される。これは、国立教育会館（本館、学校教育研修所、社会教育研修所）、文部省本省、国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センターと都道府県・政令指定都市の教育センター、学校及び社会教育施設等を衛星通信により結び、教育情報通信ネットワークシステムの整備を図るものである。本システムを活用した全国規模の社会教育事業の実施や社会教育職員研修の充実が期待される。

一方、急速な情報化は情報リテラシー（情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質）の不足等情報システムにアクセスすることが困難な人々、いわゆる情報弱者を生み出す可能性がある。このため、様々な人々がコンピュータに慣れ親しみ、利用するために、社会教育施設におけるコンピュータの整備やコンピュータの操作に関する学習機会を充実させることなどが必要である。

現在、マルチメディアの活用については、社会教育分科審議会教育メディア部会において包括的に検討しているが、引き続き検討していくこととする。

4 青年学級振興法の廃止

勤労青年に教育的機会を付与するために青年学級振興法は、進学率の上昇等の社会の変化に伴い廃止することが適当である。ただし、青年に対する学習成果の評価等、その法律の精神については、引き続き継承していくことが期待される。

青年学級振興法は、勤労青年に教育の機会を付与するため昭和28年8月に制定されたものである。その後、進学率の上昇等によるそのニーズの低下、青年教室への予算措置などによる代替措置の充実等の社会の状況の変化に伴い、その存続意義が乏しくなっていることから、同法を廃止することが適当である。ただし、同法は、青年側から学級講座の開設をもとめることができるなど、学習意欲のある者にその機会を与えるという趣旨を持つとともに、青年学級を受講したことが学習の成果として社会から評価されるなど、その法律の精神については、生涯学習社会の構築を目指す現在においても重要である。学習したい青年に対し学習機会や学習情報を確実に提供することやその学習成果の評価のためのシステムを構築することなど、青年学級の精神を継承した社会教育行政を展開することが期待される。

24 生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ（抄）

〔平成11年6月9日〕
〔生涯学習審議会答申〕

Ⅲ 今、緊急に取組がとめられること

2 地域の子どもたちの遊び場をふやす

(3) 博物館や美術館を子どもたちが楽しく遊びながら学べるようにする

- 博物館や美術館は、静かに見学するだけでなく、その豊富な資料を活かして、子どもたちが自分たちの血となり肉となるような学習ができる場として期待されています。
- このため、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示や事業を展開し、楽しく遊びながら学べる「子どもや親に開かれた施設」になるようにすることがとめられます。

【当面緊急にしなければならないこと】

- ◎ 博物館や美術館において、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるよう、参加体験型の展示の開発やハンズオン（自ら見て、触って、試して、考えること）活動を展開する。
- ◎ 子どもたちの科学やものづくりへの関心を深めるには、時間を気にせずトライ・アンド・エラーが許されることが必要であり、週末等に全国の公民館、科学館、博物館等で、地域の教員、職人、企業の技術者等がボランティアで指導する教室を開催する。（科学技術庁と連携）
- ◎ 大学や大学共同利用機関が科学系博物館等と連携し、子どもたちが最先端の研究成果に直接触れることができるよう、科学実験体験、施設見学等を開催する。（科学技術庁と連携）

- ◎ 公立等の美術館，博物館において，子どもたちが美術や伝統文化に親しみ，理解を深める機会を提供する。
- ◎ 学校休業土曜日等の博物館・美術館の無料開放等を進める。

4 子どもたちの活動を支援するリーダーを育てる

(2) 学生や社会人が子どもたちの自然体験活動のリーダーとなれるよう，登録制度をつくる

- どのような進路を目指す学生であっても，自然の中で子どもたちのために汗を流すことに充実感を味わい，また，自ら選んでリーダーを目指し研鑽を積むことが誇りとなり，それが社会からも積極的に評価されることや，このような学生が社会人になって我が国における地域の自然体験のリーダーや支援者に育つことが期待されます。
- 我が国においては，青少年団体や自然体験・環境教育に取り組む様々な分野の民間団体がそれぞれ独自にリーダーを養成していますが，参加の広がりや乏しいのが現状です。そこで，ゆるやかにこれらの団体が連携して，広報周知活動を行い，参加希望者のニーズにあわせて受入れができるようにしていけるよう，これらの民間団体間でネットワークを形成し，各団体の自然体験活動のリーダー養成を互換しあえるようにすることが必要です。

【当面緊急にしなければならないこと】

- ◎ 自然体験活動のリーダー養成の拡充とその社会的信頼性の確保のため，登録制度の確立を目指し，調査研究を進める。登録は青少年団体，自然体験，環境教育に取り組んでいる民間団体の間のネットワークにより民間の手で行う。各団体の養成プログラムについては，大学の学生部の窓口を活用するなどして全国の学生に周知する。また，リーダーとしての登録情報は，全国子どもセンターを通じて地域の団体・グループや企業，旅行業者に提供する。
- ◎ 高等教育機関において，自然体験活動について幅広くかつ体系的に履修できるコースの開設など，指導者養成を推進する。授業は，社会人の学習や教員の自己研修を支援するため，衛星通信システムを活用した公民館等での受講やインターネットの活用が可能となるようシステム開発を進める。

また，一部の国立青少年教育施設等において，民間団体や民間教育事業者との連携により，トップランナーの養成・研修を行う。

25 学習の成果を幅広く生かす（抄） －生涯学習の成果を生かすための方策について－

〔平成11年6月9日〕
生涯学習審議会答申

第4章 学習の成果を「地域社会の発展」に生かす

2 学習成果を地域の発展に生かすにあたっての課題と対応方策

(2) 活動の場づくり

② 地域での活動参加

1) 公民館等の講座・学級の住民参加型の自主的な企画・運営

従来は、社会教育施設の専門職員が講座を企画し、また、自ら指導者として講義するものも少なくないなど学習者が受け身で学習することが通例であった。しかし、最近では、学習者自らが委員会を作って、学習プログラムの全体を企画したり、講師等を選定したりするなど、住民による参加・企画型の市民講座等がでてきている。また、公民館等での学級・講座を住民の個々の小さな学習グループごとの希望によって編成する個別運営型の講座などもある。

今後、行政は、行政課題に応じて自ら企画・計画する事業のほか、事業の企画・広報を行う委員会の委員や運営スタッフ等に住民の参加を求めるなど、参加者が学習成果を生かして実際に活動を行うような事業の実施にも積極的に取り組む必要がある。

●墨田区の「すみだ生涯学習センター」

区民からなる学習推進委員会がセンターの学習事業「下町コミュニティーカレッジ」の100以上の講座をすべて企画し、講師を選び調整し実施している。

●福岡県宗像市の「市民学習ネットワーク」事業

他薦により認定講習を受けて登録された市民ボランティアを講師に、市民が少人数で身近な場所で行う学習を行政が支援するもの。学級の開設は、事務局が予め広報誌で講師・場所・時間を定めて学生を募集するもののほかに、5人以上の学習グループが事務局に申込み、紹介された講師と相談して場所・日時が決まったら学級として成立するというものもある。

●富山県「県民カレッジ自遊塾 県民教授制度」

県民が自己推薦により教授となり、自分の学習の成果を生かした内容での講座を企画し、自ら講座を運営する。主として職業人を対象に、共同学習と異文化交流の場を提供することをねらいとする。県内の文化会館、公民館、レストランや喫茶店等で自由に行われる。

2) 地域ぐるみの組織的活動

P T A、自治会など地域の様々な団体が集まり、地域ぐるみで、子どもの健全な育成のために、学習し、その成果を生かした活動が求められている。

●川崎市「地域教育会議」

中学校区ごとに、PTA・子供会・町内会等の代表者、住民委員（教育に関心を持ち、地域の人々の推薦で参加する）、教職員、子ども文化センターや市民館の職員などから成る会議体で、市民の教育に対する意見を、行政や学校、青少年団体等に反映させるとともに、地域の学習・教育についての人々のネットワークを作ることに努めている。「教育を語る会」の開催、学校での行事への参加、広報誌の発行、地域の教育への住民のニーズの調査なども行う。

3) 地域の子育て支援ネットワーク

核家族化の進展や地縁的つながりの希薄化等を背景に、地域の親たち相互の子育てのための支援活動が行われるようになってきている。その際、地域の子育ての経験者やお年寄り等が、子育てについての悩みやストレスを解決するため、大きな役割を果たすことが期待されている。

●東京都杉並区「地域子育てネットワーク事業」

学校をはじめ児童館、保健所、出張所、青少年育成委員会、民生児童委員、町会・自治会・商店会、PTA、母親クラブ、自主グループ、ボランティア等の多くの機関・団体とネットワークを組み、①子育てを通じた人と人とのつながり作り、②子育て情報の交換・提供、③子ども自身のネットワーク参加、④行政機関を開かれたものへ、⑤個別ケースでの連帯対応、⑥行政部門間の連携を進めることを行っている。

●岐阜県「地域子育て支援システム」

子育てを終わった女性を「コミュニティママ」として位置づけ（登録制）、①保護者の病気に伴う子供の世話、②保育所の保育時間前後の子供の世話、③保育所への送迎、④妊産婦家庭の家事、⑤学校放課後の児童の世話、⑥育児相談などの子育て支援を行う。

4) 青少年の健全育成のための社会事業

特に最近、青少年の非行問題等が憂慮される状況となっている。これに対しては、様々な対策を講じる必要があるが、中長期的には、子どもたちに自然の中での遊び、体験活動、サバイバル体験等を重ねさせることの教育上の有効性も指摘されるようになってきている。

従来、これらの活動は、いつも特定の同じ大人が指導者となって行われてきたが、今後は、これまで子どもたちの活動にかかわりがなかった地域の様々な大人や学生たちが、それぞれの学習活動の成果を生かして、活動の指導者やリーダーとして気軽に参加することができる環境づくりが必要である。このことにより、新たな子どもたちの体験活動プログラムが展開されることとなる。

26 新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について（要旨） －情報化で広がる生涯学習の展望－

〔平成12年11月28日〕
〔生涯学習審議会答申〕

I 生涯学習における情報化の現状と展望

- 九州・沖縄サミットやケルンサミット、G8教育大臣会合において、情報通信技術を活用した生涯学習の可能性や拡大や生涯学習により情報リテラシーを身につける機会の拡大の重要性が指摘されている。
- 一方、現状では、職員の情報リテラシーなどの人的側面、情報機器の整備などの設備面、施設間や学習者のネットワーク面、生涯学習用の教材などのソフト面、人間関係の希薄化などの情報化の「影」の部分への対応において、解決すべき課題が多い。
- 情報通信機器の活用により、学習者の意欲の高まり、学習資源・機会の拡大、学習方法の変化による主体的な学習の可能性、地域づくり・まちづくりの推進などが期待される。

II 新しい情報通信技術を活用した生涯学習施策の基本的方向

- 情報弱者となる可能性のある社会人や高齢者に対する情報リテラシーの学習機会を拡充することが必要。
- 情報リテラシーを身につける際には、情報機器の操作だけではなく、主体的な情報収集・選択・活用能力、情報発信能力、情報社会における規範や自己責任能力、危機管理能力、社会の中での実体験とのバランスの取り方などを身につけることが必要。
- 生涯学習関連施設は、人々の多様な学習需要に対応するため、それぞれの特色を生かしつつ情報化を進めることが必要。
- 特に、公民館や生涯学習センターは、学習機会やボランティアなど地域の様々な情報を提供する「地域の大人センター」の役割を担うとともに、大学等の公開講座を受講できるようにするなどの多様な学習機会を提供することにより、人々が集い共に学ぶ場となることが必要。
- また、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校）は、地域住民に対する情報リテラシーの学習の場や機会の提供とともに、衛星通信やインターネットを活用して各大学等の公開講座を全国津々浦々の人々に提供していくなどの取組みが重要。

III 当面推進すべき施策

- 情報社会による恩恵をすべての人々が受けることができるようにするため、情報リテラシーを身につける学習機会の拡充、特に、基礎的な技能を習得するため講習の機会の拡大が急務であり、地方公共団体が自主的に行う講習会の開催を支援することが重要。
- 生涯学習行政に携わる職員が、必要とされる情報リテラシーを計画的に身につけるため、生涯学習センター等において情報リテラシーに関する研修機会を充実するほか、国においては地方公共団体に

おける研修に対し支援するなど、研修・養成体制の整備が重要。

- 学習者のだれもが情報リテラシーを身につけるための機会を最大限に確保できるようにするため、まず、基礎的な環境整備として身近な生涯学習関連施設において、緊急に必要な情報機器を整備することが必要。
- 大学等の公開講座を全国の公民館で受講できるようにするため、公開講座を提供する大学等とそれを受信する公民館等を結びつけ、衛星チャンネルを借り上げ、受講料の徴収、テキストの配布などを行う総合的なシステムの構築について検討することが必要。
- 大学・大学院レベルの学習機会を充実するため、現在制度化されている通信制大学院修士課程の一層の設置の促進を図ることや、今後、通信制大学院博士課程の開設について検討することが必要。
- 放送大学において、デジタル・デバイド対策として、アジア地域を中心とした発展途上国における人材育成に資するための遠隔教育手段を活用した高等教育レベルの教育協力を推進するなど関係機関と連携しながら国際協力について検討することが必要。

27 新しい時代における教養教育の在り方について（抄）

〔平成14年2月21日〕
〔中央教育審議会答申〕

第3章 どのように教養を培っていくのか

第3節 成人の教養の涵養

(2) 具体的な方策

② 大人が教養を高めるために学ぶ機会を充実する

大人が生涯を通じて学び、考え、教養を高めていく機会を充実する必要がある。併せて、民間の教育事業として行われるもの、公的な機関で提供されるものなど、様々な形で提供される学習機会に関する情報提供の仕組みを充実するとともに、学んだ成果を社会の中で生かす仕組みの充実を進める必要がある。

◇多様な学習機会の充実

成人の教養を高めるための多様な学習機会の整備が必要である。例えば、親としての心構えや役割、地域での活動の在り方を学ぶ機会や、老いや死などに向き合い、人生の円熟期を豊かに過ごすための学習機会などは今後特に重要となる。社会生活を営む上で必要な実践的・制度的な経済知識を身に付けるために学ぶ機会や、社会の第一線で働く人が学位取得を目指して学習する機会、国際社会で適用する高いレベルの教養を身に付けるための学習機会も重要である。さらに、転職や再就職の際にも、視野を広げ、関連する分野についての知識を深めるような教育の機会を整備するなどの配慮が望まれる。

◇学びやすい環境の整備

就職後間もない若い時期から高齢期に至るまで、成人が時間的、地理的、経済的制約を超え

て学びやすい環境を整備することが必要である。大学や専修学校等における社会人受入れの大幅な拡充や、交通至便な場所へのサテライトキャンパスの設置、放送大学をはじめ情報通信技術やインターネットを活用した学習機会の充実とともに、奨学金事業の充実など学習に対する経済的支援を充実することが求められる。さらに、成人の身近な学習の拠点として地域の図書館の整備やその機能の充実を図る必要がある。親子連れ向けの演奏会・演劇やサービスの充実など多様なニーズに対応できる学習環境の整備も重要である。また、これらをより有効に活用することができるよう、情報提供の仕組みの充実が求められる。

◇学習成果を社会に生かす仕組みの整備

住民が学習の成果を生かし、まちづくりや学校の教育活動の支援などに取り組むことを通じて、参加者自身も楽しみながら、新しいコミュニティを形成することが期待される。その際、学校や公民館等を地域の学習グループやNPOの活動拠点として積極的に位置付けるべきである。

また、自分の経験や能力を生かし、NPO等で生きがいをもって働くことを望む人も増えており、こうした働き方やNPO活動の意義が社会の中で更に認知され、評価されるような雰囲気を作っていくことも重要である。

28 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（抄）

〔平成14年7月29日〕
〔中央教育審議会答申〕

Ⅱ. 奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

（略）

3. 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

～奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行う～

（略）

(3) 個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

（略）

2) 身近に参加できる魅力あるプログラムの開発

活動を行う主体や、活動分野などそれぞれの特性を踏まえつつ、参加者の能力や経験、興味や関心に応じて身近に参加できるように多彩な活動の機会が用意される必要がある。

活動プログラムの開発に当たっては、例えば若者を引き付けることができるようにゲーム性や娯楽性を持たせたプログラムや、親子で参加できる活動、中高年齢者が技能や経験を生かしてできる活動など、活動に参加する者の特性に応じた配慮が必要である。また、プログラムのアイデ

アを公募したり、各分野で活動する多彩な人材の参加協力によるプログラムなどの工夫も求められる。特に、今後、本格的に高齢化社会を迎える我が国において、高齢者が社会とのかかわりを維持し、活力を持ちながら生きることができるように、社会参加の場として高齢者のボランティア活動の機会を拡充していくことが必要である。

さらに、地域においては、環境保全、国際理解、高齢化社会への対応など現代的課題の学習機会が充実されてきており、また、IT普及国民運動の一環としての全国民を対象としてのIT講習が実施されたところである。こうした学習の成果等を活用した活動の機会の提供やプログラム開発についても検討することが適当である。

① 公共施設等におけるボランティアの受入れの促進

近年、社会人、主婦、退職者等が、知識や経験、技術を生かして、地域の学校、社会教育施設、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設・病院などの公共施設においてボランティア活動を行う例が増えている。例えば、学校での教科や部活動の指導、地域でのスポーツや文化活動の指導、公民館、図書館等社会教育施設でのボランティア、博物館・美術館等でのガイドボランティア、スポーツ大会での組織運営・通訳など幅広い活動が行われている。こうした活動は個人の能力や経験、学習成果を生かし日常的に取り組めるものであり、活動の裾野を広げる上で意義が深い。また、地域に開かれた施設としての事業や運営の改善充実や活性化に資する面も大きい。

このため、公共施設等においては、ボランティアの受け入れ・活用を組み込んだ事業の運営、施設の担当者の指定、ボランティア及び職員双方への研修など受入れに必要な環境整備を行うことを求めたい。

さらに、特別非常勤講師制度、スポーツや文化の指導者派遣制度など学校教育への社会人の活用のための施策の一層の充実を図る必要がある。

(略)

4. 国民の奉仕活動・体験活動を支援する社会的仕組みの整備

奉仕活動・体験活動を支援していくためには、個人、ボランティア団体、企業、学校及び行政などが共に協力して、推進体制をつくっていく必要がある。

そのため、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、関係者による連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）や、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて個人、学校、関係団体等が行う奉仕活動・体験活動を支援する拠点（センター）を設ける必要がある。

また、こうして推進体制が有効に機能していくためには、a) だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができ国及び地方を通じた情報システムの構築、b) 地域におけるボランティア団体、受入施設、送出施設など関係機関・団体等が日常的に連絡・交流する市区町村のセンター等を中心とした地域ネットワークの形成、c) センター等において活動が円滑に実施されるために必要な連絡調整等を担うコーディネーターの養成・確保が求められる。

奉仕活動・体験活動に関する現状及び課題を踏まえ、個人、学校、関係団体等の活動を支援できるような以下のような仕組みを作ることが有効である。

(1) 奉仕活動・体験活動を支援する仕組みづくり

1) 協議会・センターの設置

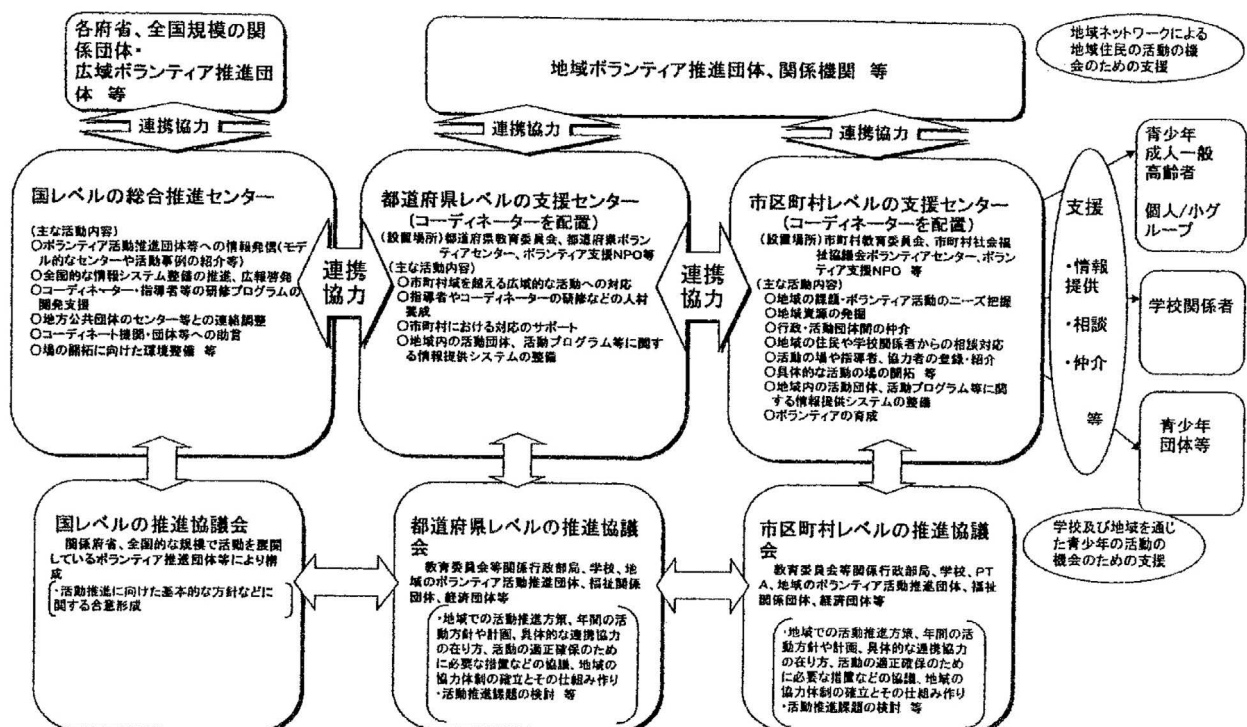
特に学校内外での青少年の奉仕活動・体験活動の円滑な実施のためには、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、ボランティア推進団体、学校、関係行政機関をはじめ関係者による連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）を設けるとともに、コーディネーターを配置し、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて、奉仕活動・体験活動を支援する拠点を設けることが必要である。このような拠点は、一般の社会人や学生等の活動のセンターとしても機能し得ると考えられる。

また、協議会やセンターの設置・運営、さらには各種施策等の展開に当たっては、国レベルにおける関係府省や全国規模の関係団体等による連携はもとより、地方においても教育委員会と首長部局、さらには行政と学校、社会教育施設、青少年教育施設、社会福祉協議会等の関係団体、地域の経済団体、地域の代表者など活動にかかわる様々な関係機関・団体等の密接な連携が必要である。

なお、協議会については、関係する行政部局が多く、広く関係団体等の協力を得ることが必要であるため、ネットワーク作りなど行政が一定の役割を果たすことが適当である。

一方、センターについては、既に蓄積されたノウハウ等を活用するとともに、機動的かつ柔軟な運営を確保するため、教育委員会など行政がその機能を担うほか、状況に応じてボランティア推進団体等にゆだねることも有効である。特に市区町村のセンターについては、幅広い関係団体等との協力関係が構築できる場合には、教育委員会のほか、社会福祉協議会ボランティアセンターその他既にコーディネート等を活発に行っている団体等にゆだねるなど地域の実情を勘案した柔軟な対応が適当であると考えられる。

奉仕活動・体験活動を支援する仕組み（イメージ）



2) 国及び地方を通じた情報システムの構築

だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができるシステムが求められる。

特に市区町村，都道府県レベルでは，前述のセンターを中心に，既存のボランティア活動や体験活動に関する情報データベース等を活用しつつ，地域内の活動の場や指導者，活動団体や活動プログラム等に関する情報を整理し，活動を始めようとする個人，学校関係者，ボランティア活動関係者等様々な個人や団体の求めに応じて必要な情報を提供するシステムを構築する必要がある。

国レベルにおいても，関係府省，ボランティアや体験活動にかかわる関係機関・団体等が連携協力し，全国的なボランティアや体験活動に関する情報等を利用しやすい体系に整理し，上記の地方のセンターの情報とともに関連するすべての情報が総覧できる情報システムの構築が必要である。その際，利用者が居住する地域以外の情報も容易に入手できるように配慮することが大切である。

なお，情報システムの整備に当たっては，可能な限り広く収集し掲載することが適当であるが，例えば，特定の団体の誹謗中傷^{ひぼう}，政治や宗教への利用など不適切な活動の可能性があるがと判断される場合には管理者で削除するなどの規則を決めておくことが適当である。また，指導者等の人材等についての情報の登録に当たって，センターのコーディネーターなどが適切な判断を行うことが適当である。

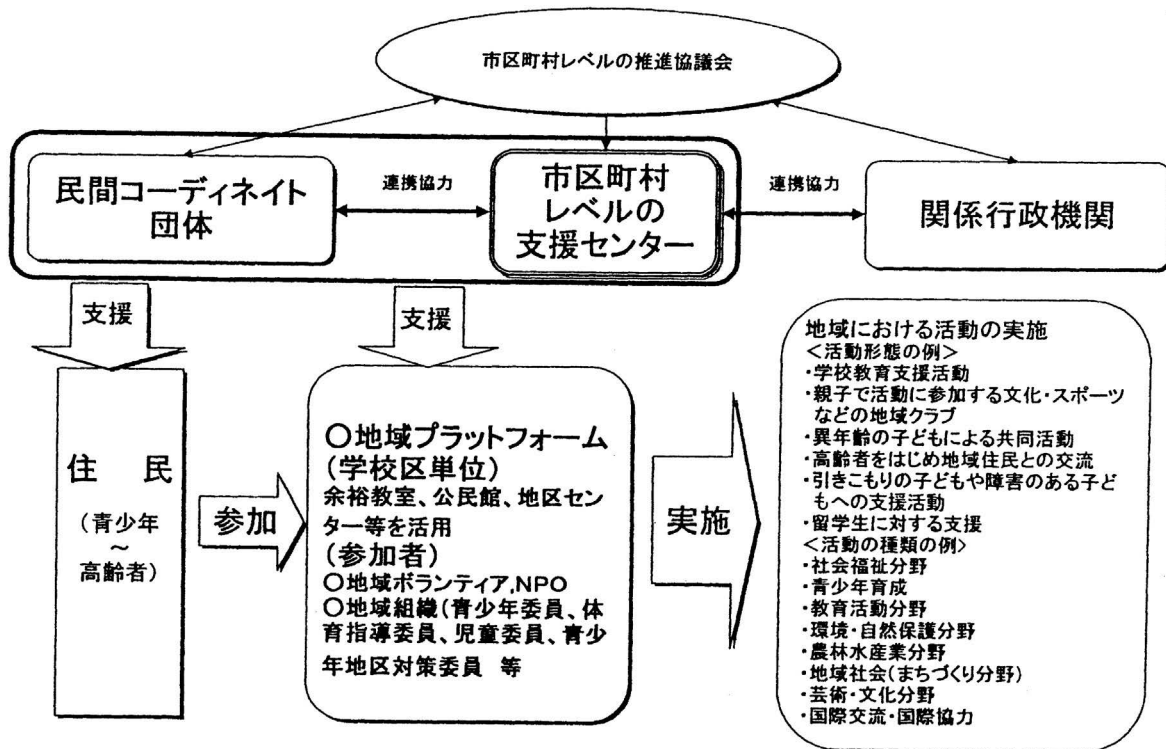
さらに，将来的には，国及び地方を通じて，各種情報をデータベース化し，活動分野，年齢，親子など参加形態，地域等により参加し得る活動が検索できるシステムや，生涯学習の視点を踏まえた活動手法や活動事例などの情報提供，希望団体自体による情報提供のために開放できる場の提供などの工夫が求められる。

(2) 地域ネットワークの形成

奉仕活動・体験活動を日常的な活動として，着実に実施していくためには，市区町村のセンターのほか，地域の実情に応じて，社会福祉協議会，自治会，民生委員，青年会議所，商店会等地域の団体が連携協力して，小学校区単位で公民館や余裕教室，地区センター等を活用し，地域住民が日常的に活動に取り組むために集うことができる身近な地域拠点（地域プラットフォーム）を整備することも有効であると考えられる。ここでは，市区町村のセンターを補完して，身近な活動の場の開拓や地域住民の活動への参加を促すことが想定される。

一方，地域住民の生活圏域に応じた広域的な活動の要請にこたえるため，例えば，市区町村単位などで，県内のボランティア推進団体，大学，NPO等が連携協力して，広域的な拠点（広域プラットフォーム）を整備していくことも検討に値する。

地域ネットワークのイメージ



(3) コーディネーターの養成確保

1) コーディネーターに期待される役割

コーディネーターは、奉仕活動・体験活動の推進において重要な存在であり、センターないし仲介機関にあっては、活動参加を希望する者と活動の場を円滑に結び付けるため、活動の準備、実施、事後のフォローアップなど活動の各過程を通じて、参加者に対する活動の動機付け、情報収集・提供、活動の場の開拓、受入先の活動メニューの提供、活動の円滑な実施のための関係機関等との各種の連絡調整などの役割を担う。

また、学校などの参加者を送り出す施設や福祉施設などの参加者を受け入れる施設にあっては、コーディネーターの役割を担う担当者が必要であり、送出し側では事前指導や関係機関等との連絡調整、受入れ側では参加者へのガイダンス、活動内容の企画、施設内での連絡調整等の役割を担う。

2) 養成・確保

コーディネーターには、ボランティア活動や体験活動、企画・広報、面接技法等に関する専門的知見とともに、関係機関との人的ネットワークやその背景にある豊かな人間性など幅広い素養・経験等が求められる。さらには、活動の適正さを確保するため、活動に関する情報や団体や人物に対する確かな目利きといった能力も必要である。このため、関係する行政部局や団体等の協力を得つつ、都道府県と市町村が共同して人材の積極的な発掘、計画的な養成が必要である。

コーディネーターの養成については、社会福祉協議会、ボランティア推進団体、教育委員会、スポーツ団体、青少年団体をはじめ、関係機関・団体等が連携協力して、養成講座の体系化を図り、養成講座を共同で開設することや、さらには関係機関・団体が協力して養成のための各種のモデルプログラムの開発等を行うことも検討する必要がある。また、受講者の経験や知識のレベルに応じた必要事項の補完や、担当する分野の特性に応じた多様なプログラムを用意する必要が

あることから、基本的には一定人数をまとめ得る都道府県単位で養成講座を行うことが効果的と考えられる。

(4) 行政機関におけるボランティア活動や体験活動を担当する部局の設置・明確化等

ボランティア活動や体験活動を効果的に推進していくためには、行政機関とNPO、ボランティア団体その他関係団体などが連携・協力しやすい仕組みを作ることが重要である。また、活動を行おうとする個人にとっても、行政機関の窓口が明確であれば、情報提供や相談対応を求めることができ、活動に気軽に参加しやすくなる。そこで、各行政機関等に、これらの活動を担当する部局を設置（「ボランティア課」等）、又は明確化し、それらの推進に取り組むとともに、国民にアピールするなどの取組も求められる。

29 「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）の概要

〔平成16年3月29日
中央教育審議会生涯学習分科会〕

1 審議の経過

生涯学習分科会は、平成15年7月以降、生涯学習の振興方策全般について議論を行ってきた。これまでの振興施策や生涯学習振興の現状等について委員間の自由討議、関係者からのヒアリング等を行いつつ、審議を進め、今回、これまでの審議の経過を審議経過の報告として一旦まとめてみたものである。

2 報告案の概要

1 生涯学習振興施策の経緯

- ・昭和56年の中教審答申、昭和59～62年の臨教審答申等を踏まえ、生涯学習の振興に努力。
- ・平成2年の生涯学習振興法の制定等により、国、都道府県、市町村の生涯学習振興のための体制整備等（生涯学習担当部局、生涯学習審議会の設置等）は一定程度進展。また、平成13年の社会教育法の改正により、家庭教育支援や奉仕活動・体験活動推進のための行政体制の整備などは一定程度進展。

2 施策の課題

- ・生涯学習が、学校教育、社会教育、家庭教育、民間の行う各種の教育・文化事業・企業内教育等にわたるあらゆる教育活動、及び、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などの学習の中で行われるものであることが行政関係者等に浸透していない。生涯学習と社会教育との混同が見られる。

- ・公民館，図書館等の関係機関の取組が現在の社会の要請に必ずしも適合していない面がある。
- ・学習機会の提供，関係機関・団体等との連携，学習成果の評価・活用についても，様々な課題あり。
- ・生涯学習振興の基本的考え方が必ずしも明確に示されていない。

3 今後の生涯学習振興方策の基本的方向

1. 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

人々が，生涯のいつでも，自由に学習機会を選択して学ぶことができ，その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現が目標。

そうした「生涯学習社会」は，

- ① 「個人の需要」と「社会の要請」のバランスを保つ。
- ② 生きがい・教養・人間的つながりなどの「人間的価値」の追求と「職業的知識・技術」の習得の調和を図る。
- ③ これまでの優れた知識・技術や知恵を「継承」しつつ，それを生かした新たな「創造」を目指す。ことにより，絶えざる発展を目指す社会。

2. 生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点

(1) 国民全体の人間力の向上

国として，自立した個人の資質・能力の向上を通して，国民全体としての資質・能力の向上を目指すため，生涯学習の振興を図る。

(2) 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視

個人が社会に主体的に参加・参画することにより，新しい「公共」を形成するという視点に立って，社会をつくり，社会の活性化を図ることを目的とする。

(3) 人の成長段階ごとの政策の重点化

人が成長する各段階ごとの課題を明らかにし，実施主体間の役割分担を明確にして連携を図り，緊急かつ重大なものに重点的に対応していく。

(4) 国民一人ひとりの学習ニーズを生かした，広い視野に立った多様な学習の展開等

若者を含むあらゆる層の学習者の多様なニーズへの対応やあらゆる資源の把握と有効活用など，多様な学習の展開等により，人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得を実現する。

(5) ITの活用

ITの活用を大幅に拡充することにより，時間的・空間的制約を越えた学習機会の提供や，学習資源の蓄積・共有を促進する。

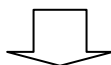
4 近年の社会の変化と今後の重点分野

従来の重点分野

1. 社会人を対象としたリカレント教育の推進
2. ボランティア活動の支援・推進
3. 青少年の学校外活動の充実

4. 現代的課題に関する学習機会の充実

(例. 健康, 家庭, まちづくり, 高齢化社会, 男女共同参画型社会, 科学技術, 国際貢献, 環境等)
(平成4年生涯審答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において指摘。)



近年の社会の変化

- ・ 少子高齢化社会の進行
- ・ 産業・就業構造の変化
- ・ 科学技術の進歩
- ・ 高度情報化の進展と知識社会への移行
- ・ グローバル化の進展
- ・ 家庭の教育力・地域の教育力の低下

(中教審答申(平成15年3月20日))

留意すべき点

- ・ 景気の低迷等による若者のフリーター・失業者の増加等雇用問題への対応
- ・ 近年の都市化, 核家族化, 少子化等による家庭の教育力の低下への対応
- ・ 地縁的なつながりの減少等による地域の教育力の低下への対応
- ・ 団塊の世代の高齢化による高齢者の増加に伴う医療費等の社会保障関係経費の増加等の問題への対応
- ・ グローバル化による産業の空洞化, 少子高齢化等による地域社会の活力の低下への対応



国, 地方公共団体, 関係機関・団体等は, 以下の分野に重点的に取り組むことが必要。

今後の重点分野

1. 職業能力の向上
2. 家庭教育への支援
3. 地域の教育力の向上
4. 健康対策等高齢者への対応
5. 地域課題の解決

5 関係機関・団体等の活動の活性化のために

1. 公民館, 図書館, 博物館等の社会教育施設

○共通の課題

- ・ 開館時間の延長等の住民サービスの向上
- ・ 施設の高度情報化
- ・ 広域的な連携のためのネットワークの拡充

○公民館

- ・社会の要請に的確に対応し、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上等を中心とした、コミュニティーのためのサービスを総合的に提供する拠点へと改善を図る。

○図書館

- ・いつでも学習できる、教養の向上や実学のための地域の学習と情報の拠点として、設置数、サービスの質を大幅に向上。
- ・レファレンス機能の充実のほか、横断的な蔵書の検索・予約、外部データベースの利用等情報化への対応。

○博物館

- ・文化・文明の継承や、自然や環境の保全、知的生産の成果へのアクセス、国民全体の教養の向上、地域への学習資源の提供、郷土の文化の振興、地域の個性の確立、観光の拠点に。
- ・子どもや外国人へのサービスの充実のため、例えば、外国語に堪能なボランティアを配置するなど、ボランティアの積極的な活用を促進。

2. 大学等

- ・社会人の受入れなど生涯学習機能をより一層果たすことが必要。このため、社会の要請にこたえたカリキュラム編成や実践的能力を持つ教員を広く社会から受け入れるなど生涯学習のニーズに対応した効果的な教育を達成することが重要。

3. 国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し

- ・国・地方公共団体とNPO・地域住民等との関係を、対等な立場の下に、積極的に協力し合う「協働」へと変えていく。

4. 学習成果の評価を舌用

- ・学習成果を地域社会に還元し、地域の活性化や発展につなげる。

5. 生涯学習振興を担う職員等の在り方

- ・図書館の司書等の生涯学習の振興を担う人材の資質・能力の向上を図る。

6 国. 地方公共団体の今後の役割等

【国，都道府県，市町村の現状】

- ・地方分権や市町村合併が進展。また，国，都道府県，市町村の財政状況は非常に厳しく，民間の役割の重要性が増大。
- ・国の情報が市町村に十分に伝わっていない，市町村等の実態が国に十分に伝わっていないとの指摘もある。
- ・そこで，今後は，国，都道府県，市町村の役割や関係を以下のように変えていくことが求められる（法制度等の見直しの検討も必要。）。

1. 基本的考え方

(1) 国，都道府県，市町村の役割等

市町村

○住民に最も身近な行政機関として，地域住民等と協力して，

- ・社会の要請・地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援
- ・生涯学習を通じた地域づくり等を主体的に実施。

都道府県

○市町村を包括する広域の地方公共団体として，

- ・大学，専門学校，民間教育事業者，職業訓練施設，公民館等との広域連携の機能を強化（学習情報の提供，学習成果の評価，関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等）

○市町村を補完する立場で，

- ・ITの活用等を支援

国

○自立した個人の資質・能力の向上を通して，国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに，都道府県や市町村を補完する立場から生涯学習の振興を図ることが必要。

以下の施策に重点的に取り組む。

- ・大学等における社会人の受入れの促進のための支援
- ・行政上の喫緊の課題として重点的に取り組むべき課題への対応
- ・都道府県，市町村では対応が困難な施策の実施（図書館の蔵書，博物館の収蔵品の全国的情報提供システムの構築等）
- ・ITの活用等についての競争的資金の調査研究
- ・人材養成（図書館の司書等に対する研修・研修教材の作成等）
- ・市町村等の現場の実態の把握，先進事例の収集・情報提供，これらに関連しての都道府県や市町村と，大学や民間教育事業者，NPOなどのコーディネート

(2) 国，都道府県，市町村の関係

- ・国は補助金の交付やそれに伴う指導・助言を中心とした関係から，対等・双方向の関係へと変える。また，国は，都道府県や市町村の提言を取り入れ，都道府県は，市町村の提言を取り入れるよう努める。このほか，国，都道府県，市町村は，民間の提言を取り入れるよう努める。

(3) 地域の実情に応じた施策の在り方

- ・地方公共団体の財政能力や，大学や民間教育事業者，NPOの数などの状況が異なるため，大都市，中小都市，町村などの地域の実情に応じた施策の在り方を考える。

2. 行政内部の連携の在り方

- ・特に，職業能力開発分野について，文部科学省と厚生労働省との連携を強化するなど，関係各省との連携を強化する。
- ・教育委員会と首長部局の人づくり・まちづくりに関する部局等との連携の推進などにより，多角的な行政を展開する。

30 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中間報告）

〔平成19年1月30日〕
〔中央教育審議会生涯学習分科会〕

はじめに

平成17年6月13日，文部科学大臣から中央教育審議会に対し，「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」諮問が行われた。

諮問後，本審議会では，生涯学習分科会において，新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策として，「(1)国民一人ひとりの学習活動を促進するための方策」と「(2)地域住民等の力を結集した地域づくり，家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策」を中心に，制度の在り方を含め，具体的な方策について検討を重ねてきた。

平成17年7月には，「国民の学習活動の促進に関する特別委員会」及び「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」を設置し，審議を進めた。

両特別委員会では，調査審議を行い，それぞれ「審議状況について」を取りまとめ，平成18年8月，生涯学習分科会に報告を行った。その後，さらに具体的検討が必要な課題を扱うため，「生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方に関する作業部会」及び「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」を設置し，審議を進めてきた。本中間報告は，これらの審議の内容を整理したものである。

また，平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法において，「教育の目標」，「生涯学習の理念」，「家庭教育」，「社会教育」及び「学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が規定されたが，これらの観点を重視しつつ，本審議会としては，本中間報告に対する各方面からの御意見を頂き，さらに必要な制度の在り方等について議論を深め，今後，より具体的な答申を取りまとめていきたいと考え

ている。

1. 今後の生涯学習振興方策の基本的考え方

(1) 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

- 近年、フリーターやニートの増加や中高年の再雇用問題等の課題がある中、国民一人一人が、生涯を通じて、職業能力を高め、新しい知識・技術等を習得していくための環境整備が求められている。また、少子高齢化、核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下していることも指摘されている。こうした様々な社会的な課題が指摘されるとともに、学習意欲の低下や、子どもたちに基本的な生活習慣が身につけていないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下など子どもたちに関わる課題も指摘されている。
- 前述のような課題に対し、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるような環境を整え、国民一人一人の資質・能力の向上を通して、社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指すことが極めて重要である。
- また、天然資源に恵まれない我が国においては、人材こそが資源であることを再認識し、「子どもは社会の宝、国の宝」であるという考え方に基づき、学校や家庭、地域など社会全体で、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を育成するため、家庭や地域の教育力の向上を図るための方策を講ずることが急務である。
- このため、今後、次のような基本的な考え方の下に、学校・家庭・地域が連携協力しながら、それぞれの教育力の向上を図るとともに、社会全体で生涯学習社会の実現を目指すことが重要である。
 - ① 「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを確保する。
 - ② 「生きがい・教養」だけでなく「職業的知識・技術」を習得する学習を強化する。
 - ③ これまでの知識・技術・経験を「継承」しつつ、それらを生かした新たな「創造」により、社会の発展を目指す。

(2) 今後重視すべき視点

① 国民の学習活動を促進するために必要な5つの視点

ア. 国民全体の人間力の向上

国民の学習活動を促進することは、一人一人が健康で心豊かな生活を送り、人や社会とのつながりを築く力や職業生活に必要な知識・技術を習得し、社会を支え発展させることができる人間力を向上させるとともに、ひいては我が国全体の知識基盤を強固なものとし、経済・社会の持続的発展に資するものである。

また、学習活動は、一面で健康増進による社会保障費の節減、安全・安心な地域づくりの促進など、社会のセーフティネット作りに貢献するといった効果もある。このため、国や地方公共団体等を中心として、国民の学習活動を積極的に支援することが必要である。

イ. 「公共」の視点の重視

自らの知識・技術・経験を生かしたいと考えている人々が地域や社会の課題解決や形成に主

体的に参画し、活躍することが求められている。このため、地域や社会の課題や歴史・文化などに関する学習活動の支援を行う必要がある。

また、住民が、学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体等との協働の中で、自らの意思に基づいて、社会の課題の解決に取り組んでいく学習活動を支援する必要がある。

ウ. 人の成長段階に即した多様な選択肢を提供する政策の重点化

人生のある段階の一度の選択でその後の人生の全てが決まってしまうことなく、国民一人一人が、生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していけるよう、学習する意欲や習慣を身につけ、いつでも「学び直し」が可能な環境整備を行うことが重要である。このような視点から、各成長段階に応じて必要とされる知識・技術を習得する学習ができるよう、政策の重点化を図ることが重要である。

エ. 実社会のニーズを生かした多様な学習機会の提供

国民一人一人が学んだことを職業や社会活動に生かせるよう、学習内容を充実していくことが必要である。このため、社会教育施設・大学・専修学校等の学習機会の提供者は、地域や社会の課題、産業界、関係団体等のニーズを適切に把握し、反映した上で、多様な学習機会を提供することが重要である。

オ. 情報通信技術の一層の活用

インターネット等情報通信技術は、時間的・地理的制約などの生涯学習を振興する上での制約要因を解消し、生涯にわたる学習機会の選択肢を多様で豊かなものとするとともに、高齢者や障害者等に対する学習環境の充実や仕事や子育てとの両立のための方策としても有効である。このため、情報通信技術を活用した具体的方策の充実を図ることが重要である。

② 家庭の教育力向上に必要な3つの視点

ア. 親と子どもの主体的な「育ち合い」(共育)

親も子育てを通じ親として成長するものであり、親も子どもも共に育ち合うというスタンスに立ち、親の能力もうまく引き出しながら、親子共に自立的に成長していくための支援につなげる必要がある。

イ. 地域全体での子育ての「支え合い」(共同)

子育てについては、家庭だけではなく地域全体のものとしてより広くとらえるべきである。子どもは「親の子」、「家族の子」として育てるとともに、「地域の子」、「社会の子」として、地域全体で支え、育てていくことが大切である。

ウ. 多様性の認識の「分かち合い」(共生)

家庭教育などの在り方や行政の支援を考える際には、家庭教育には多様なスタイルがありうることを理解し合い(分かち合い)、常に基本に据えておく必要がある。

③ 地域の教育力向上に必要な3つの視点

ア. 地域全体での子育て「支え合い」(共同)

地域全体で「地域の子」、「社会の子」として子どもを見守り、子育て家庭を支援していこうとするという意識変革が大切である。また、個々の親の責任という観点だけから考えるのではなく、地域社会を見据えた視点が必要である。

イ. 地域の課題解決は地域自身の手で「助け合い」(共生)

地域の課題は地域の人々自身が解決するという住民自治の理念を具体的に実現していくためには、地域の人々が社会に関わる力を向上させていくことが大切である。

ウ．家庭や地域の教育力と学校教育の効果的な連携「つながり合い」（共育）

学校が地域の教育の一主体として、保護者や地域住民・団体と対等な協働関係を作っていくことが必要である。また、地域の大人たちが学校に協力することは、大人自身の持つ知識・技術・経験を生かすとともに、生きがいつくりにも資するものである。

2. 国民の学習活動を促進する具体的方策

(1) 「学び」の機会を総合的に提供・支援するシステムの構築

- 就業・起業やボランティア活動等社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し、地域や社会、産業界のニーズを具体的に把握・明確化し、キャリア形成支援を含めた学習相談を行うとともに、必要な知識・技術が修得できる学習機会を、大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体等の協力を得つつ社会教育施設等において提供するなど、学習相談から社会参加までを一貫して支援する学習支援システム（ワンストップ・サービス）を構築する。その際には、産業界・大学・専修学校・行政・NPO等の民間団体等の連携を強化する必要がある。
- あわせて、このような取組を進める民間団体等の自立的、継続的な活動を支援するため、民間の資金の活用も含めた財政的な基盤を確立する方策を検討することが重要である。
- 社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体において、社会人のキャリアアップや地域活動の参加に役立つ実践的な教育プログラムを共同で開発し、このような教育プログラムの学習成果が広域的に通用し、活用されるようその普及を図る。
- また、従来企業内で行われていた個人の能力開発について、近年「会社主導から、自助努力へ」という傾向が中小企業を中心に強くなっていることや、非正規社員の学習機会が少ないことを踏まえ、地域のニーズに応じて社会教育施設等において提供される学習プログラムや学習相談の機会については、情報通信技術を活用しつつ、広く提供するような学習支援に関する取組を支援することが重要である。
- また、地域や社会が求める一定の能力を証明し、職業や社会活動に生かすため、大学等によって提供される比較的短期の教育プログラムを受講して得られた学習の成果に対し、学位以外の一定の「履修証明」を与える取組が考えられる。
- 放送大学においては、生涯学習機関として広く国民に大学教育の機会を提供し、大学進学や大学院教育の機会の充実等により生涯を通じた学びの機会の拡大を図ってきたところであり、一定の科目群を学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える制度（「科目群履修認証制度」）の導入や、社会人等の再チャレンジ（「学び直し」の機会の充実）のため教員・看護師の関連免許取得等のキャリアアップの機会の充実を図っている。今後、このような制度や取り組みが社会的に活用されるよう支援することが必要である。
- 今後、情報通信技術の発展により、学習機会の提供・支援方策についても、様々な形態が考えられることから、例えば、携帯電話、インターネット配信、地上デジタルテレビ放送などの複数の情報流通・配信手段に対応した社会のニーズが高い優れた教育用コンテンツの視聴・利活用など、新たな形態による教育用コンテンツの活用を促進するための方策について検討を行う必要がある。

(2) 個人の「学び直し」に対する支援

- 学習活動を行う上で、時間や場所などに起因する制約要因を解消するため、産業界・大学・専修学校・行政・NPO等の民間団体等が連携し、インターネット等情報通信技術を通じて、キャリアアップ等に資する学習コンテンツの提供や学習相談を行う「生涯学習プラットフォーム」（学習活動を推進する地域の基盤）の形成を支援する。
- また、国立教育政策研究所「教育情報ナショナルセンター」においては、例えば、職業に関する学習情報を提供する場合、各職業に必要な知識・技術・経験など、学びたい人々が必要とする情報を分かりやすく提供するとともに、情報通信技術を活用した学習機会の拡大のため、「エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）」をインターネット化し、オンデマンド方式による学習情報の提供を行う全国的なシステムを構築する。
- 「学び直し」やキャリアアップへの経済的支援策として、多様な財政支援の充実を図るとともに、海外の支援実態やその有効性等も検証した上で、個人のライフステージや経済状況に応じた支援の在り方について検討を行うことが重要である。

(3) 学習成果が適切に生かされ評価される方策

- 国民一人一人の学習活動を促進するためには、個々人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、社会のそれぞれの場において活用できることが重要であり、そのためには、学習内容を相互に比較し、それを評価する制度の構築が必要である。
- しかしながら、このような制度の必要性は従来も指摘されているものの、多種多様なあらゆる学習成果を客観的に定量化して評価できる適切な尺度や方法等はいまだ構築されていないため、学習成果の社会的通用性の確立に向けた具体的な施策はこれまで講じられて来なかった。
- 特に、地方公共団体や民間においても、国民の学習の意欲に対応した各種の学習機会の提供が活発に行われているが、これらは、それぞれ実施主体が独自に設定した仕組に基づくものであり、全国的な制度的枠組は存在しないため、学習内容の開示状況や学習成果の信頼性は様々であり、学習者の利益が十分に保護されているとは言えない状況にある。
- このため、学習成果の評価の社会的通用性を向上させるための方策の第一歩として、社会に存在する多様な学習機会の中から、個々の学習者が選択する際の判断材料を提供するとともに、学習成果の社会的な認知度を高めるために、全国レベルの生涯学習に係る登録制度の創設を検討する必要がある。
- 具体的には、個々人の学習成果を検定により評価し、当該検定に合格したかどうかの判定を行うもの（資格）について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを登録することにより、個々の検定の安定性、継続性及び情報の真正性を確保する仕組（「登録生涯学習検定制度（仮称）」）を検討することが考えられる。なお、個々の検定の内容評価については、あくまで広く社会における評価に委ねることとし、国レベルの役割としては、社会における評価に資するべく、登録された検定に係る情報を学習者に利用しやすい形で提供することに留意すべきである。
- 本制度の普及・定着状況を踏まえつつ、将来的には、学校の卒業認定とは別に、社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO等の民間団体等が提供する学習内容（学習成果）を評価し、全国的な通用性を保証するための制度を構築することが考えられる。
- このため、例えば、ナショナルセンター機能を持つ第三者機関が学校の卒業認定以外の一定の学習成果を評価する仕組の構築について検討することが重要である。その際、同センターにおい

ては、学習成果の評価の仕組や客観的に定量化できるような適当な尺度・方法等の研究、学習成果の評価に関する情報の収集・提供等を行うことが考えられる。

- その他、学習成果が就業やキャリアアップ、ボランティア活動等の社会参加等につながり、社会で活躍している者やこのような学習活動を支援する団体等に対する顕彰制度を創設し、国民にとって身近な事例を提示し、広報活動を充実するなどによって学習の意欲を喚起することが考えられる。

(4) 若年者・女性・団塊世代・高齢者に対する支援

- ニート・フリーターの予防策として、生涯学習の理念の観点から、自ら学び自ら考え行動する力を育成し、働くことや生きることの尊さを学ぶ機会として若年者に対する奉仕活動・体験活動及びキャリア教育・職業教育を充実するため、学校における奉仕活動・体験活動等に関する連絡・相談を行う連携窓口の設置促進や家庭・地域との橋渡し役となるコーディネーターの養成を行うことが重要である。
- 高校生など若者層の自主的な進路選択及び職業教育の涵養に資するよう、実践的な職業教育機能を有する専修学校が高等学校と連携するなど職業教育を推進することが重要である。
- また、専修学校を活用し、就職後早期に離職した者、定年退職を控えた中高年、子育て等により就業を中断した女性、ニート等を対象とし、それぞれの特性等に応じた職業能力の向上のための学習機会の充実を図る。
- 出産・育児等により離職し、再就職を希望する女性の再チャレンジのため、身近な場所での再チャレンジ支援講座、成功事例（ロールモデル）の収集・提供、学習相談等を行う女性メンターの養成を実施する。
- 高齢者や団塊世代が、知識・技術・経験等を生かし、学校や地域において活躍できるよう、研修を実施するとともに、高齢者や団塊世代が活躍する場である社会教育施設や学校等へ派遣する「教育サポーター制度」を創設する。

(5) 「公共」の課題に取り組む社会教育の振興

- 平成18年12月22日に公布・施行された改正教育基本法においても、「個人の要望や社会の要請にこたえ」る社会教育の国及び地方公共団体による奨励が規定された。さらに、教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが掲げられており、この点は今後の社会教育の在り方を考える上で重要である。
- 少子高齢化、男女共同参画、環境教育、法教育、消費者教育、防犯・防災教育、食育、科学技術理解増進、職業能力の向上に関する学習等、「社会の要請」が強い学習活動が促されるように、これらに関する講座を量的・質的に拡大し、その成果を地域における「公共」の形成に生かすための拠点づくりが求められる。このため、公民館等の社会教育施設の機能を充実することが必要である。
- 例えば、子どもから大人まで、年齢を問わず主体的に社会の形成に参画することを促すため、趣味・教養を学ぶ場としてのみならず、奉仕活動を通じて社会に対する責任感、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与するための知識・技術や態度等を養う学習機会の提供を推進することが重要である。そのため、学校や公民館等の社会教育施設等において、奉仕活動の機会の提供、受け入れ先の開拓、参加希望者と活動機会のマッチングなどを行う機能を総合的に確保して

いく必要がある。このような総合的な機能を確保していく際は、中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について（平成14年7月29日）」で提言された、関係者による連携協力のための協議会や支援の拠点をいっそう活用することなどにより、社会教育関係者が学校等に積極的に働きかけたり、地域における奉仕活動のコーディネーター機能を発揮していくことが必要である。また、体験活動について、必要に応じ、学校における単位や就職活動の際の考慮事項として用いられるように、国として企業等に促していくことが考えられる。

- このような支援については、これまで国や地方公共団体において、青少年教育施設等における青少年の奉仕活動・体験活動の推進におけるセンター機能を整備するなど、重要な役割を果たしてきている。今後、このような国や地方公共団体の社会教育施設が専門的に果たすべき役割について一層明確化し、民間の関係者、学校、行政の更なる連携を強化し、官民双方において、より効果的な取組を行うことが必要である。
- 生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（平成10年9月17日）」では、学習活動を総合的に支援していくためのネットワーク型行政の必要性や社会教育主事について地域づくりのための住民の社会参加の促進という観点を加味した新たな役割等を指摘している。
- 後者については、特に、平成13年、社会教育に関係のある民間の人材を社会教育行政に積極的に登用できるよう、資格要件の見直しについて社会教育法の改正が行われた。しかし、力量のある民間の人材の社会教育主事への登用や、地域におけるニーズを踏まえた民間の関係者と社会教育行政との連携による学習活動の支援に関する企画・立案、地域社会全体の連携協力等は、いまだ十分とは言い難い。
- 今後さらに、①学習活動支援に関する企画・立案等地域における学習活動促進のシステムの構築、②住民のニーズと地域社会の課題をマッチングさせた学習機会の企画・立案業務や学校支援活動のマネジメント、③学習成果の積極的な社会における活用、④教育以外の分野との橋渡し等において、より専門性の高い行政職員として、学習活動に関する相談から社会参加までを一貫して支援できるよう、望ましい社会教育主事の職務、配置、養成の在り方を検討する。また、地域と学校の橋渡し役として、社会教育主事の有資格者を活用する方策について検討する。
- 図書館には、地域の活性化を目指す個人や団体が必要とする情報や資料、場所を提供し、地域を支える情報拠点としての役割が期待される。このため、住民の生活、仕事、自治体行政、学校、産業など、幅広い分野の課題解決を支援するための相談・情報提供の機能の強化や、図書館のハイブリッド化（印刷資料と電子資料とを組み合わせた資料提供や情報発信）、学校との連携による青少年の読書活動の推進、行政・各種団体等との連携等を進めることが必要である。
- あわせて、これらの機能を十分に発揮し、図書館活動の質を向上するため、図書館の専門的職員である司書等の知識・技術を高めることが急務であり、望ましい司書等の資格や養成の在り方、研修や再教育の実効性を高める方策を検討する必要がある。
- 住民が、地域の自然や人々の営み、歴史、文化を学ぶことによって地域の課題を理解し、課題を解決するための活動に積極的に参画していくことが望まれる。このような中で、各地域の博物館は、地域の活性化につながる地域づくりの核として重要な役割を果たすことが期待される。
- 一方で、博物館は、設置主体、内容等の面で極めて多様化しており、社会教育施設としての博物館の機能、役割を捉え直すことが必要である。このため、現行の博物館登録制度や、多様化、高度化する学習ニーズに対応できるように学芸員制度の望ましい在り方を見直す必要がある。

3. 家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策

(1) 家庭の教育力向上のための具体的方策

① きめ細かな家庭教育支援

- 子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への情報提供・相談体制を充実するため、子育てサポーターリーダー等のボランティアや保健師等の専門家が連携して、子育ての悩みや問題を抱える家庭に対する育児相談や情報提供等を行う訪問型の家庭教育支援を推進する。
- また、職業生活や子育て経験を通じて培った知識・技術を持つ地域の団塊世代や高齢者が、新しい子育ての知識や若い世代の価値観への理解を深めた上で、子育て支援をすることができるよう、地域の子育て関係機関との連携の下、研修を実施することも有用である。
- 従来、教育・福祉・医療等の様々な分野で取り組まれてきた研究成果も踏まえ、孤立しがちな親や問題を抱えた親等の実態についてきめ細かな調査研究を行うことが必要である。また、このような研究成果を、今後の家庭教育支援に生かしていくことが重要である。
- 子育てに不安や困難を抱えている親の学習活動促進も含めた、より効果的な家庭教育支援を行うため、各地の家庭教育講座等で創意工夫がなされるよう、国内外の特色ある事例も踏まえ、講座等の企画・立案や実施のための手引きなどを国において作成し、各地の家庭教育講座等の創意工夫を促進する。
- 各発達段階における子育ての課題や悩みの解消などにきめ細かく対応するため、各段階に応じた課題別の子育て講座の提供を、子どもの健診等の親の多く集まる機会を活用し、推進する。

② 親子・世代間で育ち合う子育てを応援する社会づくり

- 子育て理解促進のため、中学・高校生が幼児やその親とのふれあいを通じて、子育ての楽しさ・生命や家族の大切さを理解するような取組を促進する。
- 父親の家庭教育への参加を促進するための集会や、「おやじの会」などの地域活動の機会の提供や活動の支援を充実するような取組を促進する。

③ 子どもの生活リズムの向上

- 子育て支援団体のリーダーや社会教育主事等の指導者が、子どもの生活リズムの向上に資する事業の企画・立案や親への相談等に応じる際の参考となるような資料を作成する。
- 子どもの生活リズム向上の取組を行っている「早寝早起き朝ごはん」運動について、乳幼児期も対象にするなど更なる推進を図り、さらに、社会全体で子育て支援を行う機運を高めるため、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携した子育て支援についての普及啓発を一層充実する。
- 子どもの生活リズム向上のための取組を行っている先進地域における事例研究や効果の分析、検証等を実施する。

④ 社会や地域ぐるみの家庭教育支援

- 幼稚園・保育所等地域の家庭教育・子育て支援のセンター機能を持つ機関の支援機能を強化するとともに、これらの機関との役割分担の下、公民館等の社会教育施設を活用し、小学校区程度の身近な地域において、子育て中の親等が家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加でき

るような、環境の整備を図る。

- 学習機会等の情報につき、企業・NPO等の民間団体等の協力も得た多様なPR活動を推進するとともに、家庭教育全般に関するより効果的な情報提供の在り方について検討を行う。
- 情報通信技術の発達に伴い家庭では対応できないことが増えており、親だけに問題の解決を委ねるのではなく、特に教育的で公共性の高いコンテンツやメディア関係者によるメディア教育の活用など、社会においても家庭を支える仕組みを考える必要がある。さらに、情報化の影の部分については、学校・家庭・地域に加えてメディア関係団体等も連携し、特にインターネットや携帯電話の安全な利用等について学ぶ機会の充実を図る。
- 企業が従業員の働き方の見直しを行うことによって、従業員が、子どもの基本的生活習慣の育成等と一緒に取り組めるよう、仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）に関する取組を行政と企業が連携・協力して進める必要がある。

(2) 地域の教育力の向上のための具体的方策

① 「放課後子どもプラン」の創設

- 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを整備するため、新たに「放課後子どもプラン」を創設する。同プランにおいては、留守家庭児童を対象とした厚生労働省の「放課後児童クラブ」と文部科学省の「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する。「放課後子ども教室」においては、全国の小学校区で、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等様々な体験・交流活動や学習活動等の取組を実施する。
- 小学校区毎には、地域のボランティア等協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・立案等を実施する調整役としての「コーディネーター」や「安全管理員」等を配置するとともに、教員を目指す大学生や退職教員等、専門的な知識を有する地域人材を「学習アドバイザー」として配置し、補習等の学習活動の取組を実施する。

② その他幅広い視点からの地域の教育力の向上のための方策

- 地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や家族参加の農村体験、まちの歴史・文化を学ぶ体験活動等、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、家族や地域のきずなを深める「学びあい、支えあう」学習活動を推進し、地域の活性化を促進する。
- 地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進する。
- 地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承などの文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備などもさらに推進する。
- 地域の教育力を効果的に向上させるため、地域の奉仕活動・体験活動の実施数、学校支援ボランティアの参加人数、図書館における子どもの利用率など「地域の教育力の指標」を試行的に作成するなど、地域の教育力の経年変化を把握し、これを施策の効果的な展開につなげていく方法を検討する。

4. 地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策

(1) 学習活動を支援する多様な人材が育つ仕組の構築

- 社会人の「学び直し」や「家庭・地域の教育力向上に資する学習活動」を推進するため、これらの学習活動を支援する多様な人材を育成することが重要である。特に、前述2.(4)に指摘した、学校教育・家庭教育支援等を行う「教育サポーター」、**「教育サポーター」と学校や社会教育施設等の活躍の場への橋渡し役となる「学習コーディネーター」、社会人の学び直しの相談から学習後の社会参加までのカウンセリングを含めた学習相談を行う「学習相談員」**を育成する必要がある。
- このため、これらの学習支援を行う人材の役割と機能、また、人材に求められる基本的な資質・能力を整理し、具体的な育成の在り方等について、有識者や関係機関等によって構成される検討会等において、今後、さらに検討することが必要である。
- 「第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）」において、地域の教育力を生かす方策として提言された「学校支援ボランティア」や生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かすー生涯学習の成果を生かすための方策について（平成11年6月）」等において提言された学習活動を支援するボランティア学習コーディネーター等の育成等について、様々な取組が実施されてきた。
- このような中で、学習活動を支援する人材育成が地域によって十分に確保できず、また、専門性の高い人材が育成されても認知されずに財政的支援が十分に受けられないため活動が継続しない・活用されていないといった課題が指摘されているため、学習支援の人材の資質・能力の全国的な通用性を確保し、有効活用を促進するための全国的な仕組を構築する必要がある。このため、社会教育施設・大学・NPO等の民間団体等多様な主体によって提供される学校支援やボランティア学習コーディネーター等学習活動を支援する指導者を育成し、認定する事業（以下、「人材育成・認定事業」という。）の質を保証する認証システムの構築を検討する。
- 認証システムの仕組としては、有識者、人材育成・認定事業を行う大学等教育機関・NPO等の民間団体、学校関係者等ユーザーの代表によって構成される全国的な第三者機関により、当該機関が示す基本的な要素を満たした事業を認証し、その情報を広く国民に対して提供を行う仕組が考えられる。
- 人材育成・認定事業においては、実際に活動する学校・社会教育施設・社会福祉施設等の場を想定し、カリキュラムに講義だけでなく実技指導を実施するほか、例えば、教育委員会や社会教育施設、福祉施設等の協力を得つつ、これらの施設でのインターンシップ制度等の実務実習や事例研究、現地調査等を取り入れることが必要と考える。また、人材育成・認定事業の形態としては、
 - ・都道府県レベルの社会教育施設が複数の大学・民間団体等と連携して行う事業
 - ・複数の社会教育団体や民間教育事業者が行う全国的な人材育成事業
 - ・大学コンソーシアム等において複数の大学等と教育委員会が協力して行う事業等が考えられるが、引き続き、有識者等による検討が必要である。
- その他、学習相談員等の養成については、職業教育の重要性に鑑み、既存のキャリア・コンサルタント^{*1}制度の活用を検討することが考えられるところである。例えば、学習相談員等とキャ

^{*1} 個人の主体的なキャリア形成ができるよう、相談を行う者。厚生労働省職業能力開発局長が定める複数の民間機関等が、キャリア・コンサルタントとなるための養成講座や能力評価試験を実施している。

リア・コンサルタントのカリキュラムの一部の相互乗り入れについて検討することが考えられる。

- また、このような取組を推進するにあたり、地域社会全体の学習活動を行政として支援する仕組づくりにおいて、関係者の連携を促しつつ、総合的な企画・立案、運営等を行う社会教育主事の存在が極めて重要である。このため、前述 2. (5)において指摘されたように、期待される役割・機能に応じた資格・養成の在り方を見直す。
- その他、地域における先進的な取組事例の把握・収集を行うとともに、成功要因を分析・評価し、今後の取組に活かすため、インターネット等を活用した全国的な情報提供システムを構築する。

(2) 学校・家庭・地域の連携協力を促進するための方策

- 学校・家庭・地域の連携協力を当って、学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれ担うべき役割と責任を明確にするとともに、学校教育との連携協力及び家庭教育への支援が社会教育行政の責任の一つであることを明確にする。
- 小・中・高等学校等における体験活動・ボランティア活動等を進めるための担当者（地域連携担当、学社連携担当、学校と地域を結ぶコーディネーター、体験活動等推進主任、ボランティア教育担当等）を校務分掌に位置づけている学校は、全学校の約 4 分の 1 となっているが、これらの担当者の多くは、日常業務が忙しく外部との連携を図る時間がない、学校におけるコーディネーターとしての研修機会が十分でないといった課題がある。このため、学校外の地域の人材から学習コーディネーター等の活用を推進するとともに、学校の担当の教職員に対する研修機会の充実を図る必要がある。
- 必要な研修内容としては、体験的な学習活動プログラムの企画・立案の知識・技術や学校・家庭・地域の連携協力を促進するコーディネーターとしての資質・能力を身につけるための研修等が考えられる。今後、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等において、研修プログラムを開発し、地方公共団体等において活用されるようなモデルを提供することなどが考えられる。
- さらに、子どもを巡る様々な教育課題の解決のためには、家庭教育や社会教育、学校・家庭・地域の連携の重要性についての教員の基本的理解が大切である。このため、教職の課程認定大学においては、引き続き家庭教育や社会教育、学校・家庭・地域の連携に対する理解を促進し、カリキュラムの充実にも努めるとともに、様々な教員の現職研修においても、同様の研修内容を充実させることを検討する必要がある。
- また、各学校における学校経営において、校長や教育長の更なるリーダーシップの下で、学校・家庭・地域の連携協力を促進するため、学校内の教職員の意識啓発に関する取組、学校内における地域との連携を図るための校務分掌の明確化、学習コーディネーター等民間の人材の活用のための校内の仕組づくりなどを行うことが必要である。
- 学校外からの人材の活用については、前述 2. (5)に指摘されているように、学校で、社会教育主事資格を有する者や、前述の学習コーディネーターの中でも、学校教育支援を専門とする者（学校教育支援コーディネーター）を活用することを推進する必要がある。
- 企業においても、学校教育・家庭教育を社会全体で支え合う一つの具体的方策として、教育委員会との連携の下、例えば、社員の啓発、職業教育・体験活動の受入、講師として社員の派遣等、学校行事参加のための休暇制度、教育活動参加のための短時間勤務制度の創設等を実施するなど、学校教育・家庭教育の支援を推進する先進的な取組が全国へ普及するよう国が促す。

5. 国・地方公共団体・生涯学習関連施設・民間団体等の今後の役割等

- 改正教育基本法を踏まえ、国の役割としては、総合的・体系的な「生涯学習の振興に係る基本方針」や社会的要請が強く、社会教育において今後取り組むことが望まれる課題等を教育振興基本計画に盛り込む必要がある。また、学習支援人材育成のための研修プログラム開発等の支援事業の実施や先進事例の情報提供等の全国的な支援を行う。また、このような取組をより効果的なものとするため、学習活動支援を行う関係府省との連携がより一層促進されるべきである。
- 都道府県の役割としては、広域的な指導者育成の充実、関係部局・民間団体等のコーディネート機能の強化が必要である。市町村においては、地域住民の身近な学習ニーズや行政課題の把握、設定等を改めて十分検討し、取り組むことが必要である。
- これまでも、生涯学習関連機関として、社会教育施設や学校等の役割の重要性は指摘されてきているが、さらに、生涯学習の理念に基づいて期待される役割・機能を充実するため、それぞれの役割の明確化を図る必要がある。
- 社会教育施設については、住民に身近な学習支援拠点として講座等を通じた学習機会を提供するにとどまらず、青少年や地域住民全体の人間力を育成するため、学校・家庭・地域の連携交流の拠点として、学習相談から社会参加までを一環して支援できる学習コーディネート機能の充実に努めることが求められる。
- また、小・中・高等学校については、基礎的・基本的な知識・技術を確実に定着させるとともに、それらを活用する力を育成し、自ら学び自ら考え行動する力を高めることや、将来の職業や生活への見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めることなどが求められる。
- さらに、大学・専修学校においては、学校を卒業した後も、大学・専修学校と社会を往復しながら職業能力を向上し、また、地域の社会活動への参加のための知識・技術等を習得するなど、生涯学習社会において、大学・専修学校の多様な教育・研究機能を活用した住民の学習活動を支援する役割等が期待される。
- 民間教育事業者やNPO等の民間団体が国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしていることに鑑み、社会教育行政は、民間教育事業者・団体との連携をさらに強化し、生涯学習に関する活動を推進することが必要である。
- 企業においては、企業と社員双方のメリットも考慮しつつ、社員の学び直しや、家庭教育、地域の教育活動への参加等との両立支援のため、リカレント休暇やボランティア休暇、時短制度等の積極的導入などワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を推進することが期待される。

おわりに

生涯学習を推進する方策や主体は様々であるが、本中間報告において指摘された基本的考え方や今後重視すべき観点を踏まえ、行政だけでなく、学校・社会教育施設・企業・NPO等の民間団体等異なる主体による取組が、共通の理解の下、社会全体で国民の学習活動を促進するとともに、家庭・地域の教育力向上に資する取組を推進していくことが望まれる。

これらの施策を具体化するためには、既存の制度の運用などの改善を図るとともに、学習活動を支援する新たな仕組みやこれらに必要な財政的支援の在り方について、引き続き検討する。

31 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（抄）

[平成20年2月19日 中央教育審議会答申]

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

○ それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

(身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。
- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

(家庭教育を支援する人材の養成)

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

(学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進)

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

(学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実)

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域における

P T Aの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。
- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

(大学等の高等教育機関と地域の連携)

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。
- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

(1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。
- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向

上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。

- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

（生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

- より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。
- 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、

女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

- 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実を努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

- また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっては、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

- 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められる。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。

- さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施

し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。

- また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待される所であり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。
- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニ

ーズを支えていくかが課題となっている。

(社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。
- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。

(司書等の在り方)

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に

関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。

- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

(学芸員等の在り方)

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。
- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

(社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。
- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

(地域の人材・専門的職員との連携等について)

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。
- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。
- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。
- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされることが必要である。

(5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。

その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする」と提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。
- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能とな

っている。

- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

(地域の実情に応じた手続きの弾力化)

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ることが適当である。

(6) 国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を図ること等が考えられる。
- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。

- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

V 民間団体が行った公民館に関する提言等

1 公民館のあるべき姿と今日的指標（抄）

〔昭和42年7月〕
〔全国公民館連合会〕

総 論

1 序 説

（略）…しかし、最近の急速度な地域社会の変容と地域住民の生活構造の変化は、公民館をめぐる社会的条件を著しく変質せしめつつあり、ふたたび公民館の存在理由を問いただし、公民館の機能発揮の方向について、再確認することの必要を痛感せしめている。

ここにおいて、われわれは、公民館創設当時の社会的条件が一変した現時点においてあらためて「公民館のあるべき姿」を探究し、ここにその「今日的指標」を見いだそうとするものである。

2 公民館のあるべき姿

(1) 目的と理念

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

このためには、つぎのような理念に立たなければならない。

1 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。

公民館は、すべての人間を尊敬信愛し、人間の生命と幸福をまもることを基本理念として、その活動を展開しなければならない。

2 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立するにある。

公民館は、学校とならんで全国民の教育態勢を確立し、住民に教育の機会均等を保障する施設とならなければならない。

3 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館は、社会連帯・自他共存の生活感情を育成し、住民自治の実をあげる場とならなければならない。

(2) 役割り

1 集会と活用

地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため集会場、いこいの場、茶の間など、多様な役割りをはたすものが公民館である。

さらにすすんで、住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供するのも公民館である。

これが、公民館の基本的な役割りである。

2 学習と創造

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割りである。

住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実

される。しかも、それらはさらに個人や小集団による自主的な学習によって深められ、進められる必要がある。そのような学習活動をささえ、発展させるための活動は数多く考案されるべきであり、また、各種の資料や図書をととのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割りである。

3 総合と調整

地域社会における課題といかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の高次の役割りがある。

公民館は、諸団体・諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもちあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。

これが公民館の究極的な役割りである。

(3) 特質

1 地域性

公民館は民主的な地方自治をうちたて、地域の生活環境をととのえるために、生活課題や地域課題を発見し、その解決の方途を探究する場である。このためには生活連帯意識をささえる地域性が重視されなければならない。

しかし、反面、陥りやすい地域閉鎖性をさけ、広く内外の社会の推移に眼をひらく必要がある。

2 施設性

公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的で多様な活動を展開するためには、専用の施設と設備とが必要であり、とくに時代の進展に即応する教具・教材がゆたかに導入されなければならない。

3 専門性

公民館は、専門の職員によって経営されるべきである。しかも、公民館の機能を効果的に發揮するためには、職員の識見・技術・熱意にまつところが大きい。したがって、施設経営の能力を高めるため、職員の不断の研修が奨励されなければならない。

4 公共性

公民館は、公立たると私立たるとを問わず、公共性をもつ。教育の機会均等・非営利性および独立性を確立するために公共性を絶対の条件とする。

3 今日指標

(1) 企画の科学化

社会の変容に対処するためには、科学的方法にもとづいて地域の実態を把握し、住民の要求に応ずるキメ細かな企画が打ち出されなければならない。

企画を科学化するためには、つぎの視点に立つことが必要である。

- 1 社会の進展や産業構造の変革にたいし、歴史的・社会的な洞察をおこなうこと。
- 2 消費革命や流通革命とともに進行しつつある私生活への逃避的傾向に対し、社会連帯の意識や態度の形成をめざすこと。
- 3 一部マス・コミに見られる商業主義的傾向にたいして、自主的・批判的態度を育成すること。
- 4 近時の都市化・機械化などによって失われつつある人間性の回復をはかること。

(2) 事業の近代化

公民館活動の随性化を破るには、その成長度に応じ、地域の実態に即して、事業の近代化をはからなければならない。

事業の近代化には、つぎの視点が重視される。

- 1 他の諸機関・諸施設との共催，他の公民館との共同，立地条件を異にする公民館相互の交流などにより，新境地をひらくこと。
- 2 受動的な学習に終始せず，創作・創造・実習・実験など，生活と生産にむすびつき，現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 新しい視聴覚器材などを活用し，進展する科学技術に対応した事業を実施すること。
- 4 移動公民館・有線放送などを利用し，事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。

(3) 運営の効率化

教育活動が，ただちに具象的な効果をあげうるものでないという事実にかくれて，運営の非能率が見すごされてはならない。

公民館の運営を効率化するためには，つぎの視点が重要である。

- 1 地域住民の要求を反映し，社会教育に識見と熱意をもつ運営審議会委員を選んで運営審議会の活動を活発にすること。
- 2 活動展開のため必要に応じ，地域諸機関・諸団体との連けいを密にし，またはすぐれた人材を発掘し協力組織をつくること。
- 3 有志指導者（ボランティア）を発見し，随時協力を求めること。
- 4 常時の活動をとおして，住民の学習集団の形成とその波及，ならびにこれにもとづく実践運動への展開を配慮すること。

(4) 管理の適正化

公民館は，公的機関として性格を明確にし，本来の使用に徹するため，管理の適正化をはからなければならない。

管理の適正化には，つぎの視点が肝要である。

- 1 公民館長が公民館経営の責任者であるという管理体制を確立すること。
- 2 職員の専門的な知識と技術が最高度に発揮できるような職員構成と，その適正な配置をはかること。
- 3 施設・設備の整備と運用にあたっては，住民の要求と協力を基本とすること。
- 4 公民館の経費は，目的遂行に必要な額が，じゅうぶん確保されるようにつとめるとともに，その効率的な使用を綿密に考究すること。
- 5 公民館の配置を適正にするために，教育行政機関の積極的な施策を促進すること。

各 論（注．以下，主な事項のみを掲げる。）

- 1 地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係
- 2 市民会館等の出現にともなう公民館のあり方
- 3 望ましい公民館の体制と配置

- 4 公民館における標準的事業の領域と内容
- 5 公民館職員の職務内容と研修

2 都市化に対応する公民館のあり方（抄）

〔昭和45年5月18日
全国公民館連合会第二次専門委員会報告書〕

まえがき

現代の日本には地域のいかに問わず、「都市化」という急激で巨大な社会変動が進行しつつある。われわれは、さきに生きた公民館活動を展開するための道標として「公民館のあるべき姿と今日的指標」（以下「あるべき姿」と略称する）を世に問うた。

この「あるべき姿」も、発表後すでに3年を経過した。その間、社会の大きな変動を経た現在、「あるべき姿」の先駆的意義をすぐれた成果の上に立って、再び「公民館とは何か、何をなすべきか」という根源的な問題を問い直すことは、社会教育の現代化が叫ばれ、公民館の新路線が求められる今日、きわめて意義のある試みといえよう。

今回は、「都市化に対応する公民館のあり方」というテーマのもとに「あるべき姿」を基調として、とくに「都市化」という観点から社会教育の果たすべき現代的役割りをさぐり、生涯教育の基盤確立との関連について、公民館のイメージを焦点化しようとするものである。

第1 都市化の公民館のあり方

1 都市化と社会教育の今日的意義

(1) わが国、経済社会の急激な変動、なかんずくその地域社会における現象は、これを「都市化」という観点からとらえることができる。いうまでもなく、「都市化」の基本指標は、第一に人口の都市集住度であり、したがってそれにとまなう都市の膨張、周辺非都市的地域の都市的環境化の進化の度合である。（地域の都市化）都市化は、現在の日本においては、「過密」と「過疎」という問題をともなう形で生起している。

(2) 人口の過度な集中は、都市における経済活動や社会生活、すなわち都市社会の「なかみ」ともいうべきものと、その「いれもの」ないし「場」である都市施設、資源との間にいちじるしいアンバランスとズレを生ぜしめている。そのひとつひとつを解きほぐしながら、都市生活という体系のバランスを確保しないかぎり、都市化は、現代人にとってマイナス条件の拡大再生産でしかない。

他方、人口の急激な流出地帯でも、同様な意味での都市化のひずみが生じている。ここでは、人口減少のため、地域社会の生活上の基礎条件の維持が困難になり、また資源の合理的な利用もむずかしくなると、地域の生産機能が低下し、その結果、さらに人口密度が低下するばかりか、人口の質も変化（非生産年齢人口化・高齢化）がすすんで、生活のパターンが崩れ、生活意欲も減退して、ついにはコミュニティの完全な崩壊にまでいたることさえみられるのである。

(3) 第二の都市化の基本指標は、都市的な生活様式のすべての地域への広範な浸透過程に見出すことができる。いいかえれば、地域社会に住む人々の「生活の都市的性格への変化のスピードがあまりにも急激であることに問題がある。つまりスピードがもたらす摩擦が、人々の生活体系全体を過熱させてしまい、それが既存の地域社会における人々の生活構造の解体と変化への不適応を生むのである。

(4) しかしまた、都市化は、地域社会に新たな教育需要を作り出している。地域社会条件と生活の変化が、新しい環境への適応を促がす地域住民の学習意欲を引き出し、生活様式の変化が、生活の時間的ゆとりを社会教育の場に市民たちを導く契機ともなっている。

地域社会の生活環境条件に対する住民の関心の高まり、生活に根ざす学習意欲の増大、より高度な生活技術の習得への希求、人間的・文化的な教養へのあこがれなどの教育要求に応じて、社会教育がみずからの態勢を整え、生活を切りひらく教育の総合的体系を樹立し、多様化・高度化する教育需要にこたえるべき機は熟したといえよう。

2 都市化と公民館のあり方

(1) 以上のごとき社会教育への今日的要請に対して、公民館は従来からもっていた地域社会教育の拠点としての役割りを十分に発揮しなければ、それ自体として存在することの意義すら失われてしまうおそれなしとしない。公民館はいうまでもなく教育施設をとまなう教育機関である。しかしながら、今日、それは都市地域においてはおおむね“教育的”行事や事業が展開される建造物、ないしは“文化”施設と理解され、農村地域なかならず過疎地域においては、“生活”センターとして機能せしめられようとしている。

(2) こうした公民館イメージの分極化という現実の中で、なお公民館をまず“教育”の場としてとらえたい。もちろん社会教育にあっては、日常生活のなかで、自己学習意欲をもったものが、自己教育および相互教育の形で学習をおしすすめることを第一義としている。したがって、一人ひとりが学習者であると同時に教育者であることも当然ありうる。また、日常生活そのもののなかに教育条件があり、教育内容をそこに見出すことも多い。だが、社会教育のもつこの日常性・生活性・自己学習性・相互教育性という特質にもかかわらず、そのいとなみが教育である以上は、じゅうぶん意図され、組織化された教育条件や教育方法を整備すべきである。公民館はその方向で内容の充実がはからなければならないと結論づけることができよう。

したがって、この基本をはなれて‘単なる利用施設’貸し館と考えられたり、象徴的な意味でのコミュニティ・センターとしてだけ受けとられたり、また住民談笑の場でよいとされたりするのはどうであろうか。

(3) 都市化が激しければ激しいほど、以上のような公民館の教育的意義は強められなければならないと同時に、公民館は地域に普及している各種の社会教育施設ならびにそれに類似する施設と提携しながら、その教育的な核として機能することをはからなければならない。

これら多様な施設が、地域住民の社会教育の機会をひろげているとき、それらをも活用しながら、かつ効率ある教育の実をあげるためにこそ、組織的な教育の機能を発揮すべき公民館の位置と役割りが重要になってくるといわなければならない。

(4) また、公民館のもつ教育的機能を十二分に発揮するために、その前提として地域住民をコミュニティのメンバーとして把握し組織づけることが必要である。コミュニティとは、地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した住民によって、共通の地域への

帰属意識と共通の目標をもって共通の行動がとられようとする、その態度のうちに見出されるものである。生活環境を等しくし、かつそれを中心に生活を向上せしめようとする方向に一致できる人々が作りあげる地域集団活動の体系にこそ、コミュニティが醸成される。公民館は、そうしたコミュニティ志向的な市民が、しかも都市化の激しい今日において、生活の学習をするという一点において集う場であり、それを教育的に組織する場である。

第2 公民館の現代的機能（注. 以下、主な事項のみを掲げる）

- 1 公民館の中心的機能
- 2 公民館の総合的機能
- 3 公民館の段階的機能

第3 今後への具体的提案

- 1 施設の機能的・有機的連携
- 2 利用者の広域化に見合うための施設の設置および管理運営
- 3 教育態勢の構造化
- 4 公民館主事の専門性の明確化

3 生涯教育時代に即応した公民館のあり方（抄）

〔昭和59年3月31日
全国公民館連合会第五次専門委員会答申〕

まえがき

われわれ全国公民館連合会（以下「全公連」と略称する）の第五次専門委員は、昭和57年2月、諮問を受けて以来2カ年余にわたる審議を重ね、また公民館に直接もしくは間接にかかわりのある人々の意見を徴したうえで、昭和58年5月に中間発表を行った。引続き課題の内容について慎重な検討を加えた結果、ここにそれらの結論をまとめて最終の答申を提出することとした。

われわれは、さきに公表された全公連の、第一次および第二次専門委員会が提唱したところに十分関心を払いつつも、それらが構想されたおよそ20年前のわが国内外の状況から、著しい変化を生じ、さらに近づく21世紀に向かって、いっそう大きな変容を来そうとしている社会の推移にかんがみ、公民館が選ぶべき針路と、鮮明にすべき実像の概要を考察することに全力を傾注した。

したがって、第一次専門委員会が、戦後間もなく発想された、公民館の創業精神ともいべきものを忠実に伝承しようとした趣旨は認めるが、それだけでは足りないか、または現実に即し得ないものがあることを指摘し、独自の提案を行った第二次専門委員会の報告内容を、さらに新たな観点と必要とに基づいて検討し、追求することが作業の重点となった。

調査研究の過程において、全国の市区町村で1万7千館を超える公民館が設置されているなかには、施設や活動の実態に大きな開きがあることも無視するわけにはいかなかったが、しかし、法の定めるところにより、公費をもって設置・運営されるものが多数を占める公民館がこれからの時代に処して存続し、独自の性格と任務とを遂行しつづけるためには、当然共通に守られるべき大綱が設定されなければならない。それについて、本委員会は、次のように作業の基本方向を打ち出し、それらについて検討を加えた結果、委員相互に見解の一致を見た内容を総論と各論とに分けて記述することとした。

1 公民館をとりまく社会の動向

まもなく21世紀に到達しようとする今日の社会は、科学の目ざましい進歩に促されて急激な変化を遂げつづけるであろう。それに伴って、変容を余儀なくされる国民生活に対して、公民館は適切に振舞わなければならない。

2 公民館をめぐる教育上の課題

かけごえの大きさに比べて、現実の生涯教育体制は容易に整う見通しを得られていない。しかも、わが国の教育界は、危急存亡のふちに立たされるにいたっている。この時に当り、公民館は望ましい生涯教育活動実践にむかって先頭を切らなければならない。

3 公民館内部の問題

公民館を時代の要請にこたえ得る教育機関として確立するには、未解決の事項が数多く残っており、その解消に向かって、自ら努力しなければならない。

しかも、最近、各地域には、公私多様の教育に関する施設や事業が併存するにいたり、それらの中で、公民館が果たすべき役割や活動の特質を明示する必要がある。

こうした事態に対して、本委員会は、各地の公民館が直面する問題を精査し、それを解決に導くための基本的な考え方と方策とを、委員の討議による試案をもとに、公聴会および研究集会にも提示して得られた公民館関係者の意見を加えて、最終的な結論を打ち出すようにつとめた。

以下、全般的な考察を「総論」とし、重要な問題領域別の考案を「各論」として記述する。その内容は、全委員のほぼ一致した見解に基づくものであるが、必要に応じて、さらに各委員個々の補足もしくは提言を付記して、いっそう考察を徹底させることとした。

第1部 総論（本文は略）

- 1 社会の推移と教育
- 2 生涯教育の推進と公民館の位置・役割
- 3 公民館の運営と行・財政の改善

第2部 各論

I 公民館の理念

かつて全公連の第一次専門委員会は、公民館の目的と理念を、①公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある、②公民館活動の核心は、国民の生涯教育態勢を確立するにある、③公民館活動の究極の

ねらいは、住民の自治能力の向上にあると表現した。この基本的視点は、今日もなお生きている。ただ変化してやまない現代社会においては、それらを静的に解釈するだけでは不十分であって、より動的な見方と方向づけを行う必要を生じている。

1 これからの公民館に求められるもの

生涯教育体制下における公民館は、法的にも、実質的にも公教育の機関である。そして教育とは、あくまで人間性を尊重し、人間的なふれあいによって結実するものである。それゆえに、公民館は、地域社会に生活する住民を教育実践を通じて人間としての成長に向かうように導くことを根本目的とする。

最近、各地域社会にあらわれた、住民の日常生活に大きい影響を与えている現象を挙げれば

- (7) 新たに開発された技術を応用した家庭用機械器具の普及と半加工食品または貯蔵食品の利用による生活の簡便さと単一化,
- (イ) 住居様式や成人男女の勤労形態の変化と家族相互の接触の稀薄化,
- (ウ) 子女の教育や日常生活に関する近隣の人間関係や協力態勢の弱体化,
- (エ) マスコミュニケーション手段の広がりに伴う思考や興味の焦点の流動化と、余暇利用方法の個別化,
- (オ) 対人・公共徳の低下や職業倫理の衰退等に基因する安定感の減少と、断片的判断および利他的行動の増加

などが目立ち、世代間の意識や行動の開きも顕著になってきた。

こうした時代の傾向に対して、公民館は、一般に、その任務を遂行するための目標を、次のように構成することが考えられる。すなわち、住民の「集まる」－「学ぶ」－「結ぶ」活動に、さらに、「知る」ことと「参加する」ことを合わせ、しかも、これらの5つを並列的に見るのではなく、住民の連帯を中心に据えた構造的な把握をもって行くべきである。さらに併行して、反省評価の改善を図ることとする。

以上のようにして、第二次専門委員会が強調した「学習と創造」に焦点を置く基本方針をふまえて、これをさらに「総合し調整し」て地域へ還元するところまで高次化し、かつフィードバックするところに公民館でなければ果たし得ない重要目標を新たに設定した。

この固有の目標に対して、当面重点的に活動方針を盛り込まれるべきものは、左のとおりである。

- 1 流動してやまない国際情勢のもとに生きる人間として、まず自己の足許の地域社会に目をそそぎ、未解決の課題をとらえるとともに、周辺の世界の状況について、正確な情報を揃えることができるようにする。
- 2 周囲から孤立し、逃避しがちな住民に働きかけて、学習活動を動機づけ、さらに共同の学習の場を設定してそこに参加するように促す。
- 3 共同で学ぶことをもって、すべての学習が終わるのではなく、その内容を個々の生活に合わせて深化させ、具体化する活動に進むことが本当の学習であると自覚し、実行するように奨励をする。
- 4 個人による学習の成果は、自己の生活に還元されるばかりでなく、地域社会の営みに反映されなければ、その意義が薄れる。学習結果の社会化を可能にするものは、主として地域に成立している諸団体であり、住民相互のつながりである。公民館の活動は、これらの団体との連携協力に

よって、特色あるものとなる。

- 5 科学技術や大衆伝達手段に一方的に支配される人間は増えるが、自己と周囲とを的確に見定め、適切な判断に基づいて行動する人間は容易には育たない。そのために地域社会は今後いっそう動揺をし不安定の度を増すおそれがある。公民館はこうした事態を防ぎ、生活の基盤を確立することについての評価がたえず励行されるようにして、地域活動の方向を正すための世論形成を促進する。

2 公民館の進路と他の機関施設との関係

地域社会の多面的で複雑な変化の状況を予見し、それに対処する必要を担う公民館は、特に、学校の模倣と茶の間形態のいずれかという実態上の二極が、今後多極化することも考慮して、

生活を学び、創造する地域における生涯教育トータルエデュケーションセンターの代表的機関であり、

よく知り、よく判断するための情報提供機関インフォメーションセンターであり、

地域社会生活を発展させるための実践拠点オーガナイジングセンターである、

という性格（規定）を鮮明にし、それぞれ館がおかれている地区の実態を科学的に究明して、具体的な活動計画を立案しなければならない。それはもちろん、地域社会全体に共通の総合教育計画の一環として考えられるものであるが、同一地域社会の中においても、地区ごとに特色ある施設や活動を打ち出すことを是認するものである。

各地区館が、公民館として当然果たすべき役割にかなう施設設備や事業を必置すると同時に、地区の特性を運営に反映させるためには、地域における公民館（類似施設も含む）全体の間のシステム化を強めることが特に重要となる。内なるシステム化は、いわゆる連絡調整に当たる館を介して、通称ターミナル公民館など、設置理由を異にする館も出現している今日、それぞれの位置と任務とを十分に考慮するとともに、地域内の公民館網に盲点を残さないよう、その組織ネットワークと活動の構成について綿密な配慮をほどこす必要がある。

しかし、右に提起したことは、公民館の独善と独走とを意味するものではない。今日、各地域社会に、別個にかつ多様に成立し、利用されている諸施設は生涯教育体制を完成するためにも、有機的に関連させ（学校も当然その中の一となる）、それぞれの機能の限界にも十分留意して相互に協力し合うようにしなければならない。なお、それについて付言したいのは、口先で連携を叫んでも、それだけで実効が挙がるものではない。公民館がこの必要を自覚し、先頭に立って、各方面の関心と呼び起こし、実現に向かう気運を醸成しなければならないということである。

さらに、公民館は、生涯教育のモデル機関の一として、プログラムや指導方法に関して、先導的試行を実施することもできるように、自己の役割の拡大を図って行きたい。たとえば、最近の教育界において、全国民の関心事となっている、在学青少年の非行あるいは怠学、自殺等の行為の頻発に対して、学校も当該家庭もなすところがない状態にメスを入れ、問題の根源にさかのぼって、新たな教育のしくみにあてはめるとともに、その中の重要視点については、これを住民が研究し実践することを促すように事業計画として打ち出す試みにもって行きたい。それはまた、婚前教育とか、老齢期にそなえる中年成人の学習など、多くの必要課題についても同様に考えられるものである。

事業の側面だけでなく、公民館は、住民の生活の向上に奉仕する各種の施設に対して、住民の心をとらえ、かつ住民が進んで利用するように、施設の構造や管理・運営についても、モデル的な存在となり、さらに事業などの協同化を主唱する気がまえをもつことが望まれる。そして、究極的に

は、地域社会そのものを、より教育的な環境に改めて行くための原動力となるようにして行きたい。

(以下略)

II 公民館の管理・運営方針（本文は略）

- 1 現代的教育機関の管理
- 2 公立公民館運営の指針
- 3 公民館運営審議会の活性化
- 4 管理・運営の改善方策

III 公民館の専門的職員（本文は略）

- 1 専門職制の必要と人材の確保
- 2 専門職員の養成・配置
- 3 現職研修の強化

IV 公民館事業の構造化（本文は略）

- 1 事業を構造化する必要とねらい
- 2 構造化の手順と方法
- 3 事業の構造化と定型化の区別

V 公民館をめぐる行・財政の課題（本文は略）

- 1 生涯教育体制の確立と行政
- 2 公民館に関する行・財政の課題と対策
- 3 法令・基準等の改正

第3部 結 語

本委員会において、追究してきたところでは、その内容をおよそ次のように要約することができる。

1 生涯教育と公民館

- ㉞ 日本の教育は一日も早く生涯教育体制を打ち出し、そのもとで各機関が有機的かつ合理的に役割を分担しなければならない必要に当面している。
- ㉟ 生涯教育を推進するには、地域の実態に即した教育の総合計画（他の行政系統における施設の活動も含む）を樹立し、すべての住民に、生活を学びつつ実践することができるように、目標を設定しなければならない。
- ㊱ その中で、公民館は、社会教育の基幹施設として、多様な住民の生活の中にある必要課題をとりあげ、直接その事業計画に組み込むだけでなく、生涯教育体制下にある諸機関施設や団体との協力を促進するため連絡・調整・評価の任務を担当する。

2 公民館の目標と活動

- ㉞ 公民館は、公教育の機関としての要件を充足して、各地域の特性に基づき、構造的に事業を編成して、教育の成果を地域社会に還元する。
- ㉟ そのため、地域内の公民館のシステム化に努め、住民生活に密着できるようにする。
- ㊱ 社会の動向や住民の生活実態を正確にとらえて、教育の総合計画に反映させ、たえず事業の充

実を図る。

- ㊸ 教育は「ひと」にあることを認識して、専門的資質をそなえた職員を確保し、教育にふさわしい環境を整える。
- ㊹ 施設の管理・運営については、利用者の拡大と、その活用に主眼を置き、また実施方法の改善に関して、運営審議会委員や有志指導者などの知恵と能力とを最大限に引き出すように努める。

3 公民館と行・財政

- ㊺ 行政機関と教育実施機関との任務の混同を避け、それぞれの役割に専念する。
- ㊻ 館長、主事の身分・待遇を教育公務員にふさわしいように改善する。
- ㊼ 現行の設置運営基準が定める最低の水準をもってしては、生涯教育の主要な位置を占めることができないことに留意し、財政を強化して、施設の改善を図る。
- ㊽ 行政系統や事務の担当区分が極度に分かれてしまったことから生ずる矛盾、非能率を是正するため、教育の立場からしての整合を推進する。
- ㊾ 各機関施設の特性と限界とに着目して、有機的な関係を保つように措置する。
- ㊿ 現行法令、規則等を見直し、その改正に向けて努力し、財政の強化策を講ずる。

近づく21世紀にそなえ、変化してやまない地域社会に深く根を下ろして、自ら学ぶことをとおして住民の結びつきと社会生活の発展を促す公民館の責任は重かつ大である。

あしがき

(略)

VI 基礎データ

(平成23年度 社会教育調査)

1 公民館数及び設置率の推移

区 分	公民館数			市(区)町村数	公民館を設置する市(区)町村数	設置率(%)			
	計	本館	分館			計	市(区)	町	村
昭和56年度	17,222	10,224	6,998	3,278	3,045	92.9	92.9	93.9	89.6
59	17,520	10,578	6,942	3,278	2,981	90.9	93.9	91.1	87.6
62	17,440	10,851	6,589	3,275	2,982	91.1	95.1	90.7	87.7
平成2年度	17,347	11,005	6,342	3,268	2,966	90.8	94.8	90.9	85.7
5	17,562	11,188	6,374	3,258	2,966	91.0	94.9	91.2	85.9
8	17,819	11,446	6,373	3,255	2,967	91.2	94.1	91.8	85.5
11	18,257	11,418	6,839	3,252	2,983	91.7	94.7	92.2	86.6
14	17,947	11,354	6,593	3,241	2,950	91.0	94.0	91.2	86.8
17	17,143	10,889	6,254	2,248	2,004	89.1	93.9	88.4	79.7
20	15,943	10,395	5,548	1,810	1,595	88.1	92.6	86.7	75.6
23	14,681	9,880	4,801	1,743	1,501	86.1	90.6	84.4	73.4
市(区)立	10,624	7,692	2,932	806	746				
町立	3,524	1,966	1,558	811	703				
村立	526	215	311	193	146				
組合立	—	—	—	…	…				
私立	7	7	—	…	…				

(注) 1 各年10月1日現在の数値である。

2 設置率とは、「公民館を設置する市(区)町村数」に占める「市(区)町村数」の割合である。

(資料) 社会教育調査(文部科学省)

2 公民館職員数の推移

区 分	計	計のうち			計のうち 公民館主 事	指定管理
		専任	兼任	非常勤		
昭和56年度	44,511	18,359		26,152	14,588	
59	47,398	13,779	12,676	20,943	15,728	
62	47,006	13,291	11,925	21,790	17,313	
平成2年度	48,722	13,639	12,208	22,875	18,000	
5	50,511	13,909	11,819	24,783	18,802	
8	52,324	13,751	11,810	26,763	19,030	
11	54,289	13,445	12,219	28,625	18,484	
14	54,596	12,915	12,148	29,533	18,099	
17	52,230	11,982	11,014	29,234	17,127	
20	50,771	10,709	10,407	29,655	15,090	
23	42,954	8,611	9,689	24,654	13,080	3,387
市(区)立	32,498	7,199	6,466	18,833	10,479	2,843
町立	9,282	1,321	2,824	5,137	2,338	509
村立	1,133	88	399	646	256	35
組合立	—	—	—	—	—	—
私立	41	3	—	38	7	…

(注) 1 各年10月1日現在の数値である。

2 「専任」とは、常勤の職員として発令されている者であり、「兼任」とは、当該公民館以外の常勤の職員で兼任発令されている者であり、「非常勤」とは、非常勤の職員として発令されている者である。

(資料) 社会教育調査(文部科学省)

3 利用状況

区 分	計	学級・講座の参加者数			諸集会への参加者数
		団体利用者数	個人利用者数	個人利用者数	
平成元年度間	234,897,581	7,632,046	170,942,354	23,387,121	32,936,060
4	247,240,414	8,732,654	182,477,153	23,901,707	32,128,900
7	246,120,039	8,682,583	184,423,494	23,021,462	29,992,500
10	241,229,322	9,617,393	183,715,766	22,401,104	25,495,059
13	238,289,483	10,634,061	182,960,077	20,400,781	24,294,564
16	244,349,217	12,449,303	185,450,559	25,750,937	20,698,418
19	256,578,356	12,586,950	196,923,953	25,511,418	21,556,035
22	220,436,860	10,450,093	171,556,157	17,969,816	20,460,794
市(区)立	192,541,194	8,996,204	150,376,619	15,461,440	17,706,931
町立	26,140,596	1,371,895	19,985,070	2,260,813	2,522,818
村立	1,583,773	70,765	1,155,447	134,739	222,822
組合立	—	—	—	—	—
私立	71,297	11,229	39,021	12,824	8,223

4 設置者別公民館数（都道府県別）

区 分	計	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人(特例 民法法人を含む)	本館	中央館	地区館	分館
全 国	14,681	10,624	3,524	526	—	7	9,880	1,203	8,677	4,801
北 海 道	428	153	264	11	—	—	219	72	147	209
青 森	266	143	84	39	—	—	179	35	144	87
岩 手	327	250	75	2	—	—	212	23	189	115
宮 城	399	256	142	1	—	—	236	31	205	163
秋 田	350	267	78	5	—	—	182	13	169	168
山 形	524	257	264	3	—	—	178	29	149	346
福 島	413	284	109	20	—	—	300	56	244	113
茨 城	280	251	27	2	—	—	188	32	156	92
栃 木	191	166	25	—	—	—	167	19	148	24
群 馬	225	175	38	12	—	—	203	19	184	22
埼 玉	507	433	73	1	—	—	459	45	414	48
千 葉	303	282	20	1	—	—	285	43	242	18
東 京	85	75	9	1	—	—	53	16	37	32
神 奈 川	167	149	18	—	—	—	152	8	144	15
新 潟	483	461	14	8	—	—	142	28	114	341
富 山	305	257	48	—	—	—	300	9	291	5
石 川	315	234	81	—	—	—	307	11	296	8
福 井	207	160	47	—	—	—	188	9	179	19
山 梨	500	379	98	23	—	—	169	20	149	331
長 野	1,236	585	420	231	—	—	284	78	206	952
岐 阜	311	227	80	2	—	2	291	29	262	20
静 岡	157	149	8	—	—	—	152	7	145	5
愛 知	390	341	47	2	—	—	378	32	346	12
三 重	379	307	72	—	—	—	291	23	268	88
滋 賀	147	132	15	—	—	—	137	11	126	10
京 都	225	186	38	1	—	—	170	18	152	55
大 阪	267	254	9	—	—	4	188	25	163	79
兵 庫	336	291	45	—	—	—	300	38	262	36
奈 良	372	185	132	55	—	—	149	31	118	223
和 歌 山	264	105	158	1	—	—	148	23	125	116
鳥 取	193	120	72	1	—	—	182	19	163	11
島 根	236	165	70	1	—	—	215	18	197	21
岡 山	439	388	50	1	—	—	272	20	252	167
広 島	307	284	23	—	—	—	291	22	269	16
山 口	229	188	41	—	—	—	199	12	187	30
徳 島	328	221	103	4	—	—	190	12	178	138
香 川	168	107	61	—	—	—	108	10	98	60
愛 媛	440	284	156	—	—	—	299	17	282	141
高 知	202	155	41	6	—	—	146	20	126	56
福 岡	365	305	57	3	—	—	332	49	283	33
佐 賀	131	115	16	—	—	—	126	19	107	5
長 崎	193	177	16	—	—	—	179	15	164	14
熊 本	402	198	151	53	—	—	194	30	164	208
大 分	251	236	13	2	—	—	178	19	159	73
宮 崎	113	79	33	1	—	—	82	20	62	31
鹿 児 島	239	178	53	7	—	1	198	43	155	41
沖 縄	86	30	30	26	—	—	82	25	57	4

5 市（区）町村立公民館の設置状況

区 分	市(区)町村数				公民館を設置する市(区)町村数				設 置 率(%)			
	計	市(区)	町	村	計	市(区)	町	村	計	市(区)	町	村
全 国	1,743	809	750	184	1,501	733	633	135	86.1	90.6	84.4	73.4
北 海 道	青森	179	35	129	15	113	28	78	7	63.1	80.0	46.7
	岩手	40	10	22	8	39	10	22	7	97.5	100.0	87.5
	宮城	33	13	15	5	28	11	15	2	84.8	84.6	40.0
	秋田	35	13	21	1	31	12	18	1	88.6	92.3	100.0
	山形	25	13	9	3	24	12	9	3	96.0	92.3	100.0
山 福 茨 栃 群	福島	35	13	19	3	34	13	18	3	97.1	100.0	94.7
	茨城	59	13	31	15	51	12	28	11	86.4	92.3	73.3
	栃木	44	32	10	2	40	28	10	2	90.9	87.5	100.0
	群馬	26	14	12	—	26	14	12	—	100.0	100.0	—
埼 千 東 神 新	千葉	35	12	15	8	31	12	13	6	88.6	100.0	75.0
	東京	64	40	23	1	62	39	22	1	96.9	97.5	100.0
	神奈川	54	36	17	1	51	36	14	1	94.4	100.0	100.0
	新潟	62	49	5	8	23	20	2	1	37.1	40.8	12.5
	新潟	33	19	13	1	24	15	9	—	72.7	78.9	—
富 石 福 山 長	山形	30	20	6	4	30	20	6	4	100.0	100.0	100.0
	石川	15	10	4	1	14	10	4	—	93.3	100.0	—
	福井	19	10	9	—	19	10	9	—	100.0	100.0	—
	山梨	17	9	8	—	17	9	8	—	100.0	100.0	—
	長野	27	13	8	6	26	13	8	5	96.3	100.0	83.3
岐 静 愛 三 滋	長野	77	19	23	35	76	19	23	34	98.7	100.0	97.1
	岐阜	42	21	19	2	40	20	18	2	95.2	95.2	100.0
	静岡県	35	23	12	—	25	20	5	—	71.4	87.0	—
	愛知	54	37	15	2	49	35	13	1	90.7	94.6	50.0
	滋賀	29	14	15	—	29	14	15	—	100.0	100.0	—
京 大 兵 奈 和	滋賀	19	13	6	—	16	10	6	—	84.2	76.9	—
	京都	26	15	10	1	22	14	7	1	84.6	93.3	70.0
	大阪	43	33	9	1	37	30	7	—	86.0	90.9	—
	兵庫県	41	29	12	—	35	24	11	—	85.4	82.8	—
	和歌山	39	12	15	12	35	12	13	10	89.7	100.0	86.7
鳥 島 岡 広 山	和歌山	30	9	20	1	30	9	20	1	100.0	100.0	100.0
	鳥取	19	4	14	1	17	4	12	1	89.5	100.0	85.7
	島根	19	8	10	1	18	7	10	1	94.7	87.5	100.0
	岡山	27	15	10	2	26	15	10	1	96.3	100.0	50.0
	広島	23	14	9	—	20	12	8	—	87.0	85.7	—
徳 香 愛 高 福	広島	19	13	6	—	18	12	6	—	94.7	92.3	100.0
	徳島	24	8	15	1	22	8	13	1	91.7	100.0	86.7
	香川県	17	8	9	—	16	8	8	—	94.1	100.0	—
	愛媛	20	11	9	—	20	11	9	—	100.0	100.0	—
	福岡	34	11	17	6	24	11	10	3	70.6	100.0	50.0
佐 長 熊 大 宮	福岡	60	28	30	2	54	24	28	2	90.0	85.7	93.3
	佐賀	20	10	10	—	18	10	8	—	90.0	100.0	80.0
	長崎	21	13	8	—	20	13	7	—	95.2	100.0	87.5
	熊本	45	14	23	8	41	14	20	7	91.1	100.0	87.0
	宮崎	18	14	3	1	18	14	3	1	100.0	100.0	100.0
鹿 児 島	鹿儿岛	26	9	14	3	21	9	11	1	80.8	100.0	33.3
	鹿儿岛	43	19	20	4	41	19	19	3	95.3	100.0	95.0
鹿 児 島	鹿儿岛	41	11	11	19	30	11	8	11	73.2	100.0	57.9

6 公民館職員数（都道府県別）

区分	専任				兼任				非常勤				指定管理			
	計	館長・分館長	公民館主事	その他職員	計	館長・分館長	公民館主事	その他職員	計	館長・分館長	公民館主事	その他職員	計	館長・分館長	公民館主事	その他職員
全国	8,611	1,709	4,093	2,809	9,689	3,198	2,830	3,661	24,654	8,495	6,157	10,002	3,387	690	908	1,789
北海道	120	31	21	68	608	192	143	273	485	162	146	177	150	22	19	109
青森	127	31	40	56	179	71	28	80	423	143	133	147	107	19	7	81
岩手	172	24	118	30	209	80	58	71	505	210	94	201	35	2	7	26
宮城	179	27	60	92	343	87	116	140	462	197	112	153	433	75	132	226
秋田	153	32	76	45	257	86	107	64	533	218	156	159	27	6	12	9
山形	182	7	100	75	185	35	76	74	774	404	197	173	86	13	27	46
福島	365	87	136	142	330	114	131	85	739	197	292	250	9	3	1	5
茨城	223	60	68	95	172	62	34	76	592	152	143	297	—	—	—	—
栃木	262	79	80	103	407	85	146	176	279	25	72	182	13	1	—	12
群馬	326	58	216	52	231	64	125	42	387	97	26	264	—	—	—	—
埼玉	745	169	409	167	503	115	176	212	1,129	203	311	615	44	6	7	31
千葉	561	107	298	156	167	56	41	70	991	116	103	772	217	16	32	169
東京	232	51	127	54	84	33	9	42	239	—	34	205	—	—	—	—
神奈川	259	46	139	74	161	35	57	69	640	83	217	340	—	—	—	—
新潟	162	25	111	26	431	115	137	179	604	257	121	226	36	15	1	20
富山	130	3	91	36	180	77	35	68	661	222	214	225	9	1	4	4
石川	258	12	160	86	67	15	16	36	374	272	60	42	196	17	52	127
福井	183	31	111	41	72	29	26	17	464	147	199	118	—	—	—	—
山梨	35	4	10	21	169	64	47	58	868	422	345	101	15	2	6	7
長野	259	47	162	50	465	65	220	180	2,657	1,080	694	883	68	27	27	14
岐阜	134	20	48	66	245	65	67	113	631	203	256	172	99	18	19	62
静岡	153	44	46	63	102	36	23	43	332	78	18	236	1	—	—	1
愛知	295	60	122	113	263	109	47	107	701	121	72	508	595	94	140	361
三重	67	17	33	17	379	142	137	100	488	184	111	193	120	37	—	83
滋賀	125	40	38	47	195	53	20	122	286	40	43	203	75	16	19	40
京都	40	8	10	22	78	30	20	28	308	119	105	84	48	14	13	21
大阪	268	89	23	156	111	67	37	7	537	102	65	370	48	6	2	40
兵庫	322	100	121	101	124	63	20	41	517	164	39	314	33	7	7	19
奈良	84	14	25	45	184	108	19	57	163	71	7	85	157	56	29	72
和歌山	78	21	40	17	119	30	65	24	475	197	127	151	12	3	5	4
鳥取	123	19	84	20	48	22	11	15	460	148	279	33	27	1	13	13
島根	116	17	84	15	76	28	17	31	386	188	122	76	88	3	76	9
岡山	101	20	43	38	256	101	67	88	725	283	169	273	1	1	—	—
広島	96	18	36	42	59	33	7	19	547	188	182	177	273	62	144	67
山口	100	22	52	26	275	108	85	82	345	97	130	118	6	2	2	2
徳島	57	8	36	13	106	60	28	18	345	222	67	56	55	30	16	9
香川	66	14	24	28	73	42	24	7	223	94	32	97	14	6	—	8
愛媛	327	48	204	75	230	45	136	49	593	324	116	153	54	27	27	—
高知	60	7	19	34	82	32	14	36	271	149	55	67	6	1	—	5
福岡	156	36	63	57	194	59	27	108	752	264	270	218	—	—	—	—
佐賀	158	26	100	32	103	35	40	28	132	64	6	62	13	—	12	1
長崎	129	18	50	61	286	122	47	117	254	50	30	174	12	2	—	10
熊本	137	19	46	72	363	107	91	165	486	256	32	198	21	7	8	6
大分	159	38	70	51	93	32	15	46	374	162	89	123	31	18	8	5
宮崎	67	15	23	29	175	75	6	94	117	14	5	98	3	1	—	2
鹿児島	176	22	97	57	214	101	24	89	288	88	34	166	77	25	23	29
沖縄	84	18	23	43	36	13	8	15	112	18	27	67	73	28	11	34

7 公民館の利用状況

(平成22年度間)

区 分	計	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民法法人を含む)		
公 民 館 数	14,170	10,268	3,400	495	—	7		
利 用 公 民 館 数	12,919	9,471	3,021	421	—	6		
団 体 利 用	計	利用公民館数	12,777	9,374	2,980	417	—	6
		利用団体数	5,112,102	4,616,248	471,914	23,828	—	112
		利用者数	171,556,157	150,376,619	19,985,070	1,155,447	—	39,021
	青少年団体	利用公民館数	9,503	7,199	2,042	257	—	5
		利用団体数	297,812	259,980	35,991	1,823	—	18
		利用者数	13,716,455	11,667,352	1,920,447	114,130	—	14,526
	女性団体	利用公民館数	9,568	7,090	2,184	289	—	5
		利用団体数	568,429	516,936	49,529	1,947	—	17
		利用者数	14,746,707	12,975,568	1,650,325	114,859	—	5,955
	成人団体	利用公民館数	10,608	7,951	2,361	291	—	5
		利用団体数	2,382,501	2,174,093	201,740	6,639	—	29
		利用者数	73,104,666	65,247,815	7,479,452	370,594	—	6,805
	高齢者団体	利用公民館数	9,586	7,044	2,257	279	—	6
		利用団体数	272,336	242,654	27,693	1,980	—	9
利用者数		9,519,301	8,165,107	1,272,514	77,917	—	3,763	
そ の 他 団 体	利用公民館数	10,570	7,846	2,383	337	—	4	
	利用団体数	1,591,024	1,422,585	156,961	11,439	—	39	
	利用者数	60,469,028	52,320,777	7,662,332	477,947	—	7,972	
個 人 利 用	利用公民館数	4,444	3,248	1,042	151	—	3	
	利用者数	17,969,816	15,461,440	2,260,813	234,739	—	12,824	

(注)「利用公民館数」の計には、団体利用又は個人利用のいずれか一方でも利用している公民館数を計上しているため、計と内訳の合計は一致しない。(「団体利用」の「計」欄についても同様)

8 公民館における諸集会の実施状況（都道府県別）

区 分	公民館数	実施館数	計		主 催			
					講習会・講演会・実習会		体育事業	
			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
全 国	14,170	10,712	189,942	20,460,794	79,563	3,268,622	18,766	2,356,984
北 海 道	420	257	2,301	242,961	840	33,464	254	23,203
	257	146	4,094	209,307	2,480	63,827	96	5,518
	269	175	4,749	353,821	2,325	71,562	355	17,947
	336	282	3,732	529,385	1,455	94,639	372	58,157
	348	217	2,574	218,488	1,418	33,750	262	39,044
山 形	516	339	4,083	413,270	1,468	48,918	656	90,530
	348	227	4,689	639,514	1,950	60,347	677	70,704
	269	185	1,843	300,924	869	41,422	171	45,465
	188	142	1,568	265,267	608	42,923	128	11,928
	224	187	3,078	509,139	1,717	64,786	111	26,712
埼 玉	492	433	8,876	1,601,433	3,645	186,584	465	97,335
	301	224	4,601	651,472	2,807	149,407	397	24,453
	85	73	1,110	252,525	479	31,659	5	93
	166	158	3,662	728,640	1,487	97,262	568	96,938
	474	368	4,052	522,082	1,918	113,942	356	67,398
富 山	302	276	3,192	399,081	916	33,606	344	60,576
	310	295	10,758	714,877	3,002	102,598	1,790	203,864
	207	184	5,564	559,672	1,824	59,610	403	33,273
	485	285	2,696	145,328	747	25,217	445	22,434
	1,183	1,030	10,780	1,033,144	3,392	144,000	1,875	234,158
岐 阜	304	236	2,514	481,116	1,057	42,747	383	93,415
	157	121	3,229	410,027	938	50,917	278	42,188
	387	270	2,630	799,323	1,056	56,448	490	134,175
	363	213	3,575	342,603	1,746	53,371	86	7,526
	147	118	2,307	250,845	1,335	54,419	54	14,071
京 都	223	165	2,525	175,745	824	31,176	261	23,540
	267	238	2,378	457,815	1,492	59,181	133	58,566
	332	292	6,578	558,568	3,673	156,570	370	52,282
	346	187	2,841	122,873	1,275	34,406	96	1,982
	253	219	3,186	258,949	634	35,466	908	38,110
鳥 取	191	184	6,214	475,960	2,580	75,317	710	83,969
	235	225	12,848	524,300	3,132	84,013	1,269	52,487
	435	312	4,156	515,002	1,787	74,505	381	56,088
	307	278	7,931	1,009,805	4,048	190,137	124	7,796
	226	181	4,965	376,193	1,296	40,611	211	21,709
徳 島	320	142	2,035	161,740	768	39,369	349	16,615
	166	110	1,238	188,027	322	19,053	132	20,829
	438	413	7,078	819,269	2,996	153,471	1,059	142,196
	187	130	2,276	98,503	1,332	32,400	179	13,248
	364	305	8,394	796,113	5,235	240,873	529	48,852
佐 賀	129	107	1,575	244,079	932	37,657	75	20,569
	191	124	2,383	251,288	1,668	47,366	140	49,571
	356	246	2,415	332,643	917	42,444	351	71,405
	231	175	2,549	173,912	1,194	44,312	236	22,278
	111	34	1,141	61,159	566	14,021	42	3,682
鹿 児 島	238	148	2,433	213,058	1,085	43,389	153	21,522
	86	56	546	71,549	328	15,460	37	8,583

		共 催							
文化事業		講習会・講演会・実習会		体育事業		文化事業		区 分	
実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数		
37,430	5,570,180	23,179	1,671,512	14,917	2,496,423	16,087	5,097,073	全 国	
712	94,728	117	14,887	141	13,993	237	62,686	北 海 道	
654	64,008	468	23,055	105	10,103	291	42,796	青 森	
626	84,491	677	42,588	441	59,254	325	77,979	岩 手	
791	121,967	458	45,694	244	62,582	412	146,346	宮 城	
285	69,626	199	12,462	257	32,173	153	31,433	秋 田	
737	84,037	457	33,349	394	77,360	371	79,076	山 形	
698	99,418	353	19,339	629	142,219	382	247,487	福 島	
514	128,738	114	12,148	106	30,994	69	42,157	茨 城	
220	57,249	353	24,531	144	34,867	115	93,769	栃 木	
421	137,163	274	23,974	335	109,722	220	146,782	群 馬	
1,166	324,041	1,582	143,595	1,055	319,548	963	530,330	埼 玉	
504	189,271	369	54,317	185	34,294	339	199,730	千 葉	
375	80,045	108	6,327	3	1,030	140	133,371	東 京	
959	301,108	326	35,158	85	16,969	237	181,205	神 奈 川	
812	147,033	274	29,515	272	45,558	420	118,636	新 潟	
513	97,342	530	39,431	349	70,796	540	97,330	富 石	
2,765	224,538	1,133	51,389	1,307	59,736	761	72,752	山 川 井	
1,456	113,062	1,065	71,999	363	107,547	453	174,181	福 山	
975	51,799	164	8,357	164	16,760	201	20,761	山 梨	
2,480	319,451	944	52,775	1,134	135,768	955	146,992	長 野	
615	206,376	174	13,384	105	47,604	180	77,590	岐 阜	
1,177	162,961	181	14,956	497	34,431	158	104,574	静 岡	
600	269,936	194	21,295	98	47,634	192	269,835	愛 知	
372	88,019	601	23,284	312	50,675	458	119,728	三 重	
230	44,625	419	36,246	76	21,500	193	79,984	滋 賀	
1,011	54,732	148	11,366	103	17,468	178	37,463	京 都	
418	161,966	167	20,391	14	5,102	154	152,609	大 阪	
1,855	195,140	241	34,782	183	20,895	256	98,899	兵 庫	
909	42,141	483	21,503	28	3,768	50	19,073	奈 良	
1,150	87,031	134	8,353	160	19,250	200	70,739	和 歌 山	
1,510	113,668	718	33,011	336	77,540	360	92,455	鳥 取	
2,564	131,732	2,130	66,332	1,773	96,527	1,980	93,209	島 根	
834	201,721	534	33,534	257	43,973	363	105,181	岡 山	
811	139,353	2,099	291,149	249	60,472	600	320,898	広 島	
385	110,213	1,241	27,171	803	36,118	1,029	140,371	山 口	
320	28,111	346	19,927	73	21,711	179	36,007	徳 島	
243	63,927	222	12,084	186	31,859	133	40,275	香 川	
1,018	232,983	852	55,895	615	109,891	538	124,833	愛 媛	
542	26,240	77	10,556	68	5,437	78	10,622	高 知	
785	132,475	1,114	77,831	315	114,610	416	181,472	福 岡	
124	42,955	112	14,279	205	74,248	127	54,371	佐 賀	
183	29,689	185	15,668	101	30,729	106	78,265	長 崎	
334	43,421	247	20,463	278	90,899	288	64,011	熊 本	
685	41,569	269	16,652	87	19,483	78	29,618	大 分	
497	28,005	20	3,430	5	382	11	11,639	宮 崎	
489	72,480	280	15,864	252	32,105	174	27,698	鹿 児 島	
106	29,596	26	7,216	25	839	24	9,855	沖 縄	

9 公民館における学級講座の実施状況（都道府県別）

1. 学級・講座数

区 分	学 習 内 容 別								
	計	教養の 向上	趣味・け いごごと	体育レクリ エーション	家庭教育 家庭生活	職業知識 技術の 向上	市民意識 社会連帯 意識	指導者 養成	その他
全 国	375,934	25,694	167,673	66,328	74,725	3,650	27,909	2,555	7,400
北 海 道	2,500	306	915	353	701	20	148	13	44
	6,269	452	2,616	763	1,230	91	786	74	257
	7,958	689	3,106	1,266	1,988	57	638	113	101
	5,563	647	1,187	605	1,748	21	979	230	146
青 森 県	3,171	217	1,516	486	631	3	220	21	77
	4,799	299	1,555	799	1,227	210	504	23	182
	7,724	982	2,199	1,545	2,123	24	575	86	190
	3,752	624	1,278	505	1,163	29	110	3	40
茨 城 県	3,592	321	875	934	1,129	29	241	39	24
	5,351	514	1,849	656	1,709	44	461	58	60
	10,530	1,220	2,815	1,484	3,464	126	1,055	99	267
	6,562	800	1,523	1,164	2,126	50	643	36	220
千 葉 県	1,920	244	925	73	270	14	293	64	37
	4,163	520	818	456	1,802	35	442	55	35
	5,735	744	2,680	911	923	4	397	25	51
	6,169	323	3,162	1,065	1,169	6	416	7	21
石 川 県	19,135	628	9,618	5,419	1,713	28	1,039	79	611
	14,319	631	6,817	3,033	2,423	130	993	141	151
	4,747	183	2,330	1,049	699	8	348	15	115
	11,312	1,321	3,994	1,849	2,727	64	1,012	89	256
岐 阜 県	5,953	479	2,391	956	1,489	64	410	35	129
	4,576	406	1,836	694	1,260	45	284	18	33
	6,352	456	2,411	711	1,556	671	327	87	133
	7,861	501	3,711	1,236	1,670	209	448	7	79
愛 知 県	6,436	532	2,472	1,100	1,530	102	620	23	57
	3,439	247	1,465	533	832	3	227	14	118
	4,616	860	1,642	755	819	48	444	32	16
	49,527	2,181	33,334	7,965	4,864	54	966	125	38
大 阪 府	4,044	490	2,277	295	687	—	248	6	41
	5,295	136	2,664	1,094	822	147	407	4	21
	10,059	605	4,308	2,136	1,871	16	918	108	97
	24,128	1,148	9,816	5,141	3,704	143	1,889	65	2,222
島 根 県	13,208	829	6,534	2,623	1,859	178	1,020	21	144
	12,847	476	4,694	2,441	2,940	282	1,776	186	52
	12,266	401	7,676	2,046	1,474	57	426	34	152
	3,991	133	1,911	785	537	12	485	33	95
香 川 県	1,837	155	936	247	360	1	122	9	7
	8,592	533	3,222	1,375	2,305	54	986	37	80
	5,401	249	2,404	1,123	1,352	39	175	—	59
	18,793	863	6,445	3,958	4,472	108	2,253	216	478
愛 媛 県	2,851	204	864	356	892	54	435	6	40
	5,338	510	2,034	604	1,675	97	366	25	27
	5,002	294	1,789	729	1,567	118	431	16	58
	9,646	797	4,256	1,765	1,613	97	675	155	288
高 知 県	1,234	166	467	233	228	28	94	1	17
	6,195	284	3,699	853	1,169	19	140	5	26
	1,176	94	637	159	213	11	37	17	8

2. 学級生・受講者数 (計)

(平成22年度間)

区 分	学 習 内 容 別								
	計	教養の 向上	趣味・け いこごと	体育レクリ エーション	家庭教育 家庭生活	職業知識 技術の 向上	市民意識 社会連帯 意識	指導者 養成	その他
全 国	10,450,093	1,015,891	2,819,900	2,041,104	2,297,337	61,079	1,562,020	84,370	568,392
北 海 道	79,638	17,112	21,541	12,014	15,997	245	8,696	245	3,788
青 森 県	204,476	16,653	57,264	28,033	59,422	1,548	31,052	1,949	8,555
岩 手 県	247,097	29,143	66,597	32,041	68,017	1,624	30,154	3,086	16,435
宮 城 県	344,005	45,409	35,186	33,988	55,977	658	109,135	8,124	55,528
秋 田 県	98,966	8,418	29,360	20,770	21,615	77	13,322	711	4,693
山 形 県	132,903	9,996	26,008	36,266	31,389	3,289	16,809	485	8,661
福 島 県	213,502	22,258	44,106	58,331	56,129	307	20,682	1,327	10,362
茨 城 県	124,353	13,319	26,752	26,647	43,982	2,134	4,684	84	6,751
栃 木 県	139,431	13,099	15,194	38,595	46,764	429	15,735	1,795	7,820
群 馬 県	178,402	24,155	46,926	30,355	46,723	736	22,512	2,678	4,317
埼 千 奈 新	556,384	85,507	98,744	102,415	131,212	2,199	76,236	7,057	53,014
東 京 都	287,367	44,199	45,127	54,973	77,867	556	31,404	1,035	32,206
京 都 府	184,880	20,471	47,073	1,935	9,182	644	89,888	3,936	11,751
神 奈 川 県	275,404	36,161	27,836	27,222	96,548	1,429	56,575	3,084	26,549
新 潟 県	192,526	24,987	47,986	27,689	51,260	157	30,997	965	8,485
富 石 福 山 長	158,675	10,151	49,135	35,469	36,175	97	24,958	135	2,555
山 川 井 梨 野	501,902	27,148	176,806	179,960	50,787	359	37,458	2,986	26,398
岐 静 愛 三 滋	275,479	17,227	91,548	62,284	62,867	1,266	33,957	3,124	3,206
福 山 県	103,414	11,978	31,228	21,999	15,831	180	14,869	575	6,754
山 長 県	382,386	74,891	68,498	84,696	78,210	1,223	63,396	3,380	8,092
岐 静 愛 三 滋	157,025	14,349	41,291	32,955	41,799	669	22,097	744	3,121
静 岡 県	199,852	14,916	94,347	34,453	40,226	793	12,920	1,071	1,126
愛 知 県	237,627	35,534	58,730	35,478	52,526	11,026	30,759	3,340	10,234
三 重 県	181,210	14,480	63,806	34,969	41,715	1,920	17,625	156	6,539
滋 賀 県	168,295	15,331	39,983	26,042	48,606	1,031	26,963	1,651	8,688
京 大 兵 奈 和	97,106	11,109	22,685	23,251	19,109	49	16,291	132	4,480
都 府 府	174,442	32,439	38,905	21,878	28,492	1,034	45,499	1,916	4,279
庫 庫 良 山	761,709	66,608	382,208	135,004	115,197	1,864	53,611	3,533	3,684
良 山 県	88,962	14,130	35,316	6,331	13,966	—	14,238	140	4,841
和 歌 山 県	91,623	4,576	33,425	16,336	17,967	4,263	14,475	107	474
鳥 島 岡 広 山	330,477	16,852	86,550	111,588	58,154	628	46,078	1,987	8,640
取 根 山 島 口	381,263	17,199	105,703	103,018	78,555	1,953	55,052	1,477	18,306
岡 山 県	274,113	27,487	89,950	49,778	51,794	2,116	37,367	428	15,193
山 口 県	535,828	28,271	103,168	71,613	115,751	4,565	151,342	8,443	52,675
徳 香 愛 高 福	202,490	12,451	92,904	39,707	33,649	988	17,737	888	4,166
島 川 媛 知 岡	84,760	3,329	24,926	16,266	13,623	217	20,365	355	5,679
香 川 媛 知 岡	54,354	6,995	14,852	9,729	10,139	16	12,061	115	447
愛 媛 県	293,157	20,181	67,626	67,434	77,843	786	36,669	839	21,779
高 知 県	99,166	4,188	30,211	25,096	28,999	524	6,673	—	3,475
福 岡 県	544,307	31,038	106,684	116,043	140,339	1,688	98,167	5,983	44,365
佐 長 熊 大 宮	104,289	7,664	14,064	29,042	27,626	632	22,782	150	2,329
賀 崎 本 分 崎	174,958	17,818	43,738	37,020	53,047	1,152	14,397	730	7,056
熊 本 分 崎	140,518	10,887	36,500	23,331	43,617	2,543	17,938	294	5,408
大 宮 県	183,398	21,865	51,623	32,757	37,630	992	26,467	2,519	9,545
分 崎 県	22,540	2,329	5,675	6,252	4,901	136	2,802	15	430
鹿 児 島 沖 縄	153,078	7,583	72,187	17,296	38,408	292	5,578	174	11,560
沖 縄 県	32,356	4,000	9,928	2,755	7,705	45	3,548	422	3,953

10 公民館運営審議会等の設置館数

区 分	当該館に設置					連絡等にあたる公民館に設置				
	計	市(区)	町	村	組 合	計	市(区)	町	村	組 合
全 国	4,053	3,149	809	95	—	3,879	2,898	898	83	—
北 海 道	90	22	63	5	—	124	32	89	3	—
青 森	46	14	23	9	—	58	27	16	15	—
岩 手	68	57	10	1	—	105	81	24	—	—
宮 城	17	13	4	—	—	43	42	1	—	—
秋 田	39	32	6	1	—	98	66	30	2	—
山 形	137	89	45	3	—	103	24	79	—	—
福 島	64	49	13	2	—	104	83	19	2	—
茨 城	69	59	8	2	—	148	134	14	—	—
栃 木	31	21	10	—	—	103	89	14	—	—
群 馬	91	78	10	3	—	54	49	5	—	—
埼 玉	148	138	9	1	—	215	196	19	—	—
千 葉	60	49	10	1	—	198	193	5	—	—
東 京	23	22	1	—	—	40	37	3	—	—
神 奈 川	78	75	3	—	—	14	14	—	—	—
新 潟	75	69	5	1	—	142	137	5	—	—
富 山	144	97	47	—	—	39	39	—	—	—
石 川	198	140	58	—	—	30	25	5	—	—
福 井	139	117	22	—	—	26	1	25	—	—
山 梨	114	72	40	2	—	139	117	14	8	—
長 野	165	101	27	37	—	254	109	99	46	—
岐 阜	135	107	26	2	—	96	61	35	—	—
静 岡	36	33	3	—	—	41	41	—	—	—
愛 知	77	76	1	—	—	49	49	—	—	—
三 重	82	62	20	—	—	110	100	10	—	—
滋 賀	34	24	10	—	—	42	42	—	—	—
京 都	31	21	10	—	—	41	41	—	—	—
大 阪	19	18	1	—	—	118	116	2	—	—
兵 庫	45	35	10	—	—	106	93	13	—	—
奈 良	40	28	8	4	—	125	90	35	—	—
和 歌 山	66	36	30	—	—	50	17	33	—	—
鳥 取	121	85	35	1	—	35	5	30	—	—
島 根	150	123	26	1	—	22	9	13	—	—
岡 山	181	160	21	—	—	127	120	7	—	—
広 島	146	139	7	—	—	56	49	7	—	—
山 口	116	109	7	—	—	54	35	19	—	—
徳 島	75	56	19	—	—	106	63	43	—	—
香 川	49	28	21	—	—	49	43	6	—	—
愛 媛	240	203	37	—	—	118	54	64	—	—
高 知	76	60	15	1	—	72	55	13	4	—
福 岡	135	117	16	2	—	34	16	17	1	—
佐 賀	91	82	9	—	—	11	5	6	—	—
長 崎	59	55	4	—	—	64	54	10	—	—
熊 本	42	22	15	5	—	170	118	52	—	—
大 分	88	79	8	1	—	62	57	4	1	—
宮 崎	11	5	5	1	—	19	10	9	—	—
鹿 児 島	88	63	23	2	—	52	48	4	—	—
沖 縄	24	9	8	7	—	13	12	—	1	—

平成26年度 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業

公民館に関する基礎資料

平成27年3月

文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

〒 110-0007 東京都台東区上野公園12番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008
